

戸籍手続オンラインシステム
構築のための
標準仕様書

(第6版)

平成29年3月
法務省

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：4 頁：1／1

平成 2 4 年 3 月

項番	箇所	修 正 内 容	ページ	添付資料 NO
1	用語の定義	「電算化市区町村」の項 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、「戸籍法第117条の2」を「戸籍法第118条」に変更	I	
2		「非電算化市区町村」の項 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、「戸籍法第117条の2」を「戸籍法第118条」に変更	I	
3		「交付請求」の項 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、「戸籍法第10条第1項、第12条の2第1項、第48条第1項及び第117条の4第1項」を「戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項、第12条の2第1項、第48条第1項及び第120条第1項」に変更	I	
4		「記録事項証明書」の項 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、「戸籍法第117条の4第1項」を「戸籍法第120条第1項」に変更	III	

用語の意義

本書において、次の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ右欄に掲げるところによる。

- | | |
|-------------|---|
| ・ 法令等 | 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）若しくは通達、通知及び回答等の先例をいう。 |
| ・ 規則 | 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）をいう。 |
| ・ 準則 | 戸籍事務取扱準則制定標準（平成 16 年 4 月 1 日付け民一第 850 号民事局長通達）をいう。 |
| ・ 情報通信技術利用法 | 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）をいう。 |
| ・ 電算化市区町村 | 戸籍法第 118 条第 1 項の指定を受けた市区町村をいう。 |
| ・ 非電算化市区町村 | 戸籍法第 118 条第 1 項の指定を受けていない市区町村をいう。 |
| ・ 申請者端末 | 申請等をする者の使用に係る端末をいう。 |
| ・ 市区町村端末 | 戸籍事務の補助者の使用に係るオンライン専用端末をいう。 |
| ・ 交付請求 | 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項、第 12 条の 2 第 1 項、第 48 条第 1 項及び第 120 条第 1 項に規定する証明書の交付の請求をいう。 |
| ・ 届出 | 戸籍法の規定に基づき市区町村長に対してする届出をいう。 |
| ・ 申請 | 戸籍法の規定に基づき市区町村長に対してする申請をいう。 |
| ・ 申出 | 法令等の規定に基づき市区町村長に対してする不受理申出、又は市区町村長に対してした届出、申請若しくは不受理申出の取下げの申出をいう。 |
| ・ 届出等 | 届出、申請又は申出をいう。 |
| ・ 申請等 | 交付請求又は届出等をいう。 |
| ・ 請求者 | 市区町村長に対して交付請求の手続を行う者をいう。 |
| ・ 届出人 | 市区町村長に対して届出の手続を行う者をいう。 |
| ・ 証人 | 婚姻、離婚、養子縁組及び養子離縁の届出における証人をいう。 |
| ・ 連署人 | 国籍取得及び配偶者のある者の帰化の届出における連署人をいう。 |
| ・ 証人等 | 証人又は連署人をいう。 |

・申請者	市区町村長に対して申請の手続を行う者をいう。
・申出人	市区町村長に対して不受理申出又は取下げの申出の手続を行う者をいう。
・届出人等	届出人、申請者又は申出人をいう。
・申請者等	請求者、届出人等又は証人等をいう。
・書面等	人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
・様式	戸籍法及び規則の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を人の知覚によって認識できる方式をもって表示したものをいう。電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合は、当該事項に係る情報及び添付書面等を必要とする場合はそれに代わるべき情報を併せて記録するための構造をいう。
・電磁的記録	電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
・添付書面等	交付請求又は届出等の際に添付し、又は提出すべきこととされている書面等をいう。
・添付書面情報	交付請求又は届出等の際に添付し、又は提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報を記録した電磁的記録をいう。
・交付請求書	交付請求の手続を行う書面等をいう。
・交付請求書情報	電子情報処理組織を使用して交付請求を行う場合においては、戸籍法及び規則の規定において交付請求書に記載すべきこととされている事項に係る情報及び添付書面等を必要とする場合はそれに代わるべき情報を併せて記録した電磁的記録をいう。
・届書等	届出等の手続を行う書面等をいう。
・届書情報等	電子情報処理組織を使用して届出等を行う場合において、戸籍法及び規則の規定において届書等に記載すべきこととされている事項に係る情報及び添付書面等を必要とする場合はそれに代わるべき情報を併せて記録するための電磁的記録をいう。
・申請書等	交付請求書又は届書等をいう。
・申請書情報等	電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において、情報を記録するための電子的記録である交付請求書又は届書

	等をいう。
・ 字形情報	戸籍統一文字に係る字体の画像イメージ又は文字フォントをいう。
・ 届書類	当該届出等の手続に係る届書等（履歴を含む。）及び添付書面等をいう。（管轄局送付時及び届書等保存時には、問い合わせ情報等も含まれる。）
・ 処分通知等	市区町村長の処分の通知をいう。
・ 戸籍証明書	戸籍に関する証明書の交付請求に対してする処分通知等に係る書面等をいう。 本書においては、戸籍記録事項証明書等、受理／不受理証明書及び身分事項証明書等の一般行政証明等を総称している。
・ 記録事項証明書	戸籍法第 120 条第 1 項に規定する証明書をいう。
・ 受理証明書等	戸籍法第 48 条第 1 項に規定する届出の受理又は不受理の証明書をいう。
・ 電子戸籍証明書	電子情報処理組織を使用して戸籍証明書の交付を行う場合においては、戸籍法及び規則の規定において戸籍証明書に記載すべきこととされている事項に係る情報及び添付書面等を必要とする場合はそれに代わるべき情報を併せて記録した電磁的記録をいう。
・ 受付帳情報	戸籍情報システムにおける受付ファイルに係る情報を記録した電磁的情報をいう。
・ 事件表情報	戸籍情報システムにおける事件表に係る情報を記録した電磁的情報をいう。
・ 審査結果情報	戸籍証明書の交付審査又は届出等の受理審査の結果についての情報を記録した電磁的記録をいう。
・ 電子署名	電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
・ 電子証明書	電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。
・ 管轄局	市役所若しくは区役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局をいう。
・ 戸籍情報暗号化等	市区町村の利用に係る回線を戸籍情報が流通するときに、その一層の保護を目的として講ずる戸籍情報の暗号化及び復号措置をいう。

・ 返戻

交付請求について不交付の処分をしたとき、又は届出等について不受理の処分をしたときに、請求者又は届出人等に対して請求書又は届書等を差し戻すことをいう。オンラインにおいては、平成 16 年 4 月 1 日付け民一第 928 号民事局長通達の第 3 の 6 の「返信」となる。

目 次

第 1 章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ

第 1 本章の目的	1 - 1
第 2 オンライン化可能となる戸籍手続	1 - 1
1 戸籍に関する届出等手続	1 - 1
2 戸籍証明書の交付請求手続	1 - 9
第 3 戸籍手続のオンライン化に伴う業務処理のシステム化	1 - 1 0
1 届出等手続のシステム化範囲	1 - 1 0
2 交付請求手続のシステム化範囲	1 - 1 2
第 4 オンライン手続の処理の流れ	1 - 1 5

第 2 章 戸籍統一文字基盤

第 1 本章の目的	2 - 1
第 2 戸籍統一文字基盤の位置づけ	2 - 1
第 3 戸籍統一文字の仕様	2 - 1
1 戸籍統一文字の文字集合	2 - 1
2 戸籍統一文字出典根拠	2 - 2
3 戸籍統一文字属性情報	2 - 6
4 戸籍統一文字字形情報	2 - 1 0
5 戸籍統一文字番号	2 - 1 1
第 4 戸籍統一文字データベースの提供物	2 - 1 2
1 市区町村において取得可能なファイル	2 - 1 2
2 戸籍統一文字の利用範囲	2 - 1 2
3 戸籍統一文字の追加	2 - 1 2
4 著作権	2 - 1 2
第 5 戸籍統一文字基盤構築要件	2 - 1 4
1 戸籍統一文字の記録	2 - 1 4
2 申請者端末及び市区町村端末での文字検索システムの構築	2 - 1 4
3 戸籍情報システムとの連携	2 - 1 5

第 3 章 基盤連携

第 1 本章の目的	3 - 1
第 2 ネットワーク基盤	3 - 2
1 適用範囲	3 - 2

2 構築要件	3 - 3
第3 認証基盤	3 - 8
1 適用範囲	3 - 8
2 本システム構築要件	3 - 9
第4 決済基盤	3 - 1 1
1 適用範囲	3 - 1 1
2 構築要件	3 - 1 1
3 システム構成	3 - 1 3

第4章 システム機能要件仕様

第1 本章の目的	4 - 1
第2 機能構成	4 - 1
第3 申請者側ポータル機能群	4 - 3
1 申請者側ポータル機能一覧	4 - 3
第4 市区町村側ポータル機能群	4 - 5
1 市区町村側ポータル機能一覧	4 - 5
第5 申請者端末機能群	4 - 8
1 申請者端末機能一覧	4 - 8
第6 受付機能群	4 - 1 5
1 受付機能一覧	4 - 1 5
第7 審査機能群	4 - 1 9
1 審査機能一覧	4 - 1 9
第8 市区町村端末機能群	4 - 2 3
1 市区町村端末機能一覧	4 - 2 3
第9 戸籍情報システム連携機能群	4 - 3 2
1 戸籍情報システム連携機能一覧	4 - 3 2
第10 管轄局送付機能群	4 - 3 5
1 管轄局送付機能一覧	4 - 3 5
第11 届書等保存機能群	4 - 3 6
1 届書等保存機能一覧	4 - 3 6
第12 他市区町村送付機能群	4 - 3 7
1 他市区町村送付機能一覧	4 - 3 7
2 インタフェース仕様について	4 - 3 8
第13 申請等状況	4 - 3 9
1 申請等状況の遷移	4 - 3 9
2 申請等状況の詳細内容	4 - 4 4

3 申請等状況の更新処理	4-47
第14 戸籍情報暗号化等	4-50

第5章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様

第1 本章の目的	5-1
第2 本システムで取り扱う書面等	5-1
1 請求者又は届出人等から市区町村に対して行われる申請等に用いる書面等	5-1
2 市区町村から請求者又は届出人等に対して行われる処分通知等に用いる 書面等	5-1
3 行政機関の間で行われる送付に用いる書面等	5-2
4 市区町村において保存に用いる書面等	5-2
第3 書面等のファイル	5-3
1 ファイル形式	5-3
2 ファイル単位	5-3
3 ファイル名称	5-4
第4 書面等の記録形式の構成	5-6
1 届書情報等	5-6
2 交付請求書情報	5-27
3 電子戸籍証明書	5-42
第5 戸籍統一文字の記録	5-43
1 戸籍統一文字の表現の記録	5-43
2 戸籍統一文字の字形情報の記録	5-44
3 電子戸籍証明書における画像情報の記録	5-44
4 届書情報等における届書類画像情報の記録	5-46
第6 補正履歴の記録	5-49
1 補正履歴の作成	5-49
2 補正履歴に対する署名	5-50
第7 電子署名の記録	5-51
1 記録方式の規定	5-51
2 電子署名を行う日付及び時刻の記録	5-51
3 電子署名範囲	5-51
4 電子署名範囲の構造	5-55
第8 XML スキーマ定義	5-101

第6章 オンライン連携機能群

第1 本章の目的	6-1
----------------	-----

第2 オンライン連携機能群の目的	6 - 1
第3 オンライン連携機能群の装備方式	6 - 1
1 オンライン連携機能群の装備方式の指定	6 - 1
2 装備方式についての例外措置	6 - 3
第4 オンライン連携機能群の機能	6 - 3
1 連携機能一覧	6 - 3
2 戸籍事務処理機能一覧	6 - 5
第5 戸籍情報システム連携機能群とオンライン連携機能群とのインタフェース 仕様について	6 - 8

第7章 業務要件仕様

第1 本章の目的	7 - 1
第2 共通業務要件	7 - 1
1 申請書情報等提出	7 - 1
2 届書管理情報欄	7 - 1
(1) 受付欄	7 - 1
(2) 処分決定欄	7 - 2
(3) 発送欄	7 - 2
(4) 送付欄	7 - 2
(5) 最終確認欄	7 - 2
(6) 補正指示欄	7 - 2
(7) 補正受付欄	7 - 3
(8) 職員補正欄	7 - 3
(9) 届書処理欄	7 - 3
3 補正情報	7 - 4
第3 形式審査	7 - 5
1 届出等	7 - 5
(1) 出生届	7 - 5
(2) 認知届	7 - 1 0
(3) 養子縁組届	7 - 1 6
(4) 養子離縁届	7 - 2 6
(5) 特別養子縁組届	7 - 3 7
(6) 特別養子離縁届	7 - 4 4
(7) 離縁の際に称していた氏を称する届	7 - 5 1
(8) 婚姻届	7 - 5 4
(9) 離婚届	7 - 6 0

(1 0) 離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法 77 条の 2 の届)	7-6 8
(1 1) 親権届	7-7 1
(1 2) 未成年者の後見届	7-7 5
(1 3) 死亡届	7-8 0
(1 4) 失踪届	7-8 4
(1 5) 復氏届	7-8 7
(1 6) 姻族関係終了届	7-9 1
(1 7) 推定相続人廃除届	7-9 4
(1 8) 入籍届	7-9 8
(1 9) 分籍届	7-1 0 3
(2 0) 国籍取得届	7-1 0 6
(2 1) 単身者帰化届	7-1 1 4
(2 2) 夫婦者帰化届	7-1 1 9
(2 3) 国籍喪失届	7-1 2 6
(2 4) 国籍選択届	7-1 2 9
(2 5) 外国国籍喪失届	7-1 3 2
(2 6) 氏の変更届(戸籍法 107 条 1 項の届)	7-1 3 5
(2 7) 外国人との婚姻による氏の変更届(戸籍法 107 条 2 項の届)	7-1 3 9
(2 8) 外国人との離婚による氏の変更届(戸籍法 107 条 3 項の届)	7-1 4 2
(2 9) 外国人父母の氏への氏の変更届(戸籍法 107 条 4 項の届)	7-1 4 5
(3 0) 名の変更届	7-1 4 9
(3 1) 転籍届	7-1 5 2
(3 2) 就籍届	7-1 5 7
(3 3) 戸籍訂正申請届	7-1 6 1
(3 4) 追完届	7-1 6 4
(3 5) 取下げ書	7-1 6 7
(3 6) 不受理申出	7-1 7 0
2 交付請求	7-1 7 3
(1) 戸籍証明書交付請求書	7-1 7 3
(2) 受理(不受理)証明書交付請求書	7-1 7 7
第 4 様式	7-1 8 0
1 申請書等	7-1 8 0
(1) 出生届	7-1 8 1
(2) 認知届	7-1 8 2
(3) 養子縁組届	7-1 8 3
(4) 養子離縁届	7-1 8 4

(5) 特別養子縁組届	7-185
(6) 特別養子離縁届	7-186
(7) 離縁の際に称していた氏を称する届(戸籍法 73 条の 2 の届)	7-187
(8) 婚姻届	7-188
(9) 離婚届	7-189
(10) 離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法 77 条の 2 の届) ..	7-190
(11) 親権(管理権)届	7-191
(12) 未成年者の後見届	7-192
(13) 死亡届	7-193
(14) 失踪届	7-194
(15) 復氏届	7-195
(16) 姻族関係終了届	7-196
(17) 推定相続人廃除届	7-197
(18) 入籍届	7-198
(19) 分籍届	7-199
(20) 国籍取得届	7-200
(21) 帰化届(単身者)	7-201
(22) 帰化届(有配偶者)	7-202
(23) 国籍喪失届	7-203
(24) 国籍選択届	7-204
(25) 外国国籍喪失届	7-205
(26) 氏の変更届(戸籍法 107 条 1 項の届)	7-206
(27) 外国人との婚姻による氏の変更届(戸籍法 107 条 2 項の届)	7-207
(28) 外国人との離婚による氏の変更届(戸籍法 107 条 3 項の届)	7-208
(29) 外国人父母の氏への氏の変更届(戸籍法 107 条 4 項の届)	7-209
(30) 名の変更届	7-210
(31) 転籍届	7-211
(32) 就籍届	7-212
(33) 戸籍訂正申請	7-213
(34) 追完届	7-214
(35) 取下書	7-215
(36) 不受理申出	7-216
(37) 戸籍証明書交付請求書	7-217
(38) 受理(不受理)証明書交付請求書	7-218
2 証明書	7-219
(1) 全部事項証明書	7-220

(2) 個人事項証明書	7-2 2 0
(3) 一部事項証明書	7-2 2 0
(4) 受理証明書.....	7-2 2 1
(5) 不受理証明書.....	7-2 2 2
(6) 身分証明書.....	7-2 2 3
(7) 不在籍証明書.....	7-2 2 4
(8) 死体埋火葬許可交付申請書	7-2 2 5
3 添付書面等.....	7-2 2 6
(1) 同意書.....	7-2 2 7
(2) 承諾書.....	7-2 2 8

第8章 システム構築・運用ガイドライン

第1 本章の目的.....	8-1
第2 本システムの運営責任範囲.....	8-1
1 運用形態	8-1
2 運営主体	8-1
3 運用組織	8-2
第3 システム構築ガイドライン.....	8-5
1 システム構成	8-5
2 システム構成要件	8-7
3 ハードウェア要件.....	8-9
第4 システム運用ガイドライン.....	8-1 4
1 システム運用上の留意点	8-1 4
2 利用者へのサポート	8-1 4
3 システム標準時間.....	8-1 6
4 システム停止	8-1 6
5 システム稼動監視	8-1 6
6 システム稼働管理	8-2 0
7 システムの障害対策	8-2 1
第5 業務運用ガイドライン	8-2 2
1 オンラインにおける事務処理.....	8-2 2
2 処理の停滞.....	8-2 2
3 電子証明書の有効期限.....	8-2 2

第9章 セキュリティポリシー策定ガイドライン

第1 本章の目的.....	9-1
---------------	-----

第2 情報セキュリティポリシーの策定	9 - 1
第3 ポリシー策定における留意点	9 - 1
1 ポリシーの位置付け	9 - 1
2 既存の条例等との関係	9 - 3
3 戸籍情報の保護	9 - 3
4 対象範囲	9 - 3
第4 策定手順	9 - 3
1 策定手順の概要	9 - 4
第5 導入方法	9 - 1 9
1 導入作業の概要	9 - 1 9
2 実施手順の作成	9 - 1 9
3 ポリシーへの準拠	9 - 1 9
4 配布及び説明会	9 - 2 0
第6 評価・見直し方法の説明	9 - 2 0

第10章 セキュリティガイドライン

第1 本章の目的	1 0 - 1
第2 汎用受付システムから導出される基本条件	1 0 - 1
第3 本システム特有の脅威から導出される基本条件	1 0 - 4
1 申請・届出・交付	1 0 - 6
第4 脅威と対策	1 0 - 8
1 脅威の主体	1 0 - 8
2 保護対象資源	1 0 - 9
3 脅威，対策の検討	1 0 - 1 0

第 1 章 戸籍手続のオンライン化範囲 及び処理の流れ

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：3 頁：1／1
平成 2 3 年 3 月

項番	箇所	修 正 内 容	ページ	添付資料 NO
1	第 1 章 第 2	2. 戸籍証明書の交付請求手続 戸籍法改正により、戸籍法第 117 条の 8 を第 120 条に変更	1-8	

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：4 頁：1／1

平成 2 4 年 3 月

項番	箇所	修 正 内 容	ページ	添付資料 NO
1	第 1 章 第 2	2. 戸籍証明書の交付請求手続 表 1－2 オンライン化対象交付請求手続対応一覧 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、項番(1)，(2)，(3)の根拠規定中「戸籍法第10条」を「戸籍法第10条，第10条の 2」に変更	1－8	

戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書修正履歴

版数：5版 1 / 1

平成25年 3月

[illegible]

第 1 本章の目的

本書で規定するところに従い，各市区町村において戸籍手続オンラインシステム（以下，本書において「本システム」という。）を構築することで，従来，市区町村窓口にて対面により又は郵送により行われてきた戸籍に関する届出等手続並びに戸籍証明書の交付請求手続を情報通信技術利用法第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項に規定する電子情報処理組織（以下，本書において「オンライン」という。）にて行うことが可能となる。

本章では，オンラインにて可能となる戸籍手続の範囲を提示すると共に，オンライン化に伴いシステム化が必要となる戸籍手続に係る業務処理を併せて提示する。

第 2 オンライン化可能となる戸籍手続

規則第 79 条の 2 及び第 79 条の 5 の規定により，市区町村長に対してする届出等手続（電算化市区町村に限る。）並びに戸籍証明書の交付請求手続をオンラインにて行えるとしたところ，市区町村長は，本節で提示する手続をオンラインにて行わせることができる。

なお，各市区町村において構築する本システムでは，添付書面等の技術的及び制度的要件を満たすまでは，本節で提示するすべての手続をオンライン化することを要しない。

1 戸籍に関する届出等手続

オンラインにて行うことができる届出等手続については，規則別表第 4 に示したところ，以下に，届出等ごとのオンライン化可能届出事件細別を「表 1-1 オンライン化対象届出等手続一覧」で示す。

表 1-1 オンライン化対象届出等手続一覧 (1/7)

項番	届出種別	届出事件細別		根拠規定
(1)	出生	ア	嫡出子の出生届	民法第 772 条，第 790 第 1 項，戸籍法第 49 条，第 50 条，第 52 条，第 53 条，第 40 条，規則第 55 条，第 60 条，第 79 条の 8
		イ	戸籍法第 62 条の出生届	民法第 789 条第 2 項，第 790 条第 1 項，戸籍法第 62 条，第 49 条，第 50 条，第 40 条，規則第 55 条，第 60 条，第 79 条の 8
		ウ	裁判所が父を定めるべき場合の嫡出子出生届	民法第 773 条，戸籍法第 54 条，第 49 条，第 50 条，52 条，規則第 55 条，第 60 条，第 79 条の 8

表 1-1 オンライン化対象届出等手続一覧 (2/7)

項番	届出種別	届出事件細別		根拠規定
(1)	出生	エ	嫡出でない子の出生届	民法第 790 条第 2 項, 戸籍法第 50 条, 第 49 条, 第 52 条, 第 40 条, 規則第 55 条, 第 60 条, 第 79 条の 8
		オ	認知された胎児の出生届	民法 790 条第 2 項, 783 条第 1 項, 戸籍法第 49 条, 第 50 条, 第 52 条, 第 40 条, 規則第 55 条, 第 60 条, 第 79 条の 8
		カ	国籍留保届とともにする出生届	国籍法第 12 条, 戸籍法第 104 条, 第 40 条, 第 49 条, 第 50 条, 第 52 条, 規則第 55 条, 第 60 条, 第 79 条の 8
(2)	認知	ア	任意認知届	民法第 779 条, 第 780 条, 第 781 条, 第 782 条, 第 789 条第 2 項, 戸籍法第 60 条, 第 38 条第 1 項, 規則第 79 条の 8
		イ	直系卑属のある死亡子の認知届	民法第 783 条第 2 項, 戸籍法第 60 条, 第 38 条第 1 項, 規則第 79 条の 8
		ウ	遺言認知届	民法第 781 条第 2 項, 戸籍法第 64 条, 規則第 79 条の 8
		エ	胎児認知届	民法第 783 条第 1 項, 戸籍法第 61 条, 第 38 条第 1 項, 規則第 79 条の 8
		オ	裁判認知届	民法第 787 条, 戸籍法第 63 条, 規則第 79 条の 8
		カ	認知された胎児の死産届	戸籍法第 65 条, 第 61 条, 規則第 79 条の 8
(3)	養子縁組	ア	養子縁組届	民法第 792 条, 第 793 条, 第 794 条, 第 795 条, 第 796 条, 第 797 条, 第 798 条, 第 799 条, 第 800 条, 第 810 条, 戸籍法第 66 条, 第 68 条, 第 33 条, 第 38 条, 規則第 79 条の 8
		イ	養子縁組取消届	民法第 803 条, 第 804 条, 第 805 条, 第 806 条, 第 807 条, 第 808 条, 戸籍法第 69 条, 第 63 条, 規則第 79 条の 8

表 1-1 オンライン化対象届出等手続一覧 (3/7)

項番	届出種別		届出事件細別	根拠規定
(4)	特別養子縁組		特別養子縁組届	民法第 817 条の 2, 戸籍法第 68 条の 2, 第 63 条第 1 項, 第 20 条の 3, 第 38 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
(5)	養子離縁	ア	協議離縁届	民法第 811 条, 第 812 条, 第 813 条, 第 816 条第 1 項, 戸籍法第 70 条, 第 71 条, 第 33 条, 規則第 79 条の 8
		イ	養親又は養子死亡後の離縁届	民法第 811 条第 4 項, 第 816 条第 1 項, 規則第 79 条の 8
		ウ	裁判による離縁届	民法第 814 条, 第 815 条, 第 816 条第 1 項, 戸籍法第 73 条, 第 63 条, 規則第 79 条の 8
		エ	離縁取消届	民法第 812 条, 第 747 条, 戸籍法第 73 条, 第 63 条, 規則第 79 条の 8
(6)	特別養子離縁		特別養子離縁届	民法 817 条の 10, 戸籍法第 73 条, 第 63 条, 規則第 79 条の 8
(7)	離縁又は縁組取消しの際に称していた氏を称する	ア	離縁の際に称していた氏を称する届(戸籍法 73 条の 2 の届)	民法第 808 条第 2 項, 第 816 条第 2 項, 戸籍法第 73 条の 2, 規則第 79 条の 8
		イ	縁組取消の際の氏を称する届	民法第 808 条第 2 項, 第 816 条第 2 項, 戸籍法第 69 条の 2, 規則第 79 条の 8
(8)	婚姻	ア	婚姻届	民法第 731 条, 第 732 条, 第 733 条, 第 734 条, 第 735 条, 第 736 条, 第 737 条, 第 738 条, 第 739 条, 第 740 条, 第 750 条, 戸籍法第 74 条, 第 33 条, 第 38 条, 規則第 56 条, 第 79 条の 8
		イ	婚姻取消届	民法第 743 条, 第 744 条, 第 745 条, 第 746 条, 第 747 条, 第 748 条, 第 749 条, 戸籍法第 75 条, 第 63 条, 規則第 79 条の 8

表-1 オンライン化対象届出等手続一覧 (4/7)

項番	届出種別	届出事件細別		根拠規定
(9)	離婚	ア	協議離婚届	民法第 763 条, 第 764 条, 第 765 条, 第 766 条, 第 767 条, 第 768 条, 第 769 条, 戸籍法第 76 条, 第 33 条, 規則第 79 条の 8
		イ	裁判離婚	民法第 770 条, 第 771 条, 第 766 条, 第 767 条, 第 768 条, 第 769 条, 戸籍法第 77 条, 第 63 条, 規則第 79 条の 8
		ウ	離婚取消届	民法第 764 条, 第 747 条, 戸籍法第 77 条, 第 63 条, 規則第 79 条の 8
(10)	婚姻又は婚姻取消の際に称していた氏を称する	ア	離婚の際に称していた氏を称する届(戸 77 の 2)	民法第 767 条, 第 749 条, 第 771 条, 戸籍法第 77 条の 2, 規則第 79 条の 8
		イ	婚姻取消の際に称していた氏を称する届出(戸 75 の 2)	民法第 767 条, 第 749 条, 第 771 条, 戸籍法第 75 条の 2, 規則第 79 条の 8
(11)	親権	ア	協議による親権者指定届	民法第 819 条第 3 項, 819 条第 4 項, 戸籍法第 78 条, 第 25 条, 規則第 79 条の 8
		イ	裁判による親権者指定届	民法第 819 条第 3 項, 第 819 条第 4 項, 第 819 条第 5 項, 第 79 条, 第 63 条第 1 項, 第 25 条, 規則第 79 条の 8
		ウ	親権者変更届	民法第 819 条第 6 項, 戸籍法第 79 条, 第 63 条第 1 項, 第 25 条, 規則第 79 条の 8
		エ	親権喪失、親権停止又は管理権喪失審判取消届	民法第 834 条, 第 835 条, 第 835 条, 戸籍法第 79 条, 第 63 条第 1 項, 第 25 条, 規則第 79 条の 8
		オ	親権（管理権）辞任届	民法第 837 条第 1 項, 戸籍法第 80 条, 第 25 条, 第 38 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
		カ	親権（管理権）回復届	民法第 837 条第 2 項, 戸籍法第 80 条, 第 25 条, 第 38 条第 2 項, 規則第 79 条の 8

表-1 オンライン化対象届出等手続一覧 (5/7)

項番	届出種別	届出事件細別		根拠規定
(12)	未成年後見	ア	未成年者の後見開始届	民法第 838 条, 第 839 条, 第 847 条, 戸籍法第 81 条, 第 25 条, 規則第 79 条の 8
		イ	未成年後見人地位喪失届	民法第 841 条, 第 845 条, 第 846 条, 第 847 条, 戸籍法第 82 条, 第 25 条, 規則第 63 条, 第 79 条の 8
		ウ	未成年者後見人終了届	民法第 4 条, 第 753 条, 第 836 条, 戸籍法第 84 条, 第 25 条, 第 38 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
		エ	未成年後見監督人就職届	民法第 848 条, 第 850 条, 852 条, 847 条, 戸籍法第 85 条, 第 81 条, 第 25 条, 規則第 79 条の 8
		オ	未成年後見監督人地位喪失届	民法第 849 条, 第 850 条, 第 852 条, 第 847 条, 戸籍法第 85 条, 第 82 条, 第 25 条, 規則第 63 条, 規則第 79 条の 8
		カ	未成年者後見監督人任務終了届	戸籍法第 85 条, 第 84 条, 第 25 条, 規則第 79 条の 8
(13)	未成年後見		未成年後見監督人終了届	民法第 852 条, 戸籍法第 85 条, 第 84 条, 規則第 79 条の 8
(14)	死亡		死亡届	戸籍法第 86 条, 第 87 条, 第 92 条第 3 項, 規則第 58 条, 第 79 条の 8
(15)	失踪	ア	失踪届	民法第 30 条, 第 31 条, 第 32 条, 戸籍法第 94 条, 第 63 条第 1 項, 規則第 79 条の 8
		イ	失踪宣告取消届	民法第 30 条, 第 31 条, 第 32 条, 戸籍法第 94 条, 第 63 条第 1 項, 規則第 79 条の 8
(16)	復氏		生存配偶者の復氏届	民法第 751 条第 1 項, 戸籍法第 95 条, 規則第 79 条の 8
(17)	姻族関係終了		姻族関係終了届	民法第 728 条第 2 項, 戸籍法第 96 条, 規則第 79 条の 8
(18)	推定相続人廃除(取消)	ア	推定相続人廃除届	民法第 892 条, 第 893 条, 戸籍法第 97 条, 第 63 条第 1 項, 規則第 79 条の 8
		イ	推定相続人廃除取消届	民法第 892 条, 第 893 条, 戸籍法第 97 条, 法第 63 条第 1 項, 規則第 79 条の 8

表 1-1 オンライン化対象届出等手続一覧 (6/7)

項番	届出種別	届出事件細別		根拠規定
(19)	入籍	ア	氏を称する入籍届(民法 791 条 1 項)	民法第 791 条第 1 項条, 第 791 条第 3 項条, 戸籍法第 98 条, 第 38 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
		イ	氏を称する入籍届(民法 791 条 2 項)	民法第 791 条第 2 項, 第 791 条第 3 項, 戸籍法第 98 条, 第 38 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
		ウ	入籍者が成年に達した後 1 年以内の入籍届	民法第 791 条第 4 項, 戸籍法第 99 条, 規則第 79 条の 8
		エ	同籍する入籍届	昭 33・12・27 民事甲 2673 通達 昭 34・1・20 民事甲 82 回答, 昭 40・4・10 民事甲 781 回答 昭 51・11・4 民二 5351 通達, 昭 59・11・1 民二 5500 通達第 2 の 4(1)力, 昭 59・11・1 民二 5500 通達第 2 の 4(2)イ, 昭 62・10・1 民二 5000 通達 第 3 の 4(2) 第 4 の 2(2)
(20)	分籍		分籍届	戸籍法第 100 条, 第 101 条, 第 21 条, 規則第 79 条の 8
(21)	国籍取得		国籍取得届	国籍法第 3 条, 第 17 条第 1 項, 第 17 条第 2 項, 第 18 条, 戸籍法第 102 条, 第 31 条, 規則第 79 条の 8
(22)	帰化		帰化届	国籍法第 4 条, 第 5 条, 第 6 条, 第 7 条, 第 8 条, 第 9 条, 第 10 条, 戸籍法第 102 条の 2, 第 102 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
(23)	国籍喪失		国籍喪失届	国籍法第 11 条, 第 15 条, 第 16 条, 戸籍法第 103 条, 規則第 63 条の 2, 第 79 条の 8
(24)	国籍選択		国籍選択届	国籍法第 14 条, 第 15 条, 第 16 条, 第 18 条, 戸籍法第 104 条の 2, 規則第 79 条の 8
(25)	外国国籍喪失		外国国籍喪失届	戸籍法第 106 条, 第 31 条, 規則第 63 条第 2 項, 第 79 条の 8

表 1-1 オンライン化対象届出等手続一覧 (7/7)

項番	届出種別	届出事件細別	根拠規定
(26)	氏の変更	ア 氏の変更届(戸籍法 107 条 1 項の届)	戸籍法第 107 条第 1 項, 第 38 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
		イ 外国人との婚姻による氏の変更届(戸籍法 107 条 2 項の届)	戸籍法第 107 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
		ウ 外国人との離婚等による氏の変更届(戸籍法 107 条 3 項の届)	戸籍法第 107 条第 3 項, 規則第 79 条の 8
		エ 外国人父母の氏への氏の変更届(戸籍法 107 条 4 項の届)	戸籍法第 107 条第 4 項, 第 107 条第 1 項, 第 38 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
(27)	名の変更	名の変更届	戸籍法第 107 条の 2, 第 38 条第 2 項, 第 50 条, 規則第 60 条, 第 79 条の 8
(28)	転籍	転籍届	戸籍法第 108 条, 第 109 条, 規則第 79 条の 8
(29)	就籍	ア 審判による就籍届	戸籍法第 110 条, 第 112 条, 第 38 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
		イ 判決による就籍届	戸籍法第 111 条, 第 110 条, 第 112 条, 規則第 79 条の 8
(30)	戸籍の訂正 (申請による訂正)	ア 家庭裁判所の許可に基づいてする訂正 (錯誤・遺漏, 戸籍法第 113 条により家庭裁判所の許可を得た申請)	戸籍法第 113 条, 第 115 条, 第 117 条, 規則第 79 条の 8
		イ 確定判決による戸籍訂正申請 (戸籍法第 116 条により確定判決を得た申請)	戸籍法第 116 条, 第 117 条, 第 63 条第 2 項, 規則第 79 条の 8
		ウ 棄児の引き取りによる戸籍訂正の申請 (戸籍法第 59 条により棄児を引取って出生届を届出た後の申請に基づき市区町村限りでする訂正)	戸籍法第 59 条, 第 113 条, 第 117 条

2 戸籍証明書の交付請求手続

オンラインにて行うことができる交付請求については、規則第 79 条の 2 及び別表第 3 に、また、オンラインにて行うことができる当該交付請求に対する書面の交付については、規則別表第 5 に示したところ、オンラインにて交付請求を行える戸籍証明書ごとのオンライン交付の可否を「表 1-2 オンライン化対象交付請求手続対応一覧」に示す。

なお、オンラインにて交付請求された戸籍証明書を郵送により交付することは、すべての戸籍証明書について可能である。

表 1-2 オンライン化対象交付請求手続対応一覧

項番	証明書名	根拠規定	電子戸籍証明書
(1)	戸籍謄本	戸籍法第 10 条, 第 10 条の 2	
(2)	戸籍抄本	戸籍法第 10 条, 第 10 条の 2	
(3)	戸籍記載事項証明	戸籍法第 10 条, 第 10 条の 2	
(4)	戸籍全部事項証明	戸籍法第 120 条	○
(5)	戸籍個人事項証明	戸籍法第 120 条	○
(6)	戸籍一部事項証明	戸籍法第 120 条	○
(7)	除籍謄本	戸籍法第 12 条の 2	
(8)	除籍抄本	戸籍法第 12 条の 2	
(9)	除籍記載事項証明	戸籍法第 12 条の 2	
(10)	除籍全部事項証明	戸籍法第 120 条	○
(11)	除籍個人事項証明	戸籍法第 120 条	○
(12)	除籍一部事項証明	戸籍法第 120 条	○
(13)	受理証明書	戸籍法第 48 条 I	○
(14)	不受理証明書	戸籍法第 48 条 I	○
(15)	身分証明書		△*1
(16)	不在籍証明書	昭 34・9・12 民甲第 2064 号民事 局長回答	△*1
(17)	死体埋（火）葬許可証交付申請書		△*1

*1 一般行政証明として市区町村長が定めることとなる。
なお、本書においてはサンプル提示とする。

第 3 戸籍手続のオンライン化に伴う業務処理のシステム化

本システムの導入に伴い、システム化される戸籍事務の範囲を以下に示す。

1 届出等手続のシステム化範囲

届出等手続の業務処理に対して、システム化される処理群を「図 1-1 届出等手続のシステム化範囲」に示す。

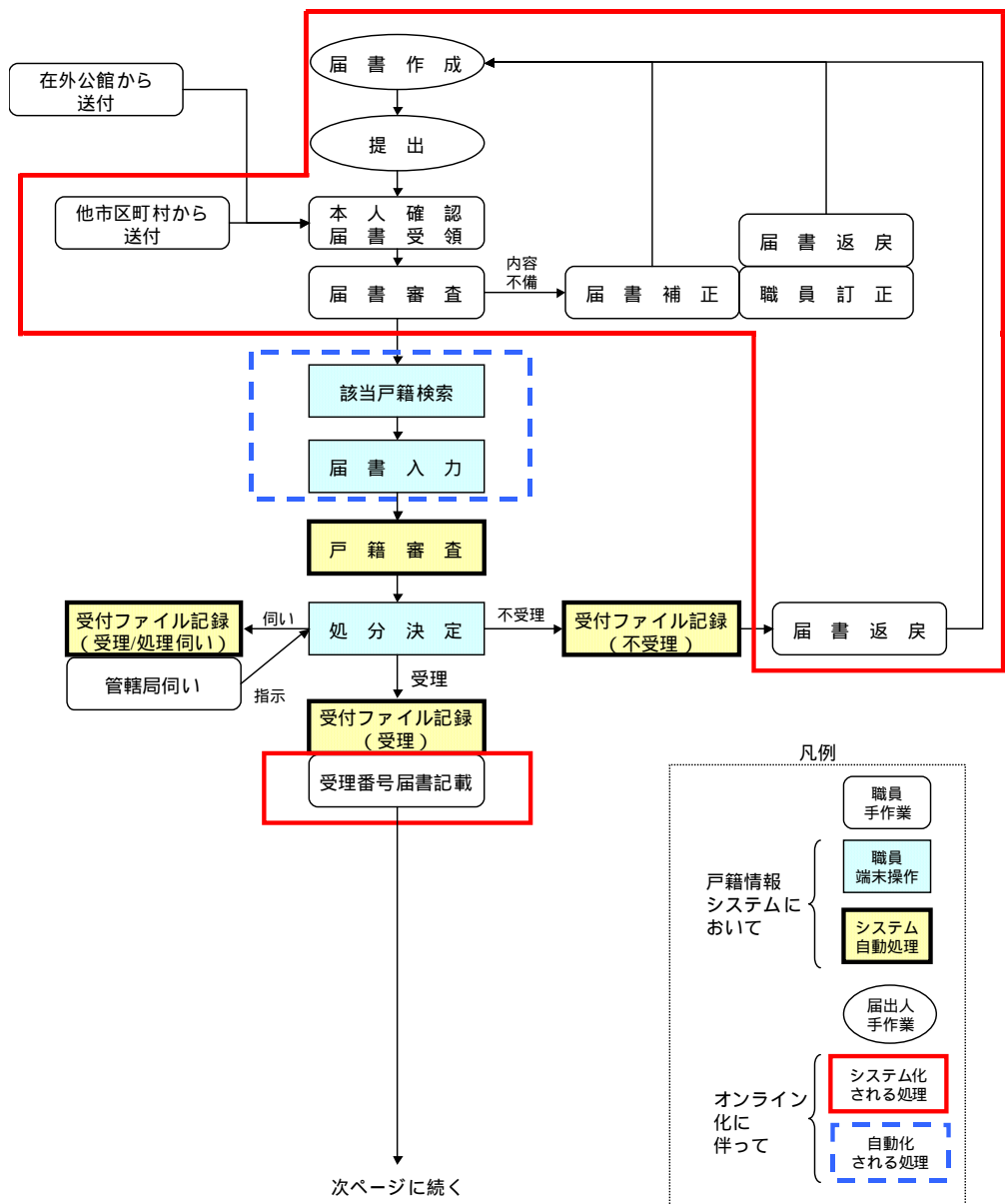


図 1-1 届出等手続のシステム化範囲 (1/2)

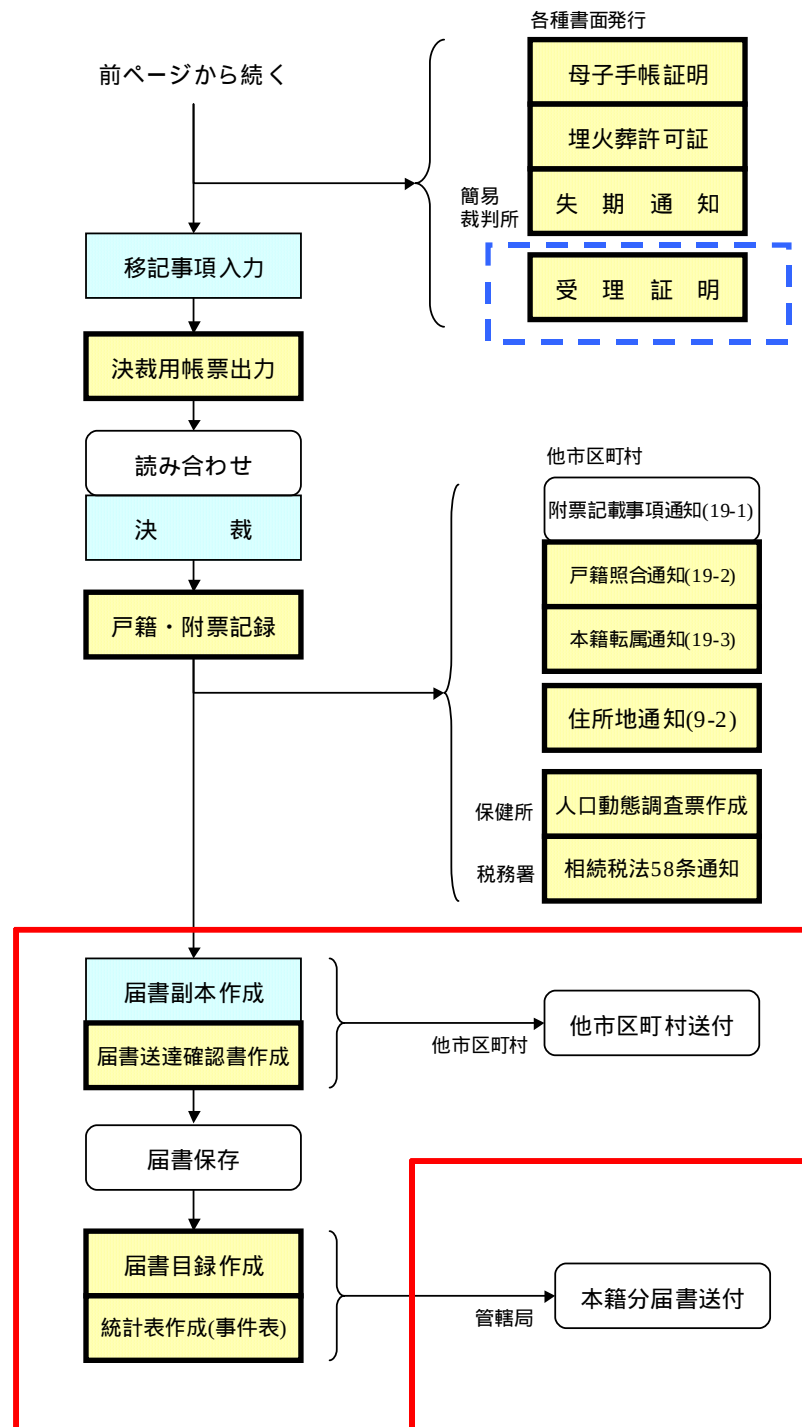


図 1-1 届出等手続のシステム化範囲 (2/2)

2 交付請求手続のシステム化範囲

交付請求手続のシステム化範囲を電算化又は非電算化の別に示す。

(1) 電算化市区町村における交付請求手続のシステム化範囲

交付請求手続の業務処理に対して、システム化される処理群を「図 1-2 電算化市区町村の交付請求手続システム化範囲」に示す。

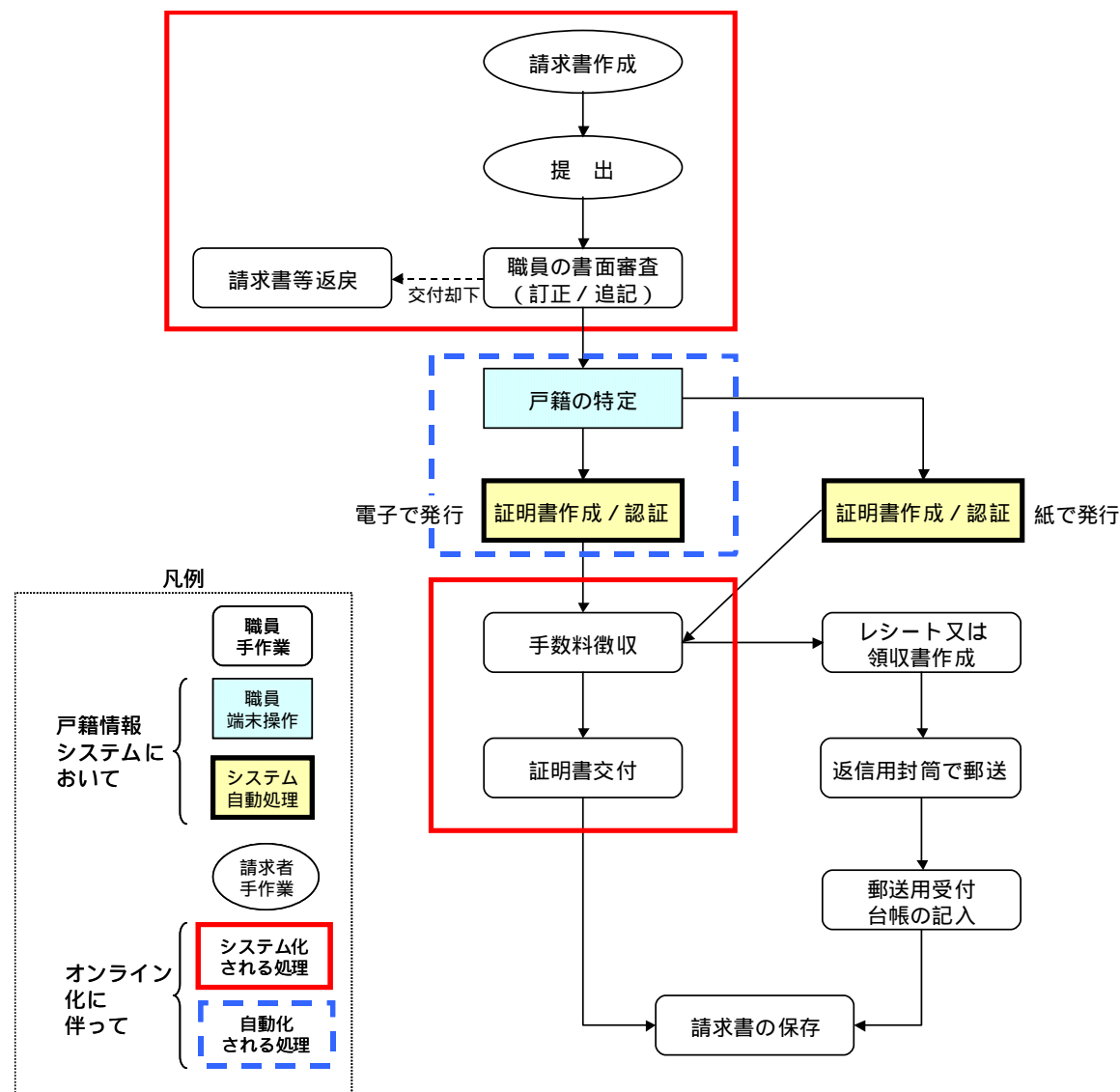


図 1-2 電算化市区町村の交付請求手続システム化範囲

(2) 非電算化市区町村における交付請求手続のシステム化範囲

電算化されていない証明書交付請求手続の業務フローに対して、オンライン化される処理群を「図 1-3 非電算化市区町村の交付請求手続システム化範囲」に示す。

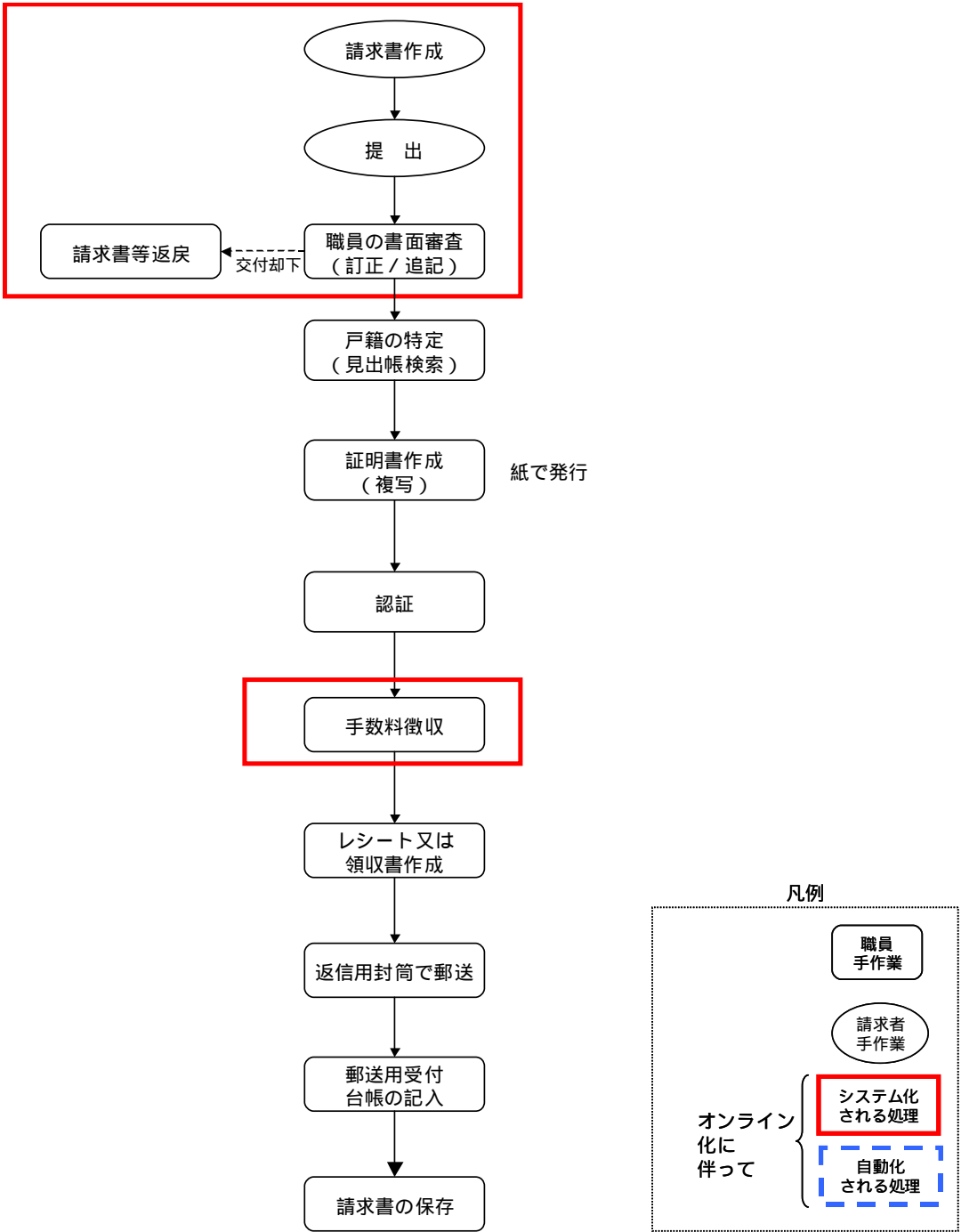
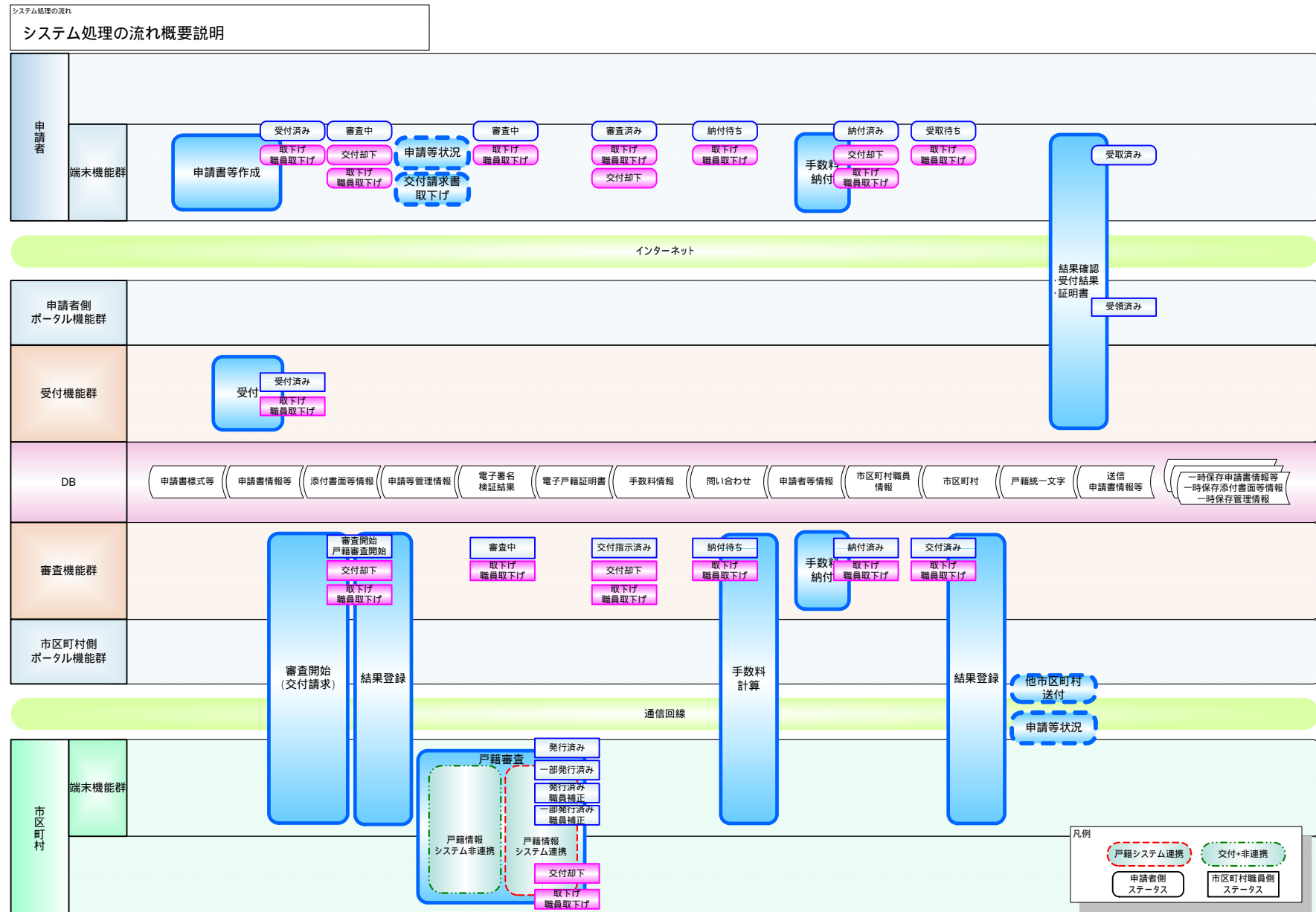


図 1-3 非電算化市区町村の交付請求手続システム化範囲

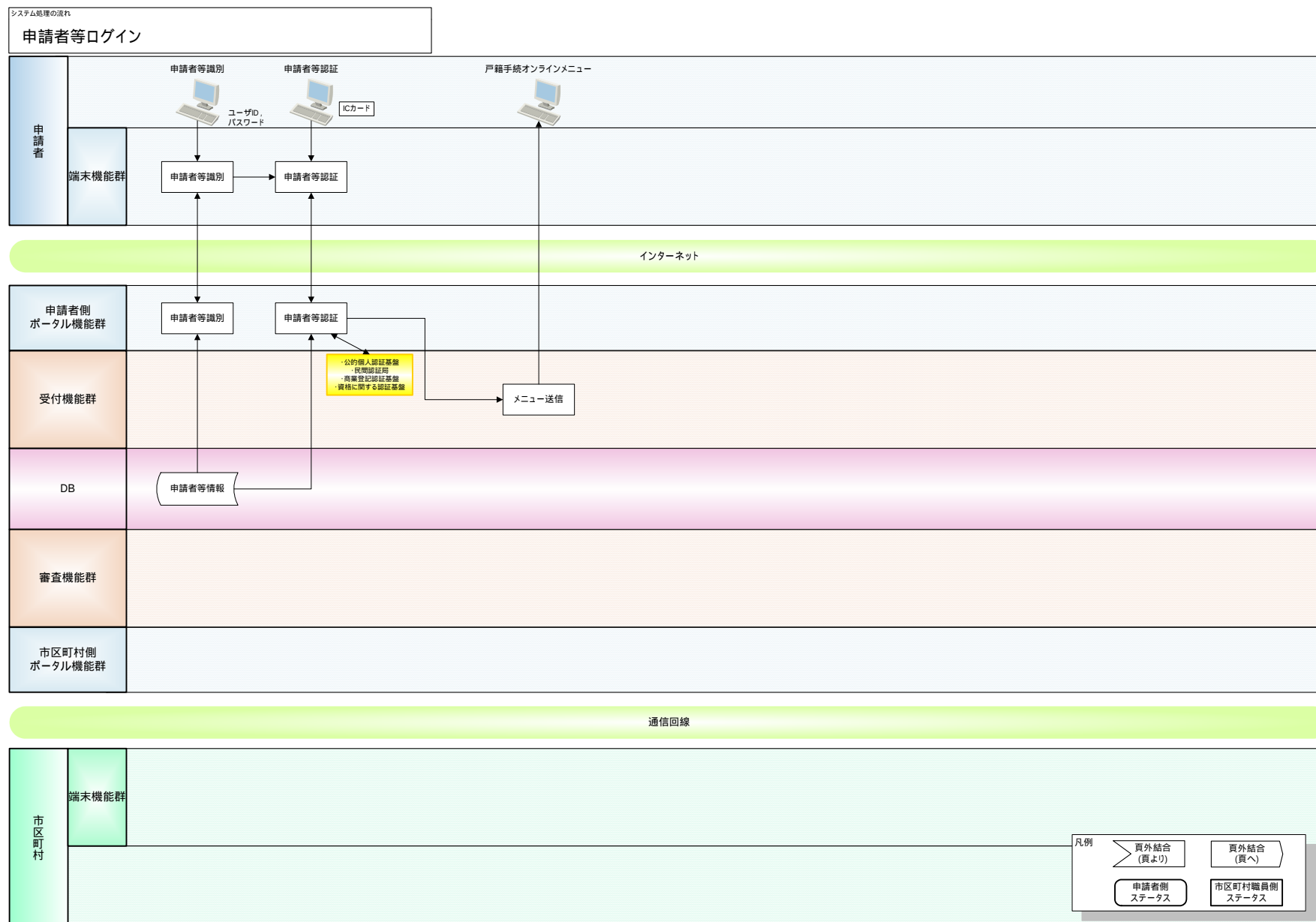
第 4 オンライン手続の処理の流れ

本節では、以降で本システムの処理の流れを示す。

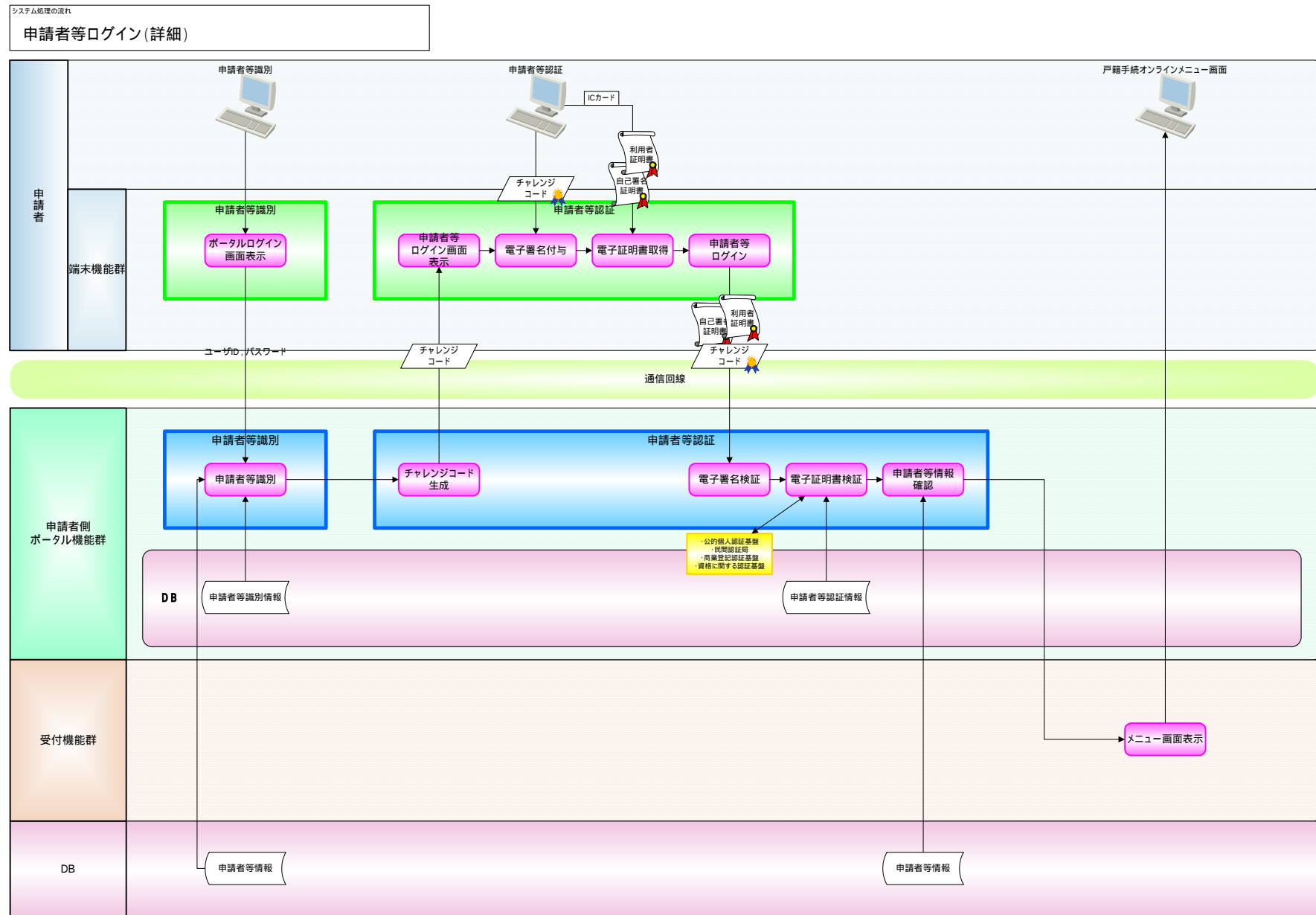
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



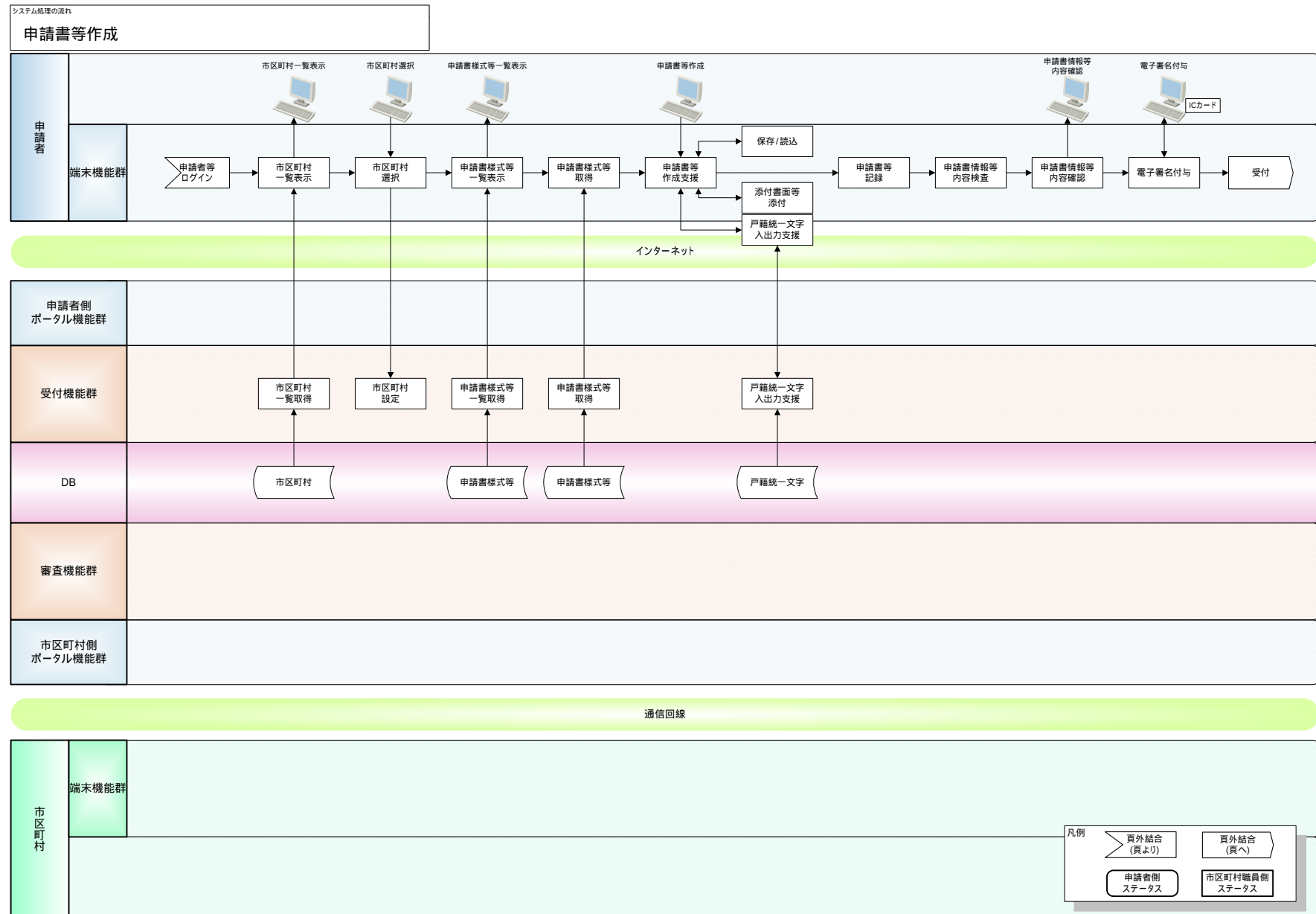
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



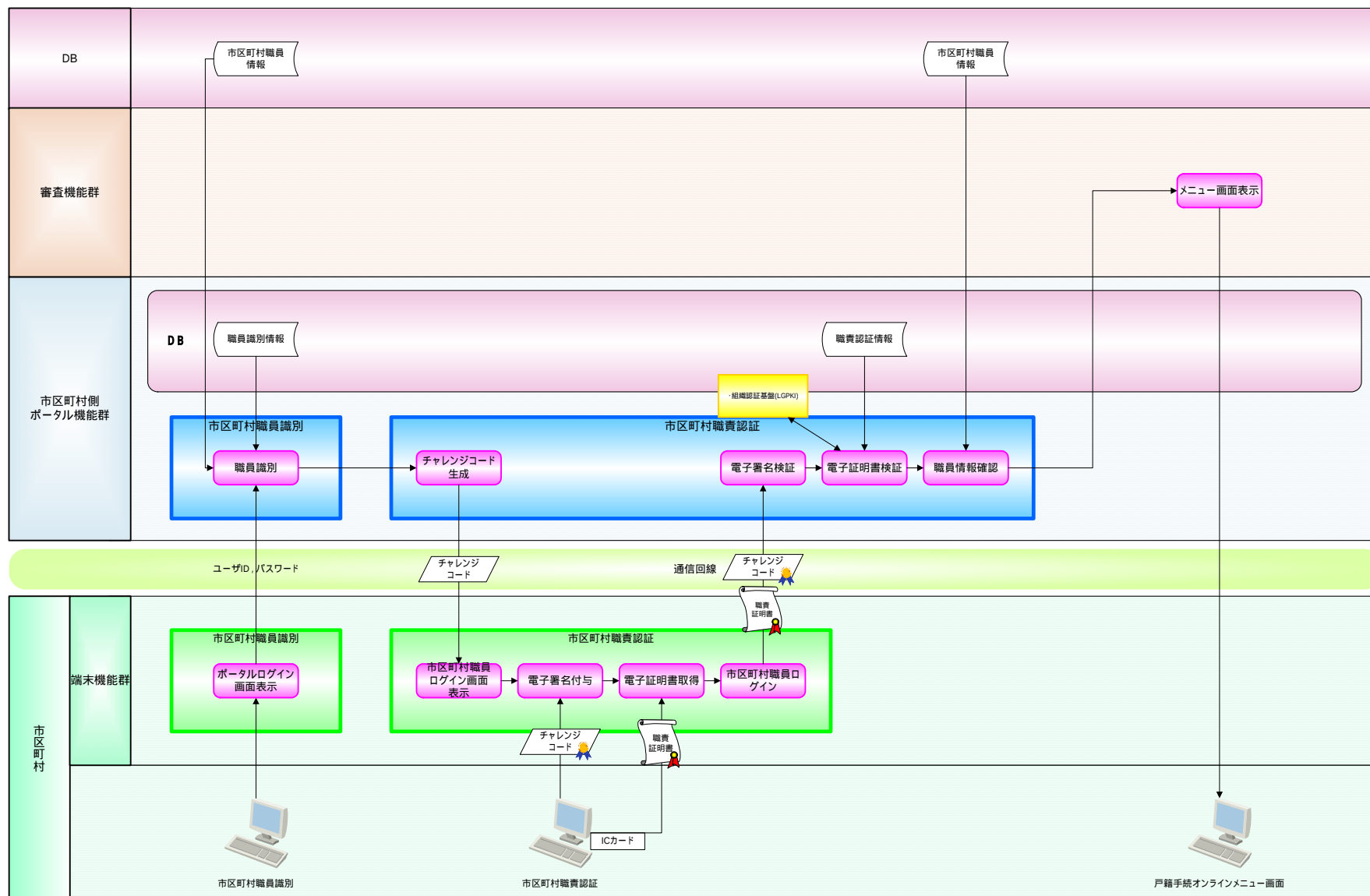
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



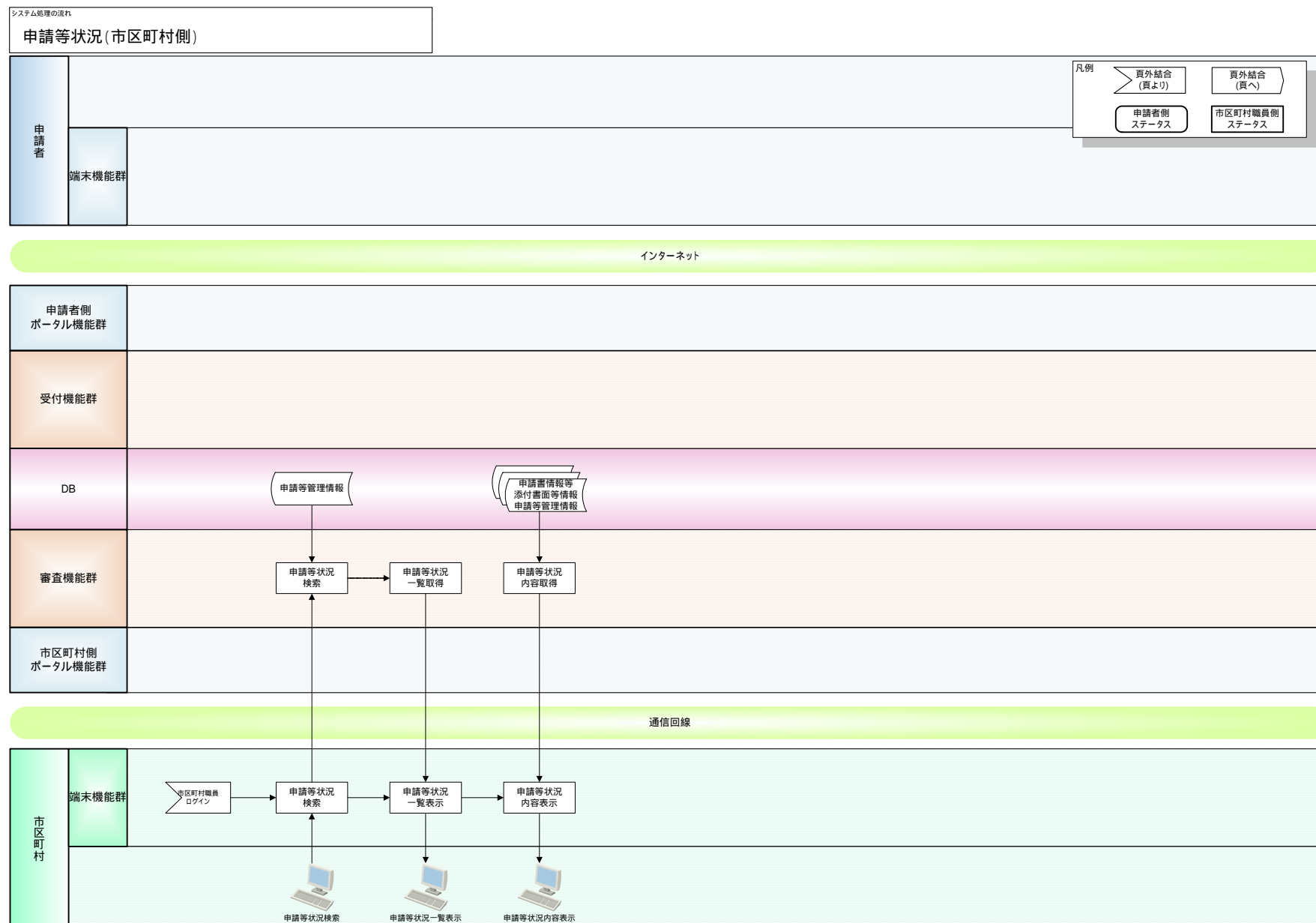
第1章 戸籍手のオンライン化範囲及び処理の流れ

システム処理の流れ

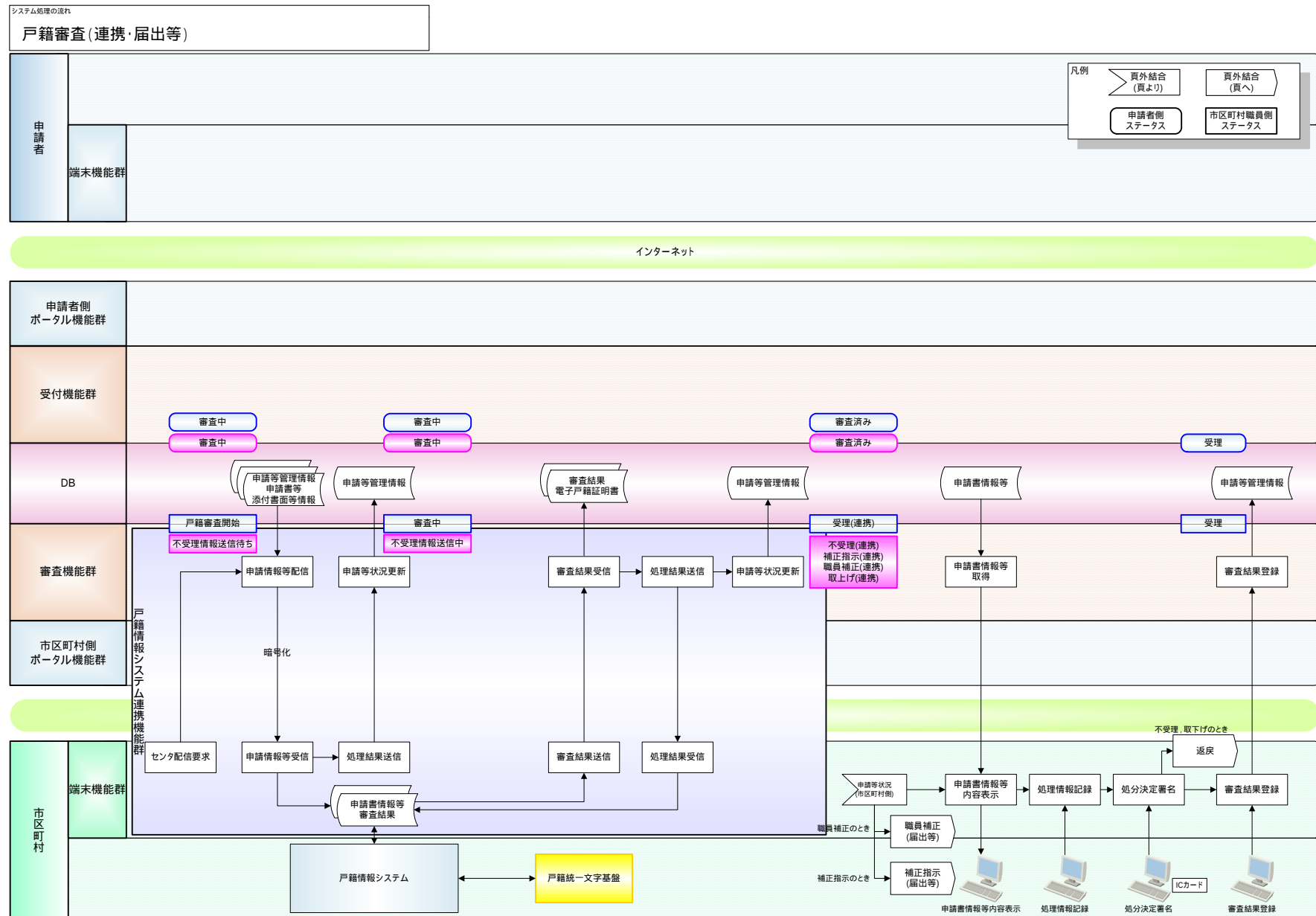
市区町村職員ログイン(詳細)



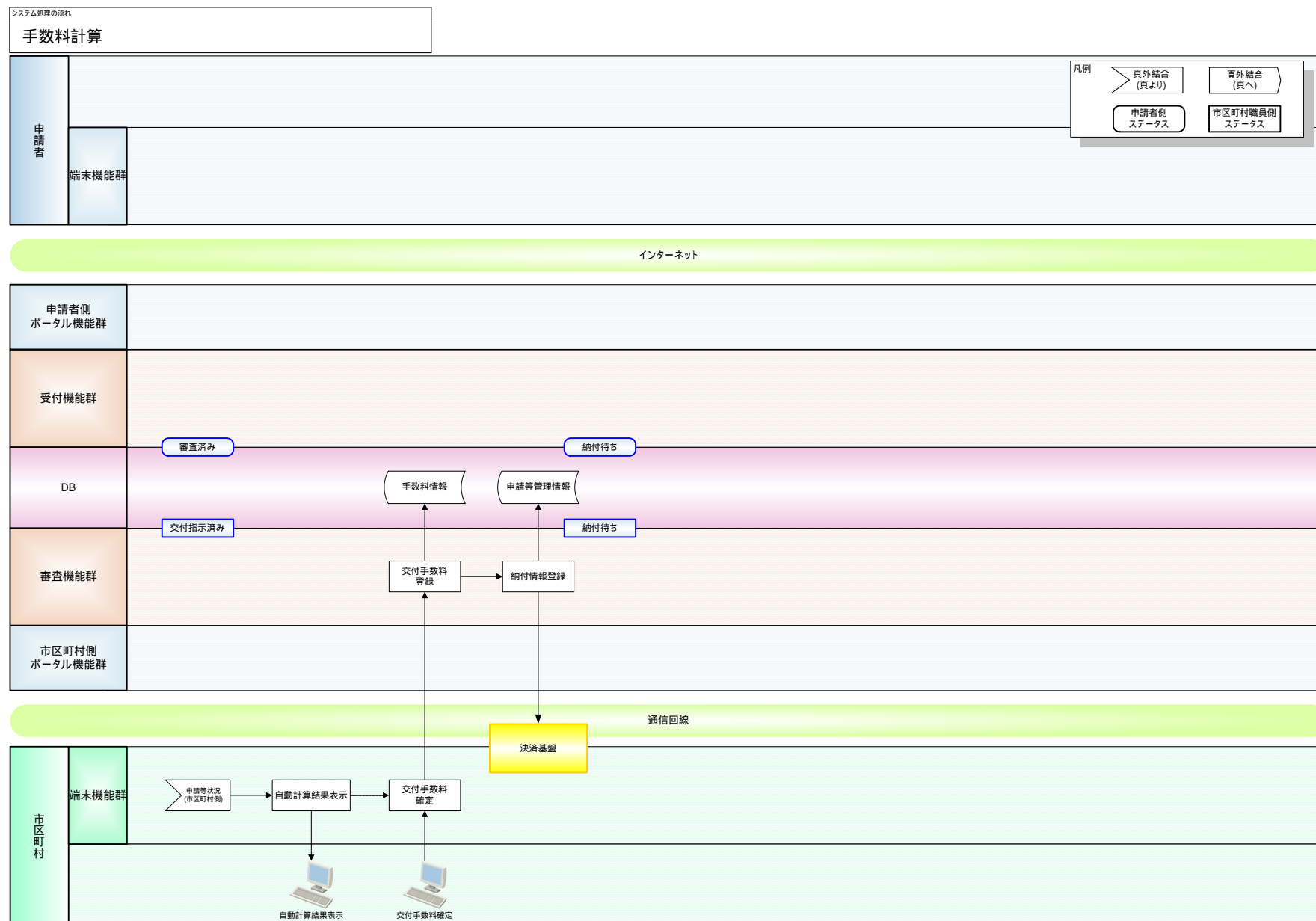
第1章 戸籍手のオンライン化範囲及び処理の流れ



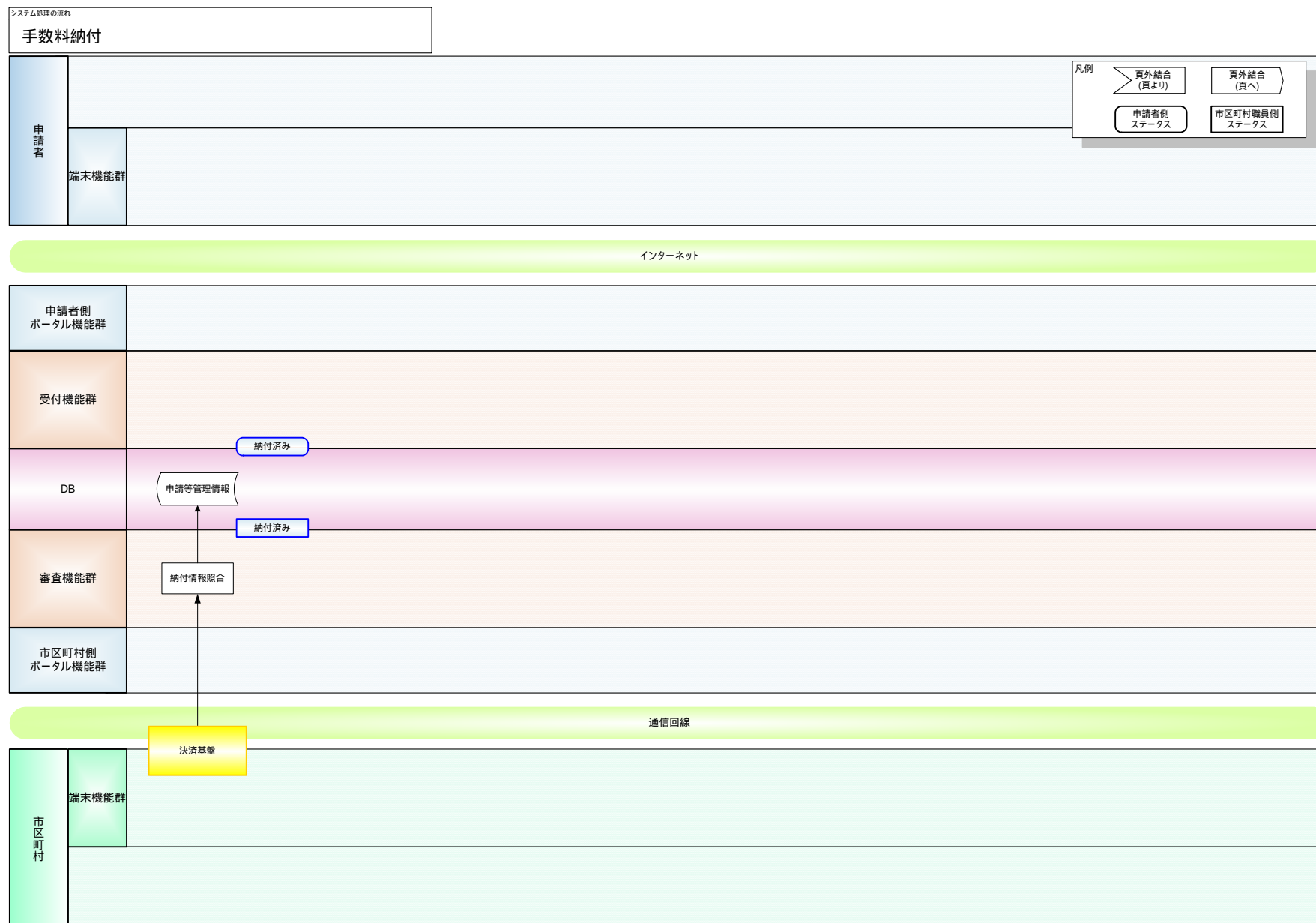
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



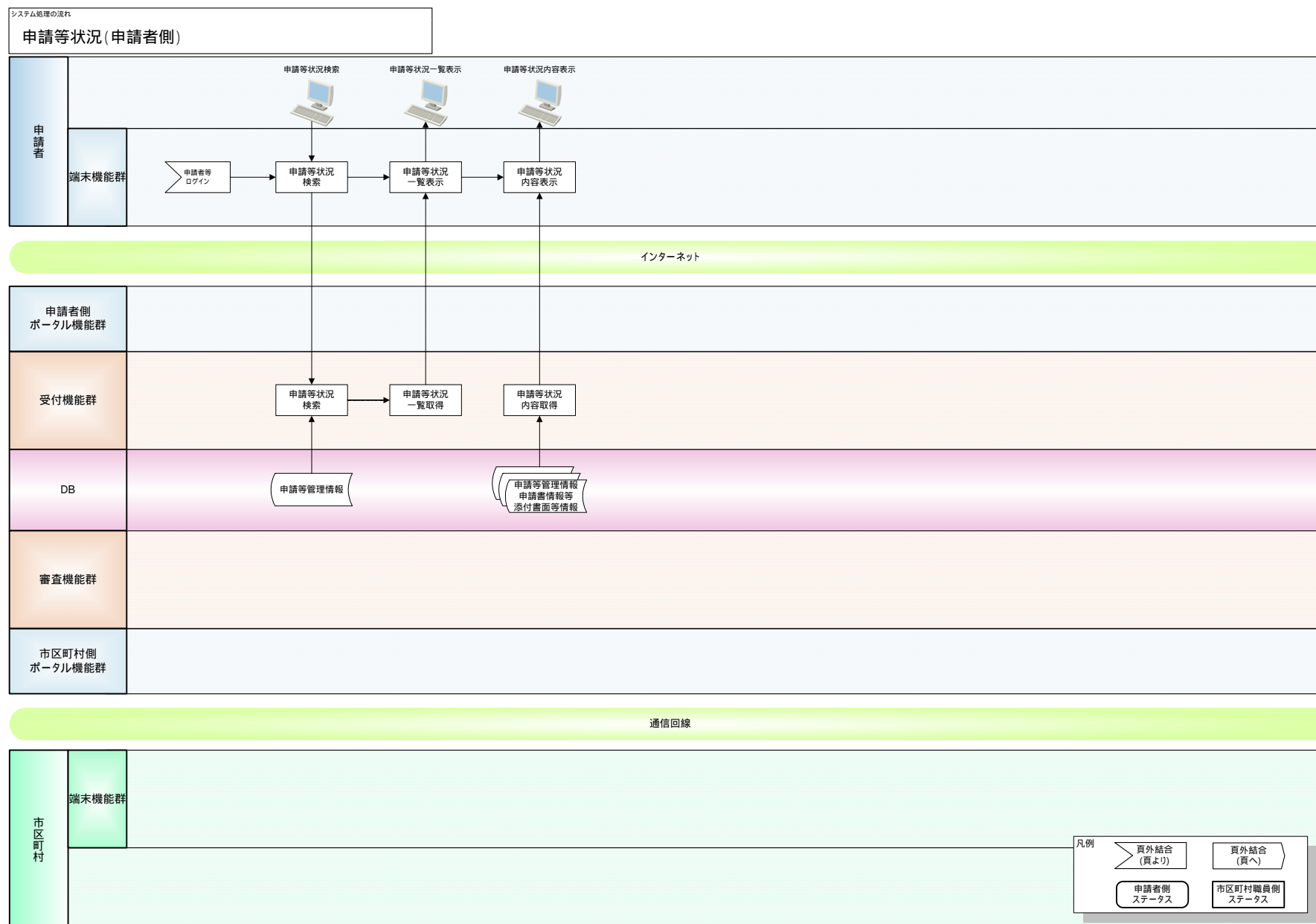
第1章 戸籍手のオンライン化範囲及び処理の流れ



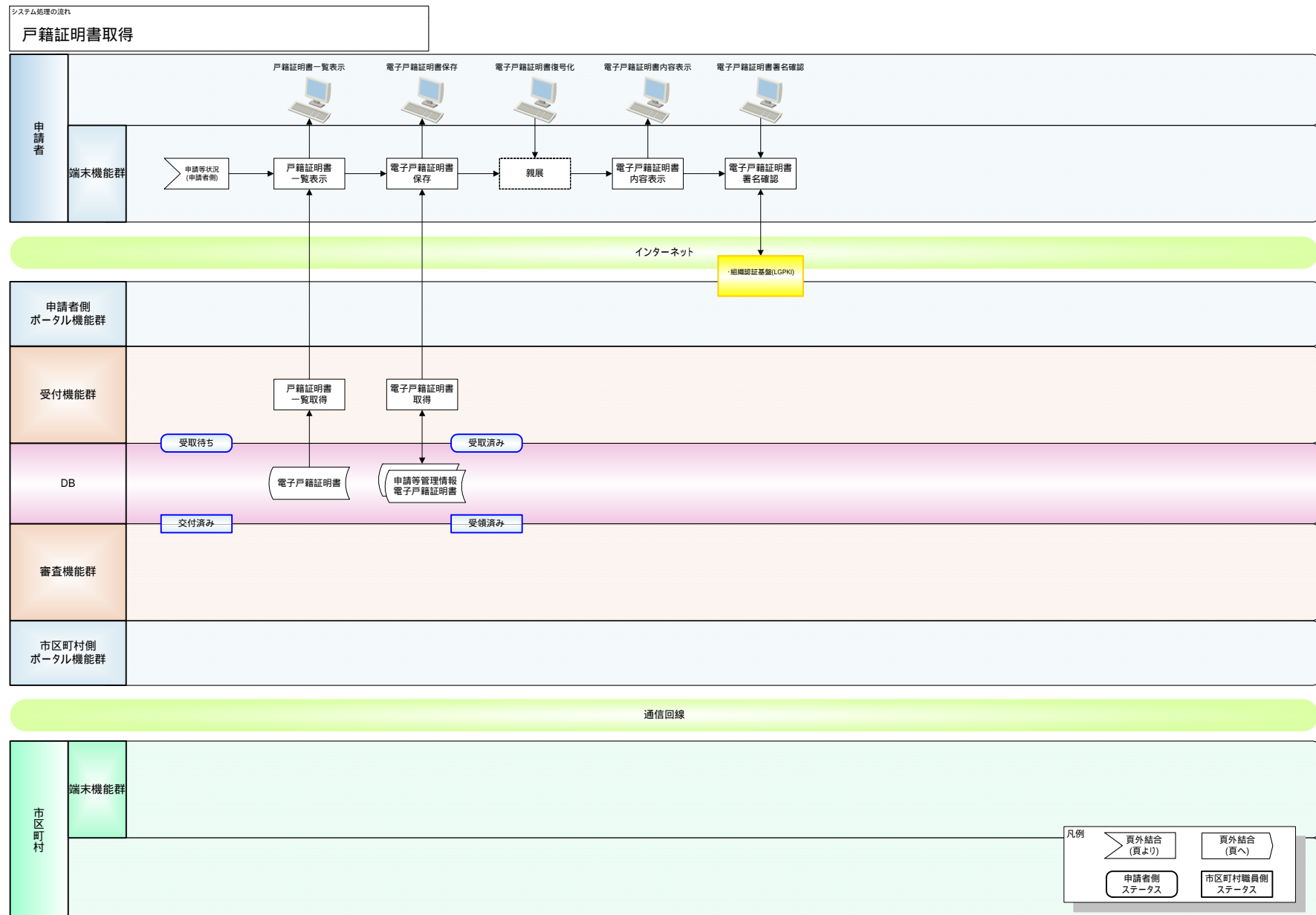
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



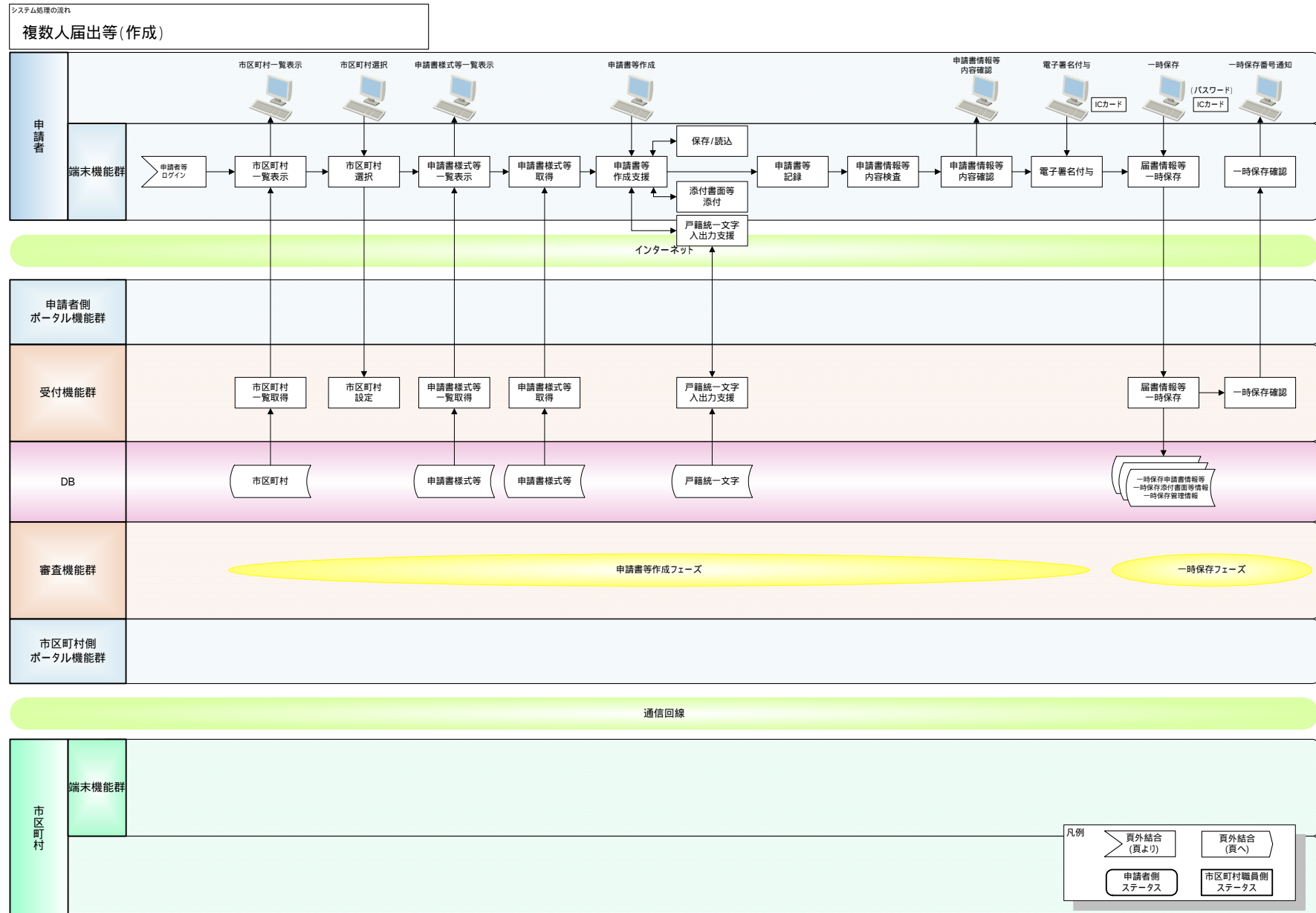
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



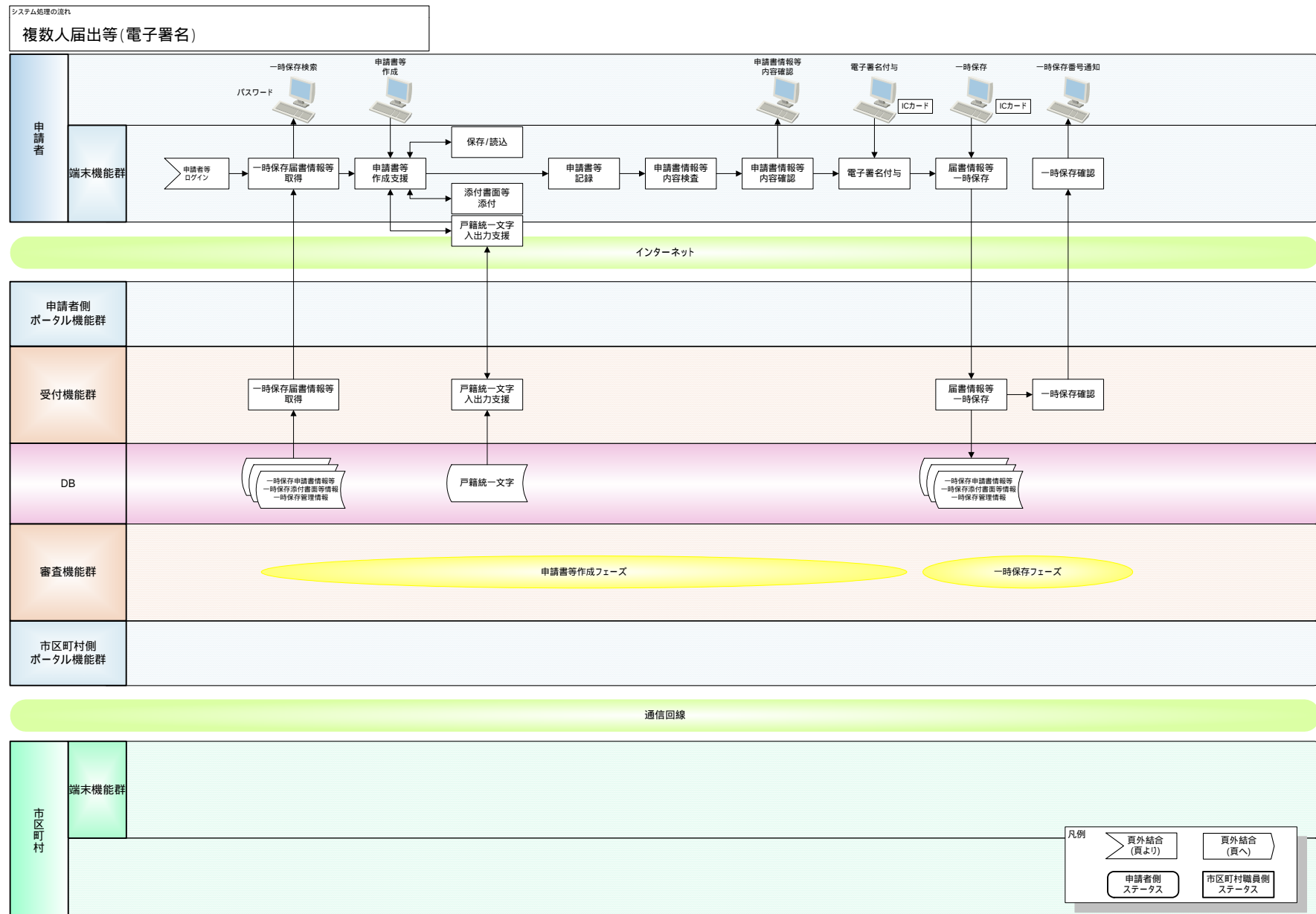
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



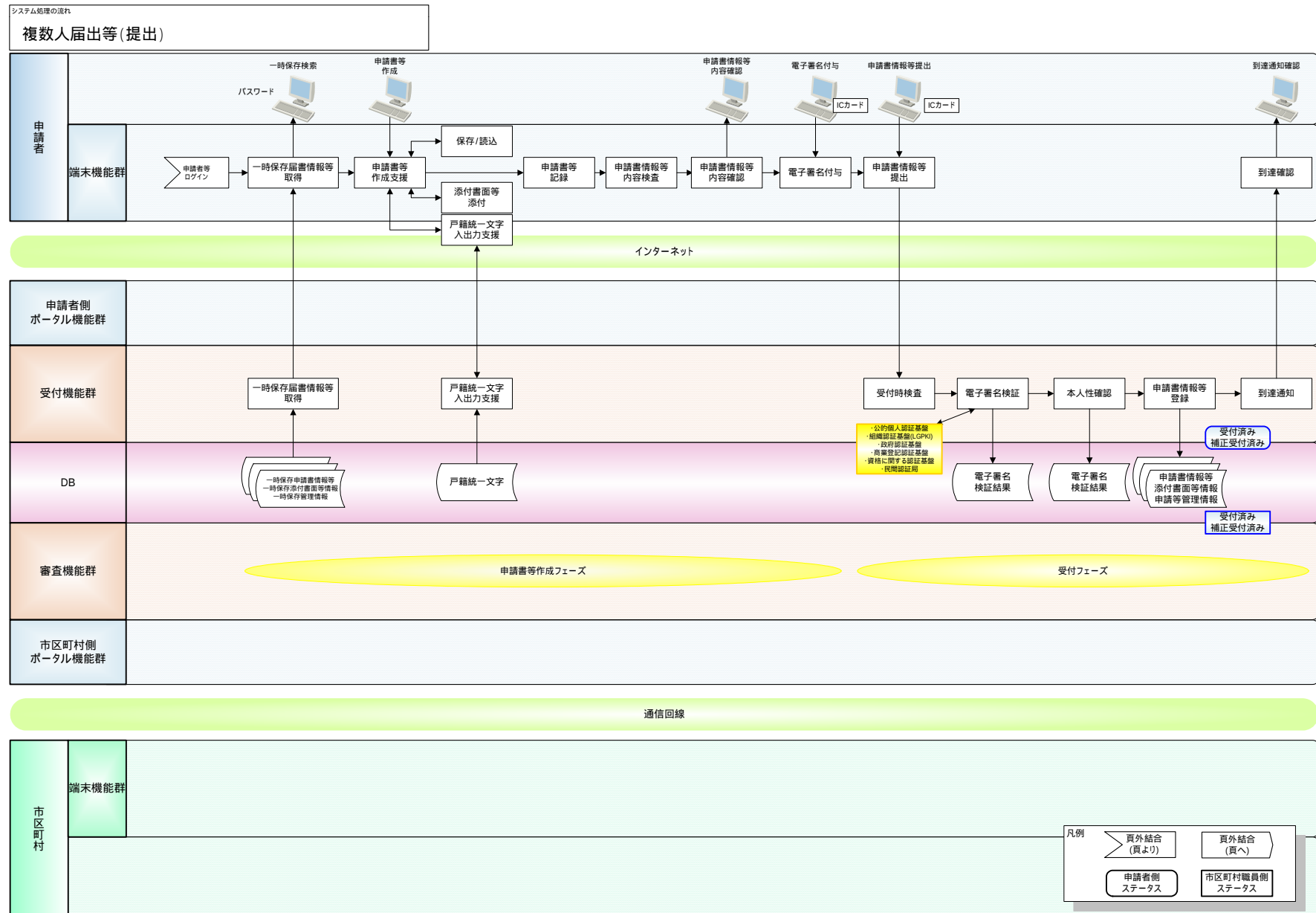
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



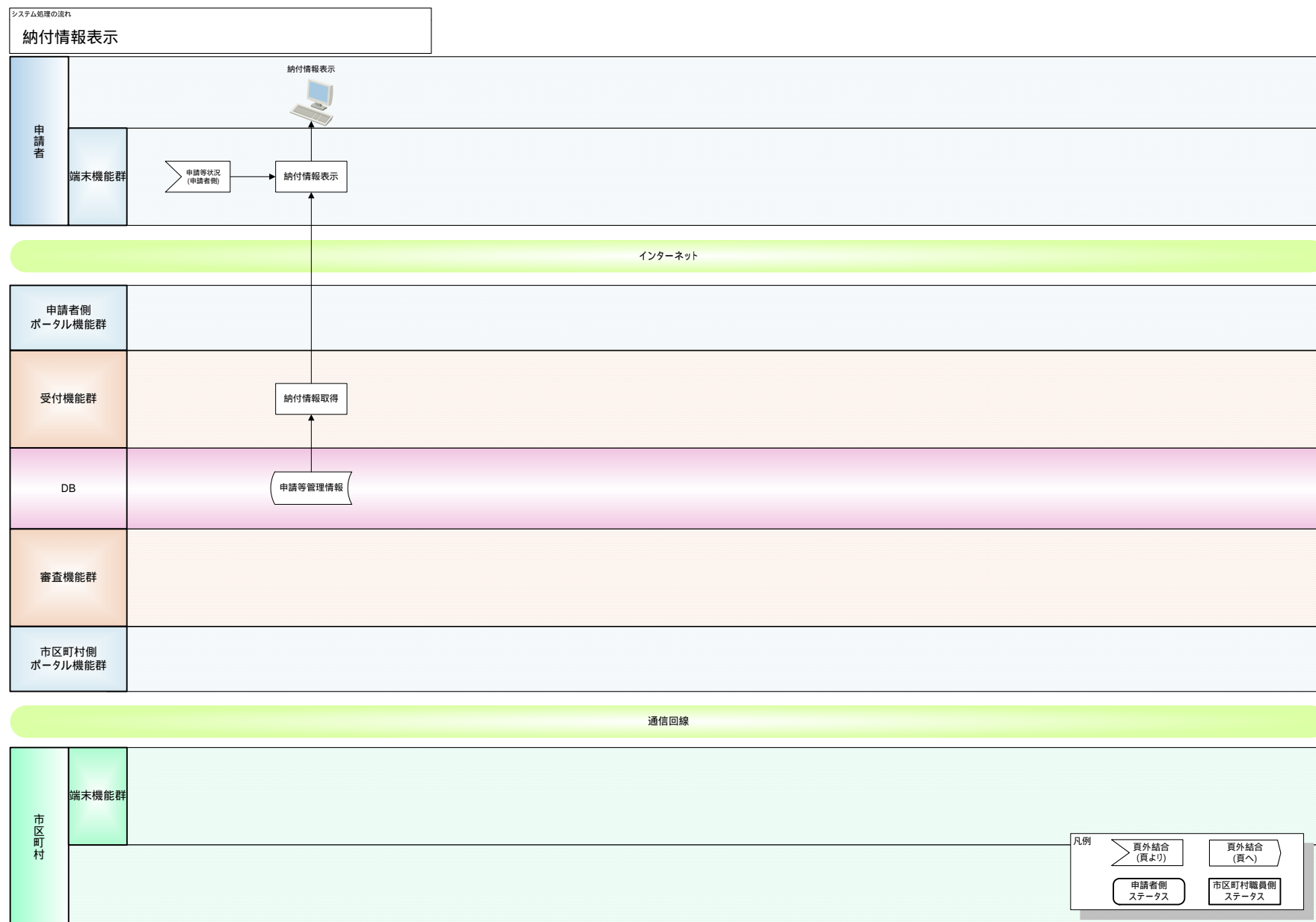
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



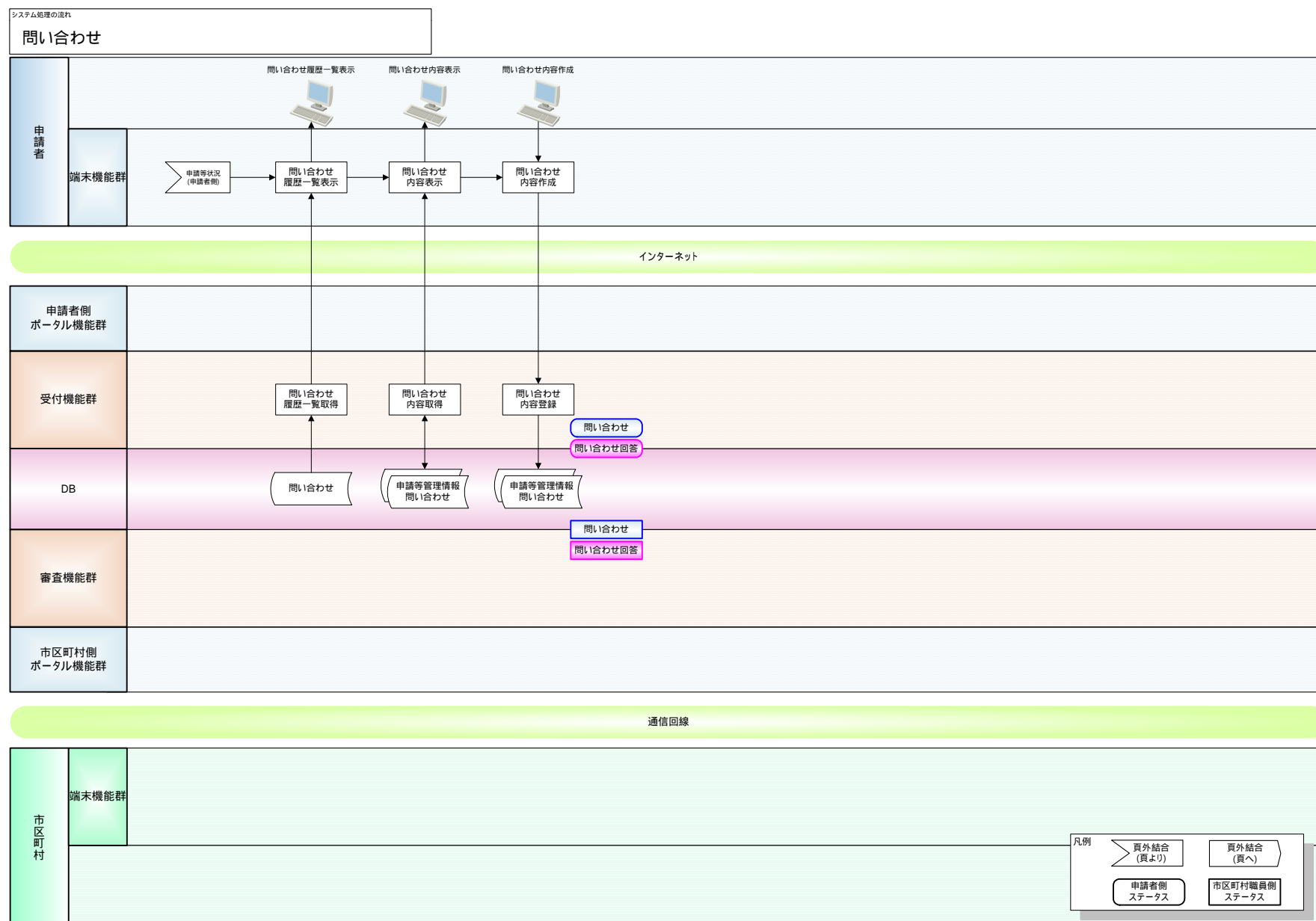
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



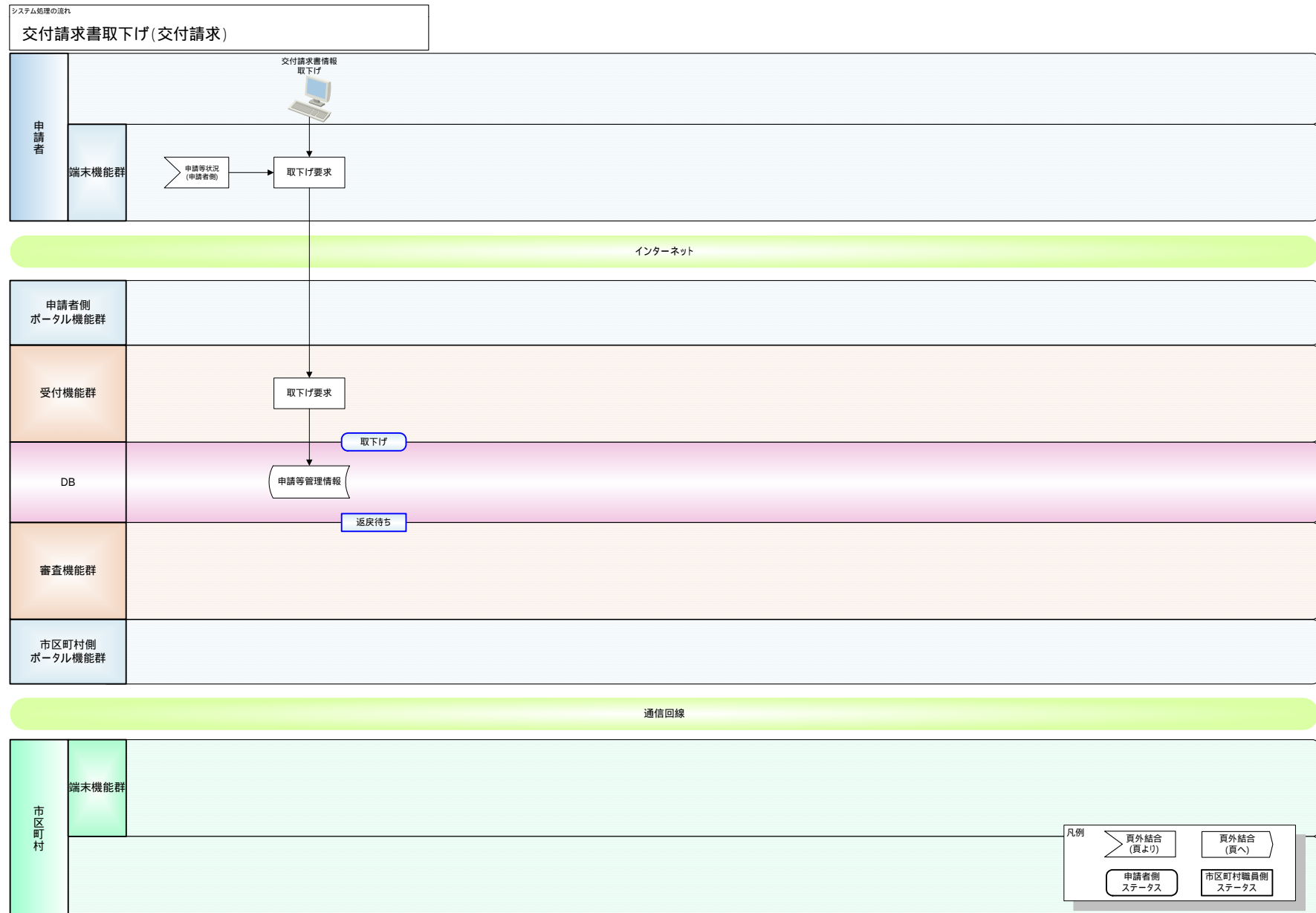
第1章 戸籍手のオンライン化範囲及び処理の流れ



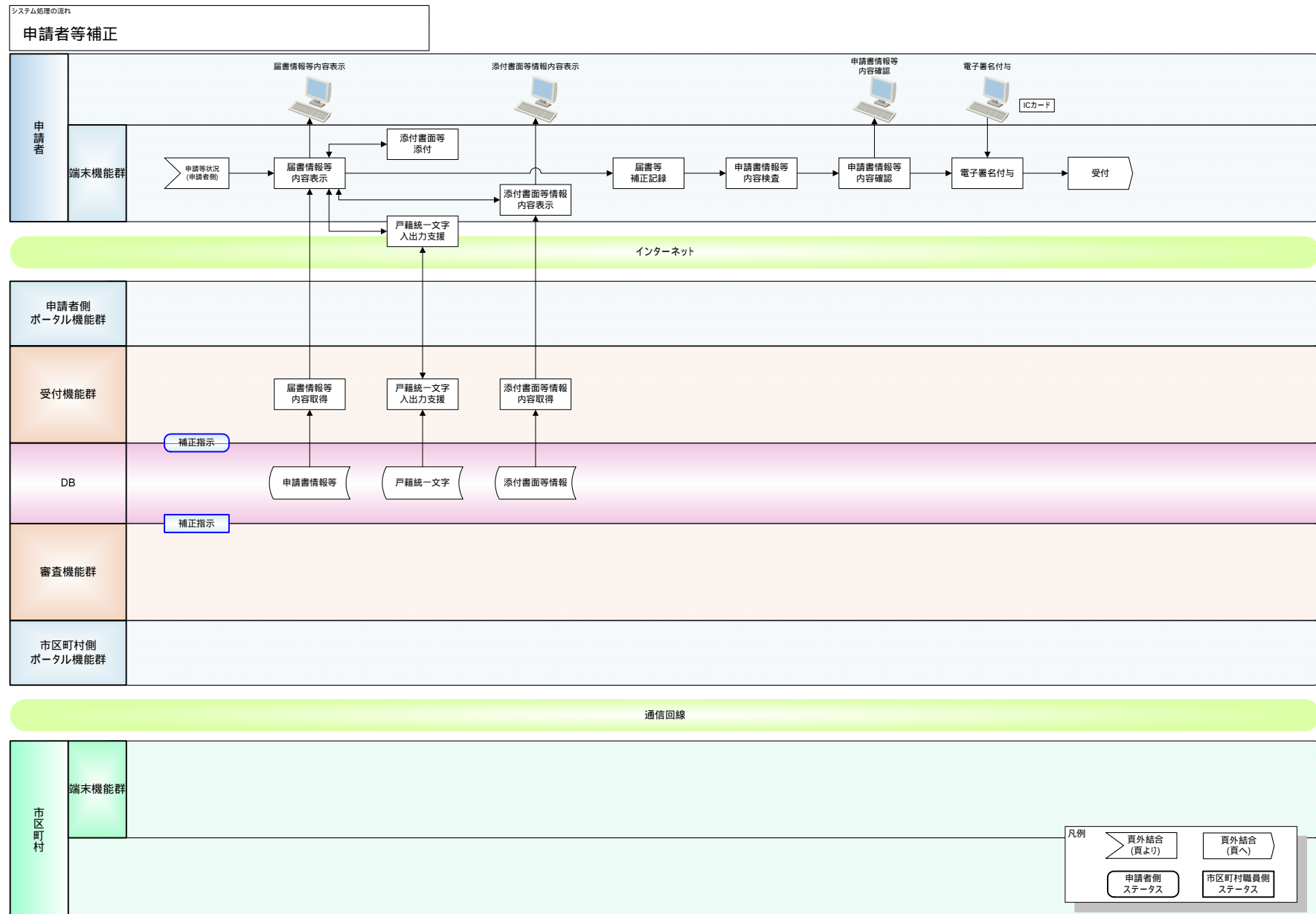
第1章 戸籍手のオンライン化範囲及び処理の流れ



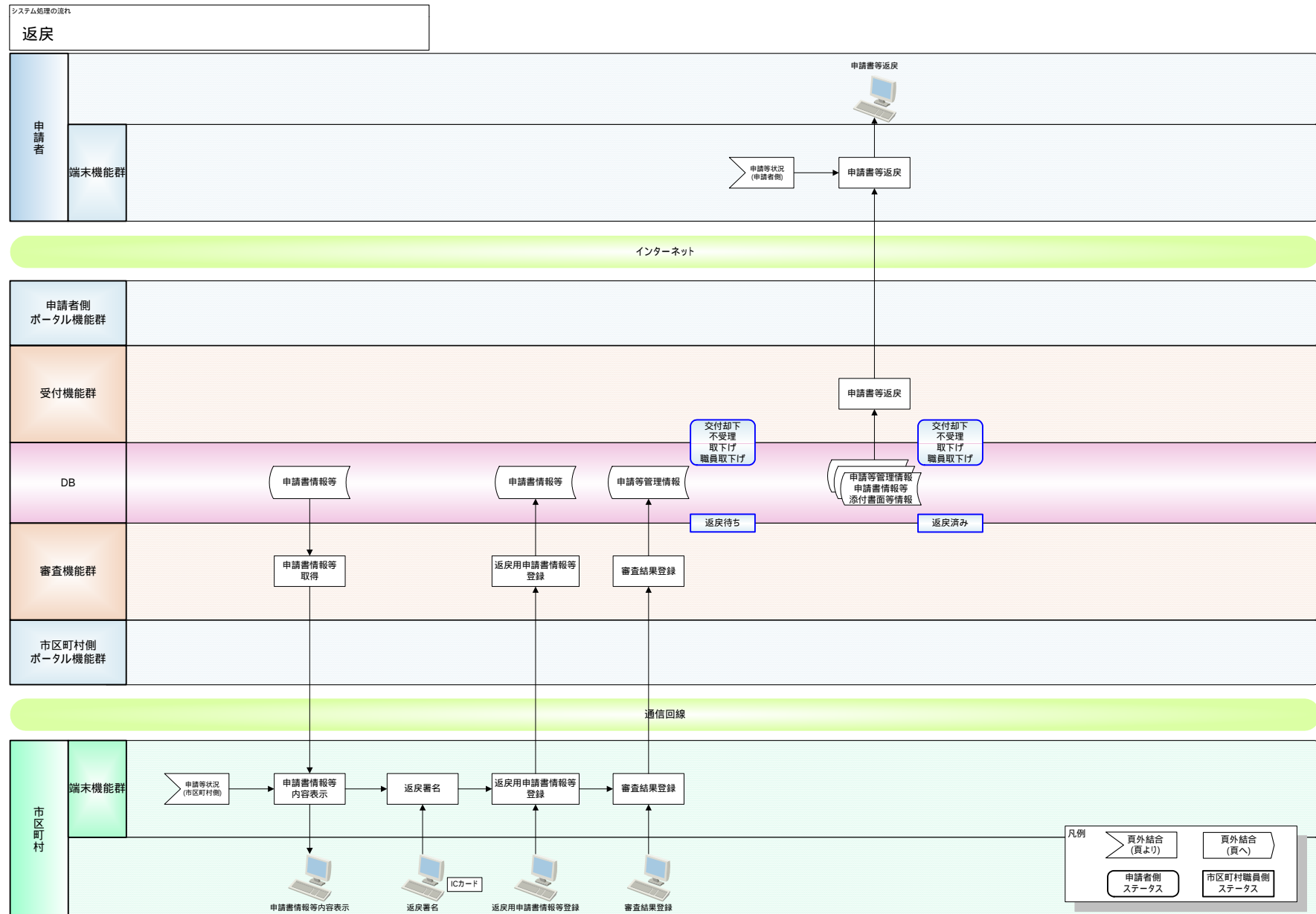
第1章 戸籍手のオンライン化範囲及び処理の流れ



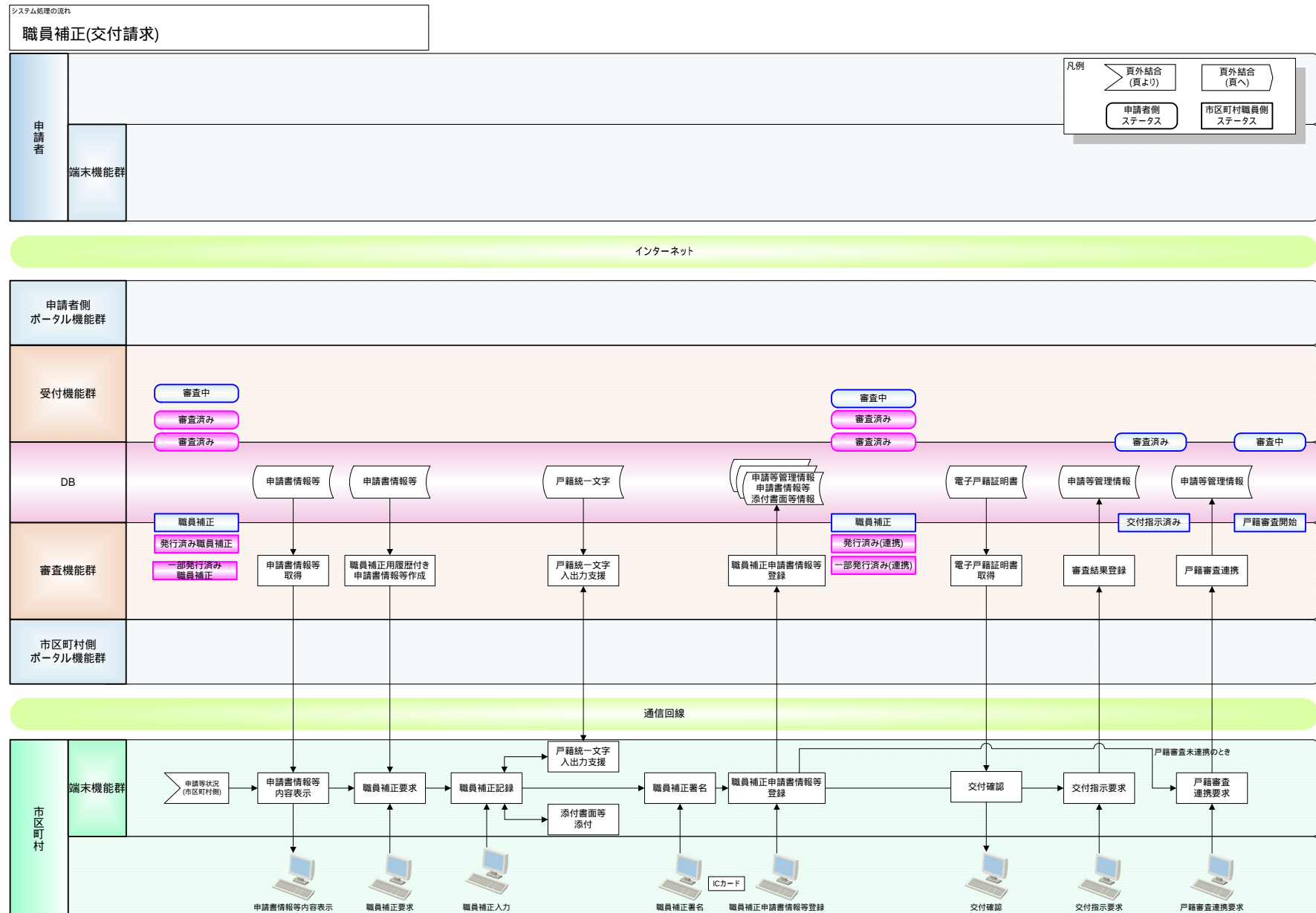
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



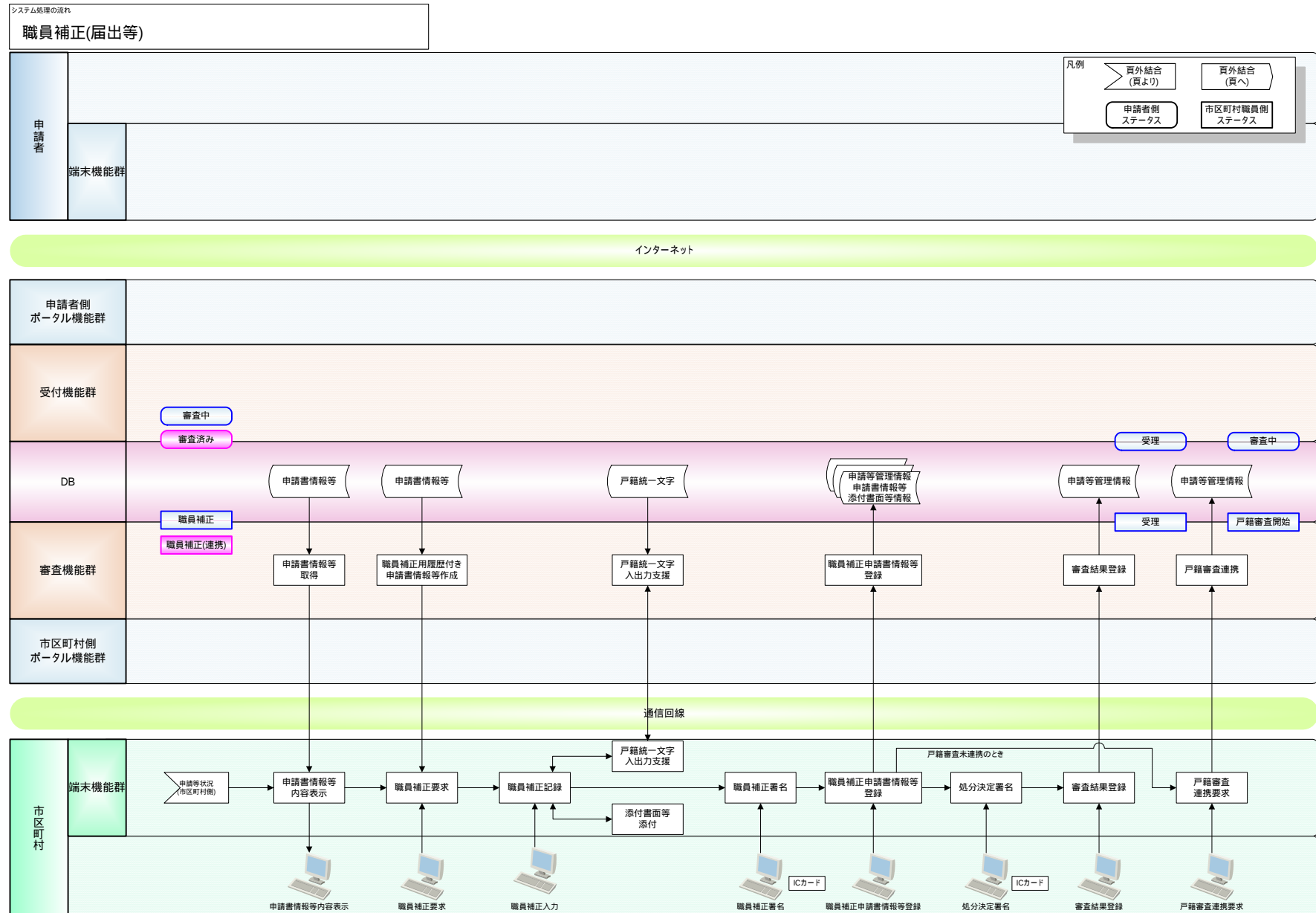
第1章 戸籍手のオンライン化範囲及び処理の流れ



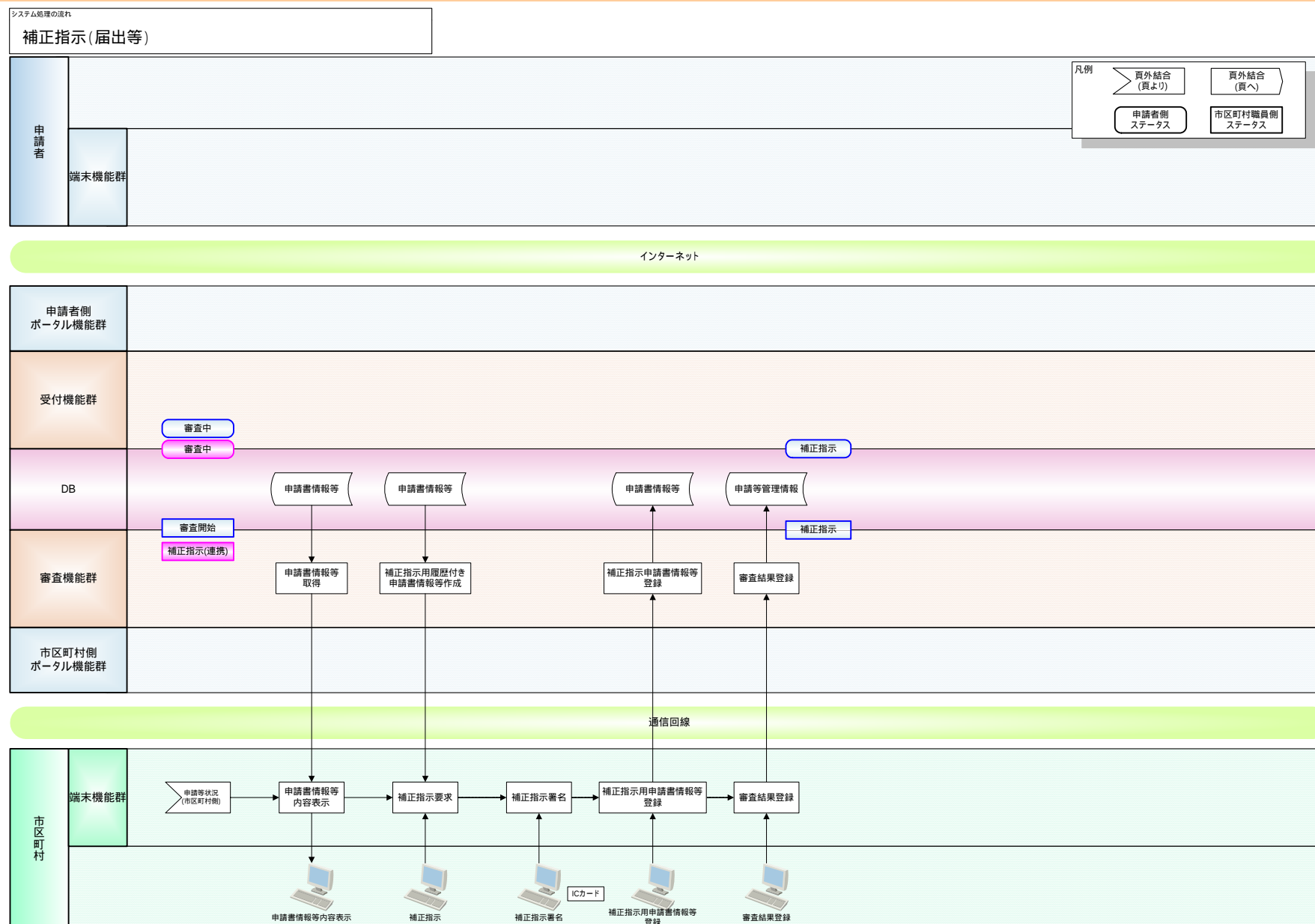
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



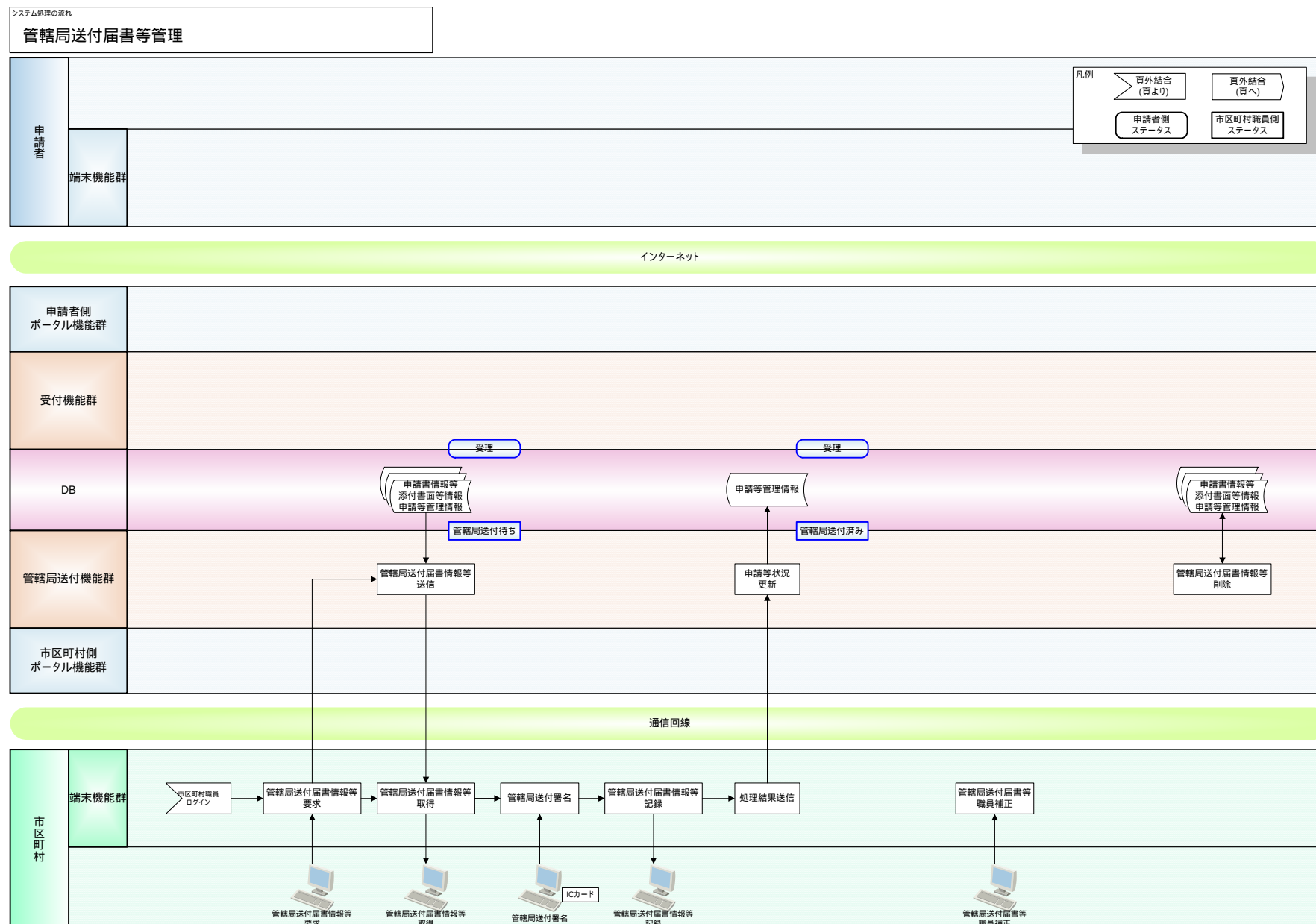
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



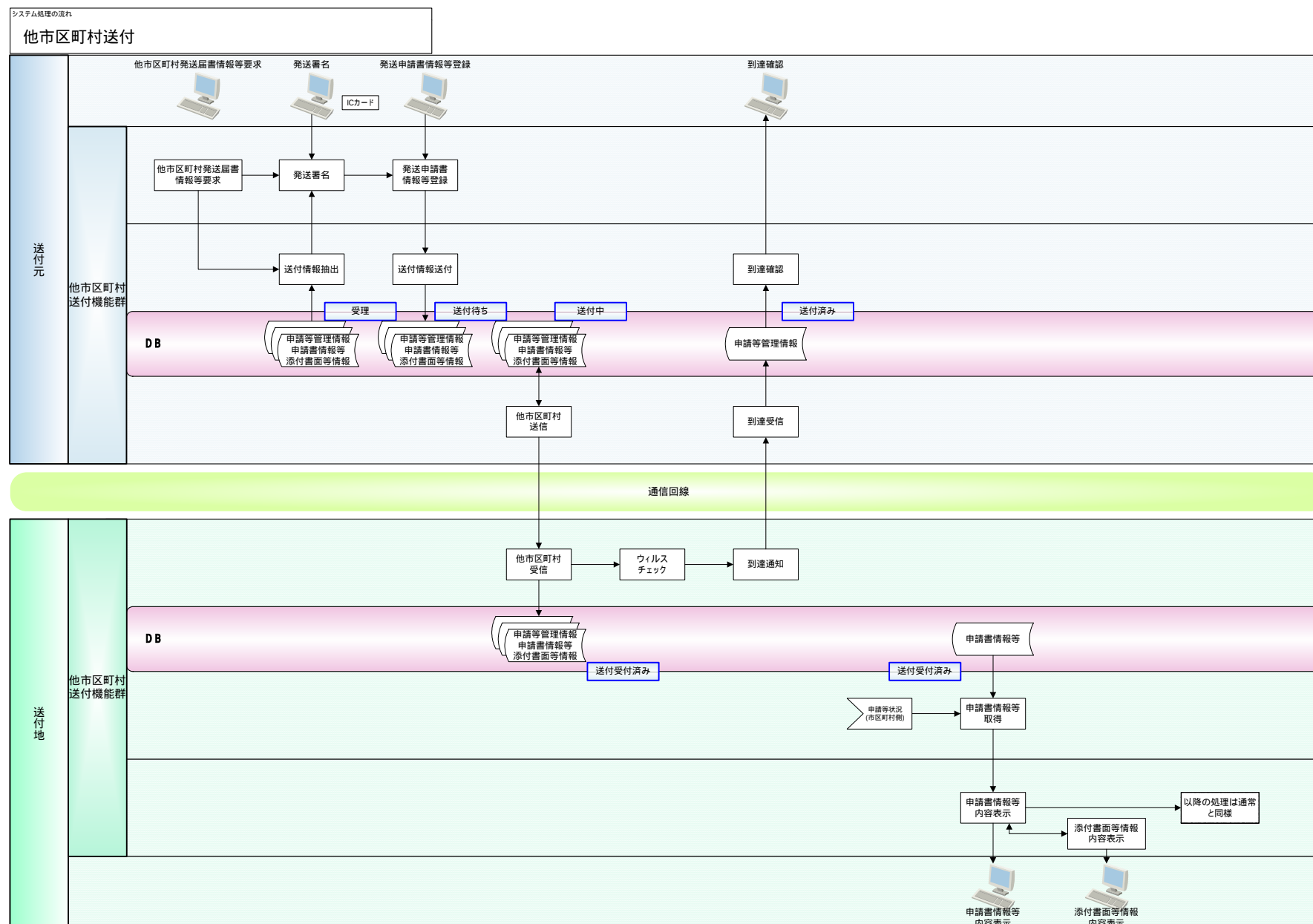
第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



第1章 戸籍手続のオンライン化範囲及び処理の流れ



第1章 戸籍手のオンライン化範囲及び処理の流れ



第 2 章 戸籍統一文字基盤

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：3 頁：1／1
平成 2 3 年 3 月

項番	箇所	修正内容	ページ	添付資料 NO
1	第 2 章 第 3 3	「別表 1 字種一覧」中の、字種名称：人名について、人名用漢字の個数を修正	2-6	

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：4 頁：1／1

平成 2 4 年 3 月

項番	箇所	修 正 内 容	ページ	添付資料 NO
1	第 2 章 第 3	1. 戸籍統一文字の文字集合 (3) 字形の選定基準 常用漢字表の改定（平成22年内閣告示第 2 号）により，ア（ア）中「昭和56年10月 1 日内閣告示第 1 号」を「平成22年11月30日内閣告示第 2 号」に変更	2-2	
2		2. 戸籍統一文字出典根拠 (1) 戸籍統一文字出典根拠一覧 表 2-1 戸籍統一文字出典根拠一覧 常用漢字表の改定（平成22年内閣告示第 2 号）により，項番 1 の概要中「昭和56年10月 1 日内閣告示第 1 号」を「平成22年11月30日内閣告示第 2 号」に変更	2-2	
3		常用漢字表の改定（平成22年内閣告示第 2 号）に伴う，平成 2 年10月20 日民二第5200号通達の一部改正により，項番14の概要中「平成16. 9. 27民一 2665号通達」を「平成22. 11. 30民一2903号通達」に変更	2-3	
4		3. 戸籍統一文字属性情報 別表 1 字種一覧 常用漢字表の改定（平成22年内閣告示第 2 号）により，項番 2 の内容説明中「昭和56年10月 1 日内閣告示の「常用漢字表」に示された1,945字。」を「平成22年11月30日内閣告示の「常用漢字表」に示された2,136字。」に変更	2-6	
5		常用漢字表の改定（平成22年内閣告示第 2 号）に伴う，戸籍法施行規則別表第二の改正により，項番 3 の内容説明中「985字」を「861字」に変更	2-6	

第1 本章の目的

本章は、本省において策定した戸籍統一文字の仕様を示すとともに、各市区町村において、本システムの運用に必要となる戸籍統一文字を利用した戸籍統一文字基盤を構築するための要件を提示する。

第2 戸籍統一文字基盤の位置づけ

戸籍統一文字は、戸籍手続のオンライン化に当たって、戸籍に使用することができる約5万文字の文字をコンピュータによって扱うことを可能とし、かつ、コンピュータ間においても正確な文字情報伝達及び交換を担保するために、当該文字集合を選定し、文字番号を定め、それらの文字についての字形情報及び読み、画数、部首等の属性項目を体系化した電子辞典を法務省において作成したものである。また、当省において、これらをデータベース化した戸籍統一文字データベースを構築・運用することで、市区町村等が当該システムから戸籍統一文字番号や字形情報等を取得できるものとした。

各市区町村においては、戸籍統一文字データベースから取得する戸籍統一文字番号や字形情報等を利用して戸籍統一文字基盤を構築することで、本システムでの文字の入力及び表示並びに戸籍情報システムとの文字情報の伝達及び変換等が可能となる。

第3 戸籍統一文字の仕様

戸籍統一文字の仕様は、本節に示すところによる。

1 戸籍統一文字の文字集合

(1) 戸籍統一文字選定基準

戸籍統一文字は、戸籍に使用できる文字として次の基準により選定した。

ア 漢和辞典に掲載された正字等及び俗字等の文字、常用漢字及び人名用漢字、規則又は通達等による俗字等の文字。

出典根拠とした漢和辞典は、次のものである。

- (ア)「大字源(角川書店)」
- (イ)「大漢和辞典(大修館書店)」
- (ウ)「新大字典(講談社)」
- (エ)「大漢語林(大修館書店)」

イ 規則、通達又は先例等において、戸籍に記載可能な文字と判断された文字。

(2) 誤字の取扱い

次の例外を除き、戸籍統一文字に誤字(譌字及び略字を含む。)及び記号等は採用しない。

ア JIS 第1水準漢字・第2水準漢字及び補助漢字の文字（以下、本章において「標準の文字」という。）のうち、(1)に含まれない文字であって誤字とされているもの及び記号。

イ 地名外字

(3) 字形の選定基準

各漢和辞典から採用する文字の字体の選定基準は、以下のとおりとした。

ア 字形の違いが字体の差と判断できるものについては、双方を採用した。

字体の差と判断する基準は、以下のとおりとした。

(ア) 概ね常用漢字表（平成22年11月30日内閣告示第2号）の「(付) 字体についての解説 第1 明朝体活字のデザインについて」に該当しないものについては、字体の差とした。

(イ) (ア)において字体の差と認められない場合でも、同一の漢和辞典に別字体として掲載されている文字については、字体の差とした。

ただし、字義の違いのみを理由として双方が掲載されているが字形に違いがみられないものについては、1字体のみの採用とした。

イ 字形の違いがデザイン上の差と判断できるものは代表字形を定め、それを採用した。

代表字形の選択基準は、以下のとおりとした。

(ア) 常用漢字であるものは、常用漢字字体の字形を選択。

(イ) JIS 文字であるものは、JIS 文字の字形を選択。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外については、可能な限り常用漢字表字体に近い字形を選択。

2 戸籍統一文字出典根拠

(1) 戸籍統一文字出典根拠一覧

戸籍統一文字選定に使用した出典根拠の一覧及び概要を「表2-1 戸籍統一文字出典根拠一覧」に示す。

表 2-1 戸籍統一文字出典根拠一覧 (1/2)

項番	出典根拠名称	概 要
1	常用漢字表	平成22年11月30日内閣告示第2号本表に示された字体。
2	人名用漢字	戸籍法施行規則別表第二の一及び二に掲げる字体。
3	角川大字典	大字典（角川書店・1993年12月10日 3版）に正字、俗字等として掲載された字体。
4	大漢和辞典	大漢和辞典（大修館書店・修訂第二版第四刷・1996年1月10日）に正字・俗字等として掲載された字体
5	新大字典	新大字典（講談社・1993年3月11日 普及版第1刷）に正字・俗字等として掲載された字体

表 2-1 戸籍統一文字出典根拠一覧 (1/2)

項番	出典根拠名称	概 要
6	大漢語林	大漢語林（大修館書店・1992年4月25日 初版）に正字・俗字等として掲載された字体
7	JIS X 0208:1997	JIS X 0208:1990規格票(1997年改正)に例示された字体 ※JIS第1水準漢字・第2水準漢字が該当 (日本規格協会・1997年1月20日改正)
8	JIS X 0212:1990	JIS X 0212:1990規格票(2002年確認)に例示された字体 ※補助漢字が該当 (日本規格協会・2002年7月20確認)
9	5202号依命通知	平成2年法務省民二第5202号依命通知で正字、俗字等として掲載された字体（平成6.11.16民二7006号依命通知，平成16.9.27民一2666号依命通知）
10	2842号通達	平成16年法務省民一第2842号通達で正字として掲載された字体、及び「戸籍に記載されている文字」欄中の俗字又は別字として掲載された字体 ※戸籍統一文字では、毛筆体は明朝体に改めた。
11	印刷標準字体	印刷標準字体（平成12年12月8日国語審議会答申「表外漢字字体表」に掲載された印刷標準字体）
12	地名外字	日本行政区画便覧(日本加除出版)に掲載された住所に用いられる外字
13	変体仮名	戸籍実務六法(日本加除出版)に掲載された字体
14	5200号通達	平成2年法務省民二第5200号通達別表に掲げる字体（平成22.11.30民一2903号通達）
15	仮名符号	人名用として使える仮名符号（平成16年法務省民一第2664号通達）
16	当用漢字表	当用漢字表（昭和21年内閣告示第32号）の字体のうち常用漢字表においては括弧に入れて添えられなかった、従前正字として取り扱われていた字体

(2) 出典根拠以外の参考資料について

「表 2-1 戸籍統一文字出典根拠一覧」の他に、参考資料として使用したものを「表 2-2 戸籍統一文字参考資料一覧」に示す。

各参考資料より、戸籍統一文字属性情報に住基ネット統一文字コード、JIS2000 対応面区点番号、JIS2004 に対応する各情報(面区点番号・シフト JIS・Unicode・JIS 水準)、Unicode3.1 を(第2面の文字についてのみ)掲載した。

なお、参考資料から文字属性情報を設定するに当たっては、選定した戸籍統一文字と同形又は包摂する文字に対して設定したものであり、戸籍統一文字を定義する出典根拠としてではなく、参考として設定している。

表 2-2 戸籍統一文字参考資料一覧

項番	出典根拠名称	概 要
1	JIS2000	正式名称「JIS X 0213:2000」 (日本規格協会・2000年1月20日制定)
2	JIS2004	正式名称「JIS X 0213:2000/AMENDMENT 1:2004」 JIS2000 の改正版 (日本規格協会・2004年2月20日改正)
3	住基ネット 統一文字	住民基本台帳ネットワークシステム統一文字[確定版]にて規定された文字 (地方自治情報センター・2002年5月8日発行)
4	Unicode3.1	正式名称「JIS X 0221-1:2001(ISO/IEC 10646-1:2000)」 (日本規格協会・2001年4月20日制定)

3 戸籍統一文字属性情報

戸籍統一文字の各文字について、当該文字に関する文字の属性情報を整理した。
戸籍統一文字属性項目の概要を「表 2-3 戸籍統一文字属性項目一覧」に示す。

表 2-3 戸籍統一文字属性項目一覧 (1/2)

項番	名称	種類 (項目数)	概要
1	戸籍統一文字番号	1	戸籍統一文字番号
2	正字 / 俗字 / 誤字区分	1	戸籍への記載上の分類
3	画像ファイル名	1	戸籍統一文字画像ファイル(PNG)名称 戸籍統一文字番号に等しい
4	音読み	最大 8	
5	常用音読み	最大 5	常用漢字表に記載された音読み
6	訓読み	最大 10	
7	常用訓読み	最大 12	常用漢字表に記載された訓読み
8	画数	最大 3	
9	部首番号	最大 3	康熙字典に掲載される部首番号
10	Unicode	1	JIS X 0221:1995 対応の Unicode
11	シフト JIS コード	1	JIS X 0208:1997 対応のシフト JIS コード
12	旧 JIS 区点コード(1978)	1	JIS X 0208:1978 にて規定された区点番号
13	新 JIS 区点コード(1997)	1	JIS X 0208:1997 にて規定された区点番号
14	JIS2000 面区点番号	1	JIS2000 にて規定された面区点番号
15	JIS2004 面区点番号	1	JIS2004 にて規定された面区点番号
16	JIS2004 対応 Unicode	1	JIS2004 対応の Unicode
17	JIS2004 対応 S-JIS	1	JIS2004 対応のシフト JIS コード
18	住基ネット統一文字コード	最大 10	住基ネット統一文字コード 戸籍統一文字と同形、または包摂する文字に対して設定
19	JIS 水準区分	1	JIS2000 に対応する JIS 水準区分 数値は[1]～[4]

表 2-3 戸籍統一文字属性項目一覧 (2/2)

項番	名称	種類 (項目数)	概要
20	JIS2004 対応 JIS 水準区分	1	JIS2004 に対応する JIS 水準区分区分 数値は[1]～[4]
21	非漢字区分	1	非漢字に対して[1]を設定 その他は[0]
22	変体かな区分	1	変体かなに対して[1]を設定 その他は[0]
23	常用漢字区分	1	常用漢字に対して[1]を設定 その他は[0]
24	人名用漢字区分	1	子の名に使用することが可能な文字に対して[1] を設定 その他は[0] 仮名及び記号(々,ー,ゝ,ゞ)も含まれる
25	字義	最大 15	漢和辞典掲載の字義情報を設定 その他,各種の当該文字に関する情報も収録。
26	名のり	最大 20	名のり(漢和辞典掲載情報)
27	諸橋大漢和辞典番号	最大 3	大漢和辞典掲載の辞典番号
28	角川大字典源番号	最大 3	大字典源掲載の辞典番号
29	新大字典番号	最大 3	新大字典掲載の辞典番号
30	親・正字	最大 3	当該文字の親・正字 戸籍統一文字番号で設定
31	法務省通達番号	1	法務省各種通達掲載文字に対して通達番号を設 定
32	文字情報区分	1	次の左欄に掲げる値の意味は,それぞれ右欄 に示すとおり 1 許容字体 2 常用漢字表において括弧が添えられている 漢字のうち、子の名に用いることのできない 字体 3 従前子の名に用いることができた字体 4 1 から 3 に含まれない漢字で康熙字典又は 漢和辞典で正字とされている字体 5 5200 号通達別表の字体 0 その他(1 から 5 以外の文字)
33	字種	1	「別表 1 字種一覧」参照
34	Unicode3.1	1	ISO/IEC160 第 2 面に規定される Unicode

別表 1 字種一覧

項番	値	字種名称	内容説明
1	00	その他	字種[01]～[25]以外の文字。
2	01	常用	平成22年11月30日内閣告示の「常用漢字表」に示された2,136字。
3	02	人名	法務省令による告示で、人名に使用することが認められた861字。
4	03	旧字	常用漢字・人名用漢字公布以前に異なる字形で広く用いられていた字体の字。
5	04	本字	漢字の成り立ちからいって正字形とすべきもの。主として篆文 ^{てんぶん} の楷書形をいう。
6	05	古字	『説文解字』所有の古文・籀文 ^{ちゅうぶん} ・篆字などを楷書形にあてたものの。
7	06	同字	正字とは字体が異なるが、それと同等に用いられてきた文字。 (「別体」・「或体」 ^{わくたい} ・「一体」と同義)
8	07	俗字	本字の字形が長期の使用の間に省略され、また崩れた形で流布し定着してしまっているもの。
9	08	譌字	誤字と同義。偽字・訛字も同様。
10	09	誤字	従来「譌字」 ^{かじ} とされていたもので、一部の世界にだけ通用し、公的な字形とは認めがたく、使用が望ましくないもの。
11	10	略字	正字の字画を省いた文字。通常は誤字扱いされるが通俗的な文字として定着すると俗字となる。
12	11	籀文	漢字の書体の一つ。古文から出て、篆文 ^{てんぶん} (小篆)の前身。
13	12	篆字	漢字の書体の一つ。楷書体以前の書体。
14	13	国字	我が国で作られた漢字。
15	17	略字・国字	略字でありながら国字に属する文字。
16	18	同字・国字	他の文字と同字である旨の字種情報を持ちながら国字に属する文字。
17	19	JIS異体字	本来JIS第1・第2水準の字体であったものがJISの変更によって現在はJIS補助漢字に入っているものと、本来の正字は別にあるが書体のみが変形されJIS補助漢字に入っているもの。
18	20	記号	記号。
19	21	正字等	常用、旧字、本字、同字等の字種設定がされていない文字で、戸籍にて記載が可能である文字。
20	22	中国簡化字	中国簡化字(または簡体字)。 ※戸籍統一文字では未設定。
21	23	省字	点画を省いた文字。略字と同義。 ※戸籍統一文字では未設定。
22	24	古文	漢字の書体の一つ。秦代以前に使われた書体の文字。
23	25	草体	漢字の書体の一つ。草書の書体。

4 戸籍統一文字字形情報

戸籍統一文字の各文字について、当該文字の字形に関する情報を作成した。

(1) 画像ファイル (Portable Network Graphics (PNG)ファイル)

文字の大小サイズに応じて2種類作成した。仕様は「表 2-4 画像ファイル形式」のとおり。

ア 大サイズ

表 2-4 画像ファイル形式 (1/2)

項番	名称	仕様	備考
1	ファイル形式	PNG	XXXXXX は戸籍統一文字番号と同様 “.png” は拡張子
2	ファイル名称	XXXXXX.png()	
3	高さ	200 ピクセル	
4	幅	200 ピクセル	
5	カラー	白黒の2値画像	

イ 小サイズ

表 2-4 画像ファイル形式 (2/2)

項番	名称	仕様	備考
1	ファイル形式	PNG	XXXXXX は戸籍統一文字番号と同様 “.png” は拡張子
2	ファイル名称	XXXXXX.png()	
3	高さ	60 ピクセル	
4	幅	60 ピクセル	
5	カラー	白黒の2値画像	

5 戸籍統一文字番号

戸籍統一文字番号は、採用した文字を漢字部分と非漢字部分とに分け、以下のとおりが付番した。

ア 漢字部分

部種別画数順に整列し、000010 から 10 ずつの繰り上がりで番号を付番。

イ 非漢字部分

900010 から 10 ずつの繰り上がりで番号を付番。

第4 戸籍統一文字データベースの提供物

市区町村は、戸籍統一文字の文字属性情報及び字形情報を戸籍統一文字データベースから取得することができる。

1 市区町村において取得可能なファイル

戸籍統一文字データベースから提供する戸籍文字情報の文字属性情報及び字形情報は以下のものとなる。

(1) 文字属性情報

CSV形式のファイルとして提供。文字コードはUTF-8。

(2) 字形情報

ア 画像ファイル

2つの文字サイズについてPNG形式のファイルとして提供。

2 戸籍統一文字の利用範囲

戸籍統一文字データベースから提供する文字属性情報及び字形情報の利用範囲については、次に示すとおり、本システムの構築市区町村の戸籍情報システムとの連携において利用可能とする。

ア 本システムに接続するコンピュータ。

イ 市区町村等において各種業務で使用するコンピュータ。

3 戸籍統一文字の追加

戸籍統一文字の追加に際しては、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して法務省に対して追加申請を行うこととする。

4 著作権

戸籍統一文字の著作権は以下のとおり。

(1) 戸籍統一文字属性ファイル(CSV)

株式会社日立製作所

(2) 戸籍統一文字画像ファイル(PNG)

日本加除出版株式会社

なお、戸籍統一文字に係る情報のすべての所有権は、当省に帰属する。

第5 戸籍統一文字基盤構築要件

市区町村は、当省の提供する戸籍統一文字を利用して、以下の要件を満たす戸籍統一文字基盤を構築すること。

1 戸籍統一文字の記録

本システムにおいて、標準の文字で扱うことができない文字は、戸籍統一文字にて申請書情報等又は電子戸籍証明書に記録すること。

文字の取扱いについて「表 2-5 本システムにおける文字の取扱い」に示す。

表 2-5 本システムにおける文字の取扱い

文字区分		戸籍統一文字の記録形式
標準の文字	JIS 第1水準漢字 JIS 第2水準漢字(JIS X 0208) JIS 補助漢字(JIS X 0212)	UTF-8 で記録。
	正字・俗字等	戸籍統一文字で記録。
上記以外	誤字	記録することが不可能。 ただし、地名外字など戸籍統一文字に含まれる一部の誤字は戸籍統一文字で記録する。

なお、標準の文字については、戸籍統一文字で記録することも可能である。

戸籍統一文字に含まれない文字で戸籍に記載されている者については、当該者に係る届出等は、置換え可能な標準の文字により、また、当該者の請求に係る戸籍証明書等の発行は、従来の紙による発行で対応すること。

2 申請者端末及び市区町村端末での文字検索システムの構築

戸籍統一文字を検索することが可能な機能を具備すること。

申請者端末から申請等を行う際、氏名等において標準の文字以外の文字を扱う場合は、申請者端末から、読みや部首等を条件として文字を検索し、字形をイメージで確認した上で、戸籍統一文字の入力ができること。

市区町村端末においても同様である。

3 戸籍情報システムとの連携

市区町村の戸籍情報システムでは、本システムから受信する戸籍情報を、各市区町村の戸籍情報システムで扱うコード体系に変換した上で文字情報を利用すること。

よって、市区町村においては、戸籍情報システムで使用している文字コード（以下、本章において「市区町村文字コード」という。）と戸籍統一文字番号との変換テーブルを用意すること。

（１）文字同定作業の実施

戸籍統一文字番号と市区町村文字コードとの変換テーブルを作成するため、その前提作業として、戸籍統一文字と市区町村コードとの同定作業を実施すること。

同定作業に当たって、市区町村で使用する文字が、戸籍統一文字に存在しない場合、当該文字が、誤字であるか、又は正字・俗字等の文字であるかの別により、変換テーブルの作成要件が以下のように異なる。

ア 誤字

誤字については、本システムのネットワーク上には流通させないことから、従来の紙による取扱いとなる。

イ 正字等又は俗字等

市区町村で使用する文字が、正字等又は俗字等で、かつ、戸籍統一文字に存在しない場合は、当該文字が戸籍統一文字に追加された後に、変換テーブルに追加すること。

なお、戸籍統一文字は、選定の過程において、デザイン差に相当する文字を同一の文字と見なし、戸籍統一文字では１字体のみ採用した実績がある。既存戸籍統一文字とデザイン差の関係にある文字が追加申請された場合は、追加しない方針であることに留意すること。

表 2-6 文字同定作業概要

文字同定作業結果	対応方法	
戸籍統一文字に存在する場合	変換テーブルを作成。	
戸籍統一文字に存在しない場合	誤字	正字化する、又は、オンライン交付対象外の戸籍とする。
	正字等又は俗字等の文字	再同定を実施し、存在しない場合は、戸籍統一文字の追加申請を行う。

(2) 受付時における戸籍統一文字の取扱い

受付時における文字の取扱いを「表 2-7 受付時での文字の取扱い」に示す。

標準の文字が、UTF-8 で記録されている場合と、戸籍統一文字番号で記録される場合の2通り存在するが、両者のいずれで記録された文字情報であっても、市区町村コードに変換することができることとする。

表 2-7 受付時での文字の取扱い

文字区分		オンライン側	戸籍情報システム
標準の文字	JIS 第1水準漢字 JIS 第2水準漢字 (JIS X 0208) JIS 補助漢字 (JIS X 0212)	UTF-8 で記録する。 ただし、戸籍統一文字番号で記録することも可能。	変換テーブルを使用して、戸籍情報システムで使用する市区町村コードに変換する。
	正字・俗字等	戸籍統一文字番号で記録する。	戸籍統一文字に対応する文字が存在しない場合は、戸籍情報システムにおいて、市区町村コードの外字登録をした上で、データを記録する。
上記以外	誤字	戸籍統一文字では扱われない文字であるため存在しない。	

(3) 交付時における戸籍統一文字の取扱い

交付時における文字の取扱いを「表 2-8 交付時における戸籍統一文字の取扱い」に示す。

表 2-8 交付時における戸籍統一文字の取扱い

文字区分		戸籍情報システム	オンライン側
標準の文字	JIS 第1水準漢字 JIS 第2水準漢字 (JIS X 0208) JIS 補助漢字 (JIS X 0212)	戸籍情報システムで使用するコードで記録。	Unicode(UTF-8)に変換する。
	正字・俗字等		戸籍統一文字番号に変換する。
上記以外	誤字		オンライン上に流通させない。(交付対象外。)

新たに戸籍統一文字に存在しない文字が発生した場合(変換テーブルに存在しない文字)は、当該文字が正字等又は俗字等であるならば、戸籍統一文字に追加された後、当該文字を変換テーブルに追加し、オンライン側に送信することとする。

誤字である場合は、オンライン上を流通することができない。ただし、この場合においては、戸籍訂正により当該文字の正字化をすればオンライン化可能となる。

第 3 章 基盤連携

第1 本章の目的

本章では，本システムの運用において必要となるネットワーク基盤，認証基盤及び決済基盤について，それぞれの本システムにおける適用範囲と，本システムがそれぞれの基盤と連携する際の要件を提示する。

第2 ネットワーク基盤

1 適用範囲

本システムにおいて適用するネットワーク範囲は以下のとおりである。

- (1) 申請者等とデータセンター等とのネットワーク
- (2) データセンター等内のネットワーク
- (3) データセンター等と市区町村とのネットワーク
- (4) 市区町村役場内のネットワーク
- (5) データセンター等間のネットワーク

本システムの各ネットワークとの構成図及びその規定範囲を以下「図 3-1 ネットワーク構成概略図」に示す。

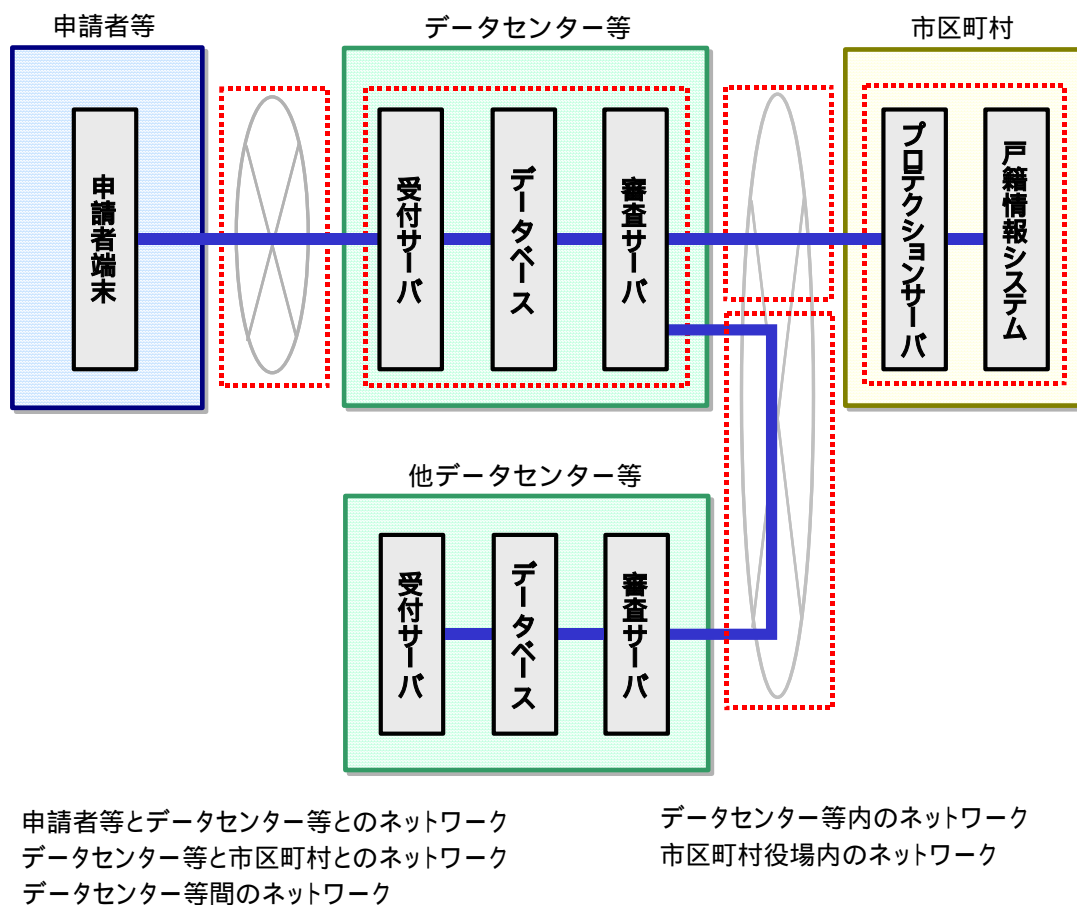


図 3-1 ネットワーク構成概略図

2 構築要件

本システムにおけるネットワーク構築要件は以下のとおりである。

(1) 申請者等とデータセンター等とのネットワーク

ア 利用ネットワーク

申請者端末とデータセンター等とのネットワークはインターネットを利用すること。

イ 通信プロトコル

申請者端末とデータセンター等内の受付側サーバ群間の通信プロトコルは、HTTP (HyperText Transfer Protocol) に、SSL (Secure Socket Layer) を付した HTTPS (Hypertext Transfer Protocol Security) を利用すること。

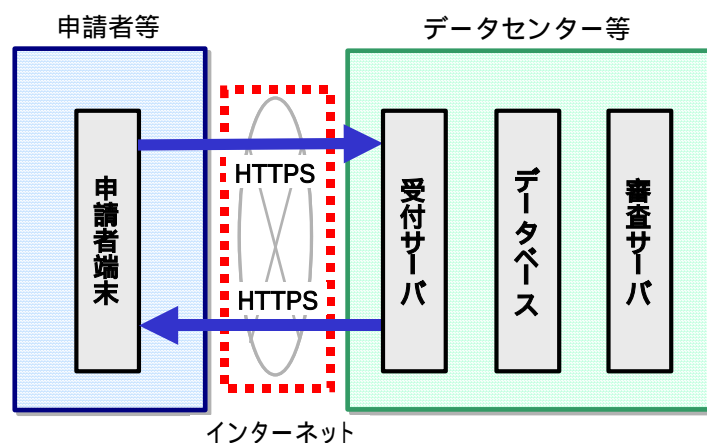


図 3-2 申請者等とデータセンター等とのネットワーク

(2) データセンター等と市区町村とのネットワーク

ア 利用ネットワーク

データセンター等と市区町村とのネットワークは専用回線を利用すること。

ここでいう専用回線とは、インターネット等の他回線と完全に切り離された行政専用の閉じたネットワークである。

イ 通信プロトコル

データセンター等と市区町村との通信プロトコルは、HTTP に、SSL を付した HTTPS を利用すること。

データセンター等内の審査サーバと市区町村役場内のプロテクションサーバ間の通信には SOAP を利用し、さらに、戸籍情報暗号化等*1 の措置を講ずること。

また、データセンター等内の審査サーバと市区町村役場内の市区町村端末間の通信にも、戸籍情報暗号化等*1 の措置を講ずること。

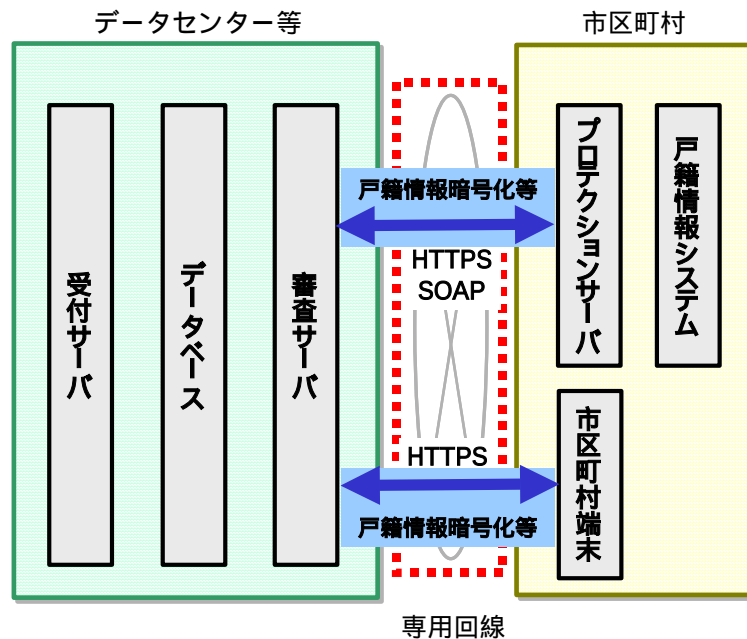


図 3-3 データセンター等と市区町村とのネットワーク

(3) データセンター等内のネットワーク

ア 伝送路の確保

ネットワークは、ローカルエリアネットワーク（以下、「LAN」という。）と、それに関連するルータ、ハブや伝送路で構成すること。なお、機器の設置においてはピーク時のアクセス数及び将来の拡張性を十分に考慮すること。

イ 伝送路の保護

ハブ等のポートや伝送路については、ハブ等のポートの空きや伝送路がむきだしの状態で設置しないこと。

ウ インターネット接続

住民・企業等との通信路としてのインターネットに接続するための機能及び専用回線を準備すること。なお、専用回線の回線速度についてはピーク時のアクセス数及びデータ量を十分に考慮すること。

エ 専用回線接続

市区町村との通信路として専用回線に接続するための機能及び専用回線を準備すること。なお、専用回線の回線速度についてはピーク時のアクセス数及びデータ量を十分に考慮すること。

オ アクセス経路の分離

インターネットを介して本システムへのアクセス経路は、受付サーバ側からのアクセスは、データベースサーバまでとすること。

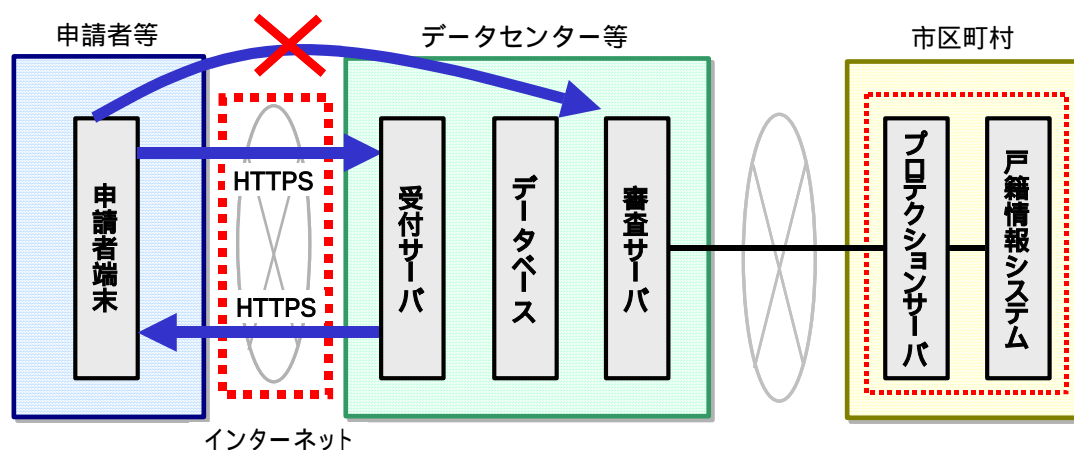


図 3-4 アクセス経路の分離

カ 専用回線の独立性確保

市区町村と接続している専用回線との通信がインターネットからアクセス可能なセグメント上を経由しないネットワーク構成とすること。

（４）市区町村役場内のネットワーク

ア 伝送路の確保

ネットワークは、ローカルエリアネットワークとそれに関連するルータ、ハブや伝送路で構成すること。なお、機器の設置においてはピーク時のアクセス数及び将来の拡張性を十分に考慮すること。

イ 伝送路の保護

ハブ等のポートや伝送路については、ハブ等の空きポートや伝送路がむきだしの状態で設置しないこと。

ウ 専用回線接続

データセンター等との通信路として専用回線に接続するための機能及び専用回線を準備すること。なお、専用回線の回線速度についてはピーク時のアクセス数及びデータ量を十分に考慮すること。

エ 庁内の戸籍 LAN の独立性確保

ファイアウォール等の機器を適切に設置することで市区町村役場内の他業務からの不正アクセスを排除し、庁内における戸籍事務用の LAN の独立性を確保すること。

オ 戸籍情報システムの独立性確保

戸籍事務用の LAN 内において、ファイアウォール等の機器と戸籍情報システムの間にはプロテクションサーバを設置し、戸籍情報システムの独立性を確保すること。

カ 市区町村端末の通信

本システムのオンライン端末として設置する市区町村端末の通信相手はデータセンター等内の審査側サーバ群のみとし、プロテクションサーバや戸籍情報システムと直接通信しないこと。

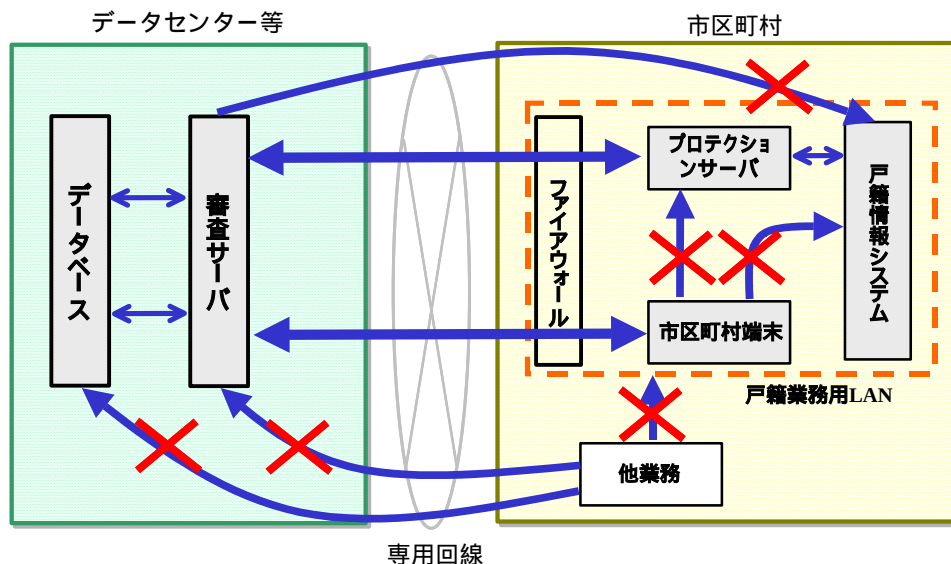


図 3-5 市区町村役場内ネットワーク

(5) データセンター間のネットワーク

ア 利用ネットワーク

データセンター間のネットワークは専用回線を利用すること。

ここでいう専用回線とは、インターネット等の他回線と完全に切り離された行政専用の閉じたネットワークである。

なお、回線の選定に当たっては、当該回線が戸籍情報の他市区町村送付に利用されることを踏まえ、他のすべての市区町村との接続の可能性を考慮すること。

イ 通信プロトコル

データセンター間の通信プロトコルは、HTTP に、SSL を付した HTTPS を利用すること。

また、データセンター間の通信には SOAP を利用し、戸籍情報暗号化等*1 の措置を講ずること。

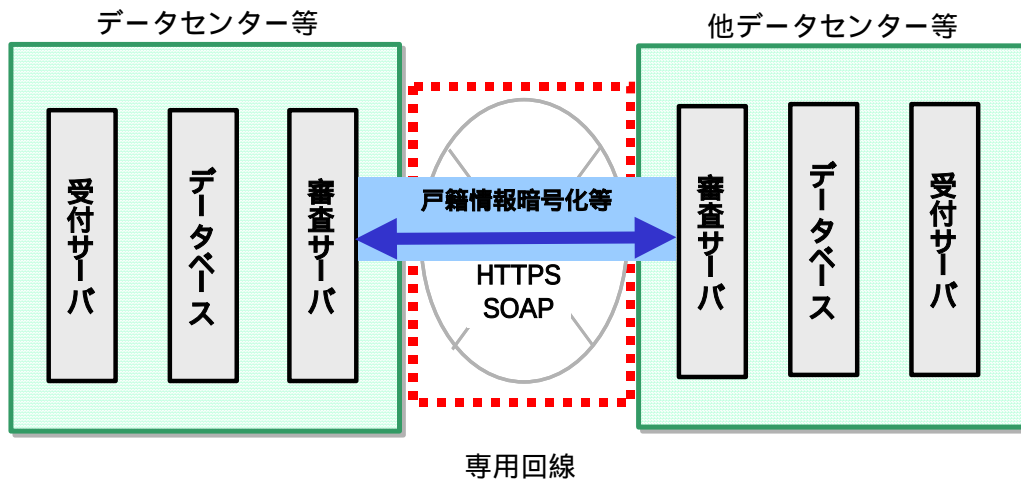


図 3-6 データセンター間のネットワーク

*1：第4章の「第14 戸籍情報暗号化等」を参照のこと。

第3 認証基盤

1 適用範囲

(1) 適用範囲

本システムにて適用する範囲を以下，「図 3-7 認証基盤連携適用範囲」に示す。

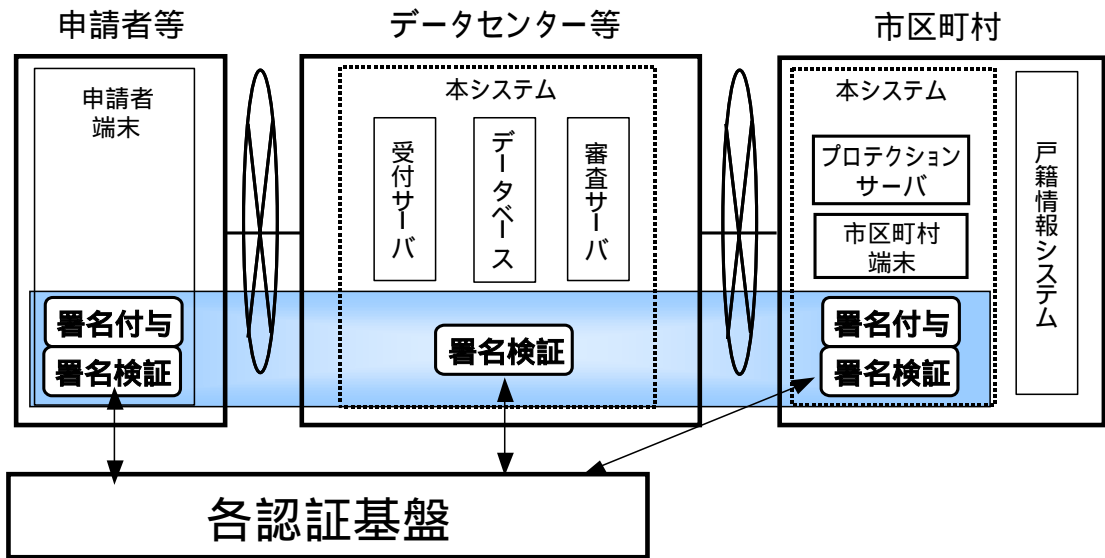


図 3-7 認証基盤連携適用範囲

(2) 適用認証基盤

ア 申請者側

申請者側において適用する認証基盤を以下，「表 3-1 認証基盤（申請者側）」に示す。

表 3-1 認証基盤（申請者側）

項番	認証対象	認証基盤	備考
1	個人	公的個人認証サービス	
2		民間認証局	市区町村長の定めるところによる
3	法人	商業登記に基づく電子認証サービス	
		地方公共団体における組織認証基盤	
		政府認証基盤	
4	司法書士，医師等の資格を有する者	資格認証サービス	

(ア) 公的個人認証サービス

個人の本人性を認証する基盤として、公的個人認証サービスを利用することができる。

(イ) 民間認証局

個人の本人性を認証する基盤として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）によって認定された民間認証局を利用することができる。

ただし、民間認証局の採否については市区町村長の定めるところによる。

(ウ) 商業登記に基づく電子認証制度

法人の存在を認証する基盤として、商業登記に基づく電子認証制度を利用することができる。

(エ) 地方公共団体における組織認証基盤

地方公共団体に属する職責を認証する基盤として、地方公共団体における組織認証基盤を利用すること。

(オ) 政府認証基盤

省庁に属する職責を認証する基盤として、政府認証基盤を利用すること。

(カ) 資格認証サービス

司法書士、医師等の資格を有することを認証する基盤として、各種団体によって運営される資格認証サービスを利用すること。

なお、当該認証サービスによって本人性の認証が併せてされることを前提とする。

イ 職員

地方公共団体に属する職責を認証する基盤として、地方公共団体における組織認証基盤を利用すること。

2 本システム構築要件

本システムにおける認証基盤連携の構築要件は以下のとおりである。

(1) 申請者側

申請者側の認証基盤連携に関する構築要件を次に示す。

ア 認証基盤連携サーバの設置

データセンター等内の申請者側のセグメントに認証基盤連携サーバを設置すること。

なお、認証基盤連携サーバの設置に当たっては汎用受付システム等の他申請システムの認証基盤連携サーバと共有することができる。

イ 各認証基盤との連携

各認証基盤によって方式のことなる電子証明書検証を行うための統一的なインタフェースを認証基盤連携サーバに備えること。

ウ 電子署名検証

電子証明書に格納されている公開鍵を用いて、申請書情報等に付与された電子署名を検証できること。

エ 電子証明書の署名検証

電子証明書に付与されている発行者に係る電子署名を検証できること。

オ 電子証明書の有効期間確認

電子証明書の有効期間を確認できること。

カ 電子証明書の失効確認

電子証明書の失効について各基盤が提供する手段により確認できること。

キ 本人性の確認

電子証明書の内容と申請書情報等に記載された申請者の内容が一致することを確認できること。ただし、電子証明書に代替字等を含む場合においては市区町村職員の目視による確認を必要とする。

(2) 職員側

職員側の認証基盤連携に関する構築要件を次に示す。

ア 認証基盤連携サーバの設置

データセンター等内の職員側のセグメントに認証基盤連携サーバを設置すること。

なお、認証基盤連携サーバの設置に当たっては汎用受付システム等の他申請システムの認証基盤連携サーバと共有することができる。

イ 各認証基盤との連携

各認証基盤によって方式の異なる電子証明書検証を行うための統一的なインタフェースを認証基盤連携サーバは備えること。

ウ 電子署名検証

電子証明書に格納されている公開鍵を用いて、申請書情報等に付与されたデジタル署名を検証できること。

エ 電子証明書の署名検証

電子証明書に付与されているデジタル署名を検証できること。

オ 電子証明書の有効期間確認

電子証明書の有効期間を確認できること。

カ 電子証明書の失効確認

電子証明書の失効について各基盤が提供する手段により確認できること。

キ 本人性の確認

電子証明書の内容と申請書情報等に記載された申請者の内容が一致することを確認できること。ただし、代替字等を含む場合においては市区町村職員の目視による確認を必要とする。

第4 決済基盤

1 適用範囲

本システムにおける決済基盤の適用範囲を以下、「図 3-8 決済基盤適用範囲」に示す。

なお、決済基盤は、戸籍事務において、交付請求に係る手数料を確実に収納することができ、かつ、当該収納に係る情報を本システムと連携（自動処理であることは要しない。）させることが前提となる。本節では、決済基盤の例示としてマルチペイメントネットワークを掲げるが、前述の要件を満たすものであれば、市区町村は他の方法を採用することができる。

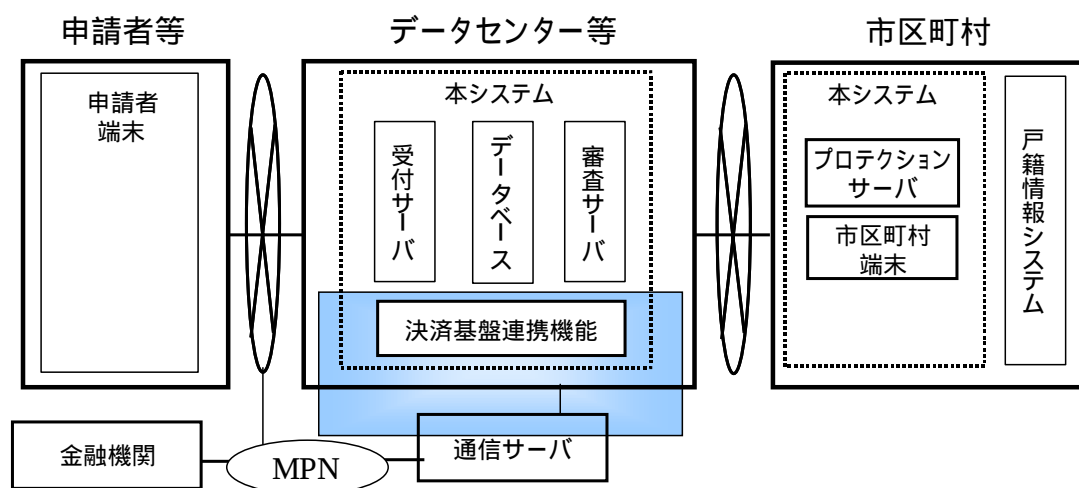


図 3-8 決済基盤適用範囲

2 構築要件

本システムにおける決済基盤の構築要件は以下に示す。

（１）通信サーバの設置

マルチペイメントネットワークへ接続する通信サーバを設置すること。

なお、通信サーバの設置に当たっては汎用受付システムの通信サーバと共有することができる。

（２）納付情報登録依頼

本システムでの審査結果に基づいて計算された納付情報の登録要求を受け、通信サーバへ当確データの登録依頼ができること。

（３）納付情報照合依頼

本システムからの納付情報の照合要求を受け、通信サーバに対して当確データの消込

状況について問い合わせができること。

(4) 納付情報取消依頼

本システムからの納付情報取消要求を受け、通信サーバに対して当確データの削除について問い合わせができること。

また、通信サーバの設置は運用方法により次の3つの設置形態がある。

(「汎用受付システム構築の参考資料(調達編・共同方式の場合)(第1.1版)」より引用)

ア データセンター等内に複数の市区町村が共同で構築する場合

データセンター等内に複数の市区町村が共同で通信サーバを構築する場合の構築イメージを以下、「図 3-9 接続形態」に示す。

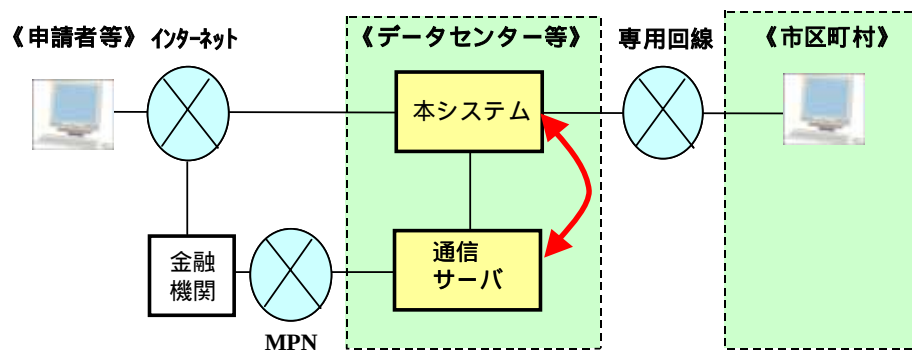


図 3-9 接続形態

イ 市区町村が単独で構築する場合

市区町村が単独で通信サーバを構築する場合の構築イメージを以下、「図 3-10 接続形態」に示す。

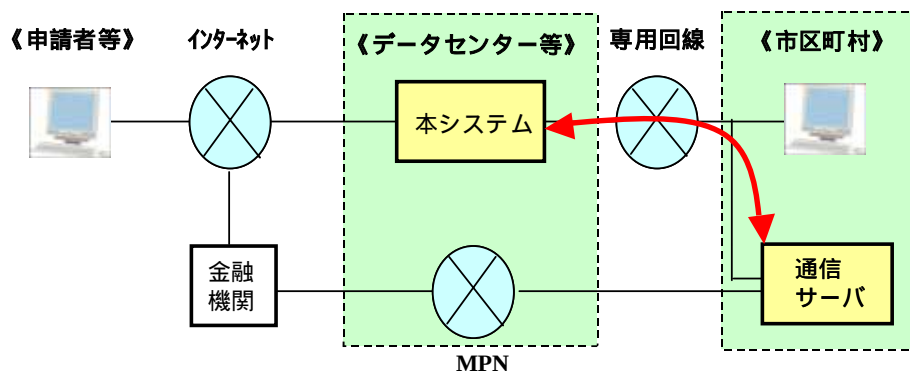


図 3-10 接続形態

ウ 民間企業が運営するサービスを受ける場合

民間企業が運営するサービスを受ける場合の通信サーバの構築イメージを以下、「図 3-1 1 接続形態」に示す。

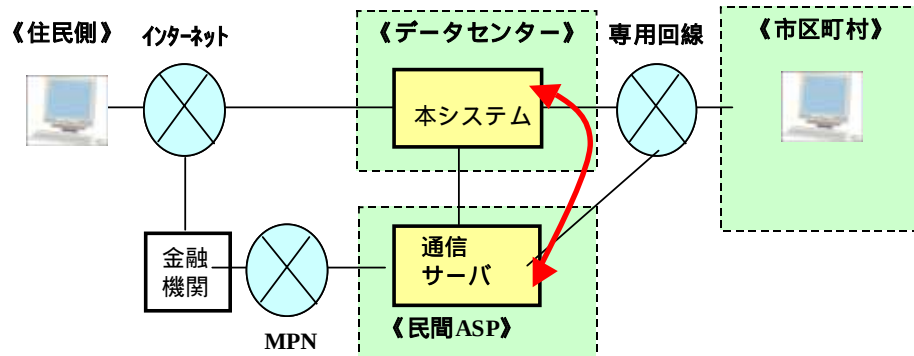


図 3-1 1 接続形態

3 システム構成

これらの3つの設置形態におけるシステム構成等については「汎用受付システム構築の参考資料(システム化検討編・共同方式の場合)（第1．1版） 総務省」を参照のこと。

第4章 システム機能要件仕様

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：4 頁：1／1

平成 2 4 年 3 月

項番	箇所	修 正 内 容	ページ	添付資料 NO
1	第 4 章 第 2	戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、「戸籍法第117条の2の指定」を「戸籍法第118条の指定」に変更	4-2	

第1 本章の目的

本章は、本システムを複数市区町村において利用する共同利用型システムとして構築する際に、システムに具備すべき機能要件について規定する。（単独利用型システムを構築する場合も、共同利用型システムを前提とした機能を除き共通である。）

本システムを構築する市区町村は、本章で特に選択可能な機能であることを記載している、又は推奨する旨を記載しているものを除き、各機能要件の具備を遵守すること。

第2 機能構成

本システムの機能構成イメージを「図 4-1 戸籍手続オンラインシステム機能構成図」に示す。

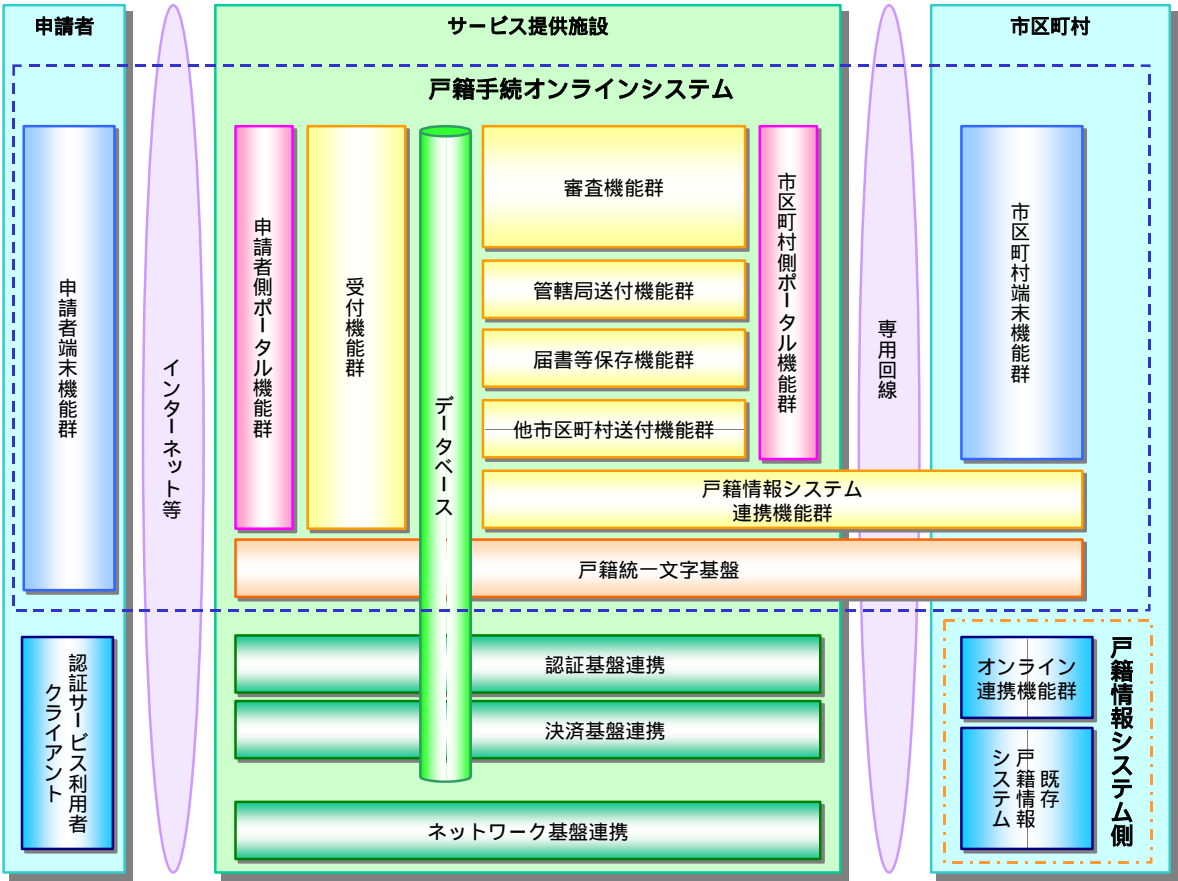


図 4-1 戸籍手続オンラインシステム機能構成図

本システムにおいて必要となる機能群は、以下のとおりである。

- (1) 申請者側ポータル機能群
- (2) 市区町村側ポータル機能群
- (3) 申請者端末機能群
- (4) 受付機能群
- (5) 審査機能群
- (6) 市区町村端末機能群
- (7) 戸籍情報システム連携機能群
- (8) 管轄局送付機能群
- (9) 届書等保存機能群
- (10) 他市区町村送付機能群

「戸籍情報システム」は、戸籍法第118条の指定を受けたシステムである。

「認証基盤連携」「決済基盤連携」「ネットワーク基盤連携」についての要件等は「第3章基盤連携」に示したとおりである。

第3 申請者側ポータル機能群

申請者側ポータル機能群では、本システムを運用する上で必要となる申請者側の各種管理機能を提供すること。

1 申請者側ポータル機能一覧

申請者側ポータル機能群で提供すべき機能についての一覧を「表 4-1 申請者側ポータル機能一覧」に示す。

表 4-1 申請者側ポータル機能一覧 (1/2)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
(1)	申請者等情報管理*1	ア 申請者等情報登録	本システムを利用しようとする者により、申請者等識別情報としてユーザ ID 及びパスワード(6桁以上の英数字混在可であること。)等を、また、申請者等認証情報として当該者の利用に係る認証基盤に基づく電子証明書が有効であることを確認し、当該電子証明書に係る情報を申請者等識別情報に関連づけて、併せてデータベースに登録できること。
		イ 申請者等認証情報変更	(2)のアにおいて、システムの利用を許可された申請者等により、当該者の利用に係る認証基盤において有効であることを確認された電子証明書に係る情報をもって、申請者等認証情報が更新できること。 変更前の申請者等認証情報は履歴として保持しておくこと。
		ウ 申請者等識別情報変更	(2)のア及びイにおいて、システムの利用を許可された申請者等により、申請者等識別情報が更新できること。 変更前の申請者等識別情報は履歴として保持しておくこと。
		エ 申請者等情報削除	(2)のア及びイにおいて、システムの利用を許可された申請者等により、申請者等識別情報及び申請者等認証情報が削除できること。

表 4-1 申請者側ポータル機能一覧 (2/2)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(2)	申請者等利用許可*1	ア	申請者等識別	申請者端末から申請者等識別情報を受信し、登録されている申請者等識別情報により、システムの利用許可判断ができること。
		イ	申請者等認証	申請者端末から申請者等認証情報を受信し、登録されている申請者等認証情報により、及び当該者の利用に係る認証基盤を利用した電子証明書の検証結果により、システムの利用許可判断ができること。
(3)	接続管理	ア	接続管理	申請者等ごとのシステム利用許可状態を保管し、接続状態の検査を行い、管理できること。
		イ	接続解除	申請者端末からの接続解除要求により、本ポータルの接続状態を解除できること。
(4)	運用管理	ア	運行状態設定	本システム内における受付サーバの運行状態を設定できること。
		イ	運行状態取得	本システム内における受付サーバの運行状態を取得できること。
		ウ	サーバ規制情報サービス	本システム内のサーバの状態によりサービス可能か否かの判断をし、その情報を申請者に対して回答できること。
		エ	時刻同期	NTP (Network Time Protocol) を利用して日本標準時刻に同期し、他の申請者側サーバ群に基準時刻を提供できること。
(5)	ログ管理	ア	システムログ管理	サーバ機器のシステム動作、システム利用状況等をログとして保存できること。
		イ	申請等ログ管理	申請等に係る申請者等情報、操作記録等をログとして保存できること。 ただし、当該申請等に係る事件名、事件本人等の個人を特定する情報は保持しないこと。

*1：本機能は、受付機能群で提供してもよい。

第4 市区町村側ポータル機能群

市区町村側ポータル機能群では，本システムを運用する上で必要となる市区町村側の各種管理機能を提供すること。

1 市区町村側ポータル機能一覧

市区町村側ポータル機能群で提供すべき機能についての一覧を「表 4-2 市区町村側ポータル機能一覧」に示す。

表 4-2 市区町村側ポータル機能一覧 (1/3)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
(1)	市区町村職員 情報管理*1	ア 市区町村職員情報 登録	本システムの利用を開始する市区町村職員により，市区町村職員識別情報としてユーザ ID 及びパスワード（6桁以上の英数字混在可であること。）等を，また，市区町村職責認証情報として戸籍事務管掌者の利用に係る地方公共団体における組織認証基盤に基づく電子証明書（以下，この章において「職責証明書」という。）が有効であることを確認し，当該職責証明書に係る情報を市区町村職員識別情報に関連づけて，併せてデータベースに登録できること。
		イ 市区町村職責認証 情報変更	(3)のアにおいて，システムの利用を許可された市区町村職員により，組織認証基盤において有効であることを確認された職責証明書に係る情報をもって，市区町村職責認証情報が更新できること。 変更前の市区町村職責認証情報は履歴として保持しておくこと。
		ウ 市区町村職員識別 情報変更	(3)のア及びイにおいて，システムの利用を許可された市区町村職員により，市区町村職員識別情報が更新できること。 変更前の市区町村職員識別情報は履歴として保持しておくこと。

表 4-2 市区町村側ポータル機能一覧 (2/3)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
		エ 市区町村職員情報削除	(3)のア及びイにおいて、システムの利用を許可された市区町村職員により、市区町村職員識別情報及び市区町村職責認証情報が削除できること。
(2)	申請者情報等管理*1	ア 申請者等識別情報変更	市区町村端末から、申請者等識別情報のパスワードの初期化ができること。
		イ 申請者等情報削除	市区町村端末から、申請者等識別情報及び申請者等認証情報が削除できること。
(3)	市区町村職員利用許可*1	ア 市区町村職員識別	市区町村端末から市区町村職員識別情報を受信し、登録されている市区町村職員識別情報により、システムの利用許可判断ができること。
		イ 市区町村職責認証	市区町村端末から市区町村職責認証情報を受信し、登録されている市区町村職責認証情報により、及び組織認証基盤を利用した職責証明書の検証結果により、システムの利用許可判断ができること。
(4)	接続管理	ア 接続管理	市区町村職員ごとのシステム利用許可状態を保管し、接続状態のチェックを行い、管理できること。
		イ 接続解除	市区町村端末からの接続解除要求により、本ポータルの接続状態を解除できること。
(5)	運用管理	ア 運行状態設定	本システム内における審査サーバの運行状態を設定できること。
		イ 運行状態取得	本システム内における審査サーバの運行状態を取得できること。
		ウ サーバ規制情報サービス	本システム内のサーバの状態によりサービス可能か否かの判断をし、その情報を市区町村職員に対して回答できること。
		エ 時刻同期	NTP (Network Time Protocol) を利用して日本標準時刻に同期し、他の市区町村側サーバ群に基準時刻を提供できること。

表 4-2 市区町村側ポータル機能一覧 (3/3)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(6)	ログ管理	ア	システムログ管理	サーバ機器のシステム動作,システム利用状況等をログとして保存できること。
		イ	申請等ログ管理	申請等に係る申請者等情報,操作記録等をログとして保存できること。 なお,当該申請等に係る事件名,事件本人等の情報は保持しないこと。

*1：本機能は，審査機能群で提供してもよい。

第5 申請者端末機能群

申請者端末機能群では、申請者がオンラインにて戸籍に関する手続を行う申請者端末において、申請等の結果照会及び電子戸籍証明書取得等の機能を提供すること。

1 申請者端末機能一覧

申請者端末機能群で提供すべき機能についての一覧を「表 4-3 申請者端末機能一覧」に示す。

表 4-3 申請者端末機能一覧 (1/7)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(1)	申請者等情報管理		申請者等情報管理	申請者側ポータル機能群が提供する申請者等情報管理機能を利用できること。
(2)	申請者等ログイン	ア	申請者等識別	申請者側ポータルサーバからの要求により、申請者端末から申請者等を識別するユーザ ID 及びパスワードを送信することで、システム利用許可の問い合わせができること。 その結果を受信し、申請者端末に表示できること。
		イ	申請者等認証	申請者側ポータルサーバからの要求により、申請者端末から申請者等の利用に係る認証基盤に基づく電子証明書を、改ざん検知可能な状態で送信することで、システム利用許可の問い合わせができること。 その結果を受信し、申請者端末に表示できること。
(3)	市区町村選択	ア	市区町村一覧表示	提出先市区町村一覧の取得要求を受付サーバに送信できること。 その結果として、受付サーバから提出先市区町村一覧を取得し、申請者端末に表示できること。
		イ	市区町村選択	申請者端末に表示された提出先市区町村一覧から提出先とする市区町村を選択し、受付サーバに送信できること。

表 4-3 申請者端末機能一覧 (2/7)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(4)	申請書様式等 取得	ア	申請書様式等一覧 表示	申請書様式等一覧の取得要求を受付サーバに 送信できること。 その結果として、受付サーバから申請書様式等 一覧を取得し、申請者端末に表示できること。
		イ	申請書様式等取得	申請者端末に表示された申請書様式等一覧か ら、目的とする手続に係る申請書様式等を選択 し、当該様式の取得要求を受付サーバに送信でき ること。 その結果として、申請書様式等を受付サーバか ら取得できること。
(5)	複数人届出等 [届出等]		一時保存届書情報 等取得	当該届書等に情報を記録する届出人等及び証 人等が複数人である届出等であって、記録しなけ ればならない者がほかにあるときは、その者が申 請者端末において、当該届出等に係る一時保存番 号及びパスワードを指定し、届書情報等の取得要 求と併せて受付サーバに送信できること。 その結果として、一時保存されている届書情報 等を受付サーバから取得できること。
(6)	申請書等作成	ア	申請書等作成支援	申請者等の種別に応じて、当該申請者等に対し て、法令等の規定により申請書等に記載すべきこ ととされている事項に係る情報の入力を支援でき ること。 この場合においては、申請者等が容易に理解で きる例示等をもって、法令等若しくは制度等の解 説等を表示すること。

表 4-3 申請者端末機能一覧 (3/7)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
		イ 戸籍統一文字 入出力支援	標準の文字(JIS 第 1 水準漢字, 第 2 水準漢字 及び補助漢字。)以外の文字については, 戸籍統一 文字での入力ができること。 申請者等による戸籍統一文字の選択を可能と し, 当該文字に係る文字番号及び字形情報を申請 書情報等に併せて記録できること。 申請書情報等に記録されている戸籍統一文字 の表示ができること。
		ウ 申請書等記録	申請者端末から入力した事項に係る情報を, 申 請書様式等に記録することで, 申請書情報等を作 成できること。
		エ 添付書面等添付	添付書面等が必要な申請等においては, 請求者 又は届出人等が申請者端末に保存している添付 書面等ファイルを指定することで, 当該添付書面 等情報を申請書情報等に併せて記録できること。 なお, 当該添付書面等には作成者(認証を要す るものについては, 作成者及び認証者) の電子署 名及び当該電子署名に係る電子証明書が記録さ れているものとする。
		オ 申請書情報等内容 検査	申請書情報等の記録内容について, 未記録検 査, 属性検査等の形式的な項目等の検査ができ ること。 なお, 当該検査部位を備えるのが, 受付サー バ側であっても差し支えない。
		カ 申請書情報等内容 確認	当該申請等に係る事項を記録した申請書情報 等の内容を, 本書に規定された様式をもって申 請者端末に表示できること。 なお, 様式については「第 7 章 業務要件仕様」 を参照のこと。

表 4-3 申請者端末機能一覧 (4/7)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(7)	届書等補正 [届出等]	ア	届書情報等内容 表示	補正指示のあった届出等に係る届書情報等の取得要求を受付サーバに送信できること。 その結果として、受付サーバから届書情報等を、補正指示であることを識別する情報と併せて取得し、本書に規定された様式をもって申請者端末に表示できること。
		イ	添付書面等情報 内容表示	当該届出等において、添付書面等が添付されている場合は、当該届書情報等に記録されている当該添付書面等情報を取得し、申請者端末に表示できること。
		ウ	届書等補正記録	届出人等又は証人等の補正に係る事項について、補正指示に基づき補正事項を入力し、届書情報等に記録できること。 届書等補正においては、(6)の各機能を利用できること。
(8)	電子署名		電子署名付与	申請書情報等に記録されている、当該申請者等が申請書等に記載又は承認等すべきこととされている事項に係る情報、及び当該申請者等が添付し、又は当該添付を承認等すべきこととされている添付書面等に係る情報には、当該申請者等の利用に係る認証基盤に基づく秘密鍵で電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録できること。

表 4-3 申請者端末機能一覧 (5/7)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(9)	届書情報等一時保存 [届出等]	ア	届書情報等一時保存	当該届書等に情報を記録すべき届出人等及び証人等が複数人である手続であって、記録をすべき者がほかにあるときは、届書様式等に入力し、作成した届書情報等を受付サーバに送信できること。 最初に情報を記録する届出人等が一時保存をするときは、当該届出人等が指定したパスワードを併せて送信できること。
		イ	一時保存確認	アの結果として、受付サーバから当該届出等の一時保存に係るメッセージ及び一時保存番号等を受信し、申請者端末に表示できること。
(10)	申請書情報等提出	ア	申請書情報等提出	申請書情報等に提出に係る情報を記録し、提出者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録した上で、当該申請書情報等を受付サーバに送信できること。 申請者等による補正後の提出であるときは、補正指示による再提出であることを識別する情報を併せて送信できること。
		イ	到達確認	アの結果として、受付サーバから当該申請等に係る受付番号及び処理結果等に係るメッセージ等を受信し、申請者端末に表示できること。
(11)	申請書情報等保存	ア	保存	提出前又は作成途中等の申請書情報等の記録内容を申請者端末にファイルとして保存できること。 なお、当該保存情報は、電子署名及び添付書面等情報を除いたものであること。
		イ	読込	アで保存した申請書情報等に係るファイルを申請者端末から読み込めること。
(12)	申請等状況	ア	申請等状況検索	提出又は一時保存した申請等の検索条件を指定し、受付サーバに送信できること。
		イ	申請等状況一覧表示	アの結果として、受付サーバから申請等状況一覧を取得し、申請者端末に表示できること。

表 4-3 申請者端末機能一覧 (6/7)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
		ウ	申請等状況内容表示	申請者端末に表示された申請等状況一覧から、申請等を選択し、申請等状況内容の取得要求を受付サーバに送信できること。 その結果として、受付サーバから申請等状況の詳細内容を取得し、申請者端末に表示できること。
(13)	納付情報		納付情報表示	交付する戸籍証明書の確定した手数料に係る納付情報を受付サーバから取得し、申請者端末に表示できること。
(14)	問い合わせ	ア	問い合わせ履歴一覧表示	問い合わせ履歴一覧の取得要求を受付サーバに送信できること。 その結果として、受付サーバから問い合わせ履歴一覧を取得し、申請者端末に表示できること。 各問い合わせ内容の作成者を識別する情報を併せて表示できること。 各問い合わせのうち請求者若しくは届出人等からしたものについては、市区町村職員が確認したか否かを識別する情報を併せて表示できること。
		イ	問い合わせ内容表示	申請者端末に表示された問い合わせ履歴一覧から、特定の問い合わせを選択し、問い合わせ内容の取得要求を受付サーバに送信できること。 その結果として、受付サーバから当該問い合わせ内容を取得し、申請者端末に表示できること。
		ウ	問い合わせ内容作成	市区町村職員に対してする問い合わせ内容、又は市区町村職員からの問い合わせに対してする応答の内容を作成し、当該問い合わせ内容を受付サーバに送信できること。 問い合わせ内容の作成では、戸籍統一文字が使用できること。

表 4-3 申請者端末機能一覧 (7/7)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
(15)	電子戸籍証明書 取得 [交付請求]	ア 戸籍証明書一覧 表示	請求者がした交付請求に係る戸籍証明書一覧の取得要求を受付サーバに送信できること。 その結果として、受付サーバから戸籍証明書一覧を、各戸籍証明書の交付状況を識別する情報と併せて取得し、申請者端末に表示できること。
		イ 電子戸籍 証明書保存	受付サーバから手数料が納付済である電子戸籍証明書を取得し、申請者端末に保存できること。 なお、当該電子戸籍証明書を暗号化して送信し、保存されることが推奨される。
		ウ 親展 (推奨)	申請者端末に保存した暗号化された電子戸籍証明書は、当該交付請求をした請求者のみが復号できること。
		エ 電子戸籍証明書 内容表示	電子戸籍証明書の内容を表示できること。 なお、申請者端末が本システムに接続していない状態にあっても、当該電子戸籍証明書が表示できること。
		オ 電子戸籍証明書 署名確認	電子戸籍証明書に記録されている電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の有効性等を検証できること。
(16)	取下げ [交付請求]	取下げ要求	(12)のウにおいては、当該交付請求の取下げ要求を受付サーバに送信できること。
(17)	返戻	申請書等返戻	「不受理」「交付却下」「取下げ」となった申請等に係る申請書情報等の取得要求を受付サーバに送信できること。 その結果として申請書情報等を受付サーバから取得し、申請者端末に保存できること。

第6 受付機能群

受付機能群では、申請者等がオンラインにて戸籍に関する手続を行う申請者端末に対して、申請書様式等の提供をし、当該申請等の受付等の機能を提供すること。

1 受付機能一覧

受付機能群で提供すべき機能についての一覧を「表 4-4 受付機能一覧」に示す。

表 4-4 受付機能一覧 (1/4)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
(1)	市区町村設定*1	ア 市区町村一覧取得	申請者端末からの提出先市区町村一覧の表示要求により、市区町村情報の一覧をデータベースから取得し、申請者端末に送信できること。
		イ 市区町村設定	申請者端末から提出先市区町村を受信し、申請書等の提出先として設定できること。
(2)	申請書様式等取得	ア 申請書様式等一覧取得*1	申請者端末からの申請書様式等一覧の取得要求により、申請書様式等一覧をデータベースから取得し、申請者端末に送信できること。
		イ 申請書様式等取得	申請者端末からの申請書様式等の取得要求により、申請書様式等をデータベースから取得し、申請者端末に送信できること。
(3)	複数人届出等 [届出等]	一時保存届書情報等取得	申請者端末からの一時保存届書情報等の取得要求により、併せて受信したパスワードを検査した上で、当該届書情報等をデータベースから取得し、申請者端末に送信できること。
(4)	申請書等作成	戸籍統一文字入出力支援	申請者端末からの要求により、戸籍統一文字に係る文字番号及び字形情報を申請者端末に送信できること。
(5)	届書等補正 [届出等]	届書情報等内容取得	申請者端末からの届書情報等の取得要求により、当該届書情報等をデータベースから取得し、補正指示であることを識別する情報と併せて申請者端末に送信できること。

表 4-4 受付機能一覧 (2/4)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(6)	届書情報等一時保存 [届出等]	ア	届書情報等一時保存	申請者端末から受信した届書情報等の改ざん検査をし,併せて受信したパスワードと共にデータベースに登録できること。 なお,当該パスワードは暗号化した上で登録すること。
		イ	一時保存確認	アの結果として,当該届出等に係る一時保存番号及び処理結果に係るメッセージ等を申請者端末に送信できること。
(7)	申請書情報等登録	ア	受付時検査	申請者端末から受信した申請書情報等の形式審査及び法令要件具備審査等の,申請者端末において検査しなかった項目等の検査ができること。 なお,当該検査部位を備えるのが,申請者端末側であっても差し支えない。
		イ	電子署名検証	申請書情報等に記録されているすべての電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を検証できること。 また,申請者等ごとの当該検証結果(正常か否かの別及び検証日時。)を申請書情報等に記録し,かつ,データベースに登録できること。
		ウ	本人性確認	申請者等に係る電子証明書に格納されている本人確認情報(氏名,生年月日,住所等。)と,申請書情報等に記録されている申請者等に係る情報との相互において,矛盾がないことを検査することで,申請者等の本人性確認ができること。 また,申請者等ごとの当該確認結果をデータベースに登録できること。

表 4-4 受付機能一覧 (3/4)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
		エ 申請書情報等登録	ア、イ及びウの結果が正常である場合は、申請書情報等をデータベースに登録できること。
		オ 到達通知	エの結果として、当該申請等に係る到達日時、受付番号及び処理結果等に係るメッセージ等を申請者端末に送信できること。
		カ 受付通知 (選択機能)	必要に応じて、申請書情報等が到達した旨を申請者等に電子メール等で発信できること。
(8)	申請等状況	ア 申請等状況検索	申請者端末からの申請等状況の検索条件を受信し、データベースから該当する当該請求者若しくは届出人等に係る申請等状況を検索できること。
		イ 申請等状況一覧取得	アの結果として、申請等状況一覧を申請者端末に送信できること。
		ウ 申請等状況内容取得	申請者端末からの申請等状況内容の取得要求により、申請等状況の詳細内容をデータベースから取得し、申請者端末に送信できること。
(9)	納付情報	納付情報取得	交付する戸籍証明書の確定した手数料に係る納付情報をデータベースから取得し、申請者端末に送信できること。
(10)	問い合わせ	ア 問い合わせ履歴一覧取得	申請者端末からの問い合わせ履歴一覧の取得要求により、問い合わせ履歴一覧をデータベースから取得し、各問い合わせ内容の作成者を識別する情報を併せて送信できること。 請求者若しくは届出人等からしたものについては、市区町村職員が確認したか否かを識別する情報を併せて送信できること。

表 4-4 受付機能一覧 (4/4)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
		イ 問い合わせ内容取得	申請者端末からの問い合わせ内容の取得要求により、当該問い合わせ内容をデータベースから取得し、申請者端末に送信できること。 また、当該問い合わせが市区町村職員からしたものであるときは、請求者若しくは届出人等が確認したということを識別する情報をデータベースに登録できること。
		ウ 問い合わせ内容登録	申請者端末からの問い合わせ内容の登録要求により、当該問い合わせ内容を、作成者が請求者若しくは届出人等であることを識別する情報と併せてデータベースに登録できること。
(11)	電子戸籍証明書取得 [交付請求]	ア 戸籍証明書一覧取得	申請者端末からの戸籍証明書一覧の取得要求により、戸籍証明書一覧をデータベースから取得し、申請者端末に送信できること。
		イ 電子戸籍証明書取得	申請者端末からの電子戸籍証明書の取得要求により、電子戸籍証明書をデータベースから取得し、電子戸籍証明書を申請者端末に送信できること。 なお、当該交付請求をした請求者のみが復号できる方式をもって暗号化し、申請者端末に送信できることを推奨する。
(12)	取下げ [交付請求]	取下げ要求	申請者端末からの交付請求の取下げ要求により、当該交付請求に係る申請等状況を「取下げ」にできること。
(13)	返戻	申請書等返戻	申請書端末からの申請書情報等の返戻要求により、返戻用の申請書情報等をデータベースから取得し、申請者端末に送信できること。

*1：本機能は、申請者側ポータル機能群で提供してもよい。

第7 審査機能群

審査機能群では、市区町村職員がオンラインにて戸籍に関する手続を行う市区町村端末に対して、審査、届書等管理等の機能を提供すること。

1 審査機能一覧

審査機能群で提供すべき機能についての一覧を「表 4-5 審査機能一覧」に示す。

表 4-5 審査機能一覧 (1/4)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(1)	申請等状況	ア	申請等状況検索	市区町村端末から申請等状況の検索条件を受信し、データベースから該当する申請等状況を検索できること。
		イ	申請等状況一覧取得	アの結果として、申請等状況一覧を市区町村端末に送信できること。
		ウ	申請等状況内容取得	市区町村端末からの申請等状況内容の取得要求により、当該申請等状況の詳細内容をデータベースから取得し、必要に応じて戸籍情報暗号化等*1の措置により暗号化した上で、市区町村端末に送信できること。
(2)	審査	ア	申請書情報等取得	市区町村端末からの申請書情報等の取得要求により、当該申請書情報等をデータベースから取得し、戸籍情報暗号化等*1の措置により暗号化した上で、市区町村端末に送信できること。
		イ	本人性確認結果取得	受付機能群の(7)のイ及びウの結果をデータベースから取得し、申請者端末に送信できること。
		ウ	電子証明書内容取得	必要に応じて、申請書情報等又は添付書面等情報に記録された申請者等の電子署名に係る電子証明書の内容をデータベースから取得し、又は申請書情報等若しくは添付書面等情報から所得し、市区町村端末へ送信できること。 なお、当該部位を備えるのが、市区町村端末側であっても差し支えない。

表 4-5 審査機能一覧 (2/4)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
(3)	戸籍情報システム連携	ア 戸籍審査連携	市区町村端末からの戸籍連携要求により、当該申請等に係る申請等状況を更新できること。
		イ 受付ファイル作成 [届出等]	市区町村端末において不受理処分とした届出等について、市区町村端末からの受付ファイル作成要求により、当該届出等に係る申請等状況を更新できること。
(4)	電子戸籍証明書 交付	電子戸籍証明書 取得	市区町村端末からの電子戸籍証明書の取得要求により、当該電子戸籍証明書をデータベースから取得し、戸籍情報暗号化等*1 の措置により暗号化した上で、市区町村端末に送信できること。
(5)	審査結果登録	審査結果登録	市区町村端末からの審査結果登録要求により、当該申請等に係る申請等状況を更新できること。
(6)	問い合わせ	ア 問い合わせ履歴 一覧取得	市区町村端末からの問い合わせ履歴一覧の取得要求により、問い合わせ履歴一覧をデータベースから取得し、市区町村端末に送信できること。 各問い合わせ内容の作成者を識別する情報を併せて送信できること。 各問い合わせで市区町村職員からしたものについては、請求者若しくは届出人等が確認したか否かを識別する情報を併せて送信できること。
		イ 問い合わせ内容 取得	市区町村端末からの問い合わせ内容の取得要求により、当該問い合わせ内容をデータベースから取得し、必要に応じて戸籍情報暗号化等*1 の措置により暗号化した上で、市区町村端末に送信できること。 当該問い合わせが請求者若しくは届出人等からしたものであるときは、市区町村職員が確認したということを識別する情報をデータベースに登録できること。

表 4-5 審査機能一覧 (3/4)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
		ウ	問い合わせ内容登録	市区町村端末からの問い合わせ内容の登録要求により、当該問い合わせ内容を取得し、必要に応じて戸籍情報暗号化等*1 の措置により復号した上で、作成者が市区町村職員であることを識別する情報と併せてデータベースに登録できること。
(7)	交付手数料計算 [交付請求]		交付手数料登録	市区町村端末からの交付手数料情報登録要求により、当該交付請求に係る交付手数料情報をデータベースに登録できること。
(8)	決済基盤連携 [交付請求]	ア	納付情報登録	(7)の交付手数料情報に係る納付情報を編集し、決済基盤に登録できること。 その結果として、当該交付請求に係る申請等状況を更新できること。
		イ	納付情報照合	決済基盤に当該交付請求に係る納付情報の問い合わせをし、収納結果をデータベースに登録できること。 その結果として、当該交付請求に係る申請等状況を更新できること。
(9)	補正指示 [届出等]	ア	補正指示用履歴付き申請書情報等作成	市区町村端末からの補正指示要求により、「補正指示情報」(XML 要素)を記録した履歴付き申請書情報等を作成し、戸籍情報暗号化等*1 の措置により暗号化した上で、市区町村端末に送信できること。
		イ	補正指示申請書情報等登録	市区町村端末から補正指示を行った履歴付き申請書情報等を受信し、戸籍情報暗号化等*1 の措置により復号した上で、データベースに登録できること。

表 4-5 審査機能一覧 (4/4)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
(10)	職員補正	ア 職員補正用履歴 付き申請書情報等 作成	市区町村端末からの職員補正要求により、「職員補正情報」(XML 要素)を記録した履歴付き申請書情報等を作成し、戸籍情報暗号化等*1 の措置により暗号化した上で、市区町村端末に送信できること。
		イ 職員補正申請書 情報等登録	市区町村端末から職員補正をした履歴付き申請書情報等を受信し、戸籍情報暗号化等*1 の措置により復号した上で、データベースに登録できること。
(11)	返戻	返戻用申請書 情報等登録	市区町村端末から返戻用の申請書情報等を受信し、戸籍情報暗号化等*1 の措置により復号した上で、データベースに登録できること。
(12)	戸籍統一文字 記録	戸籍統一文字 入出力支援	市区町村端末からの要求により、戸籍統一文字に係る文字番号及び字形情報を市区町村端末に送信できること。
(13)	申請等管理 [届出等]	届出人等関連付け	市区町村端末からの要求により、指定された届出人等に係る申請者等識別情報を、指定された届出等に関連付けられること。

*1:「第 14 「戸籍情報暗号化等」を参照のこと。

第8 市区町村端末機能群

市区町村端末機能群では、市区町村職員がオンラインでされた交付請求及び届出等手続の審査を行う市区町村端末において、審査、届書等管理等の機能を提供すること。

1 市区町村端末機能一覧

市区町村職員端末機能群で提供すべき機能についての一覧を「表 4-6 市区町村職員端末機能一覧」に示す。

表 4-6 市区町村職員端末機能一覧 (1/9)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(1)	市区町村職員情報管理		市区町村職員情報管理	市区町村側ポータル機能群が提供する市区町村職員情報管理機能を利用できること。
(2)	申請者等情報管理		申請者等情報管理	市区町村側ポータル機能群が提供する申請者等情報管理機能を利用できること。
(3)	市区町村職員ログイン	ア	市区町村職員識別	市区町村側ポータルサーバからの要求により、市区町村端末から市区町村職員を識別するユーザ ID 及びパスワードを送信することで、システム利用許可の問い合わせができること。 その結果を受信し、市区町村端末に表示できること。
		イ	市区町村職責認証	市区町村側ポータルサーバからの要求により、市区町村端末から市区町村長の利用に係る組織認証基盤に基づく電子証明書を、改ざん検知可能な状態で送信することで、システム利用許可の問い合わせができること。 その結果を受信し、市区町村端末に表示できること。
(4)	申請等状況	ア	申請等状況検索	受け付けた申請等の検索条件を指定し、審査サーバに送信できること。
		イ	申請等状況一覧表示	アの結果として、審査サーバから申請等状況一覧を取得し、市区町村端末に表示できること。

表 4-6 市区町村職員端末機能一覧 (2/9)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
		ウ 申請等状況内容表示	市区町村端末に表示された申請等状況一覧から、特定した申請等状況を選択し、当該申請等状況の詳細内容の取得要求を審査サーバに送信できること。 その結果として、審査サーバから申請等状況の詳細内容を取得し、必要に応じて戸籍情報暗号化等の措置*1により復号した上で、市区町村端末に表示できること。
(5)	審査	ア 申請書情報等内容表示	申請書情報等の取得要求を審査サーバに送信できること。 その結果として、審査サーバから申請書情報等を取得し、戸籍情報暗号化等の措置*1により復号した上で、市区町村端末に表示できること。 補正があったときは、補正した事項を識別する情報とともに補正履歴が表示できること。 申請書情報等は、本書に規定された様式をもって印刷（日本工業規格A列3番の用紙に出力する。）できること。また、補正があったときは、補正履歴一覧も印刷できること。
		イ 添付書面等情報内容表示	申請書情報等から添付書面等情報を抽出し、市区町村端末に表示できること。
		ウ 受付署名	申請書情報等に「受付情報」(XML要素)を記録し、受付に係る電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録できること。

表 4-6 市区町村職員端末機能一覧 (3/9)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
		エ	本人性確認	当該申請等に係る本人性確認結果の取得要求を審査サーバに送信できること。 その結果として、審査サーバから本人性確認結果を取得し、市区町村端末に表示できること。 受付機能群の(7)のウにおいて、自動確認がされなかった場合は、本人性の確認（申請書情報等に記録された申請者等に係る情報と当該電子証明書との相互において、矛盾がないと市区町村職員が判断すること。）をすること。
		オ	電子証明書内容表示	申請書情報等又は添付書面等情報に記録された申請者等の電子署名に係る電子証明書の内容を、市区町村端末に表示できること。 なお、当該部位を備えるのが、審査サーバ側であっても差し支えない。
(6)	戸籍情報システム連携	ア	戸籍審査連携要求	戸籍情報システムとの連携要求を審査サーバに送信できること。
		イ	受付ファイル作成要求 [届出等]	戸籍情報システムとの連携前に不受理の処分とするとときに、戸籍情報システムに当該届書等情報の受付ファイルの作成を要求できること。
(7)	補正指示 [届出等]	ア	補正指示要求	申請書情報等の補正指示要求を審査サーバに送信できること。 その結果として、審査サーバから「補正指示情報」(XML 要素)を記録した履歴付き申請書情報等を取得し、戸籍情報暗号化等の措置*1により復号した上で、市区町村端末に表示できること。
		イ	補正指示署名	補正指示用履歴付き申請書情報等に補正指示に係る電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録できること。
		ウ	補正指示用申請書情報等登録	イの履歴付き申請書情報等を、戸籍情報暗号化等の措置*1により暗号化した上で、審査サーバに送信できること。

表 4-6 市区町村職員端末機能一覧 (4/9)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(8)	職員補正	ア	職員補正要求	申請書情報等の職員補正要求を審査サーバに送信できること。 その結果として、審査サーバから「補正指示情報」(XML 要素)を記録した履歴付き申請書情報等を取得し、戸籍情報暗号化等の措置*1により復号した上で、市区町村端末に表示できること。
		イ	職員補正記録	職員補正した事項に係る情報を申請書情報等に記録できること。 補正事由(又は付せん補正)に係る情報を併せて記録できること。 戸籍統一文字の指定を可能とし、当該戸籍統一文字番号を併せて記録できること。
		ウ	添付書面等添付	職員補正に係る添付書面等が必要なときは、市区町村端末に保存されている添付書面等ファイルを指定することにより、当該添付書面等情報を申請書情報等に併せて記録できること。
		エ	職員補正署名	職員補正を行った申請書情報等に職員補正に係る電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録できること。
		オ	職員補正申請書情報等登録	エの履歴付き申請書情報等を、戸籍情報暗号化等の措置*1により暗号化した上で、審査サーバへ送信できること。
(9)	電子戸籍証明書 交付 [交付請求]	ア	交付確認	電子戸籍証明書の取得要求を審査サーバに送信できること。 その結果として、審査サーバから当該電子戸籍証明書を取得し、戸籍情報暗号化等の措置*1により復号した上で、市区町村端末に表示できること。
		イ	交付指示要求	アの電子戸籍証明書の交付指示要求を審査サーバに送信できること。

表 4-6 市区町村職員端末機能一覧 (5/9)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(10)	手数料計算 [交付請求]	ア	自動計算結果表示	交付の確定した戸籍証明書について自動計算した交付手数料情報を、市区町村端末に表示できること。
		イ	交付手数料確定	市区町村端末に表示された手数料情報の変更ができること。 手数料情報に変更があった場合は、再度、自動計算ができること。 確定した手数料情報を審査サーバに送信できること。
(11)	問い合わせ	ア	問い合わせ履歴一覧表示	問い合わせ履歴一覧の取得要求を審査サーバに送信できること。 その結果として、審査サーバから問い合わせ履歴一覧を取得し、市区町村端末に表示できること。 各問い合わせ内容の作成者を識別する情報を併せて表示できること。 各問い合わせのうち市区町村職員からしたものについては、請求者若しくは届出人等が確認したか否かを識別する情報を併せて表示できること。
		イ	問い合わせ内容表示	市区町村端末に表示された問い合わせ履歴一覧から、特定の問い合わせを選択し、問い合わせ内容の取得要求を審査サーバに送信できること。 その結果として、審査サーバから当該問い合わせ内容を取得し、必要に応じて戸籍情報暗号化等の措置*1により復号した上で、市区町村端末に表示できること。

表 4-6 市区町村職員端末機能一覧 (6/9)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
		ウ 問い合わせ内容作成	請求者若しくは届出人等に対してする問い合わせ内容,又は請求者若しくは届出人等からの問い合わせに対してする応答の内容を作成し,当該問い合わせ内容を,必要に応じて戸籍情報暗号化等の措置*1により暗号化した上で,審査サーバに送信できること。 問い合わせ内容の作成では,戸籍統一文字が使用できること。
(12)	処分決定 [届出等]	処分決定署名	「受理」,「不受理」又は「取下げ」とする届書情報等に「処分決定情報」(XML要素)を記録し,処分決定に係る電子署名を行い,当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録できること。
(13)	審査結果	審査結果登録	当該申請等の審査結果情報を,戸籍情報暗号化等の措置*1により暗号化した上で,審査サーバへ送信できること。
(14)	管轄局送付 [届出等]	ア 管轄局送付届書情報等要求	審査サーバに対して管轄局送付分の届書情報等及び受付帳情報,並びに当該情報に以前送付分から更新があったときは当該届書等情報若しくは当該受付帳情報又はその両方の取得要求ができること。
		イ 管轄局送付届書情報等取得	アの結果として,審査サーバから送信される管轄局送付分の届書情報等及び受付帳情報を市区町村端末に取得し,戸籍情報暗号化等の措置*1により復号できること。
		ウ 管轄局送付署名	管轄局送付分の届書情報等(更新分も含む。)に管轄局送付に係る電子署名を行い,当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録できること。

表 4-6 市区町村職員端末機能一覧 (7/9)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
		エ 管轄局送付届書情報等記録*2	イのうちの受付帳情報（更新分も含む。）及びウの届書情報等を，読取り専用の記録媒体（JIS TR X0025:2000 の 120 ミリメートル追記形コンパクトディスク（CD-R）システム）に ISO9660:1988（JIS X0606:1998）の形式で記録できること。 なお，当該記録については，正本と副本を調製すること。
		オ 処理結果送信	エの処理結果を，審査サーバに送信できること。
		カ 管轄局送付届書等職員補正	管轄局に送付した副本から届書情報等を取得し，職員補正ができること。また，当該届書情報等を受付帳情報と併せて管轄局に再送付できること。（当該届書情報等を本システムにて保存している間はアにより取得する。） 当該届書情報等には，職員補正及び管轄局送付に係る電子署名を行い，当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録できること。
(15)	届書等保存 [届出等]	ア 保存届書情報等要求	審査サーバに対して市区町村保存分の届書情報等及び受付帳情報，並びに当該情報に以前保存分から更新があったときは当該届書等情報若しくは当該受付帳情報又はその両方の取得要求ができること。
		イ 保存届書情報等取得	アの結果として，審査サーバから送信される市区町村保存分の届書情報等及び受付帳情報を市区町村端末に取得し，戸籍情報暗号化等の措置*1により復号できること。
		ウ 保存署名	市区町村保存分の届書情報等（更新分も含む。）に保存に係る電子署名を行い，当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録できること。

表 4-6 市区町村職員端末機能一覧 (8/9)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
		エ 保存届書情報等記録*3	イのうちの受付帳情報（更新分も含む。）及びウの届書情報等を，読取り専用の記録媒体（JIS TR X0025:2000 の 120 ミリメートル追記形コンパクトディスク（CD-R）システム）に ISO9660:1998（JIS X0606:1998）の形式で記録できること。
		オ 処理結果送信	エの処理結果を，審査サーバに送信できること。
		カ 保存届書等職員補正	保存した記録媒体から届書情報等を取得し，職員補正ができること。また，当該届書情報等を受付帳情報と併せて再保存できること。（当該届書情報等を本システムにて保存している間はアにより取得する。） 当該届書情報等には，職員補正及び保存に係る電子署名を行い，当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録できること。
		キ 届書等記録事項証明書発行	保存した記録媒体から届書情報等を取得し，届書等記録事項証明書を発行できること。
(16)	返戻	ア 返戻署名	返戻対象の申請書情報等に返戻に係る電子署名を行い，当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録できること。
		イ 返戻用申請書情報等登録	アの申請書情報等を，戸籍情報暗号化等の措置*1 により暗号化した上で，審査サーバに送信できること。
(17)	他市区町村 発送*4 [届出等]	ア 他市区町村発送届書情報等要求	審査サーバに対して他市区町村発送分の届書情報等及び当該情報に以前発送分から更新があったときは当該届書情報等の取得要求ができること。

表 4-6 市区町村職員端末機能一覧 (9/9)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
		イ 発送署名	他市区町村発送対象の届書情報等(更新分も含む。)に市区町村長の利用に係る組織認証基盤に基づく秘密鍵で電子署名を行い,当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録できること。
		ウ 発送申請書情報等登録	イの申請書情報等を,戸籍情報暗号化等の措置*1により暗号化した上で,審査サーバへ送信できること。
(18)	処理欄 [届出等]	処理情報記録	準則標準第29条第3項の処理をするときは,届書情報等に市区町村長の定める取扱者を識別する記号,番号等の情報を記録できること。
(19)	申請等状況管理 [届出等]	届出人等関連付け	市区町村職員によって確認した届出人等について,市区町村端末において指定した当該届出人等に係る申請者等識別情報を,指定した申請等状況に関連付けることを審査サーバに要求できること。

*1:「第14 戸籍情報暗号化等」を参照のこと。

*2: 読取り専用の記録媒体への記録形式については,本章が別途示す技術基準書において規定する。

*3: 当該市区町村において管理し,当該記録媒体への記録と同等の原本性保証を確保することができれば,他の記録媒体又は記憶装置等に保存しても差し支えない。

*4: 他市区町村発送については,「第12 他市区町村送付機能群」も併せて参照のこと。

第9 戸籍情報システム連携機能群

戸籍情報システム連携機能群では、戸籍情報システム導入市区町村において、本システムで受け付けた交付請求及び届出等データを当該市区町村の戸籍情報システムに送信し、また、当該処理結果を戸籍情報システムから受信し、本システムに登録する機能を提供すること。

なお、本機能群は、サービス提供施設に設置する審査サーバ側部位及び各市区町村に設置するプロテクションサーバ側部位により構成する。

1 戸籍情報システム連携機能一覧

戸籍情報システム連携機能群で提供すべき機能についての一覧を「表 4-7 戸籍情報システム連携機能一覧」に示す。

表 4-7 戸籍情報システム連携機能一覧 (1/3)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(1)	センター送信 [審査サーバ側]	ア	申請書情報等配信	プロテクションサーバからの要求にตอบสนองして、戸籍情報システム側において処理すべき申請書情報等をデータベースより取得し、戸籍情報暗号化等*1の措置により暗号化した上で、プロテクションサーバに送信できること。
		イ	申請等状況更新	アの処理結果をプロテクションサーバから受信し、当該申請等に係る申請等状況を更新できること。
(2)	市区町村受信 [プロテクションサーバ側]	ア	センター配信要求	市区町村の戸籍事務の運用に応じて、当該市区町村の戸籍情報システム側において処理すべき申請等に係る申請書情報等の配信要求を、審査サーバに送信できること。
		イ	申請書情報等受信	審査サーバから配信される申請情報等を受信し、戸籍情報暗号化等*1の措置により復号した上で、データベースに登録できること。
		ウ	処理結果送信	イの処理結果を審査サーバに送信できること。

表 4-7 戸籍情報システム連携機能一覧 (2/3)

項番	機能項目	機能名称	機能要件
(3)	市区町村送信 [プロテクションサーバ側]	ア 審査結果情報送信	戸籍情報システム側において処理された審査結果情報をデータベースから取得し、戸籍情報暗号化等*1の措置により暗号化した上で、審査サーバに送信できること。
		イ 処理結果受信	アの処理結果を審査サーバから受信できること。
(4)	センター受信 [審査サーバ側]	ア 審査結果情報受信	プロテクションサーバから送信される審査結果情報を受信し、戸籍情報暗号化等*1の措置により復号した上で、データベースに登録できること。
		イ 処理結果送信	アの処理結果をプロテクションサーバに送信できること。
		ウ 申請等状況更新	審査結果情報を受信した申請等に係る申請等状況を更新できること。
(5)	受付帳情報 市区町村送信 [プロテクションサーバ側]	ア 受付帳情報送信	受付帳情報をデータベースから取得し、戸籍情報暗号化等*1の措置により暗号化した上で、審査サーバに送信できること。
		イ 受付帳情報取得結果受信	アの結果として、審査サーバでの当該受付帳情報の取得結果を受信できること。
(6)	受付帳情報 センター受信 [審査サーバ側]	ア 受付帳情報受信	プロテクションサーバから送信される受付帳情報を受信し、戸籍情報暗号化等*1の措置により復号した上で、データベースに登録できること。
		イ 受付帳情報取得結果送信	アの処理結果をプロテクションサーバに送信できること。
(7)	他市区町村送達 確認情報 市区町村送信 [審査サーバ側]	ア 他市区町村送達 確認情報配信	プロテクションサーバからの要求に回答して、戸籍情報システム側の受付ファイルにおいて、送達確認の「未到着」を「到着済」に設定すべき届出等に係る送達確認情報をデータベースより取得し、戸籍情報暗号化等*1の措置により暗号化した上で、プロテクションサーバに送信できること。

表 4-7 戸籍情報システム連携機能一覧 (3/3)

項番	機能項目	機能名称		機能要件
		イ	処理結果受信	アの処理結果をプロテクションサーバから受信できること。
(8)	他市区町村送達 確認情報 市区町村受信 [プロテクション サーバ側]	ア	他市区町村送達 確認情報要求送信	戸籍情報システム側の受付ファイルにおいて、送達確認の「未到着」を「到着済」に設定すべき届出等に係る送達確認情報の配信要求を、審査サーバに送信できること。
		イ	他市区町村送達 確認情報受信	審査サーバから配信される送達確認情報を受信し、戸籍情報暗号化等*1 の措置により復号した上で、データベースに登録できること。
		ウ	処理結果送信	イの処理結果を審査サーバに送信できること。

*1 : 「第14 戸籍情報暗号化等」を参照のこと。

第10 管轄局送付機能群

管轄局送付機能群では、法令等によって、当該市区町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局に1か月ごとに送付すべきものとされている届書情報等を抽出し、市区町村端末に送信する機能を提供すること。

1 管轄局送付機能一覧

管轄局送付機能群で提供すべき機能についての一覧を「表 4-8 管轄局送付機能一覧」に示す。

表 4-8 管轄局送付機能一覧

項番	機能項目	機能名称	機能要件
(1)	管轄局送付	ア 管轄局送付届書情報等送信	市区町村端末からの管轄局送付分の届書情報等及び受付帳情報の取得要求により、該当届書情報等及び該当受付帳情報をデータベースから取得し、戸籍情報暗号化等*1 の措置により暗号化した上で、市区町村端末に送信できること。
		イ 申請等状況更新	アの処理結果を市区町村端末から受信し、当該届書情報等に係る申請等状況を更新できること。
(2)	管轄局送付済削除	管轄局送付届書情報等削除	管轄局に送付した届書情報等及び受付帳情報は、送付後おおむね1か月をもってデータベースから削除できること。

*1：「第14 戸籍情報暗号化等」を参照のこと。

第11 届書等保存機能群

届書等保存機能群では、法令等によって、市区町村において保存すべきものとされている申請書情報等をその種別ごとに抽出し、市区町村端末に送信する機能を提供すること。

1 届書等保存機能一覧

届書等保存機能群で提供すべき機能についての一覧を「表 4-9 届書等保存機能一覧」に示す。

表 4-9 届書等保存機能一覧

項番	機能項目	機能名称		機能要件
(1)	届書等保存	ア	保存届書情報等送信	市区町村端末からの市区町村保存分の届書情報等及び受付帳情報の取得要求により、該当届書情報等及び該当受付帳情報をデータベースから取得し、戸籍情報暗号化等*1の措置により暗号化した上で、市区町村端末に送信できること。
		イ	申請等状況更新	アの処理結果を市区町村端末から受信し、当該届書情報等に係る申請等状況を更新できること。
(2)	保存済届書等削除		保存届書情報等削除	保存した届書情報等及び受付帳情報は、受理後おおむね1年をもってデータベースから削除できること。

*1:「第14 戸籍情報暗号化等」を参照のこと。

第12 他市区町村送付機能群

他市区町村送付機能群では、送付元市区町村においては、法令等によって、他市区町村に送付すべきこととされている届書情報等を抽出し、当該他市区町村に送信する機能を提供し、送付先市区町村においては、送付された届書情報等を受信する機能を提供すること。

1 他市区町村送付機能一覧

他市区町村送付機能で提供すべき各機能についての一覧を、送付元と送付先とに大別し、「表 4-10 送付元機能一覧」「表 4-11 送付先機能一覧」に示す。

表 4-10 送付元機能一覧

項番	機能項目		機能名称	機能要件
(1)	送付	ア	送付情報抽出	受理となった届書情報等から、他市区町村に送付すべき届書情報等を抽出できること。
		イ	送付指示	抽出した届書情報等について、送付先市区町村への送付を指示できること。
		ウ	申請等状況更新	イの結果である送付先市区町村からの送達確認情報を取得し、当該届書情報等に係る申請等状況を更新できること。
(2)	通信	ア	他市区町村送信	届書情報等を、戸籍情報暗号化等*1の措置により暗号化した上で、送付先市区町村へ送信できること。
		イ	到達確認受信	送達確認情報を、戸籍情報暗号化等*1の措置により復号した上で、送付先市区町村から受信できること。

*1：「第14 戸籍情報暗号化等」を参照のこと。

表 4-11 送付先機能一覧

項番	機能項目		機能名称	機能要件
(1)	取得	ア	申請書情報等取得	送付元市区町村が送信した申請書情報等を取得できること。
		イ	到達確認	アの結果として、送達確認情報の送付先市区町村への送付を指示できること。
(2)	通信	ア	他市区町村受信	届書情報等を、戸籍情報暗号化等*1の措置により復号した上で、送付元市区町村から受信できること。
		イ	到達確認送信	送達確認情報を、戸籍情報暗号化等*1の措置により暗号化した上で、送付元市区町村へ送信できること。
		ウ	ウィルスチェック	受信した届書情報等のウィルスチェックができること。

*1：「第14 戸籍情報暗号化等」を参照のこと。

2 インタフェース仕様について

他市区町村送付機能群の送付元と送付先とのインタフェース仕様の詳細は、本省が別途示す技術標準資料において規定する。

第13 申請等状況

1 申請等状況の遷移

(1) 交付請求(電算化市区町村)

電算化市区町村の交付請求における状況遷移を「図 4-2 交付請求(電算化市区町村)の申請等状況の遷移」に示す。

(2) 交付請求(非電算化市区町村)

非電算化市区町村の交付請求における状況遷移を「図 4-3 交付請求(非電算化市区町村)の申請等状況の遷移」に示す。

(3) 届出等

届出等における状況遷移を「図 4-4 届出等の申請等状況の遷移」に示す。

(4) 他市区町村送付

他市区町村送付における状況遷移を「図 4-5 他市区町村送付の申請等状況の遷移」に示す。

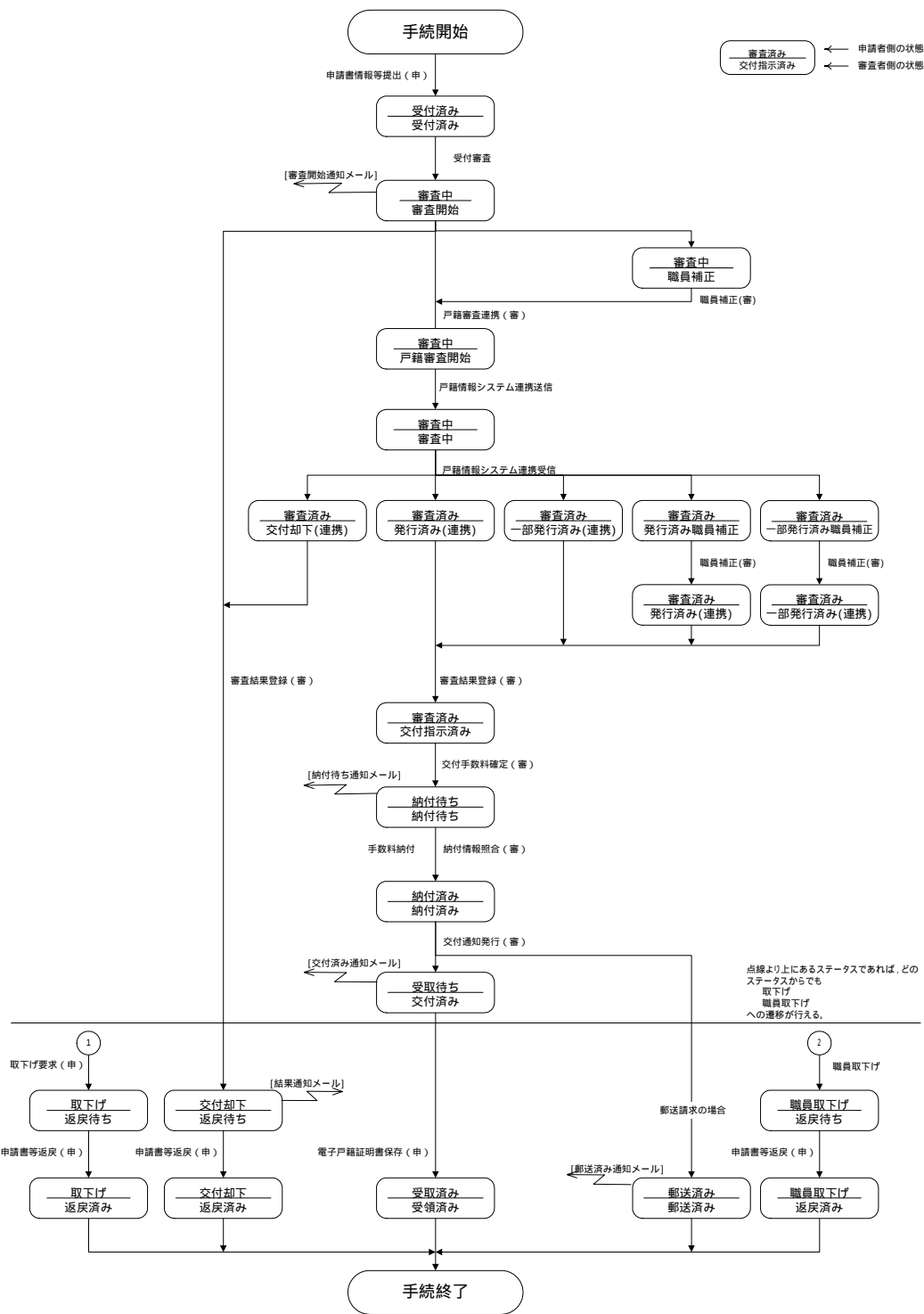


図 4-2 交付請求（電算化市区町村）の申請等状況の遷移

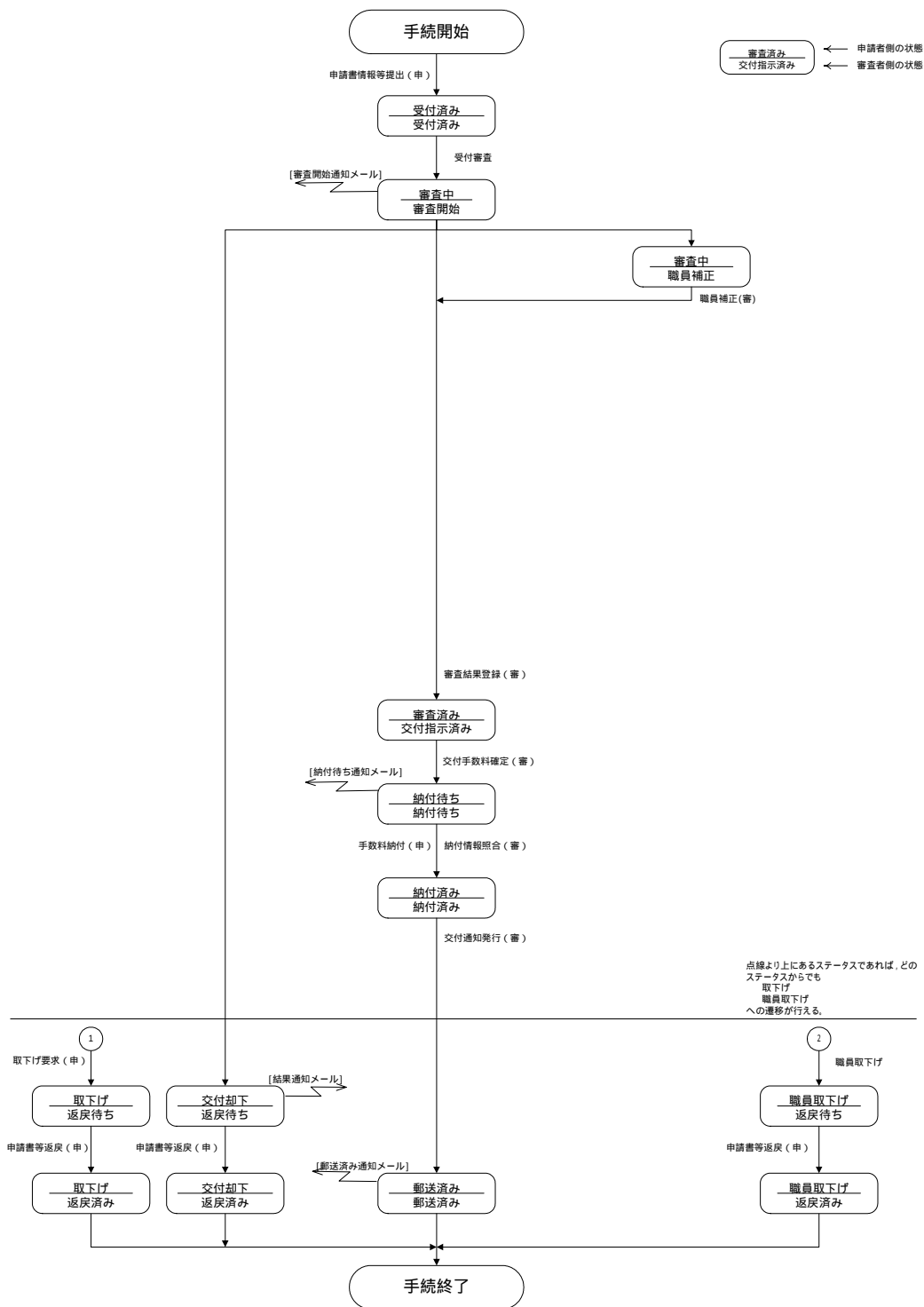


図 4-3 交付請求（非電算化市区町村）の申請等状況の遷移

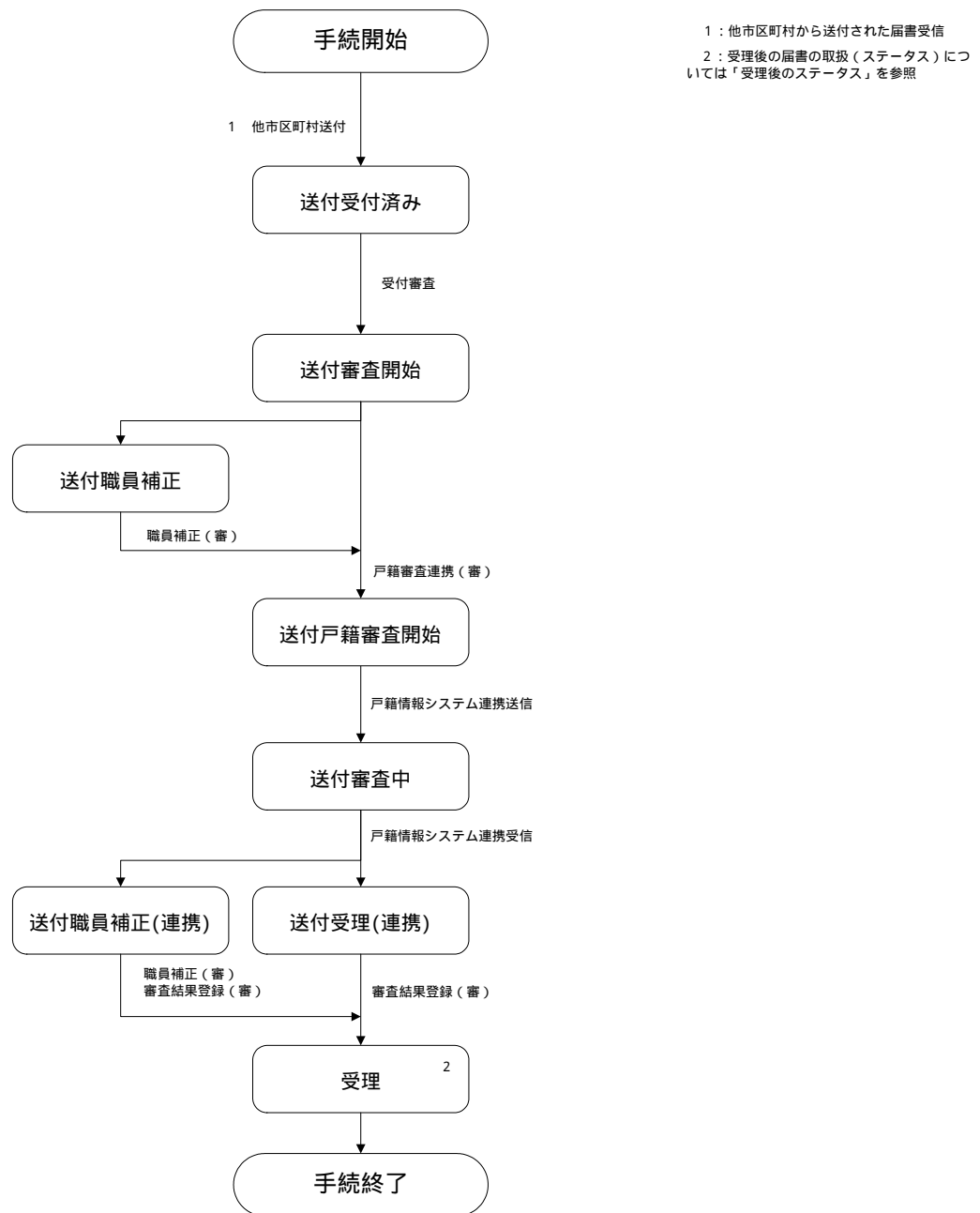


図 4-5 他市区町村送付の申請等状況の遷移

2 申請等状況の詳細内容

(1) 交付請求の申請等状況

交付請求における申請等状況の内容については、「表 4-12 交付請求の申請等状況の内容」に示すとおり。

表 4-12 交付請求の申請等状況の内容 (1/2)

項番	取扱状況	内容説明
1	受付済み	交付請求書を受け付けた状態。
2	取下げ	申請者が取下げを行った状態。
3	職員補正	職員が市区町村の審査端末上で交付請求書の補正を行う状態。
4	交付却下	交付請求書に職責署名付与し不交付とした状態。
5	審査開始	職員による書類審査を開始した状態。
6	戸籍審査開始	戸籍連携を開始する状態。
7	審査中	戸籍連携を行っている状態。
8	審査済み	戸籍連携にて審査が終了した状態。
9	交付指示済み	電子戸籍証明書の内容を確認した状態。
10	納付待ち	戸籍証明書の交付手数料を登録した状態。
11	納付済み	交付手数料を収納した状態。
12	交付済み	申請者が電子戸籍証明書を受領(ダウンロード)出来る状態。
13	郵送済み	戸籍証明書を郵送した状態。(戸籍証明書の受領方法を郵送で請求したとき又は非電算化団体のとき。)
14	受取待ち	申請者が電子戸籍証明書を受領(ダウンロード)出来る状態。
15	発行済み(連携)	戸籍連携にて戸籍証明書が発行された状態。
16	一部発行済み(連携)	戸籍連携にて戸籍証明書の一部が発行できない状態。
17	交付却下(連携)	戸籍連携にて交付却下された状態。
18	発行済み職員補正	戸籍連携にて戸籍情報システム側で交付請求書の補正を行い戸籍証明書が発行された状態。
19	一部発行済み職員補正	戸籍連携にて戸籍情報システム側で交付請求書の補正を行い戸籍証明書の一部が発行された状態。
20	受領済み	申請者が電子戸籍証明書を受領(ダウンロード)した状態。
21	受取済み	申請者が電子戸籍証明書を受領(ダウンロード)した状態。
22	職員取下げ	職員が交付請求書を取り下げた状態。
23	返戻待ち	交付却下・取下げ・職員取下げとした交付請求書を返信(ダウンロード)できる状態。

表 4-12 交付請求の申請等状況の内容 (2/2)

項番	取扱状況	内容説明
24	返戻済み	交付却下・取下げ・職員取下げとした交付請求書を返信(ダウンロード)した状態。

(2) 届出等の申請等状況

届出等における申請等状況の内容については、「表 4-13 届出等の申請等状況の内容」に示すとおり。

表 4-13 届出等の申請等状況の内容 (1/2)

項番	取扱状況	内容説明
1	受付済み	届書等を受け付けた状態。
2	補正受付済み	補正した届書等を受け付けた状態。
3	送付受付済み	他市区町村から送付された届書等を受け付けた状態。
4	職員補正	職員が市区町村端末上で届書等の補正を行う状態。
5	送付職員補正	職員が市区町村端末上で他市区町村から送付された届書の補正を行う状態。
6	審査開始	職員による書類審査を開始した状態。
7	戸籍審査開始	戸籍連携を開始する状態。
8	審査中	戸籍連携を行っている状態。
9	審査済み	戸籍連携にて審査が終了した状態。
10	送付審査開始	他市区町村から送付された届書等について職員による書類審査を開始した状態。
11	送付戸籍審査開始	他市区町村から送付された届書等について戸籍連携を開始する状態。
12	送付審査中	他市区町村から送付された届書等について戸籍連携を行っている状態。
13	不受理情報送信待ち	戸籍連携を開始する状態。(戸籍連携前に不受理としたとき、戸籍情報システム側の受付帳に記録するため。)
14	不受理情報送信中	戸籍連携を行っている状態。(戸籍連携前に不受理としたとき、戸籍情報システム側の受付帳に記録するため。)
15	補正指示	市区町村端末上で届書等の補正指示を行った状態。
16	問い合わせ	申請者等から市区町村へ問い合わせをした状態。
17	職員問い合わせ	市区町村から申請者等へ問い合わせをした状態。

表 4-13 届出等の申請等状況の内容 (2/2)

項番	取扱状況	内容説明
18	問い合わせ応答	申請者等からの問い合わせに対して、市区町村が回答した状態。
19	問い合わせ回答	市区町村からの問い合わせに対して、申請者等が回答した状態。
20	受理	届書等を受理（受理署名）した状態。
21	不受理	届書等を不受理（不受理署名）した状態。
22	取下げ	戸籍に記載・記録する前に、取下げ書により受け付けた届書等を取り下げた状態。
23	受理（連携）	戸籍連携にて届書等が受理された状態。
24	送付受理（連携）	戸籍連携にて他市区町村から送付された届書等が受理された状態。
25	職員補正（連携）	戸籍連携にて職員補正により届書等が受理された状態。
26	送付職員補正（連携）	戸籍連携にて職員補正により他市区町村から送付された届書等が受理された状態。
27	不受理（連携）	戸籍連携にて届書等が不受理された状態。
28	補正指示（連携）	戸籍連携にて届書等に申請者等の補正が必要となった状態。
29	取下げ（連携）	戸籍連携にて戸籍に記録する前に、取下げ書により受け付けた届書等を取り下げた状態。
30	管轄局送付待ち	受理した届書等（本籍人かつ戸籍に記載・記録した届書等）を管轄法務局へ送信出来る状態。
31	管轄局送付済み	受理した届書等（本籍人かつ戸籍に記載・記録した届書等）を管轄法務局へ送信した状態。
32	送付待ち	他市区町村に対して届書等の送信が行える状態。
33	送付中	他市区町村に対して届書等の送信をしている状態。
34	送付済み	他市区町村に対して届書等の送信が完了した状態。
35	保存待ち	受理した届書等（本籍人かつ戸籍の記録を要しない届書等。）を保存出来る状態。
36	保存済み	受理した届書等（本籍人かつ戸籍の記録を要しない届書等。）を保存した状態。
37	返戻待ち	不受理・取下げ書による取下げとした届書等を返信（ダウンロード）出来る状態。
38	返戻済み	不受理・取下げ書による取下げとした届書等を返信（ダウンロード）した状態。

3 申請等状況の更新処理

申請等状況の更新処理について、「表 4-14 申請等状況の更新処理一覧」に処理説明を示す。

表 4-14 申請等状況の更新処理一覧 (1/3)

項番	更新処理	処理説明
1	受付，複数人届出等（提出）	・申請書等が提出されると「受付済み」又は「補正受付済み」となる。
2	審査開始（交付請求，届書等）	・「受付済み」又は「補正受付済み」の申請書等に対して入力内容の検証を行う。 ・署名検証などで問題が発見された場合，「不受理情報送信待ち」「交付却下」とする。 ・申請者等に補正指示を出す場合は「補正指示」とする。 ・申請書等に問題が無い場合は「戸籍審査開始」とする。
3	戸籍審査（連携・交付請求，連携・届書等）	・「戸籍審査開始」の申請書等に対し，戸籍を特定して入力内容の検証を行う。 ・申請書等に問題があった場合は「不受理（連携）」又は「交付却下（連携）」とする。 ・申請者等に補正指示を出す場合は「補正指示（連携）」とする。 ・届書等に問題が無い場合は，戸籍の記載・記録を行い「受理（連携）」とする。 ・職員により届書等の補正を行い，戸籍の記載・記録をする場合は「職員補正（連携）」とする。 ・交付請求書に問題がない場合は，戸籍証明書の作成を行い「発行済み（連携）」とする。一部のみ交付できない場合は「一部発行済み（連携）」とする。 ・職員により交付請求書の補正を行い，戸籍証明書の作成をする場合は「発行済み職員補正」「一部発行済み職員補正」とする。

表 4-14 申請等状況の更新処理一覧 (2/3)

項番	更新処理	処理説明
4	結果登録	・「審査済」の申請書等に対し、審査結果情報を反映させる。 ・届書等が不受理の場合は「不受理」とする。 ・交付請求書が却下の場合は「交付却下」とする。 ・届書等が受理の場合は、申請書に受理番号を入力し署名した上で「受理」とする。 ・交付請求書で交付する場合は「交付指示済み」とする。
5	手数料計算	・「交付指示済み」となった交付請求書の交付手数料を計算する。 ・情報を決済基盤へ渡した後に「納付待ち」とする。
6	手数料納付	・決済基盤から納付情報を受け取って「納付済み」とし、電子戸籍証明書の申請者端末への保存を可能とする。
7	戸籍証明書取得	・申請者等が電子戸籍証明書を申請者端末に保存した時点で「受取済み」とする。
8	取下げ、職員取下げ	・交付請求書の取下げは申請者等が行う。結果登録後に取下げることはいできない。 ・職員取下げは手数料未納などを理由として職員が行う。
9	問い合わせ、問い合わせ（市区町村）	・申請者等からの問い合わせである場合は「問い合わせ」とする。職員の問い合わせに対して申請者等から回答した場合は「問い合わせ回答」とする。 ・職員からの問い合わせである場合は「職員問い合わせ」とする。申請者等の問い合わせに対して職員から回答した場合は「問い合わせ応答」とする。
10	返戻	・交付却下・取下げ・職員取下げとした交付請求書を申請者等が申請者端末に保存した時点で「返戻済み」とする。 ・不受理・取下書による取下げとした届書等を申請者等が申請者端末に保存した時点で「返戻済み」とする。

表 4-14 申請等状況の更新処理一覧 (3/3)

項番	更新処理	処理説明
11	管轄局送付届書等管理	・管轄局送付分の届書情報等を市区町村端末に保存した時点で「管轄局送付済み」とする。
12	届書等保存管理	・市区町村保存分の届書情報等を市区町村端末に保存した時点で「保存済み」とする。
13	他市区町村送付	・受理となった届書等の送付指示を行った場合に「送付待ち」となる。送付先の市区町村からの到達通知により「送付済み」とする。 ・送付先の市区町村は、送付先から届書等を受信し「送付受付済み」となる。

第14 戸籍情報暗号化等

戸籍情報暗号化等の機能については、各市区町村において、当省が別途指定する戸籍情報暗号化等ライブラリ等を装備した上で、当該ライブラリ等のインタフェース仕様に基づいて具備すること。

なお、戸籍情報暗号化等ライブラリ等の内部仕様については、戸籍情報保護の目的等にかんがみ、非公開情報とする。

第 5 章 電磁的記録である書面等の記録形式 仕様

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：4 頁：1／1

平成 2 4 年 3 月

項番	箇所	修 正 内 容	ページ	添付資料 NO
1	第 5 章 第 2	2 市区町村から請求者又は届出人等に対して行われる処分通知等に用いる 書面等 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により，(1) 中「戸籍法第117条の 4 の記録事項証明書」を「戸籍法第120条の記録事項証明書」に変更	5 - 1	
2	第 5 章 第 7	戸籍法施行規則の条文に誤植があったため「第79条の 6 第 1 項に規定する 電子署名」を「第79条の 6 に規定する電子署名」に変更	5 -51	

第1 本章の目的

本章は、本システムで取り扱う電磁的記録である書面等（以下、本章において単に「書面等」という。）の記録形式を規定することにより、行政機関等における、当該書面等の統一的取扱いを可能とし、もって流通性の確保並びに処理の効率化を図ることを目的とする。

なお、本システムで取り扱う書面等は、特段推奨であることの旨を記載していない限り、本章で規定する記録形式に適合するものでなければならない。

第2 本システムで取り扱う書面等

本システムで取り扱う書面等は、法令等の規定に基づき行われる通知又は送付に用いる書面等であり、以下に掲げるものである。

1 請求者又は届出人等から市区町村に対して行われる申請等に用いる書面等

- (1) 規則第79条の2第1項に規定する交付請求に係る規則第79条の3第1項の交付請求書情報（交付請求書情報については、推奨記録形式の提示とする。）
- (2) 規則第79条の2第2項に規定する届出等に係る規則第79条の3第1項の届書情報等
- (3) 規則第79条の3第1項に規定する交付請求又は届出等に係る添付書面情報

2 市区町村から請求者又は届出人等に対して行われる処分通知等に用いる書面等

- (1) 規則第79条の5に規定する戸籍法第120条の記録事項証明書に係る電子戸籍証明書
- (2) 規則第79条の5に規定する戸籍法第48条第1項の受理又は不受理の証明書に係る電子戸籍証明書
- (3) 平成16年4月1日付け民一第928号民事局長通達第3の6の(1)に規定する返戻に係る交付請求書情報
- (4) 準則第70条に規定する返戻に係る届書情報等
- (5) 一般行政証明書に係る電子戸籍証明書（当該電子戸籍証明書については、推奨記録形式の提示とする。）

推奨記録形式を提示する電子戸籍証明書は、次のとおり。

- ア 身分証明書
- イ 不在籍証明書（昭和34年9月12日民事甲第2064号民事局長回答）
- ウ 死体埋（火）葬許可交付申請書（墓地、埋葬等に関する法律施行規則第1条）

3 行政機関の間で行われる送付に用いる書面等

(1) 規則第79条の9に規定する他市区町村へ送付する届書情報等

(2) 規則第48条第2項に規定する管轄局へ送付する受付帳情報

なお、受付帳情報の記録形式については、当省が別途示す技術基準書において規定する。

(3) 規則第48条第2項に規定する管轄局へ送付する届書情報等

4 市区町村において保存に用いる書面等

(1) 規則第50条に規定する市区町村において保存する戸籍の記載不要の届書情報等

第3 書面等のファイル

1 ファイル形式

書面等を実装する上でのファイル形式には、W3C の「XML1.0 第二版 (2000 年 10 月 6 日)」及び日本工業規格の「JIS X 4159:2002 拡張可能なマーク付け言語 (XML) (2002 年 10 月 20 日)」によって規格化されている XML を採用する。文字コードは UTF-8 とする。

本章においては、XML の定義方法として W3C の「XML Schema Part 1: Structures (2001 年 5 月 2 日)」「XML Schema Part 2: Datatypes (2001 年 5 月 2 日)」によって規格化されている XML スキーマを使用する。

ほかに、関連規格として以下のものがある。(いずれも W3C による。)

- Namespaces in XML (勧告, 1999 年 1 月 14 日)
- XML Linking Language (XLink) Version 1.0 (勧告, 2001 年 6 月 27 日)
- XML Base (勧告, 2001 年 6 月 27 日)
- XML Path Language (XPath) Version 1.0 (勧告, 1999 年 11 月 16 日)
- XML Schema Part 0: Primer (勧告, 2001 年 5 月 2 日)
- Canonical XML 1.0 Version 1.0 (勧告, 2001 年 3 月 15 日)
- XML-Signature Syntax and Processing (勧告, 2002 年 2 月 12 日)

なお、本章において使用する専門用語の意義は、上記の規格等による。

2 ファイル単位

請求者又は他行政機関に送信する書面等の情報のファイル単位は、以下のとおり。

(1) 届書情報等

届出等に係る 1 通の届書等 (添付書面情報がある場合は、当該情報も含む。)につき 1 ファイル。

(2) 電子戸籍証明書

交付請求により交付する 1 通の戸籍証明書につき 1 ファイル。

(3) 受付帳情報

届出事件に係る 1 つの受付につき 1 ファイル。

3 ファイル名称

請求者又は他行政機関に送信する書面等のファイル名称は、以下のとおり。

(1) 届書情報等

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
地方公共団体 コード					受領番号										.	k e a	

ア 地方公共団体コード

上2桁：JIS X0401「都道府県コード」

下3桁：JIS X0402「市区郡町村コード」

イ 受領番号

戸籍情報システムでの受領番号。

上4桁：西暦年

下5桁：受領番号

ウ 拡張子

“ k e a ” 固定とする。

(2) 電子戸籍証明書

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
地方公共団体 コード					証明書種別		発行番号								.	k e c		

ア 地方公共団体コード

上2桁：JIS X0401「都道府県コード」

下3桁：JIS X0402「市区郡町村コード」

イ 証明書種別

上2桁	下2桁
記録事項証明書：10	全部事項証明書：01 個人事項証明書：02 一部事項証明書：03
受理・不受理証明書：20	受理証明書：01 不受理証明書：02
一般行政証明書：80	身分証明書：01 不在籍証明書：02 死体埋（火）葬許可交付申請書：03

ウ 発行番号

戸籍情報システムでの発行番号。

エ 拡張子

“ k e c ” 固定とする。

(3) 受付帳情報

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	17
地方公共団体 コード					受領番号										.	k r i	

ア 地方公共団体コード

上 2 桁：JIS X0401「都道府県コード」

下 3 桁：JIS X0402「市区郡町村コード」

イ 受領番号

戸籍情報システムでの受領番号。

上 4 桁：西暦年

下 5 桁：受領番号

ウ 拡張子

“ k r i ” 固定とする。

第4 書面等の記録形式の構成

書面等の種別に応じた記録形式の構成は、本節各項のとおりとする。

なお、本節の表における表題の意味は以下のとおりである。

- 要素名 : 要素の名称。
- 属性名 : 当該要素内の属性の名称。
- 属性値 : “ ” で囲まれた文字列値又は文字列値として取り得る値の説明。
- 繰り返し : 当該要素が親要素に対して出現する繰り返し回数又はその範囲。

1 届書情報等

(1) 共通部分の構成

共通部分の構成を「表 5-1 届書等の共通部分の構成」に示す。

表 5-1 届書等の共通部分の構成 (1/3)

要素名		繰り返し	構成の説明
属性名	属性値		
戸籍手続		-	届書情報等のルート要素は、要素「戸籍手続」とする。
xmlns	“ http://kosekionline.moj.go.jp/2004/kosekionline ”		
xmlns:ds	“ http://www.w3.org/2000/09/xmldsig# ”		
届書管理情報		1	届書情報等に届出，受付，受理，発送，送付，最終確認に係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 本要素は、要素「戸籍手続」の子要素として最初に出現する。

表 5 - 1 届書等の共通部分の構成 (2/3)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
補正管理情報		1	届書情報等に補正指示，補正受付，職員補正に係る情報を記録する要素を，ルート要素の子要素とする。 本要素は，要素「届書管理情報」の次に出現する。
届書処理情報		1	届書情報等に書類調査，戸籍記載，記載調査等の処理に係る情報を記録する要素を，ルート要素の子要素とする。 本要素は，要素「補正管理情報」の次に出現する。
戸籍届書		1 以上	届書情報等に記載すべきこととされている事項等に係る情報を記録する要素を，ルート要素の子要素とする。 属性「届出事件」に届出等の名称を記録する。 届書等の補正（申請者側の補正又は職員側の補正）があったときは，当該要素は繰り返し出現し，属性「履歴番号」に補正の回数に応じた履歴番号を記録する。 本要素の最新履歴に係る要素は，要素「届書処理情報」の次に出現し，従前の履歴に係る要素は，その次に出現する。
届出事件	届出等の名称。		
履歴番号	1 以上の数字。		
添付書面情報		1	届書情報等に添付することとされている証明書類に係る情報を記録する要素を，ルート要素の子要素とする。 本要素は，要素「戸籍届書」のうち最も古い履歴に係る要素の次に出現する。
字形情報		1	届書情報等に戸籍統一文字の字形に係る情報を記録する要素を，ルート要素の子要素とする。 本要素は，要素「添付書面情報」の次に出現する。 本要素は，電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。		

表 5 - 1 届書等の共通部分の構成 (3/3)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
問い合わせ情報		1	届書情報等に届出人等と市区町村職員の間で行われる問い合わせに係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 本要素は、要素「字形情報」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
届書類画像情報		0 又は 1	届書情報等に届書等のイメージに係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 属性「届書類名」に届出等の名称を記録する。 本要素は、要素「問い合わせ情報」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
届書類名	届出等の名称。		
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
署名情報		1	届出人等が当該届書等に添付することとされている添付書面等を行う電子署名に係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 属性「署名種別」に“添付書面添付者”を記録する。 本要素は、要素「届書類画像情報」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
署名種別	“添付書面添付者”		
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
署名情報		1	届出人等又は市区町村長が要素「届書管理情報」に係る情報を行う電子署名に係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 属性「署名種別」に“届書管理情報確認者”を記録する。 本要素は、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“添付書面添付者”であるもの。)の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
署名種別	“届書管理情報確認者”		
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
署名情報		1	市区町村長が届書情報等を行う電子署名に係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 属性「署名種別」に“最終確認者”を記録する。 本要素は、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書管理情報確認者”であるもの。)の次に出現する。
署名種別	“最終確認者”		

(2) 届書管理情報の構成

届書管理情報要素の構成を「表 5-2 届書管理情報の構成」に示す。

表 5-2 届書管理情報の構成 (1/2)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
届書管理情報		-	
届出情報		1	届書情報等に届出日，届書等提出先に係る情報を記録する要素を，要素「届出管理情報」の子要素とする。 本要素は，要素「届書管理情報」の子要素として最初に出現する。 本要素は，電子署名対象となる。
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
受付情報		1	届書情報等に本システムでの受付日時，管掌者，受付番号に係る情報を記録する要素を，要素「届書管理情報」の子要素とする。 本要素は，要素「届出情報」の次に出現する。 本要素は，電子署名対象となる。
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
受理情報		1	届書情報等に処分決定，処分日，管掌者，受理番号若しくは不受理の理由に係る情報を記録する要素を，要素「届書管理情報」の子要素とする。 属性「処分決定」に処分決定の内容（“ 受理 ”，“ 不受理 ”，又は“ 取下げ ”）を記録する。 本要素は，要素「受付情報」の次に出現する。 本要素は，電子署名対象となる。
処分決定	“ 受理 ”，“ 不受理 ”，“ 取下げ ”		
Id	電子署名用の 参照先 Id。	1	届書情報等に発送日，管掌者に係る情報を記録する要素を，要素「届書管理情報」の子要素とする。 本要素は，要素「受理情報」の次に出現する。 本要素は，電子署名対象となる。
Id	電子署名用の 参照先 Id。		

表 5 - 2 届書管理情報の構成 (2/2)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
送付情報		1	届書情報等に送付日，管掌者，送付番号に係る情報を記録する要素を，要素「届書管理情報」の子要素とする。 本要素は，要素「発送情報」の次に出現する。 本要素は，電子署名対象となる。
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
最終確認情報		1	届書情報等に管轄局送付，保存又は返戻に係る情報を記録する要素を，要素「届書管理情報」の子要素とする。 属性「最終確認」に最終確認に係る処理の内容(“ 管轄局送付 ”，“ 届書等保存 ”又は“ 返戻 ”。)を記録する。 本要素は，要素「送付情報」の次に出現する。 本要素は，電子署名対象となる。
最終確認	“ 管轄局送付 ”，“ 届書等保存 ”，“返 戻 ”		
Id	電子署名用の 参照先 Id。		

(3) 補正管理情報の構成

補正管理情報の構成を「表 5 - 3 補正管理情報の構成」に示す。

表 5 - 3 補正管理情報の構成

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
補正管理情報		-	
補正指示情報		0 以上	届書情報等に補正指示日, 管掌者に係る情報を記録する要素を, 要素「補正管理情報」の子要素とする。 属性「履歴番号」に履歴番号を記録する。履歴番号は, 最初にされた届出等の記録に係る番号を“ 1 ”とし, 以降, 申請者側又は職員側の補正により, 昇順で記録する。すなわち, 補正が発生すると, 本属性には属性値として履歴番号“ 2 ”から記録することになる。 本要素は, 補正指示があったときに, 要素「補正管理情報」の子要素として出現する。 本要素は, 電子署名対象となる。
履歴番号	2 以上の数字。		
Id	電子署名用の参照先 Id。		
補正受付情報		0 以上	届書情報等に補正受付日, 管掌者に係る情報を記録する要素を, 要素「補正管理情報」の子要素とする。 属性「履歴番号」に履歴番号を記録する。履歴番号は, 前述と同様とする。 本要素は, 補正指示があったときに, 属性「履歴番号」の属性値を等しくする要素「補正指示情報」の次に出現する。 本要素は, 電子署名対象となる。
履歴番号	2 以上の数字。		
Id	電子署名用の参照先 Id。		
職員補正情報		0 以上	届書情報等に職員補正日, 管掌者に係る情報を記録する要素を, 要素「補正管理情報」の子要素とする。 属性「履歴番号」に履歴番号を記録する。履歴番号は, 前述と同様とする。 本要素は, 職員補正があったときに, ほかに要素「補正管理情報」の子要素がないときは最初に出現する子要素として, ほかに子要素があるときは最後方の子要素として出現する。 本要素は, 電子署名対象となる。
履歴番号	2 以上の数字。		
Id	電子署名用の参照先 Id。		

(4) 届書処理情報の構成

届書処理情報の構成を「表 5-4 届書処理情報の構成」に示す。

表 5-4 届書処理情報の構成

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
届書処理情報		-	
書類調査		1	届書情報等に準則第 29 条第 3 項に規定する届書等の処理に係る情報を記録する要素群を、要素「届書処理情報」の子要素とする。届書等によって構成する要素の別は、標準様式による。 本要素は電子署名の対象外であり、それぞれの要素に記録する事項は市区町村長の定めるところによる。
戸籍記載		1	
記載調査		1	
調査票		0 又は 1	
附票		0 又は 1	
住民票		0 又は 1	
通知		0 又は 1	
事件簿番号		0 又は 1	出生届、婚姻届、離婚届及び死亡届については、届書情報等に人口動態調査票の処理に係る情報を記録する要素を、要素「届書処理情報」の子要素とする。 本要素は電子署名の対象外となる。

(5) 戸籍届書の構成

戸籍届書の構成を「表 5-5 戸籍届書の構成」に示す。

表 5-5 戸籍届書の構成 (1/7)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
戸籍届書		-	
届出事件	届出等の名称。		
履歴番号	1 以上の数字。		
(届出等名称)		1	届書情報等に届出人等又は証人等が記載すべきこととされている事項に係る情報を記録する要素を、要素「戸籍届書」の子要素とする。 本要素は、要素「戸籍届書」の子要素として最初に出現する。 本要素の要素名は、届出等の名称による。 本要素は、電子署名対象となる。
Id			電子署名用の参照先 Id。
届出事項		1	届書情報等に届出人等が記載すべきこととされている事項に係る情報を記録する要素を、要素「(届出等名称)」の子要素とする。 本要素は、要素「(届出等名称)」の子要素として最初に出現する。
届出事件本人		1	届書情報等に届出人等が記載すべきこととされている事項のうち届出事件本人に係る情報を記録する要素を、要素「届出事項」の子要素とする。 本要素は、要素「届出事項」の子要素として最初に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id			電子署名用の参照先 Id。
届書記録事項		1	届書情報等に届出人等が記載すべきこととされている事項のうち当該届出等に係る情報を記録する要素を、要素「届出事項」の子要素とする。 属性「届出事件」に届出等の名称を記録する。 本要素は、要素「届出事件本人」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
届出事件	届出等の名称。		
Id	電子署名用の参照先 Id。		

表 5-5 戸籍届書の構成 (2/7)

要素名		繰り返し 返し	構成の説明
属性名	属性値		
届出人		1 から 4	届書情報等に届出人等に係る情報を記録する要素を、要素「(届出等名称)」の子要素とする。 属性「届出人資格」に届出人資格の名称を記録する。 本要素は、要素「届出事項」の次に出現する。 本要素は、当該届出等に係る届出人等の人数分連続して出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
届出人資格	届出人資格の名称。		
Id	電子署名用の参照先 Id。		
証人		0 から 2	証人を要する届出については、届書情報等に証人が記載すべきこととされている事項に係る情報を記録する要素を、要素「(届出等名称)」の子要素とする。 属性「証人番号」に証人番号(“1”又は“2”)を記録する。 本要素は、最後方の要素「届出人」の次に出現する。 本要素は、当該届出等に係る証人の人数分連続して出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
証人番号	“1”、“2”		
Id	電子署名用の参照先 Id。		
連署人		0 又は 1	連署人を要する届出については、届書情報等に連署人が記載すべきこととされている事項に係る情報を記録する要素を、要素「(届出等名称)」の子要素とする。 本要素は、要素「届出人」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。		
署名情報		1	届書情報等に当該届出等に署名・押印すべきこととされている者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「(届出等名称)」の子要素とする。 属性「署名種別」には“届書署名者”を記録する。 本要素は、要素「届出人」又は「証人」若しくは「連署人」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
署名種別	“届書署名者”		
Id	電子署名用の参照先 Id。		

表 5-5 戸籍届書の構成 (3/7)

要素名		繰り返し	構成の説明
属性名	属性値		
届出人		1	届書情報等に届出人等の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書署名者”であるもの。)の子要素とする。 属性「Id」に当該電子署名を行った届出人等を識別する情報を次のとおり記録する。 届出人.X.nnn ・ X：届出人資格名称 ・ nnn：履歴番号に対応した 001 以上の数字 本要素は、当該届出等に係る届出人等の人数分連続して出現する。
ds:Signature	Id “届出人.X.nnn”	1 から 4	
証人		1	証人を要する届出については、届書情報等に証人の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書署名者”であるもの。)の子要素とする。 属性「Id」に当該電子署名を行った証人を識別する情報を次のとおり記録する。 証人.m.nnn ・ m：証人番号 (“1”, “2”) ・ nnn：履歴番号に対応した 001 以上の数字 本要素は、当該届出等に係る証人の人数分連続して出現する。
ds:Signature	Id “証人.m.nnn”	0 から 2	

表 5-5 戸籍届書の構成 (4/7)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
連署人		1	連署人を要する届出については、届書情報等に連署人の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書署名者”であるもの。)の子要素とする。 属性「Id」に当該電子署名を行った連署人を識別する情報を次のとおり記録する。 連署人.Y.nnn ・ Y：配偶者区分(“夫”, “妻”) ・ nnn：履歴番号に対応した 001 以上の数字
ds:Signature	“ 連署人.Y.nnn ”	0 又は 1	
提出者情報		1	届書情報等に当該届出等の提出者に係る情報を記録する要素を、要素「戸籍届書」の子要素とする。 本要素は、要素「(届出等名称)」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
補正事由情報		1	職員補正があったとき、届書情報等に職員補正に係る情報を記録する要素を、要素「戸籍届書」の子要素とする。 本要素は、要素「(届出等名称)」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
補正事由		0 以上	職員補正があったとき、届書情報等に職員補正事由又は付せん補正に係る情報を記録する要素を、要素「補正事由情報」の子要素とする。 属性「ref」に補正事由又は付せん補正の対象の事項に係る要素の Xpath を記録する。 本要素は、補正事由又は付せん補正の記録があったときに、要素「補正事由情報」の子要素として最初に出現する。 本要素は、補正事由又は付せん補正の対象の事項ごとに出現する。
ref	補正事由記録対 象事項の Xpath。		

表 5-5 戸籍届書の構成 (5/7)

要素名		繰り返し	構成の説明
属性名	属性値		
署名検証情報		1	届書情報等に当該届出等の受付時に行う電子署名検証の結果に係る情報を記録する要素を、要素「戸籍届書」の子要素とする。 本要素は、要素「補正事由情報」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。		
署名検証		1から6	届書情報等に電子署名を行った者ごとの当該電子署名の検証結果を記録する要素を、要素「署名検証情報」の子要素とする。 属性「署名者」に当該電子署名を行った者を識別する情報を次のとおり記録する。 a) 署名者が届出人等のとき 届出人.X ・X：届出人資格名称 b) 署名者が証人のとき 証人.m ・m：証人番号（“1”，“2”） c) 署名者が連署人のとき 連署人.Y ・Y：配偶者区分（“夫”，“妻”） 本要素は、当該届出等に係るすべての届出人等及び証人又は連署人の人数分連続して出現する。 本要素は、要素「署名検証情報」の子要素として最初に出現する。
署名者	“届出人.X”， “証人.m”， “連署人.Y”		
署名情報		1	届書情報等に当該届出等の提出、補正指示、補正受付及び職員補正の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「戸籍届書」の子要素とする。 属性「署名種別」に“届書確認者”を記録する。 本要素は、要素「署名検証情報」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
署名種別	“届書確認者”		
Id	電子署名用の参照先 Id。		

表 5-5 戸籍届書の構成 (6/7)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
提出者		1	届書情報等に提出者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書確認者”であるもの。)の子要素とする。 属性「Id」に当該電子署名を行った提出者を識別する情報を次のとおり記録する。 提出者.nnn ・nnn：履歴番号に対応した 001 以上の数字 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。		
ds:Signature		1	
Id	“提出者.nnn”		
補正指示者		1	届書情報等に補正指示者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書確認者”であるもの。)の子要素とする。 属性「Id」に当該電子署名を行った補正指示者を識別する情報を次のとおり記録する。 補正指示者.nnn ・nnn：履歴番号に対応した 001 以上の数字
ds:Signature		1	
Id	“補正指示者.nnn”		
補正受付者		1	届書情報等に補正受付者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書確認者”であるもの。)の子要素とする。 属性「Id」に当該電子署名を行った補正受付者を識別する情報を次のとおり記録する。 補正受付者.nnn ・nnn：履歴番号に対応した 001 以上の数字
ds:Signature		1	
Id	“補正受付者.nnn”		

表 5-5 戸籍届書の構成 (7/7)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
職員補正者		1	届書情報等に職員補正者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書確認者”であるもの。)の子要素とする。 属性「Id」に当該電子署名を行った職員補正者を識別する情報を次のとおり記録する。 職員補正者.nnn ・ nnn：履歴番号に対応した 001 以上の数字
ds:Signature			
Id	“ 職 員 補 正 者.nnn”		

なお、戸籍届書を構成する届書等ごとの仕様は、「付録 1 スキーマ仕様書」を参照のこと。

(6) 添付書面情報の構成

添付書面情報の構成を「表 5-6 添付書面情報の構成」に示す。

表 5-6 添付書面情報の構成

要素名		繰り返し 返し	構成の説明
属性名	属性値		
添付書面情報		-	
添付書面		0 以上	届出人等が当該届書等に添付することとされている，又は市区町村職員が職員補正時に添付する添付書面等に係る情報を記録する要素を，要素「添付書面情報」の子要素とする。 属性「添付書面名」に当該添付書面等の名称を記録する。 属性「添付書面順位」に当該添付書面等の添付の順位を記録する。 本要素は，当該届書等に添付書面等の添付があったときに，属性「添付書面順位」の属性値の順序で出現する。 本要素は，電子署名対象となる。
添付書面名	添付書面等の名称。		
添付書面順位	添付書面等の添付順位。		
Id	電子署名用の参照先 Id。		
添付		1 以上	当該届書等に添付した添付書面等情報を Base64 形式で記録する要素を，要素「添付書面」の子要素とする。 属性「名称」に当該添付書面等情報に係るファイル名を記録する。 属性「種別」に当該ファイルのコンテキスト (MIME) タイプを記録する。 当該添付書面等が複数のファイルから構成されているときは，属性「付記」にファイル順序を記録する。 本要素は，当該届書等に添付書面等の添付があったときに，属性「付記」の属性値の順序で出現する。
名称	添付書面等のファイル名。		
種別	ファイルのコンテキスト (MIME) タイプ。		
付記	ファイル順序。		

(7) 字形情報の構成

字形情報の構成を「表 5-7 字形情報の構成」に示す。

表 5-7 字形情報の構成

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
字形情報		-	
Id	電子署名用の参 照先 Id。		
字形		0 以上	当該届書等に戸籍統一文字の使用があったときは、 字形情報を記録する要素を、要素「字形情報」の子要素とする。 属性「Id」に当該戸籍統一文字の戸籍統一文字番号を記録する。 本要素は、当該届書等に戸籍統一文字の使用があったときに、使用する戸籍統一文字数分連続して出現する。
Id	“ MOJnnnnnnn” nnnnnnn：戸 籍統一文字番号		

(8) 問い合わせ情報の構成

問い合わせ情報の構成を「表 5-8 問い合わせ情報の構成」に示す。

表 5-8 問い合わせ情報の構成

要素名		繰り返し	構成の説明
属性名	属性値		
問い合わせ情報		-	
Id	電子署名用の参照先 Id。		
問い合わせ		0 以上	当該届書等に申請者等又は市区町村職員からの問い合わせがあったときは、問い合わせ情報を記録する要素を、要素「問い合わせ情報」の子要素とする。 属性「登録日時」に当該届書等に係る問い合わせの登録日時を記録する。 属性「登録者」に当該届書等に係る問い合わせを、どちらが行ったかを識別する情報を登録する。 本要素は、当該届書等に係る問い合わせがあったときに、問い合わせを行った回数分連続して出現する。
登録日時	問い合わせ内容 登録日時		
登録者	“ 申請者 ” , “ 職員 ”		

(9) 届書類画像情報の構成

届書類画像情報の構成を「表 5-9 届書類画像情報の構成」に示す。

表 5-9 届書類画像情報の構成

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
届書類画像情報		-	
届書類名	届出名称		
Id	電子署名用の参 照先 Id		
添付		0 以上	当該届書等を管轄法務局へ送付するときに、当該届書等の内容を画像情報として記録する要素を、要素「届書類画像情報」の子要素とする。 属性「名称」に当該届書等の画像情報に係るファイル名を記録する。 属性「種別」に当該ファイルのコンテキスト（MIME）タイプを記録する。 当該届書等の画像情報が複数のファイルから構成されているときは、属性「付記」にファイル順序を記録する。 本要素は、当該届書等に画像情報の添付があったときに、属性「付記」の属性値の順序で出現する。
名称	届書類ファイル 名		
種別	ファイルのコン テキストタイプ		
付記	ページ番号(履歴 番号の逆順)		

(10) 署名情報の構成

署名情報の構成を「表 5-10 署名情報の構成」に示す。

表 5-10 署名情報の構成 (1/3)

要素名		繰り返し 返し	構成の説明
属性名	属性値		
署名情報		-	
署名種別	“ 添付書面添付者 ”		
Id	電子署名用の参照先 Id		
署名対象添付書面		0 以上	当該届書等に添付書面等があるときは、当該添付書面等に係る要素の「添付書面」に電子署名を行ったときに、当該添付書面等の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“ 添付書面添付者 ”であるもの。)の子要素に記録する。 属性「添付書面順位」に当該添付書面等を記録する要素「添付書面」の属性「添付書面順位」の属性値を記録する。 本要素は、当該届書等に添付書面等に対して電子署名を行ったときに、署名対象の添付書面数分連続して出現する。
添付書面 順位	“ nnn ” nnn : 001 以上の数字		
ds:Signature		1 以上	当該届書等の当該添付書面等に対して電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「署名対象添付書面」の子要素に記録する。 属性「Id」に当該電子署名を行った届出人等を識別する情報を次のとおり記録する。 添付書面.X.nnn ・ X : 届出人資格名称 ・ nnn : 親要素「署名対象添付書面」の属性「添付書面順位」の値 本要素は、当該届出等に係る届出人等の人数分連続して出現する。
Id	“ 添 付 書 面.X.nnn ”		

表 5-10 署名情報の構成 (2/3)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
署名情報		1	
署名種別	“ 届書管理情報 確認者 ”		
Id	電子署名用の参 照先 Id		
受付者		1	当該届書等の受け付けの電子署名を記録する要素として「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“ 届書管理情報確認者 ”であるもの。)の子要素とする。
ds:Signature		1	当該届書等に受け付けの電子署名を行ったときに、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「受付者」の子要素に記録する。 属性「Id」に当該電子署名を行ったことを識別する“ 受付者 ”を記録する。
Id	“ 受付者 ”		
処分決定者		1	当該届書等に受理、不受理等の処分決定の電子署名を記録する要素として「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“ 届書管理情報確認者 ”であるもの。)の子要素とする。
ds:Signature		1	当該届書等に受理、不受理等の処分決定の電子署名を行ったときに、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「処分決定者」の子要素に記録する。 属性「Id」に当該電子署名を行ったことを識別する“ 処分決定者 ”を記録する。
Id	“ 処分決定者 ”		

表 5-10 署名情報の構成 (3/3)

要素名		繰り返し 返し	構成の説明
属性名	属性値		
発送者		1	当該届書等を他市区町村へ発送する必要があるときに、発送の電子署名を記録する要素として「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書管理情報確認者”であるもの。)の子要素とする。
ds:Signature		1	当該届書等を他市区町村へ発送する際の電子署名を行ったときに、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「発送者」の子要素に記録する。 属性「Id」に当該電子署名を行ったことを識別する“発送者”を記録する。
Id	“発送者”		
送付者		1	当該届書等が他市区町村から送付されたときに、送付の電子署名を記録する要素として「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書管理情報確認者”であるもの。)の子要素とする。
ds:Signature		1	当該届書等が他市区町村から送付された際の電子署名を行ったときに、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「送付者」の子要素に記録する。 属性「Id」に当該電子署名を行ったことを識別する“送付者”を記録する。
Id	“送付者”		
署名情報		1	当該届書等の管轄局送付等を行うときに、最終確認としての電子署名を記録する要素として「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“届書管理情報確認者”であるもの。)の子要素とする。
署名種別	“最終確認者”		
最終確認者		1	当該届書等の管轄局送付等の電子署名を行ったときに、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「最終確認者」の子要素に記録する。 属性「Id」に管轄局送付、保存又は返戻の当該電子署名を行ったことを識別する情報を記録する。
Id	“管轄局送付者”、“届書等保存者”、“返戻者”		

2 交付請求書情報

(1) 共通部分の構成

共通部分の構成を「表 5-11 交付請求書情報の共通部分の構成」に示す。

表 5-11 交付請求書情報の共通部分の構成 (1/3)

要素名		繰り返し	構成の説明
属性名	属性値		
戸籍手続		1	交付請求書情報のルート要素は、要素「戸籍手続」とする。
xmlns	" http://kosekionline.moj.go.jp/2004/kosekionline "		
xmlns:ds	" http://www.w3.org/2000/09/xmldsig# "		
交付請求管理情報		1	電子戸籍証明書において証明する事項等に係る画像情報を記録する要素として、ルート要素の子要素とする。 要素「戸籍手続」の子要素として最初に出現する。。
補正管理情報		1	交付請求書情報に職員補正に係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする 本要素は、要素「交付請求管理情報」の次に出現する。
交付請求書		1以上	戸籍証明書の交付請求に係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 交付請求書情報の職員補正があったときは、当該要素は繰り返し出現し、属性「履歴番号」に補正の回数に応じた履歴番号を記録する。 本要素の最新履歴に係る要素は、要素「補正管理情報」の次に出現し、従前の履歴に係る要素は、その次に出現する。
履歴番号			

表 5-11 交付請求書情報の共通部分の構成 (2/3)

要素名		繰り返し	構成の説明
属性名	属性値		
添付書面情報		1	交付の請求資格を証明する必要があるときに添付する証明書類に係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 本要素は、要素「交付請求書」のうち最も古い履歴に係る要素の次に出現する。
字形情報		1	交付請求書情報に戸籍統一文字の字形に係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 本要素は、要素「添付書面情報」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id			電子署名用の参照先 Id。
問い合わせ情報		1	交付請求書情報に請求者等と市区町村職員の間で行われる問い合わせに係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 本要素は、要素「字形情報」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id			電子署名用の参照先 Id。
署名情報		1	請求者等が当該交付請求書に添付している添付書面等に行う電子署名に係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 属性「署名種別」に“添付書面添付者” 属性「署名種別」に“添付書面添付者”を記録する。 本要素は、要素「問い合わせ情報」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
署名種別			“添付書面添付者”
Id			電子署名用の参照先 Id。
署名情報		1	請求者等又は市区町村長が要素「交付請求管理情報」に係る情報に行う電子署名に係る情報を記録する要素を、ルート要素の子要素とする。 属性「署名種別」に“交付請求書管理情報確認者” 属性「署名種別」に“交付請求書管理情報確認者”を記録する。 本要素は、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“添付書面添付者”であるもの。)の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
署名種別			“交付請求書管理情報確認者”
Id			電子署名用の参照先 Id。

表 5 - 1 1 交付請求書情報の共通部分の構成 (3/3)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
署名情報		1	市区町村長が交付請求書情報に行う電子署名に係る情報を記録する要素を，ルート要素の子要素とする。 属性「署名種別」に“最終確認者”を記録する。 本要素は，要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“国府請求書管理情報確認者”であるもの。)の次に出現する。
署名種別	“最終確認者”		
Id	電子署名用の参照先 Id。		

(2) 交付請求管理情報の構成

交付請求書管理情報の構成を「表 5-12 交付請求書管理情報の構成」に示す。

表 5-12 交付請求書管理情報の構成 (1/2)

要素名		繰り返し 返し	構成の説明
属性名	属性値		
交付請求書管理情報		-	
交付請求情報		1	交付請求書情報に請求日, 交付請求書提出先に係る情報を記録する要素を, 要素「交付請求管理情報」の子要素とする。 本要素は, 要素「交付請求書管理情報」の子要素として最初に出現する。 本要素は, 電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。		
受付情報		1	
Id	電子署名用の参照先 Id。		
交付情報		1	交付請求書情報に処分決定, 処分日, 管掌者, 受理番号若しくは交付却下の理由に係る情報を記録する要素を, 要素「交付請求書管理情報」の子要素とする。 属性「処分決定」に処分決定の内容(“ 交付 ”, “ 交付却下 ” 又は “ 取下げ ”)を記録する。 本要素は, 要素「受付情報」の次に出現する。 本要素は, 電子署名対象となる。
処分決定	“ 交付 ”, “ 交付却下 ”, “ 取下げ ”		
手数料合計		1	交付請求書情報に当該請求の証明書の手数料に係る情報を記録する要素を, 要素「交付請求書管理情報」の子要素とする。 本要素は, 要素「交付情報」の次に出現する。 本要素は, 電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。		

表 5-12 交付請求書管理情報の構成 (2/2)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
最終確認情報		1	交付請求書情報に保存又は返戻に係る情報を記録する要素を、要素「交付請求書管理情報」の子要素とする。 属性「最終確認」に最終確認に係る処理の内容(“交付請求書保存”又は“返戻”)を記録する。 本要素は、要素「手数料合計」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
最終確認	“交付請求書保存”, “返戻”		
Id	電子署名用の参照先 Id。		

(3) 補正管理情報の構成

補正管理情報の構成を「表 5-13 補正管理情報の構成」に示す。

表 5-13 補正管理情報の構成

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
補正管理情報		-	
職員補正情報		0 以上	交付請求書情報に職員補正日、管掌者に係る情報を記録する要素を、要素「補正管理情報」の子要素とする。 属性「履歴番号」に履歴番号を記録する。履歴番号は、前述と同様とする。 本要素は、職員補正があったときに、ほかに要素「補正管理情報」の子要素がないときは最初に出現する子要素として、ほかに子要素があるときは最後方の子要素として出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
履歴番号	2以上の数字。		
Id	電子署名用の参照先 Id。		

(4) 交付請求書の構成

交付請求書の構成を「表 5 - 1 4 交付請求書の構成」に示す。

表 5 - 1 4 交付請求書の構成 (1/4)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
交付請求書		-	
履歴番号	1 以上の数字。		
(交付請求名称)		1	交付請求書情報に請求者等が証明書の請求に係る情報を記録する要素を、要素「交付請求書」の子要素とする。 本要素は、要素「交付請求書」の子要素として最初に出現する。 本要素の要素名は、交付請求の名称による。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。		
請求者		1	
Id	電子署名用の参照先 Id。		
請求事項		1	交付請求書情報に請求する証明書に係る情報を記録する要素を、要素「(交付請求名称)」の子要素とする。 本要素は、要素「請求者」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。		
署名情報		1	交付請求書情報に当該交付請求に署名・押印すべきこととされている者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「(交付請求名称)」の子要素とする。 属性「署名種別」には“ 交付請求書署名者 ”を記録する。 本要素は、要素「請求者」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
署名種別	“ 交付請求書署名者 ”		
Id	電子署名用の参照先 Id。		

表 5-14 交付請求書の構成 (2/4)

要素名			繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値			
請求者		1	1	交付請求書情報に請求者等の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“ 交付請求書署名者 ”であるもの。)の子要素とする。 属性「Id」に当該電子署名を行ったことを識別する“ 請求者 ”を記録する。
ds:Signature		1		
Id	“ 請求者 ”			
提出者情報		1	1	交付請求情報に当該交付請求の提出者に係る情報を記録する要素を、要素「交付請求書」の子要素とする。 本要素は、要素「(交付請求名称)」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。			
補正事由情報		1	1	職員補正があったとき、交付請求書情報に職員補正に係る情報を記録する要素を、要素「交付請求書」の子要素とする。 本要素は、要素「(交付請求名称)」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。			
補正事由		0 以上	0 以上	職員補正があったとき、交付請求情報に職員補正事由又は付せん補正に係る情報を記録する要素を、要素「補正事由情報」の子要素とする。 属性「ref」に補正事由又は付せん補正の対象の事項に係る要素の Xpath を記録する。 本要素は、補正事由又は付せん補正の記録があったときに、要素「補正事由情報」の子要素として最初に出現する。 本要素は、補正事由又は付せん補正の対象の事項ごとに出現する。
ref	補正事由記録対象事項の Xpath。			

表 5-14 交付請求書の構成 (3/4)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
署名検証情報		1	交付請求書情報に当該交付請求の受付時に行う電子署名検証の結果に係る情報を記録する要素を、要素「戸籍届書」の子要素とする。 本要素は、要素「補正事由情報」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
署名検証		1	交付請求書情報に電子署名を行った者の当該電子署名の検証結果を記録する要素を、要素「署名検証情報」の子要素とする。 属性「署名者」に当該電子署名を行った者を識別する“請求者”を記録する。 本要素は、要素「署名検証情報」の子要素として最初に出現する。
署名者	“ 請求者 ”		
署名情報		1	交付請求書情報に当該交付請求の提出及び職員補正の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「交付請求書」の子要素とする。 属性「署名種別」に“交付請求書確認者”を記録する。 本要素は、要素「署名検証情報」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
署名種別	“ 交付請求書確認者 ”		
Id	電子署名用の 参照先 Id。		交付請求書情報に提出者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“交付請求書確認者”であるもの。)の子要素とする。 属性「Id」に当該電子署名を行った提出者を識別する“提出者”を記録する。 本要素は、電子署名対象となる。
提出者		1	
Id	電子署名用の 参照先 Id。		
ds:Signature		1	
Id	“ 提出者 ”		

表 5 - 1 4 交付請求書の構成 (4/4)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
職員補正者		1	交付請求書情報に職員補正者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を、要素「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“交付請求書確認者”であるもの。)の子要素とする。 属性「Id」に当該電子署名を行った職員補正者を識別する情報を次のとおり記録する。 職員補正者.nnn ・ nnn：履歴番号に対応した 001 以上の数字
ds:Signature			
Id	“ 職 員 補 正 者.nnn”		

(5) 添付書面情報の構成

添付書面情報の構成を「表 5 - 1 5 添付書面情報の構成」に示す。

表 5 - 1 5 添付書面情報の構成

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
添付書面情報		-	
添付書面		0 以上	交付の請求資格を証明する必要があるときに添付する，又は市区町村職員が職員補正時に添付する添付書面等に係る情報を記録する要素を，要素「添付書面情報」の子要素とする。 属性「添付書面名」に当該添付書面等の名称を記録する。 属性「添付書面順位」に当該添付書面等の添付の順位を記録する。 本要素は，当該届書等に添付書面等の添付があったときに，属性「添付書面順位」の属性値の順序で出現する。 本要素は，電子署名対象となる。
添付書面名	添付書面等の名称。		
添付書面順位	添付書面等の添付順位。		
Id	電子署名用の参照先 Id。		
添付		1 以上	当該交付請求書に添付した添付書面等情報を Base64 形式で記録する要素を，要素「添付書面」の子要素とする。 属性「名称」に当該添付書面等情報に係るファイル名を記録する。 属性「種別」に当該ファイルのコンテキスト（ MIME ）タイプを記録する。 当該添付書面等が複数のファイルから構成されているときは，属性「付記」にファイル順序を記録する。 本要素は，当該交付請求書に添付書面等の添付があったときに，属性「付記」の属性値の順序で出現する。
名称	添付書面等のファイル名。		
種別	ファイルのコンテキスト（ MIME ）タイプ。		
付記	ファイル順序。		

(6) 字形情報の構成

字形情報の構成を「表 5 - 1 6 字形情報の構成」に示す。

表 5 - 1 6 字形情報の構成

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
字形情報		-	
Id	電子署名用の参 照先 Id。		
字形		0 以上	当該交付請求書に戸籍統一文字の使用があったときは、字形情報を記録する要素を、要素「字形情報」の子要素とする。 属性「Id」に当該戸籍統一文字の戸籍統一文字番号を記録する。 本要素は、当該交付請求書に戸籍統一文字の使用があったときに、使用する戸籍統一文字数分連続して出現する。
Id	“ MOJnnnnnnn” nnnnnnn：戸 籍統一文字番号		

(7) 問い合わせ情報の構成

問い合わせ情報の構成を「表 5 - 1 7 問い合わせ情報の構成」に示す。

表 5 - 1 7 問い合わせ情報の構成

要素名		繰り返し	構成の説明
属性名	属性値		
問い合わせ情報		-	
Id	電子署名用の参照先 Id。		
問い合わせ		0 以上	当該交付請求書情報に申請者等又は市区町村職員からの問い合わせがあったときは、問い合わせ情報を記録する要素を、要素「問い合わせ情報」の子要素とする。 属性「登録日時」に当該交付請求書に係る問い合わせの登録日時を記録する。 属性「登録者」に当該交付請求書に係る問い合わせを、どちらが行ったかを識別する情報を登録する。 本要素は、当該クフ請求書に係る問い合わせがあったときに、問い合わせを行った回数分連続して出現する。
登録日時	問い合わせ内容登録日時		
登録者	“ 申請者 ” , “ 職員 ”		

(8) 署名情報の構成

署名情報の構成を「表 5-18 署名情報の構成」に示す。

表 5-18 署名情報の構成 (1/3)

要素名		繰り返し 返し	構成の説明
属性名	属性値		
署名情報		-	
署名種別	“ 添付書面添付者 ”		
Id	電子署名用の参照先 Id		
署名対象添付書面		0 以上	当該交付請求書に添付書面等があるときは、当該添付書面等に係る要素の「添付書面」に電子署名を行ったときに、当該添付書面等の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“ 添付書面添付者 ”であるもの。)の子要素に記録する。 属性「添付書面順位」に当該添付書面等を記録する要素「添付書面」の属性「添付書面順位」の属性値を記録する。 本要素は、当該交付請求書に添付書面等に対して電子署名を行ったときに、署名対象の添付書面数分連続して出現する。
添付書面 順位	“ nnn ” nnn : 001 以上の数字		
ds:Signature		1	当該交付請求書の当該添付書面等に対して電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「署名対象添付書面」の子要素に記録する。 属性「Id」に当該電子署名を行ったことを識別する情報を次のとおり記録する。 添付書面.添付者.nnn ・ nnn : 親要素「署名対象添付書面」の属性「添付書面順位」の値
Id	“ 添付書面.添付者.nnn ”		

表 5-18 署名情報の構成 (2/3)

要素名		繰り返し	構成の説明
属性名	属性値		
署名情報		1	
署名種別	“ 交付請求書管理情報確認者 ”		
Id	電子署名用の参照先 Id		
受付者		1	当該交付請求書の受け付けの電子署名を記録する要素として「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“ 交付請求書管理情報確認者 ”であるもの。)の子要素とする。
ds:Signature		1	当該交付請求書に受け付けの電子署名を行ったときに、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「受付者」の子要素に記録する。 属性「Id」に当該電子署名を行ったことを識別する“ 受付者 ”を記録する。
Id	“ 受付者 ”		
処分決定者		1	当該交付請求書に受理、不受理等の処分決定の電子署名を記録する要素として「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“ 届書管理情報確認者 ”であるもの。)の子要素とする。
ds:Signature		1	当該交付請求書に受理、不受理等の処分決定の電子署名を行ったときに、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「処分決定者」の子要素に記録する。 属性「Id」に当該電子署名を行ったことを識別する“ 処分決定者 ”を記録する。
Id	“ 処分決定者 ”		

表 5-18 署名情報の構成 (3/3)

要素名		繰り 返し	構成の説明
属性名	属性値		
署名情報		1	当該交付請求書の保存等を行うときに、最終確認としての電子署名を記録する要素として「署名情報」(属性「署名種別」の属性値が“交付請求書管理情報確認者”であるもの。)の子要素とする。
署名種別	“最終確認者”		
最終確認者		1	当該届書等の管轄局送付等の電子署名を行ったときに、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を「最終確認者」の子要素に記録する。 属性「Id」に保存又は返戻の当該電子署名を行ったことを識別する情報を記録する。
Id	“交付請求書等保存者”、“返戻者”		

3 電子戸籍証明書

(1) 共通部分の構成

共通部分の構成を「表 5-19 電子戸籍証明書の共通部分の構成」に示す。

表 5-19 電子戸籍証明書の共通部分の構成

要素名		繰り返し 回数	構成の説明
属性名	属性値		
戸籍証明書		1	電子戸籍証明書情報のルート要素は、要素「戸籍証明書」とする。
xmlns	“ http://kosekionline.moj.go.jp/2004/kosekionline ”		
xmlns:ds	“ http://www.w3.org/2000/09/xmldsig# ”		
証明事項		1	電子戸籍証明書において証明する事項等に係る情報を記録する要素として、ルート要素の子要素とする。 本要素は、要素「戸籍証明書」の子要素として最初に出現する。 属性「証明書種別」に証明書等の名称を記録する。 本要素は、電子署名対象となる。
証明種別	証明書の種別。		
Id	電子署名用の参照先 Id。		
認証		1	電子戸籍証明書において証明する事項等に係る認証の情報を記録する要素として、ルート要素の子要素とする。 本要素は、要素「証明事項」の次に出現する。 本要素は、電子署名対象となる。
Id	電子署名用の参照先 Id。		
添付書面情報		1	電子戸籍証明書において証明する事項等に係る画像情報を記録する要素として、ルート要素の子要素とする。 本要素は、要素「認証」の次に出現する。
署名情報		1	市区町村長が要素「証明事項」、「認証」、「添付書面」に係る情報に行う電子署名に係る情報を記録する要素として、ルート要素の子要素とする。 本要素は、要素「添付書面情報」の次に出現する。

なお，証明事項の仕様の詳細については，「付録1 スキーマ仕様書」を参照のこと。

第5 戸籍統一文字の記録

申請書情報等又は電子戸籍証明書への戸籍統一文字に係る情報の記録形式は，本節のとおりとする。

1 戸籍統一文字の表現の記録

申請書情報等又は電子戸籍証明書には，当該電磁的記録の情報交換性確保のために，戸籍統一文字の表現に係る情報を記録すること。

戸籍統一文字の表現の記録についての要件は次のとおり。

- (1) 戸籍統一文字は，XML 形式で記録すること。
- (2) JIS 第1水準漢字，第2水準漢字，補助漢字については通常 UTF-8 で記録されるが，必要に応じて，戸籍統一文字の表現によっても記録できること。
- (3) 戸籍統一文字の1文字を要素「戸籍統一文字」として表現し記録すること。
- (4) 当該要素は空要素であること。
- (5) 属性「ref」に属性値として戸籍統一文字番号を記録すること。
- (6) 当該属性値は，“#MOJ+戸籍統一文字番号”の形式であること。

以下に，戸籍統一文字の表現の記録例を示す。

```
<戸籍証明書>
  ⋮
  ⋮
  <氏>
    <戸籍統一文字 Ref="#MOJ080450"/> ←「字」の戸籍統一文字番号“080450”を記録。
    田川
  </氏>
  ⋮
  ⋮
</戸籍証明書>
```

2 戸籍統一文字の字形情報の記録

申請書情報等には、申請書等への戸籍統一文字の記録（入力）及び当該文字の確認のために、当該文字に係る字形情報を併せて記録すること。

戸籍統一文字の字形情報の記録についての要件は次のとおり。

- (1) 1文字分の字形情報は、戸籍統一文字電子字典の PNG 形式の画像データ又は当該画像データを BMP 形式に変換した画像データであること。
- (2) 字形情報は、要素「字形」の要素値として Base64 形式で記録すること。
- (3) 戸籍統一文字の表現の記録から字形情報を参照できること。
- (4) 同一文字については、1つの字形情報のみを記録すること。

以下に、戸籍統一文字の字形情報の記録例を示す。

```
<戸籍手続>
.
.
<氏>
  <戸籍統一文字 Ref="#MOJ513280"/> ←「高」の戸籍統一文字番号“513280”を記録。
  橋
</氏>
.
.
<字形情報 Id="de289122-3a76-4f68-8e6c-a534935c26cd">
  <字形 Id="MOJ513280">Qk2eBwAAAAA.....AAAAA</字形> ←「高」の字形情報を記録。
</字形情報>
.
.
</戸籍手続>
```

参照

3 電子戸籍証明書における画像情報の記録

電子戸籍証明書には、前項1の戸籍統一文字番号と、戸籍証明書に表示されている市区町村の使用に係る文字の字形も併せて記録すること。

市区町村の使用に係る文字の字形の記録についての要件は次のとおり。

- (1) 書面で発行する戸籍証明書と同様の見読性を確保した画像情報を記録すること。
- (2) 画像情報は、PDF、PNG 又は JPEG のうちのいずれかの形式であること。

- (3) 画像情報は、要素「添付」の要素値として Base64 形式で記録すること。
- (4) 戸籍証明書が数葉にわたるときは、各々のページで要素「添付」を構成すること。この場合において、当該要素の属性「付記」にページ数を記録すること。
- ただし、画像情報が PDF 形式である場合は、すべてのページを含むファイルで要素「添付」を構成すること。この場合においては、当該要素の属性「付記」にはページ範囲を“1..n”(戸籍証明書が n ページにわたるとき。)の表記により記録すること。
- (5) 要素「添付」の属性「名称」には第3の3(2)の形式による電子戸籍証明書のファイル名称を、及び属性「種別」には当該ファイル((2)の形式)のコンテキスト(MIME)タイプをそれぞれ記録すること。
- (6) 要素「添付書面」の属性「添付書面名」には、当該電子戸籍証明書の証明書名称を記録すること。

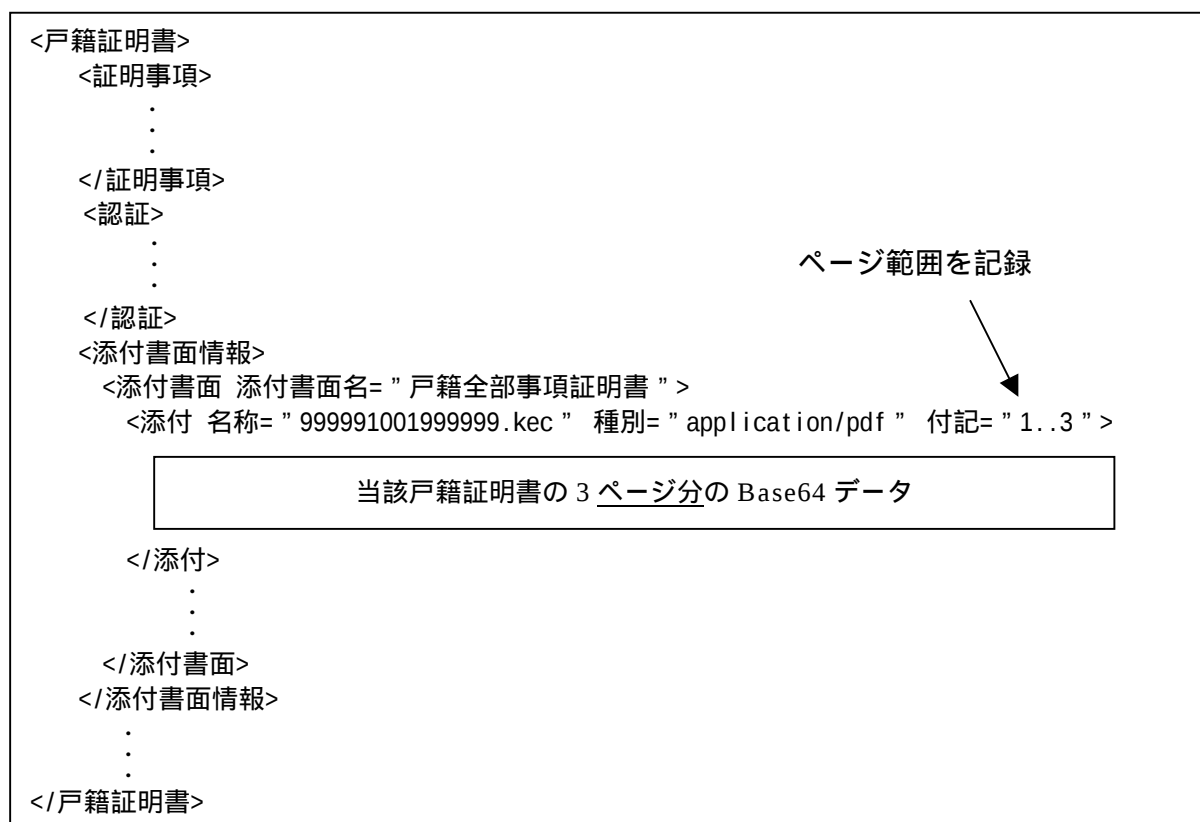
以下に、電子戸籍証明書への画像情報の記録例を示す。

*1: 画像情報を PNG 形式とするとき

```
<戸籍証明書>
  <証明事項>
    :
    :
  </証明事項>
  <認証>
    :
    :
  </認証>
  <添付書面情報>
    <添付書面 添付書面名= " 戸籍全部事項証明書 " >
      <添付 名称= " 999991001999999.kec " 種別= " image/png " 付記= " 1 " >
        当該戸籍証明書の 1 ページ目の Base64 データ
      </添付>
      <添付 名称= " 999991001999999.kec " 種別= " image/png " 付記= " 2 " >
        当該戸籍証明書の 2 ページ目の Base64 データ
      </添付>
      :
    </添付書面>
  </添付書面情報>
    :
  </戸籍証明書>
```

ページ数を記録

*2：画像情報を PDF 形式とするとき



4 届書情報等における届書類画像情報の記録

届書情報等には、前項1の戸籍統一文字番号と、本書に規定する様式をもって表示される届書類画像情報も併せて記録すること。

届書類画像情報の記録についての要件は次のとおり。

- (1) 第7章の第4の1に規定する様式と同様の見読性を確保した届書類画像情報を記録すること。
- (2) 届書類画像情報は、PDF、PNG 又は JPEG のうちのいずれかの形式であること。
- (3) 届書情報等に履歴がある場合(申請者等又は/及び職員による補正があった場合。)は、最新履歴からの順序をもって、すべての履歴を届書類画像情報として記録すること。この場合においては、第7章の第2の3の例に従い、補正箇所を特定する表示をすること。
- (4) (3)において補正事由がある場合(職員による補正があった場合。)は、(3)の届書類画像情報と併せて、後続して補正事由の一覧を表示した画像情報を記録すること。この場合においては、職員補正において補正事由記録の対象とした届書情報等の事項ごとに、当該補正事由一覧の補正事由と対照することを目的とした数字記号等を表示する

こと。

- (5) 記録する届書類画像情報が複数ページから構成されているときは、各々のページで要素「添付」を構成すること。この場合において、当該要素の属性「付記」にページ数を記録すること。

ただし、届書類画像情報が PDF 形式である場合は、すべてのページを含むファイルで要素「添付」を構成すること。この場合においては、当該要素の属性「付記」にはページ範囲を“ 1..n ”(届書類画像情報が n ページから構成されているとき。)の表記により記録をすること。

- (6) 要素「添付」の属性「名称」には第3の3(1)の形式による届書類画像情報のファイル名称を、及び属性「種別」には当該ファイル((2)の形式)のコンテキスト(MIME)タイプをそれぞれ記録すること。

以下に、届書情報等への届書類画像情報の記録例を示す。

<戸籍手続>

⋮

<戸籍届書>

<婚姻届>

⋮

</婚姻届>

⋮

</戸籍届書>

⋮

<届書類画像情報>

<添付 名称= " 99999209900001.kea " 種別= " image/png " 付記= " 1 " >

当該の届書情報等の最新履歴（履歴番号="2"）の Base64 データ

</添付>

<添付 名称= " 99999209900001.kea " 種別= " image/png " 付記= " 2 " >

当該の届書情報等の前履歴（履歴番号="1"）の Base64 データ

</添付>

<添付 名称= " 99999209900001.kea " 種別= " image/png " 付記= " 3 " >

当該の届書情報等の補正事由一覧の Base64 データ

</添付>

</届書類画像情報>

⋮

</戸籍手続>

第6 補正履歴の記録

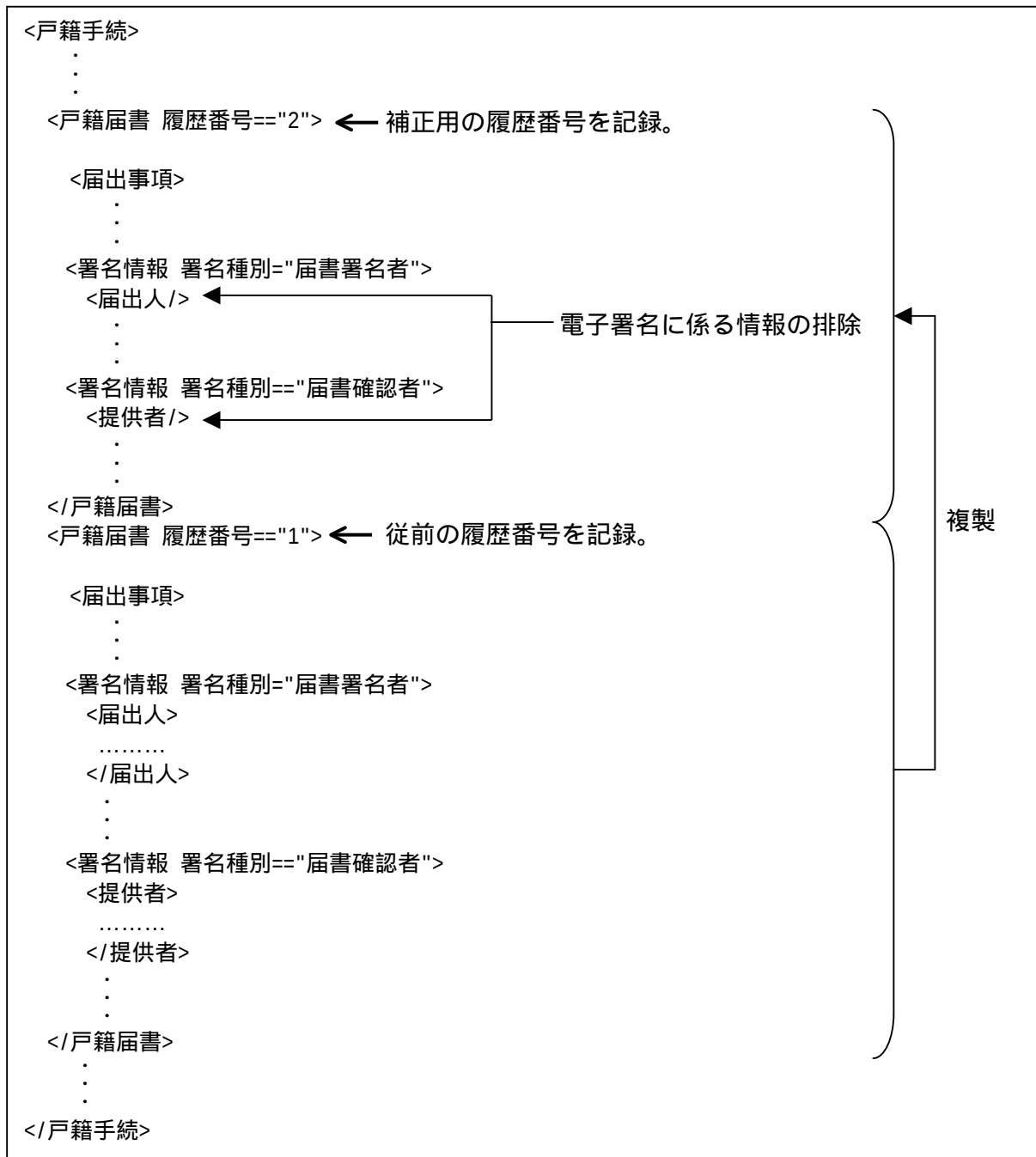
補正指示による請求者又は届出人等若しくは証人等の補正並びに職員補正における記録形式は、本節のとおりとする。

1 補正履歴の作成

補正指示による補正並びに職員補正のときは、申請書情報等に補正履歴を作成する。作成要件は次のとおり。

- (1) 当該申請書情報等に記録されている要素「戸籍届書」を複製し、当該複製要素「戸籍届書」を、要素「届書処理情報」と既に記録されている要素「戸籍届書」の間に挿入する。
- (2) 当該複製要素「戸籍届書」の属性「履歴番号」の属性値として、従前の履歴要素「戸籍届書」のそれに1を加えた履歴番号を記録する。
- (3) 当該複製要素「戸籍届書」の電子署名に係る情報をすべて排除する。

以下に、補正履歴の記録例を示す。



2 補正履歴に対する署名

補正指示又は職員補正をしたときは、本章「第7 電子署名の記録」の「4 電子署名範囲の構造」に示すところに従い、電子署名及び当該電子書名に係る電子証明書を記録すること。

第7 電子署名の記録

規則第79条の3第2項及び第4項並びに第79条の6に規定する電子署名の記録は、本節のとおりとする。

1 記録方式の規定

電子署名の記録方式は、W3Cの「XML-Signature Syntax and Processing (2002年2月12日)」で勧告するところのXML電子署名とすること。

2 電子署名を行う日付及び時刻の記録

申請者等が電子署名を行うときは、電子署名を行う日付及び時刻に対しても併せて電子署名を行うこと。

電子署名を行うときの日付及び時刻の記録形式は、W3Cの「XML-Signature Syntax and Processing」の“2. Extended Example (Object and Signature Property)”で勧告するところに従うこと。

以下に当該記録部分の例を示す。

```
<Object>
  <SignatureProperties>
    <SignatureProperty Id="TimeStamp-届出人. 夫. 001" Target="届出人. 夫. 001">
      <timestamp xmlns="http://www.ietf.org/rfc3075.txt">
        <date>20040120</date>
        <time>02:20:45:00</time>
      </timestamp>
    </SignatureProperty>
  </SignatureProperties>
</Object>
```

なお、date要素の値である日付及びtime要素の値である時刻は、日本標準時刻をもって記録すること。

3 電子署名範囲

規則第79条の3第2項で定めるところに従い、申請者等が電子署名を行わなければならない申請書等に記載すべきこととされている事項に係る情報、及び添付書面等に係る情報、並びに当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の記録は、以下のとおりとする。

(1) 届出人

届書等の要素「届出事件本人」、要素「届書記録事項」及び当該届出人等に係る要素「届出人」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明

書は、属性「署名種別」が“届書署名者”である要素「署名情報」の子要素「届出人」に記録する。

当該届出人の添付する添付書面等があるときは、当該証明書類に係る要素「添付書面」に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“添付書面添付者”である要素「署名対象添付書面」の子要素に記録する。

(2) 届出人等が補正をしたとき

届出人等の補正を必要とする届出等については、最新の履歴である届出等の要素「届出事件本人」、要素「届書記録事項」及び当該届出人等に係る要素「届出人」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、最新の履歴である届出等の要素の属性「署名種別」が“届書署名者”である要素「署名情報」の子要素「届出人」に記録する。

(3) 証人又は連署人

証人又は連署人を必要とする事件の届出等については、当該届書等の要素「届出事件本人」及び当該証人又は連署人に係る要素「証人」又は「連署人」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“届書署名者”である要素「署名情報」の子要素「証人」又は「連署人」に記録する。

(4) 提出者

戸籍法施行規則第79条の3第1項の方法により届書等を送信するときは、当該届書等の提出者(当該事件の届出資格者のうちのいずれかの者。以下、同じ。)により、要素「届出情報」に必要な情報を記録し、当該要素、属性「署名種別」が“届書署名者”である要素「署名情報」及び要素「提出者情報」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名情報」が“届書確認者”である要素「署名情報」の子要素「提出者」に記録する。

(5) 受付者

当該届書等を受け付け、市区町村端末において表示したときは、市区町村長により要素「受付情報」に必要な情報を記録し、当該要素、要素「署名検証情報」及び属性「署名種別」が“届書確認者”である要素「署名情報」の子要素「提出者」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の子要素「受付者」に記録する。

(6) 処分決定者

当該届書等に係る処分決定をしたときは、市区町村長により要素「受理情報」に必要な情報を記録し、当該要素に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の子要素「処分決定者」に記録する。

(7) 補正指示者

当該届書等に係る申請者等での補正が発生するときは、市区町村長により要素「補正指示情報」に必要な情報を記録し、当該要素、ひとつ前の履歴の要素「署名検証情報」及び属性「署名種別」が“届書確認者”である要素「署名情報」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“届書確認者”である要素「署名情報」の子要素「補正指示者」に記録する。

(8) 補正受付者

申請者等が補正した当該届書等を受け付け、市区町村端末において表示したときは、市区町村長により要素「補正受付情報」に必要な情報を記録し、当該要素、要素「署名検証情報」及び属性「署名種別」が“届書確認者”である要素「署名情報」の子要素「提出者」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“届書確認者”である要素「署名情報」の子要素「補正受付者」に記録する。

(9) 職員補正者

当該届書等の補正が発生するときは、市区町村長により要素「職員補正情報」及び要素「補正事由情報」に必要な情報を記録し、当該要素、当該届書等の届書等要素及ひとつ前の履歴の要素の属性「署名種別」が“届書確認者”である要素「署名情報」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“届書確認者”である要素「署名情報」の子要素「職員補正者」に記録する。

(10) 管轄局送付者

平成16年4月1日付け民一第928号通達第3の5で定めるところに従い、当該届書等を管轄局に送付するときは、市区町村長により要素「最終確認情報」に必要な情報を記録し、当該要素、当該届書等の最新の履歴の要素の属性「署名種別」が“届書確認者”である要素「署名情報」、要素「字形情報」、要素「問い合わせ情報」、要素「届書類画像情報」、属性「署名種別」が“添付書面添付者”である要素「署名情報」、属性「署名種別」が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“最終確認者”である要素「署名情報」の子要素「最終確認者」に記録する。

(11) 届書等保存者

平成16年4月1日付け民一第928号通達第3の4で定めるところに従い、当該届書等を保存するときは、市区町村長により要素「最終確認情報」に必要な情報を記録し、当該要素、当該届書等の最新の履歴の要素の属性「署名種別」が“届書確認者”である要素「署名情報」、要素「字形情報」、要素「問い合わせ情報」、要素「届書類画像情報」、属性「署名種別」が“添付書面添付者”である要素「署名情報」、属性「署名種別」が“届

書管理情報確認者”である要素「署名情報」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“最終確認者”である要素「署名情報」の子要素「最終確認者」に記録する。

(12) 発送者

平成16年4月1日付け民一第928号通達第3の3の(1)で定めるところに従い、当該届書等を他市区町村へ発送するときは、市区町村長により要素「発送情報」に必要な情報を記録し、当該要素の部分に当該市区町村長の利用に係る電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の子要素「発送者」に記録する。

(13) 返戻者

平成16年4月1日付け民一第928号通達第3の7で定めるところに従い、当該届出等を不受理としたとき又は申請者等からの取下げ書による要求により当該申請書等を返戻するときは、市区町村長により要素「最終確認情報」に必要な情報を記録し、当該要素、当該届書等の最新の履歴の要素の属性「署名種別」が“届書確認者”である要素「署名情報」、要素「字形情報」、要素「問い合わせ情報」、要素「届書類画像情報」、属性「署名種別」が“添付書面添付者”である要素「署名情報」、属性「署名種別」が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“最終確認者”である要素「署名情報」の子要素「最終確認者」に記録する。

(14) 送付者

当該届書等が他市区町村から送付されたときは、市区町村長により要素「送付情報」に必要な情報を記録し、当該要素の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書は、属性「署名種別」が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の子要素「送付者」に記録する。

4 電子署名範囲の構造

本システムにおいて申請書情報等に電子署名を行うときの署名対象要素及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を示す。

なお、各表の印については次のことを示していることとする。

●印は電子署名を行うときの署名対象要素を表し、印は当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を表す。

■印は添付書面等に電子署名を行うときの電子署名対象、▲印は当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を記録する要素を表す。

(1) 単独人届出等

ア 申請者等

単独人届出等における申請者等の電子署名範囲を「表 5-20 申請者等の電子署名範囲」に示す。

表 5-20 申請者等の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	処分決定	局送付
戸籍手続						
届書管理情報						
届出情報	○		●			
受付情報	○			●		
受理情報	○				●	
発送情報						
送付情報						
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○					●
補正管理情報						
補正指示情報						
補正受付情報						
職員補正情報						
届書処理情報						
戸籍届書 届出事件="認知届"						
認知届						
届出事項						
届出事件本人	○	●				
届書記録事項 届出事件="認知届"	○	●				
届出人 届出人資格="父"	○	●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○		●			
届出人						
Id="届出人.父.001"						

表 5-20 申請者等の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	処分決定	局送付
提出者情報	○		●			
補正事由情報						
署名検証情報	○			●		
署名情報 署名種別="届書確認者"	○					●
提出者	○			●		
Id="提出者.001"						
補正指示者						
補正受付者						
職員補正者						
添付書面情報						
添付書面 添付書面名="承諾書" 添付書面順位="001"	○	■				
字形情報	○					●
問い合わせ情報	○					●
届書類画像情報 届書類名="認知届"	○					●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○					●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"						
Id="添付書面.父.001"		▲				
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○					●
受付者						
Id="受付者"						
処分決定者						
Id="処分決定者"						
発送者						
送付者						
署名情報 署名種別="最終確認者"						
最終確認者						
Id="管轄局送付者"						

イ 届書等保存者

単独人届出等における届書等保存者の電子署名範囲を「表 5-2 1 届書等保存者の電子署名範囲」に示す。

表 5-2 1 届書等保存者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	処分決定	保存
戸籍手続						
届書管理情報						
届出情報	○		●			
受付情報	○			●		
受理情報	○				●	
発送情報						
送付情報						
最終確認情報 最終確認="届書等保存"	○					●
補正管理情報						
補正指示情報						
補正受付情報						
職員補正情報						
届書処理情報						
戸籍届書 届出事件="認知届"						
認知届						
届出事項						
届出事件本人	○	●				
届書記録事項 届出事件="認知届"	○	●				
届出人 届出人資格="父"	○	●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○		●			
届出人			●			
Id="届出人.父.001"		■				
提出者情報	○		●			
補正事由情報						
署名検証情報	○			●		
署名情報 署名種別="届書確認者"	○					●
提出者	○			●		
Id="提出者.001"			■			
補正指示者						
補正受付者						
職員補正者						
添付書面情報						
添付書面 添付書面名="承諾書" 添付書面順位="001"	○	■				
字形情報	○					●

表 5-2 1 届書等保存者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	処分決定	保存
問い合わせ情報	○					●
届書類画像情報 届書類名="認知届"	○					
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○					●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"						
Id="添付書面.父.001"		▲				
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○					●
受付者						
Id="受付者"						
処分決定者						
Id="処分決定者"						
発送者						
送付者						
署名情報 署名種別="最終確認者"						
最終確認者						
Id="届書等保存者"						

ウ 発送者

単独人届出等における発送者の電子署名範囲を「表 5-2 2 発送者の電子署名範囲」に示す。

表 5-2 2 発送者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	処分決定	発送	局送付
戸籍手続							
届書管理情報							
届出情報	○		●				
受付情報	○			●			
受理情報	○				●		
発送情報	○					●	
送付情報							
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○						●
補正管理情報							
補正指示情報							
補正受付情報							
職員補正情報							
届書処理情報							
戸籍届書 届出事件="認知届"							
認知届							
届出事項							
届出事件本人	○	●					
届書記録事項 届出事件="認知届"	○	●					
届出人 届出人資格="父"	○	●					
署名情報 署名種別="届書署名者"	○		●				
届出人							
Id="届出人.父.001"							
提出者情報	○		●				
補正事由情報							
署名検証情報	○			●			
署名情報 署名種別="届書確認者"	○						●
提出者	○			●			
Id="提出者.001"							
補正指示者							
補正受付者							
職員補正者							
添付書面情報							
添付書面 添付書面名="承諾書" 添付書面順位="001"	○	■					
字形情報	○						●

表 5-2 2 発送者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	処分決定	発送	局送付
問い合わせ情報	○						●
届書類画像情報 届書類名="認知届"	○						●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○						●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"							
Id="添付書面.父.001"		▲					
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○						●
受付け							
Id="受付け"							
処分決定者							
Id="処分決定者"							
発送者							
Id="発送者"							
送付者							
署名情報 署名種別="最終確認者"							
最終確認者							
Id="管轄局送付者"							

エ 送付者

単独人届出等における送付者の電子署名範囲を「表 5-23 送付者の電子署名範囲」に示す。

表 5-23 送付者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	処分決定	発送	局送付(発送)	送付	局送付(送付)
戸籍手続									
届書管理情報									
届出情報	○		●						
受付情報	○			●					
受理情報	○				●				
発送情報	○					●			
送付情報	○							●	
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○						●		●
補正管理情報									
補正指示情報									
補正受付情報									
職員補正情報									
届書処理情報									
戸籍届書 届出事件="認知届"									
認知届									
届出事項									
届出事件本人	○	●							
届書記録事項 届出事件="認知届"	○	●							
届出人 届出人資格="父"	○	●							
署名情報 署名種別="届書署名者"	○		●						
届出人			●						
Id="届出人.父.001"		■	●						
提出者情報	○		●						
補正事由情報									
署名検証情報	○			●					
署名情報 署名種別="届書確認者"	○						●		●
提出者	○			●			●		●
Id="提出者.001"			■	●			●		●
補正指示者							●		●
補正受付者							●		●
職員補正者							●		●
添付書面情報									
添付書面 添付書面名="承諾書" 添付書面順位="001"	○	■							
字形情報	○						●		●

表 5-23 送付者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	処分決定	発送	局送付(発送)	送付	局送付(送付)
問い合わせ情報	○						●		●
届書類画像情報 届書類名="認知届"	○						●		●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○						●		●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"									
Id="添付書面.父.001"		▲							
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○						●		●
受付け									
Id="受付け"									
処分決定者									
Id="処分決定者"									
発送者									
Id="発送者"									
送付者									
Id="送付者"									
署名情報 署名種別="最終確認者"									
最終確認者									
Id="管轄局送付者"									

オ 返戻者

単独人届出等における返戻者の電子署名範囲を「表 5-2 4 返戻者の電子署名範囲」に示す。

表 5-2 4 返戻者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	処分決定	返戻
戸籍手続						
届書管理情報						
届出情報	○		●			
受付情報	○			●		
受理情報	○				●	
発送情報						
送付情報						
最終確認情報 最終確認="返戻"	○					●
補正管理情報						
補正指示情報						
補正受付情報						
職員補正情報						
届書処理情報						
戸籍届書 届出事件="認知届"						
認知届						
届出事項						
届出事件本人	○	●				
届書記録事項 届出事件="認知届"	○	●				
届出人 届出人資格="父"	○	●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○		●			
届出人			●			
Id="届出人.父.001"		■				
提出者情報	○		●			
補正事由情報						
署名検証情報	○			●		
署名情報 署名種別="届書確認者"	○					●
提出者	○			●		
Id="提出者.001"			■			
補正指示者						
補正受付者						
職員補正者						
添付書面情報						
添付書面 添付書面名="承諾書" 添付書面順位="001"	○	■				
字形情報	○					●

表 5 - 2 4 返戻者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	処分決定	返戻
問い合わせ情報	○					●
届書類画像情報 届書類名="認知届"	○					●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○					●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"						
Id="添付書面.父.001"		▲				
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○					●
受付者						
Id="受付者"						
処分決定者						
Id="処分決定者"						
発送者						
送付者						
署名情報 署名種別="最終確認者"						
最終確認者						
Id="返戻"						

カ 補正指示者

単独人届出等における補正指示者の電子署名範囲を「表 5-25 補正指示者の電子署名範囲」に示す。

表 5-25 補正指示者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	補正指示	父	補正提出者	補正受付	処分決定	局送付
戸籍手続										
届書管理情報										
届出情報	○		●							
受付情報	○			●						
受理情報	○								●	
発送情報										
送付情報										
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○									●
補正管理情報										
補正指示情報 履歴番号="2"	○				●					
補正受付情報 履歴番号="2"	○							●		
職員補正情報										
届書処理情報										
戸籍届書 届出事件="認知届" 履歴番号="2"										
認知届										
届出事項										
届出事件本人	○					●				
届書記録事項 届出事件="認知届"	○					●				
届出人 届出人資格="父"	○					●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○						●			
届出人							●			
Id="届出人.父.002"							●			
提出者情報	○						●			
補正事由情報										
署名検証情報	○							●		
署名情報 署名種別="届書確認者"	○									●
提出者	○							●		
Id="提出者.002"								●		
補正指示者					●					
Id="補正指示者.002"					●					
補正受付者								●		
Id="補正受付者.002"								●		
職員補正者										●

表 5-25 補正指示者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	補正指示	父	補正提出者	補正受付	処分決定	局送付
戸籍届書 届出事件="認知届" 履歴番号="1"										
認知届										
届出事項										
届出事件本人	○	●								
届書記録事項 届出事件="認知届"	○	●								
届出人 届出人資格="父"	○	●								
署名情報 署名種別="届書署名者"	○		●							
届出人										
Id="届出人.父.001"										
提出者情報	○		●							
補正事由情報										
署名検証情報	○			●	●					
署名情報 署名種別="届書確認者"	○				●					
提出者	○		●							
Id="提出者.001"										
補正指示者										
補正受付者										
職員補正者										
添付書面情報										
添付書面 添付書面名="承諾書" 添付書面順位="001"	○	■								
字形情報	○									●
問い合わせ情報	○									●
届書類画像情報 届書類名="認知届"	○									●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○									●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"										
Id="添付書面.父.001"		▲								
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○									●
受付者										
Id="受付者"										
処分決定者										
Id="処分決定者"										
発送者										
送付者										
署名情報 署名種別="最終確認者"										
最終確認者										
Id="管轄局送付者"										

キ 職員補正者

単独入届等における職員補正者の電子署名範囲を「表 5-26 職員補正者の電子署名範囲」に示す。

表 5-26 職員補正者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	職員補正	処分決定	局送付
戸籍手続							
届書管理情報							
届出情報	○		●				
受付情報	○			●			
受理情報	○					●	
発送情報							
送付情報							
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○						●
補正管理情報							
補正指示情報							
補正受付情報							
職員補正情報 履歴番号="2"	○				●		
届書処理情報							
戸籍届書 届出事件="認知届" 履歴番号="2"							
認知届	○				●		
届出事項							
届出事件本人							
届書記録事項 届出事件="認知届"							
届出人 届出人資格="父"							
署名情報 署名種別="届書署名者"							
届出人							
提出者情報							
補正事由情報	○				●		
署名検証情報							
署名情報 署名種別="届書確認者"	○						●
提出者							
補正指示者							
補正受付者							
職員補正者							
Id="職員補正者.002"							

表 5-26 職員補正者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	父	提出者	受付	職員補正	処分決定	局送付
戸籍届書 届出事件="認知届" 履歴番号="1"							
認知届							
届出事項							
届出事件本人	○	●					
届書記録事項 届出事件="認知届"	○	●					
届出人 届出人資格="父"	○	●					
署名情報 署名種別="届書署名者"	○		●				
届出人							
Id="届出人.父.001"							
提出者情報	○		●				
補正事由情報							
署名検証情報	○			●			
署名情報 署名種別="届書確認者"	○				●		
提出者	○			●			
Id="提出者.001"							
補正指示者							
補正受付者							
職員補正者							
添付書面情報							
添付書面 添付書面名="承諾書" 添付書面順位="001"	○	■					
字形情報	○						●
問い合わせ情報	○						●
届書類画像情報 届書類名="認知届"	○						●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○						●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"							
Id="添付書面.父.001"		▲					
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○						●
受付者							
Id="受付者"							
処分決定者							
Id="処分決定者"							
発送者							
送付者							
署名情報 署名種別="最終確認者"							
最終確認者							
Id="管轄局送付者"							

(2) 複数人届出等(証人)

ア 申請者等

複数人届出等(証人)における申請者等の電子署名範囲を「表 5-27 申請者等の電子署名範囲」に示す。

表 5-27 申請者等の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	処分決定	局送付
戸籍手続									
届書管理情報									
届出情報	○					●			
受付情報	○						●		
受理情報	○							●	
発送情報									
送付情報									
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○								●
補正管理情報									
補正指示情報									
補正受付情報									
職員補正情報									
届書処理情報									
戸籍届書 届出事件="婚姻届"									
婚姻届									
届出事項									
届出事件本人	○	●	●	●	●				
届書記録事項 届出事件="婚姻届"	○	●	●						
届出人 届出人資格="夫"	○	●							
届出人 届出人資格="妻"	○		●						
証人 証人番号="1"	○			●					
証人 証人番号="2"	○				●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○					●			
届出人									
Id="届出人.夫.001"		●							
Id="届出人.妻.001"			●						
証人									
Id="証人.1.001"				●					
Id="証人.2.001"					●				
提出者情報	○					●			
補正事由情報									
署名検証情報	○						●		

表 5-27 申請者等の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	処分決定	局送付
署名情報 署名種別="届書確認者"	○								●
提出者	○						●		
Id="提出者.001"									
補正指示者									
補正受付者									
職員補正者									
添付書面情報									
添付書面 添付書面名="同意書" 添付書面順位="001"	○	■	■						
字形情報	○								●
問い合わせ情報	○								●
届書類画像情報 届書類名="婚姻届"	○								●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○								●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"									
Id="添付書面.夫.001"		▲							
Id="添付書面.妻.001"			▲						
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○								●
受付者									
Id="受付者"									
処分決定者									
Id="処分決定者"									
発送者									
送付者									
署名情報 署名種別="最終確認者"									
最終確認者									
Id="管轄局送付者"									

イ 届書等保存者

複数人届出等（証人）における届書等保存者の電子署名範囲を「表 5-28 届書等保存者の電子署名範囲」に示す。

表 5-28 届書等保存者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	処分決定	保存
戸籍手続									
届書管理情報									
届出情報	○					●			
受付情報	○						●		
受理情報	○							●	
発送情報									
送付情報									
最終確認情報 最終確認="届書等保存"	○								●
補正管理情報									
補正指示情報									
補正受付情報									
職員補正情報									
届書処理情報									
戸籍届書 届出事件="婚姻届"									
婚姻届									
届出事項									
届出事件本人	○	●	●	●	●				
届書記録事項 届出事件="婚姻届"	○	●	●						
届出人 届出人資格="夫"	○	●							
届出人 届出人資格="妻"	○		●						
証人 証人番号="1"	○			●					
証人 証人番号="2"	○				●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○					●			
届出人									
Id="届出人.夫.001"		●							
Id="届出人.妻.001"			●						
証人									
Id="証人.1.001"				●					
Id="証人.2.001"					●				
提出者情報	○					●			
補正事由情報									
署名検証情報	○						●		

表 5-28 届書等保存者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	処分決定	保存
署名情報 署名種別="届書確認者"	○								●
提出者	○						●		
Id="提出者.001"									
補正指示者									
補正受付者									
職員補正者									
添付書面情報									
添付書面 添付書面名="同意書" 添付書面順位="001"	○	■	■						
字形情報	○								●
問い合わせ情報	○								●
届書類画像情報 届書類名="婚姻届"									
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○								●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"									
Id="添付書面.夫.001"		▲							
Id="添付書面.妻.001"			▲						
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○								●
受付者									
Id="受付者"									
処分決定者									
Id="処分決定者"									
発送者									
送付者									
署名情報 署名種別="最終確認者"									
最終確認者									
Id="届書等保存者"									

ウ 発送者

複数人届出等（証人）における発送者の電子署名範囲を「表 5-29 発送者の電子署名範囲」に示す。

表 5-29 発送者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	処分決定	発送	局送付
戸籍手続										
届書管理情報										
届出情報	○					●				
受付情報	○						●			
受理情報	○							●		
発送情報	○								●	
送付情報										
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○									●
補正管理情報										
補正指示情報										
補正受付情報										
職員補正情報										
届書処理情報										
戸籍届書 届出事件="婚姻届"										
婚姻届										
届出事項										
届出事件本人	○	●	●	●	●					
届書記録事項 届出事件="婚姻届"	○	●	●							
届出人 届出人資格="夫"	○	●								
届出人 届出人資格="妻"	○		●							
証人 証人番号="1"	○			●						
証人 証人番号="2"	○				●					
署名情報 署名種別="届書署名者"	○					●				
届出人										
Id="届出人.夫.001"		●								
Id="届出人.妻.001"			●							
証人										
Id="証人.1.001"				●						
Id="証人.2.001"					●					
提出者情報	○					●				
補正事由情報										
署名検証情報	○						●			

表 5-29 発送者の電子署名範囲(2/2)

要素名		署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	処分決定	発送	局送付
署名情報 署名種別="届書確認者"	提出者	○						●			●
	Id="提出者.001"										
	補正指示者										
	補正受付者										
	職員補正者										
	添付書面情報										
添付書面 添付書面名="同意書" 添付書面順位="001"	字形情報	○									●
	問い合わせ情報	○									●
	届書類画像情報 届書類名="婚姻届"	○									●
	署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○									●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"	Id="添付書面.夫.001"		▲								
	Id="添付書面.妻.001"			▲							
	署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○									●
受付け	Id="受付け者"										
	処分決定者										
Id="処分決定者"	発送者										
	Id="発送者"										
送付者	送付者										
	署名情報 署名種別="最終確認者"										
最終確認者	Id="管轄局送付者"										

工 送付者

複数人届出等（証人）における送付者の電子署名範囲を「表 5-30 送付者の電子署名範囲」に示す。

表 5-30 送付者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	処分決定	発送	局送付(発送)	送付	局送付(送付)
戸籍手続												
届書管理情報												
届出情報	○					●						
受付情報	○						●					
受理情報	○							●				
発送情報	○								●			
送付情報	○										●	
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○									●		●
補正管理情報												
補正指示情報												
補正受付情報												
職員補正情報												
届書処理情報												
戸籍届書 届出事件="婚姻届"												
婚姻届												
届出事項												
届出事件本人	○	●	●	●	●							
届書記録事項 届出事件="婚姻届"	○	●	●									
届出人 届出人資格="夫"	○	●										
届出人 届出人資格="妻"	○		●									
証人 証人番号="1"	○			●								
証人 証人番号="2"	○				●							
署名情報 署名種別="届書署名者"	○					●						
届出人												
Id="届出人.夫.001"		●										
Id="届出人.妻.001"			●									
証人												
Id="証人.1.001"				●								
Id="証人.2.001"					●							
提出者情報	○					●						
補正事由情報												
署名検証情報	○						●					

表 5-30 送付者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	処分決定	発送	局送付(発送)	送付	局送付(送付)
署名情報 署名種別="届書確認者"	○									●		●
提出者	○						●					
Id="提出者.001"												
補正指示者												
補正受付け者												
職員補正者												
添付書面情報												
添付書面 添付書面名="同意書" 添付書面順位="001"	○	■	■									
字形情報	○									●		●
問い合わせ情報	○									●		●
届書類画像情報 届書類名="婚姻届"	○									●		●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○									●		●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"												
Id="添付書面.夫.001"		▲										
Id="添付書面.妻.001"			▲									
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○									●		●
受付け者												
Id="受付け者"												
処分決定者												
Id="処分決定者"												
発送者												
Id="発送者"												
送付者												
Id="送付者"												
署名情報 署名種別="最終確認者"												
最終確認者												
Id="管轄局送付者"												

オ 返戻者

複数人届出等（証人）における返戻者の電子署名範囲を「表 5-3 1 返戻者の電子署名範囲」に示す。

表 5-3 1 返戻者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	処分決定	返戻
戸籍手続									
届書管理情報									
届出情報	○					●			
受付情報	○						●		
受理情報	○							●	
発送情報									
送付情報									
最終確認情報 最終確認="返戻"	○								●
補正管理情報									
補正指示情報									
補正受付情報									
職員補正情報									
届書処理情報									
戸籍届書 届出事件="婚姻届"									
婚姻届									
届出事項									
届出事件本人	○	●	●	●	●				
届書記録事項 届出事件="婚姻届"	○	●	●						
届出人 届出人資格="夫"	○	●							
届出人 届出人資格="妻"	○		●						
証人 証人番号="1"	○			●					
証人 証人番号="2"	○				●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○					●			
届出人									
Id="届出人.夫.001"		●							
Id="届出人.妻.001"			●						
証人									
Id="証人.1.001"				●					
Id="証人.2.001"					●				
提出者情報	○					●			
補正事由情報									
署名検証情報	○						●		

表 5-3 1 返戻者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	処分決定	返戻
署名情報 署名種別="届書確認者"	○								●
提出者	○						●		
Id="提出者.001"									
補正指示者									
補正受付者									
職員補正者									
添付書面情報									
添付書面 添付書面名="同意書" 添付書面順位="001"	○	■	■						
字形情報	○								●
問い合わせ情報	○								●
届書類画像情報 届書類名="婚姻届"	○								●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○								●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"									
Id="添付書面.夫.001"		▲							
Id="添付書面.妻.001"			▲						
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○								●
受付者									
Id="受付者"									
処分決定者									
Id="処分決定者"									
発送者									
送付者									
署名情報 署名種別="最終確認者"									
最終確認者									
Id="返戻"									

カ 補正指示者

複数人届出等（証人）における補正指示の電子署名範囲を「表 5-3 2 補正指示者の電子署名範囲」に示す。

表 5-3 2 補正指示者の電子署名範囲 (1/3)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	補正指示	夫	妻	補正提出者	補正受付	処分決定	局送付
戸籍手続														
届書管理情報														
届出情報	○					●								
受付情報	○						●							
受理情報	○												●	
発送情報														
送付情報														
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○													●
補正管理情報														
補正指示情報 履歴番号="2"	○							●						
補正受付情報 履歴番号="2"	○											●		
職員補正情報														
届書処理情報														
戸籍届書 届出事件="婚姻届" 履歴番号="2"														
婚姻届														
届出事項														
届出事件本人	○								●	●				
届書記録事項 届出事件="婚姻届"	○								●	●				
届出人 届出人資格="夫"	○								●					
届出人 届出人資格="妻"	○									●				
証人 証人番号="1"														
証人 証人番号="2"														
署名情報 署名種別="届書署名者"	○										●			
届出人														
Id="届出人.夫.001"									●					
Id="届出人.妻.001"										●				
証人														
提出者情報	○										●			
補正事由情報														
署名検証情報	○											●		

表 5-3 2 補正指示者の電子署名範囲 (2/3)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	補正指示	夫	妻	補正提出者	補正受付	処分決定	局送付
署名情報 署名種別="届書確認者"	○													●
提出者	○											●		
Id="提出者.002"											■			
補正指示者								■						
Id="補正指示者.002"								■						
補正受付者												■		
Id="補正受付者.002"												■		
職員補正者														
戸籍届書 届出事件="婚姻届" 履歴番号="1"														
婚姻届														
届出事項														
届出事件本人	○	●	●	●	●									
届書記録事項 届出事件="婚姻届"	○	●	●											
届出人 届出人資格="夫"	○	●												
届出人 届出人資格="妻"	○		●											
証人 証人番号="1"	○			●										
証人 証人番号="2"	○				●									
署名情報 署名種別="届書署名者"	○					●								
届出人														
Id="届出人.夫.001"		■												
Id="届出人.妻.001"			■											
証人														
Id="証人.1.001"				■										
Id="証人.2.001"					■									
提出者情報	○					●								
補正事由情報														
署名検証情報	○						●	●						
署名情報 署名種別="届書確認者"	○													
提出者	○						●							
Id="提出者.001"						■								
補正指示者														
補正受付者														
職員補正者														
添付書面情報														
添付書面 添付書面名="同意書" 添付書面順位="001"	○	■	■											
字形情報	○													●

表 5-3 2 補正指示者の電子署名範囲 (3/3)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	補正指示	夫	妻	補正提出者	補正受付	処分決定	局送付
問い合わせ情報	○													●
届書類画像情報 届書類名="婚姻届"	○													●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○													●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"														
Id="添付書面.夫.001"		▲												
Id="添付書面.妻.001"			▲											
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○													●
受付者														
Id="受付者"														
処分決定者														
Id="処分決定者"														
発送者														
送付者														
署名情報 署名種別="最終確認者"														
最終確認者														
Id="管轄局送付者"														

キ 職員補正者

複数人届出等（証人）における職員補正者の電子署名範囲を「表 5-3 3 職員補正者の電子署名範囲」に示す。

表 5-3 3 職員補正者の電子署名範囲 (1/3)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	職員補正	処分決定	局送付
戸籍手続										
届書管理情報										
届出情報	○					●				
受付情報	○						●			
受理情報	○								●	
発送情報										
送付情報										
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○									●
補正管理情報										
補正指示情報										
補正受付情報										
職員補正情報 履歴番号="2"	○							●		
届書処理情報										
戸籍届書 届出事件="婚姻届" 履歴番号="2"										
婚姻届	○									
届出事項										
届出事件本人										
届書記録事項 届出事件="婚姻届"										
届出人 届出人資格="夫"										
届出人 届出人資格="妻"								●		
証人 証人番号="1"										
証人 証人番号="2"										
署名情報 署名種別="届書署名者"										
届出人										
証人										
提出者情報										
補正事由情報	○							●		
署名検証情報										
署名情報 署名種別="届書確認者"	○									
提出者										
補正指示者										●
補正受付者										
職員補正者										
Id="職員補正者.002"										

表 5-33 職員補正者の電子署名範囲 (2/3)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	職員補正	処分決定	局送付
戸籍届書 届出事件="婚姻届" 履歴番号="1"										
婚姻届										
届出事項										
届出事件本人	○	●	●	●	●					
届書記録事項 届出事件="婚姻届"	○	●	●							
届出人 届出人資格="夫"	○	●								
届出人 届出人資格="妻"	○		●							
証人 証人番号="1"	○			●						
証人 証人番号="2"	○				●					
署名情報 署名種別="届書署名者"	○					●				
届出人										
Id="届出人.夫.001"		■								
Id="届出人.妻.001"			■							
証人										
Id="証人.1.001"				■						
Id="証人.2.001"					■					
提出者情報	○					●				
補正事由情報										
署名検証情報	○						●			
署名情報 署名種別="届書確認者"	○							●		
提出者	○						●			
Id="提出者.001"						■				
補正指示者										
補正受付者										
職員補正者										
添付書面情報										
添付書面 添付書面名="同意書" 添付書面順位="001"	○	■	■							
字形情報	○									●
問い合わせ情報	○									●
届書類画像情報 届書類名="婚姻届"	○									●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○									●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"										
Id="添付書面.夫.001"		▲								
Id="添付書面.妻.001"			▲							

表 5-33 職員補正者の電子署名範囲 (3/3)

要素名	署名対象	夫	妻	証人1	証人2	提出者	受付	職員補正	処分決定	局送付
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○									●
受付者										
Id="受付者"										
処分決定者										
Id="処分決定者"										
発送者										
送付者										
署名情報 署名種別="最終確認者"										
最終確認者										
Id="管轄局送付者"										

(3) 複数人届出等(連署人)

ア 申請者等

複数人届出等(連署人)における申請者等の電子署名範囲を「表 5-3 4 申請者等の電子署名範囲」に示す。

表 5-3 4 申請者等の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	処分決定	局送付
戸籍手続							
届書管理情報							
届出情報	○			●			
受付情報	○				●		
受理情報	○					●	
発送情報							
送付情報							
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○						●
補正管理情報							
補正指示情報							
補正受付情報							
職員補正情報							
届書処理情報							
戸籍届書 届出事件="夫婦者帰化届"							
夫婦者帰化届							
届出事項							
届出事件本人	○	●	●				
届書記録事項 届出事件="夫婦者帰化届"	○	●	●				
届出人 届出人資格="夫"	○	●					
連署人 連署人種別="妻"	○		●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○			●			
届出人							
Id="届出人.夫.001"							
連署人							
Id="連署人.妻.001"							
提出者情報	○			●			
補正事由情報							
署名検証情報	○				●		
署名情報 署名種別="届書確認者"	○						●
提出者	○				●		
Id="提出者.001"							
補正指示者							
補正受付者							
職員補正者							

表 5-3 4 申請者等の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	処分決定	局送付
添付書面情報							
添付書面 添付書面名="身分証明書" 添付書面順位="001"	○	■	■				
字形情報	○						●
問い合わせ情報	○						●
届書類画像情報 届書類名="夫婦者帰化届"	○						●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○						●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"							
Id="添付書面.夫.001"		▲					
Id="添付書面.妻.001"			▲				
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○						●
受付者							
Id="受付者"							
処分決定者							
Id="処分決定者"							
発送者							
送付者							
署名情報 署名種別="最終確認者"							
最終確認者							
Id="管轄局送付者"							

イ 届書等保存者

複数人届出等（連署人）における届書等保存者の電子署名範囲を「表 5-35 届書等保存者の電子署名範囲」に示す。

表 5-35 届書等保存者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	処分決定	保存
戸籍手続							
届書管理情報							
届出情報	○			●			
受付情報	○				●		
受理情報	○					●	
発送情報							
送付情報							
最終確認情報 最終確認="届書等保存"	○						●
補正管理情報							
補正指示情報							
補正受付情報							
職員補正情報							
届書処理情報							
戸籍届書 届出事件="夫婦者帰化届"							
夫婦者帰化届							
届出事項							
届出事件本人	○	●	●				
届書記録事項 届出事件="夫婦者帰化届"	○	●	●				
届出人 届出人資格="夫"	○	●					
連署人 連署人種別="妻"	○		●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○			●			
届出人							
Id="届出人.夫.001"							
連署人							
Id="連署人.妻.001"							
提出者情報	○			●			
補正事由情報							
署名検証情報	○				●		
署名情報 署名種別="届書確認者"	○						●
提出者	○				●		
Id="提出者.001"							
補正指示者							
補正受付者							
職員補正者							

表 5-35 届書等保存者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	処分決定	保存
添付書面情報							
添付書面 添付書面名="身分証明書" 添付書面順位="001"	○	■	■				
字形情報	○						●
問い合わせ情報	○						●
届書類画像情報 届書類名="夫婦者帰化届"	○						
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○						●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"							
Id="添付書面.夫.001"		▲					
Id="添付書面.妻.001"			▲				
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○						●
受付け							
Id="受付け"							
処分決定者							
Id="処分決定者"							
発送者							
送付者							
署名情報 署名種別="最終確認者"							
最終確認者							
Id="届書等保存者"							

ウ 発送者

複数人届出等（連署人）における発送者の電子署名範囲を「表 5-3 6 発送者の電子署名範囲」に示す。

表 5-3 6 発送者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	処分決定	発送	局送付
戸籍手続								
届書管理情報								
届出情報	○			●				
受付情報	○				●			
受理情報	○					●		
発送情報	○						●	
送付情報								
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○							●
補正管理情報								
補正指示情報								
補正受付情報								
職員補正情報								
届書処理情報								
戸籍届書 届出事件="夫婦者帰化届"								
夫婦者帰化届								
届出事項								
届出事件本人	○	●	●					
届書記録事項 届出事件="夫婦者帰化届"	○	●	●					
届出人 届出人資格="夫"	○	●						
連署人 連署人種別="妻"	○		●					
署名情報 署名種別="届書署名者"	○			●				
届出人								
Id="届出人.夫.001"								
連署人								
Id="連署人.妻.001"								
提出者情報	○			●				
補正事由情報								
署名検証情報	○				●			
署名情報 署名種別="届書確認者"	○							●
提出者	○				●			
Id="提出者.001"								
補正指示者								
補正受付者								
職員補正者								

表 5-36 発送者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	処分決定	発送	局送付
添付書面情報								
添付書面 添付書面名="身分証明書" 添付書面順位="001"	○	■	■					
字形情報	○							●
問い合わせ情報	○							●
届書類画像情報 届書類名="夫婦者帰化届"	○							●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○							●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"								
Id="添付書面.夫.001"		▲						
Id="添付書面.妻.001"			▲					
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○							●
受付者								
Id="受付者"								
処分決定者								
Id="処分決定者"								
発送者								
Id="発送者"								
送付者								
署名情報 署名種別="最終確認者"								
最終確認者								
Id="管轄局送付者"								

工 送付者

複数人届出等（連署人）における送付者の電子署名範囲を「表 5-37 送付者の電子署名範囲」に示す。

表 5-37 送付者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	処分決定	発送	局送付(発送)	送付	局送付(送付)
戸籍手続										
届書管理情報										
届出情報	○			●						
受付情報	○				●					
受理情報	○					●				
発送情報	○						●			
送付情報	○								●	
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○							●		●
補正管理情報										
補正指示情報										
補正受付情報										
職員補正情報										
届書処理情報										
戸籍届書 届出事件="夫婦者帰化届"										
夫婦者帰化届										
届出事項										
届出事件本人	○	●	●							
届書記録事項 届出事件="夫婦者帰化届"	○	●	●							
届出人 届出人資格="夫"	○	●								
連署人 連署人種別="妻"	○		●							
署名情報 署名種別="届書署名者"	○			●						
届出人				●						
Id="届出人.夫.001"		●		●						
連署人			●	●						
Id="連署人.妻.001"			●	●						
提出者情報	○			●						
補正事由情報										
署名検証情報	○				●					
署名情報 署名種別="届書確認者"	○							●		●
提出者	○			●				●		●
Id="提出者.001"				●	●			●		●
補正指示者								●		●
補正受付者								●		●
職員補正者								●		●

表 5-37 送付者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	処分決定	発送	局送付(発送)	送付	局送付(送付)
添付書面情報										
添付書面 添付書面名="身分証明書" 添付書面順位="001"	○	■	■							
字形情報	○							●		●
問い合わせ情報	○							●		●
届書類画像情報 届書類名="夫婦者帰化届"	○							●		●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○							●		●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"										
Id="添付書面.夫.001"		▲								
Id="添付書面.妻.001"			▲							
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○							●		●
受付け者										
Id="受付け者"										
処分決定者										
Id="処分決定者"										
発送者										
Id="発送者"										
送付者										
Id="送付者"										
署名情報 署名種別="最終確認者"										
最終確認者										
Id="管轄局送付者"										

オ 返戻者

複数人届出等（連署人）における返戻者の電子署名範囲を「表 5-38 返戻者の電子署名範囲」に示す。

表 5-38 返戻者の電子署名範囲 (1/2)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	処分決定	返戻
戸籍手続							
届書管理情報							
届出情報	○			●			
受付情報	○				●		
受理情報	○					●	
発送情報							
送付情報							
最終確認情報 最終確認="返戻"	○						●
補正管理情報							
補正指示情報							
補正受付情報							
職員補正情報							
届書処理情報							
戸籍届書 届出事件="夫婦者帰化届"							
夫婦者帰化届							
届出事項							
届出事件本人	○	●	●				
届書記録事項 届出事件="夫婦者帰化届"	○	●	●				
届出人 届出人資格="夫"	○	●					
連署人 連署人種別="妻"	○		●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○			●			
届出人							
Id="届出人.夫.001"							
連署人							
Id="連署人.妻.001"							
提出者情報	○			●			
補正事由情報							
署名検証情報	○				●		
署名情報 署名種別="届書確認者"	○						●
提出者	○				●		
Id="提出者.001"							
補正指示者							
補正受付者							
職員補正者							

表 5-38 返戻者の電子署名範囲 (2/2)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	処分決定	返戻
添付書面情報							
添付書面 添付書面名="身分証明書" 添付書面順位="001"	○	■	■				
字形情報	○						●
問い合わせ情報	○						●
届書類画像情報 届書類名="夫婦者帰化届"	○						●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○						●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"							
Id="添付書面.夫.001"		▲					
Id="添付書面.妻.001"			▲				
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○						●
受付け							
Id="受付け"							
処分決定者							
Id="処分決定者"							
発送者							
送付者							
署名情報 署名種別="最終確認者"							
最終確認者							
Id="返戻"							

カ 補正指示者

複数人届出等（連署人）における補正指示者の電子署名範囲を「表 5-39 補正指示者の電子署名範囲」に示す。

表 5-39 補正指示者の電子署名範囲 (1/3)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	補正指示	夫	連署人	補正提出者	補正受付	処分決定	局送付
戸籍手続												
届書管理情報												
届出情報	○			●								
受付情報	○				●							
受理情報	○										●	
発送情報												
送付情報												
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○											●
補正管理情報												
補正指示情報 履歴番号="2"	○					●						
補正受付情報 履歴番号="2"	○									●		
職員補正情報												
届書処理情報												
戸籍届書 届出事件="夫婦者帰化届" 履歴番号="2"												
夫婦者帰化届												
届出事項												
届出事件本人	○						●	●				
届書記録事項 届出事件="夫婦者帰化届"	○						●	●				
届出人 届出人資格="夫"	○						●					
連署人 連署人種別="妻"	○							●				
署名情報 署名種別="届書署名者"	○								●			
届出人												
Id="届出人.夫.002"												
連署人												
Id="連署人.妻.002"												
提出者情報	○								●			
補正事由情報												
署名検証情報	○									●		
署名情報 署名種別="届書確認者"	○											●
提出者	○									●		
Id="提出者.002"												
補正指示者												
Id="補正指示者.002"												

表 5-39 補正指示者の電子署名範囲 (2/3)

要素名		署名対象	夫	連署人	提出者	受付	補正指示	夫	連署人	補正提出者	補正受付	処分決定	局送付
戸籍届書 届出事件="夫婦者帰化届" 履歴番号="1"	補正受付者												
	Id="補正受付者.002"												
	職員補正者												
	夫婦者帰化届												
	届出事項												
	届出事件本人	○	●	●									
	届書記録事項 届出事件="夫婦者帰化届"	○	●	●									
	届出人 届出人資格="夫"	○	●										
	連署人 連署人種別="妻"	○		●									
	署名情報 署名種別="届書署名者"	○			●								
	届出人												
	Id="届出人.夫.001"												
	連署人												
	Id="連署人.妻.001"												
	提出者情報	○			●								
	補正事由情報												
	署名検証情報	○				●	●						
	署名情報 署名種別="届書確認者"	○					●						
	提出者	○			●								
	Id="提出者.001"												
	補正指示者												
	補正受付者												
	職員補正者												
	添付書面情報												
	添付書面 添付書面名="身分証明書" 添付書面順位="001"	○	■	■									
	字形情報	○											●
	問い合わせ情報	○											●
	届書類画像情報 届書類名="夫婦者帰化届"	○											●
	署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○											●
	署名対象添付書面 添付書面順位="001"												
	Id="添付書面.夫.001"		▲										
	Id="添付書面.妻.001"			▲									

表 5-3 9 補正指示者の電子署名範囲 (3/3)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	補正指示	夫	連署人	補正提出者	補正受付	処分決定	局送付
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○											●
受付者												
Id="受付者"												
処分決定者												
Id="処分決定者"												
発送者												
送付者												
署名情報 署名種別="最終確認者"												
最終確認者												
Id="管轄局送付者"												

キ 職員補正者

複数人届出等（連署人）における職員補正者の電子署名範囲を「表 5-40 職員補正者の電子署名範囲」に示す。

表 5-40 職員補正者の電子署名範囲 (1/3)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	職員補正	処分決定	局送付
戸籍手続								
届書管理情報								
届出情報	○			●				
受付情報	○				●			
受理情報	○						●	
発送情報								
送付情報								
最終確認情報 最終確認="管轄局送付"	○							●
補正管理情報								
補正指示情報								
補正受付情報								
職員補正情報 履歴番号="2"	○					●		
届書処理情報								
戸籍届書 届出事件="夫婦者帰化届" 履歴番号="2"								
夫婦者帰化届	○					●		
届出事項								
届出事件本人								
届書記録事項 届出事件="夫婦者帰化届"								
届出人 届出人資格="夫"								
連署人 連署人種別="妻"								
署名情報 署名種別="届書署名者"								
届出人								
連署人								
提出者情報								
補正事由情報	○					●		
署名検証情報								
署名情報 署名種別="届書確認者"	○							●
提出者								
補正指示者								
補正受付者								
職員補正者								
Id="職員補正者.002"								

表 5-40 職員補正者の電子署名範囲 (2/3)

要素名	署名対象	夫	連署人	提出者	受付	職員補正	処分決定	局送付
戸籍届書 届出事件="夫婦者帰化届" 履歴番号="1"								
夫婦者帰化届								
届出事項								
届出事件本人	○	●	●					
届書記録事項 届出事件="夫婦者帰化届"	○	●	●					
届出人 届出人資格="夫"	○	●						
連署人 連署人種別="妻"	○		●					
署名情報 署名種別="届書署名者"	○			●				
届出人								
Id="届出人.夫.001"								
連署人								
Id="連署人.妻.001"								
提出者情報	○			●				
補正事由情報								
署名検証情報	○				●			
署名情報 署名種別="届書確認者"	○					●		
提出者	○				●			
Id="提出者.001"								
補正指示者								
補正受付者								
職員補正者								
添付書面情報								
添付書面 添付書面名="身分証明書" 添付書面順位="001"	○	■	■					
字形情報	○							●
問い合わせ情報	○							●
届書類画像情報 届書類名="夫婦者帰化届"	○							●
署名情報 署名種別="添付書面添付者"	○							●
署名対象添付書面 添付書面順位="001"								
Id="添付書面.夫.001"		▲						
Id="添付書面.妻.001"			▲					
署名情報 署名種別="届書管理情報確認者"	○							●
受付者								
Id="受付者"								
処分決定者								
Id="処分決定者"								
発送者								
送付者								

表 5-4 0 職員補正者の電子署名範囲 (3/3)

要素名		署名対象	夫	連署人	提出者	受付	職員補正	処分決定	局送付
署名情報	署名種別="最終確認者"								
	最終確認者								
	Id="管轄局送付者"								

第 8 XML スキーマ定義

申請書等又は電子戸籍証明書を規定する XML スキーマ定義又はそのサンプルについては「付録 2 スキーマ定義書」を参照のこと。

第 6 章 オンライン連携機能群

第1 本章の目的

オンライン連携機能群は、本システムによりされるオンライン交付請求及びオンライン届出等に係る戸籍事務処理を行う上で必要となる機能を戸籍情報システム側で具備する機能群である。当該機能群は本システムの機能範囲には含まれていないが（本システムの機能要件は、「第4章 システム機能要件仕様」において規定したところ。）、本システムの戸籍情報システム連携機能群とのインタフェース仕様に基づき連携し、一連の処理を行うことから、本章においては、当該機能群で具備すべき機能を規定する。

なお、オンライン連携機能群は、「戸籍情報システム標準仕様書（財団法人民事法務協会）」に規定されている戸籍情報システムの仕様と関連するものなので、市区町村が当該機能群を具備するシステムを構築する際は、当該標準仕様書も併せて参照願いたい。

第2 オンライン連携機能群の目的

オンライン連携機能群では、市区町村に設置されている戸籍情報システム側において、本システムのプロテクションサーバに装備する戸籍情報システム連携機能群と連携し、本システムで受け付けた戸籍手続（戸籍証明書の交付請求及び戸籍に関する申請・届出。）に係る審査、及び当該審査結果情報の返却、並びに電子戸籍証明書の発行等の機能を提供する。

第3 オンライン連携機能群の装備方式

1 オンライン連携機能群の装備方式の指定

オンライン連携機能群は、戸籍情報システム側に装備することとなるが、その方式は、市区町村に設置されている戸籍情報システムの形態によって異なる。

以下に、市区町村がオンライン連携機能群を装備する場合の方式を掲げる。

（1）戸籍情報システム共用方式

オンライン連携機能群を具備するシステムを戸籍情報システムの稼動するサーバ（以下「戸籍サーバ」という。）に装備する方式となる。

オンライン連携機能群は、プロテクションサーバに装備される戸籍情報システム連携機能群と連携することで本システムとの間で必要な情報の交換をし、戸籍サーバに装備される戸籍データベース（磁気ディスクをもって調製された戸籍簿及び除籍簿。以下同じ。）に直接アクセスすることで、本システムに係る戸籍事務処理を行う。また、市区町村職員によるオンライン連携機能群の操作（審査、電子戸籍証明書への電子署名付与等。以下同じ。）は、戸籍サーバに接続された戸籍情報システムクライアント端末により行うこととなる。

戸籍情報システム共有方式におけるシステム構成を「図 6-1 戸籍情報システム共用方式」に示す。

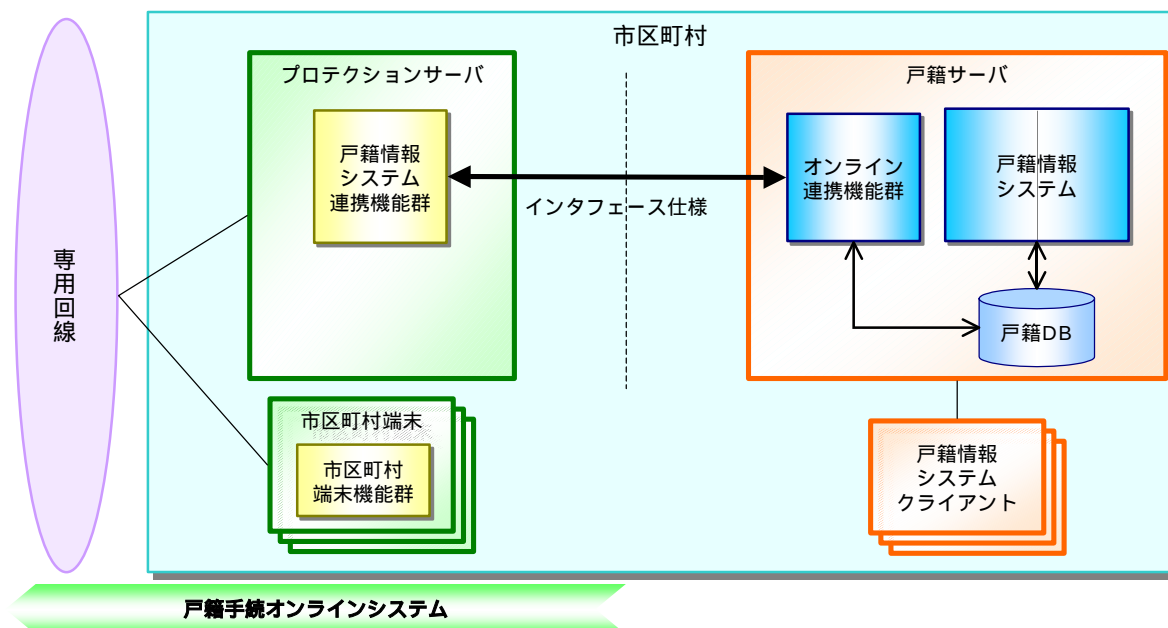


図 6-1 戸籍情報システム共用方式

(2) オンライン連携機能群独立方式

オンライン連携機能群を具備するシステムを戸籍サーバとは別のサーバ（以下「オンライン連携サーバ」という。）に装備する方式となる。

オンライン連携機能群は、プロテクションサーバに装備される戸籍情報システム連携機能群と連携することで本システムとの間で必要な情報の交換をし、戸籍サーバに装備される戸籍データベースにネットワークを経由してアクセスすることで、本システムに係る戸籍事務処理を行う。また、市区町村職員によるオンライン連携機能群の操作は、オンライン連携サーバに接続されたオンライン連携クライアント端末により行うこととなる。

なお、当該操作については、戸籍サーバに接続された戸籍情報システムクライアント端末による操作をもって代えても差し支えない。

オンライン連携機能群独立方式におけるシステム構成を「図 6-2 オンライン連携機能群独立方式」に示す。

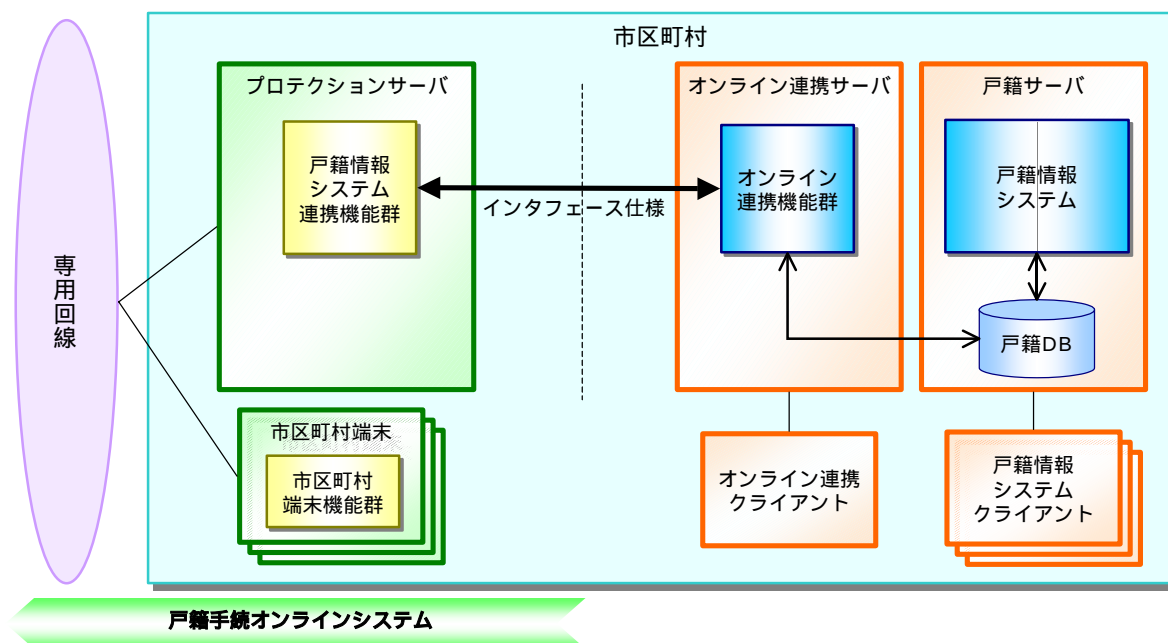


図 6-2 オンライン連携機能群独立方式

2 装備方式についての例外措置

市区町村は、前項2の（1）及び（2）の装備方式以外の方式をもってオンライン連携機能群を具備したシステムを装備しても差し支えない。この場合において、当該市区町村長は、本書に規定するセキュリティ要件等の規定に準拠した方式であることを明らかにした上で、当該装備方式の構成等の詳細を添えて、管轄局を経由して当職まで照会すること。

第4 オンライン連携機能群の機能

オンライン連携機能群は、戸籍情報システム連携機能群との連携を行う部位と、戸籍情報システム側において戸籍事務処理を行う部位とで構成される。

1 連携機能一覧

連携機能は、戸籍情報システム連携機能群と連携し、必要な情報の交換を行う部位である。

連携機能についての一覧を「表 6-1 連携機能一覧」に示す。

表 6-1 連携機能一覧 (1/2)

項番	機能項目	機能名称		機能説明
(1)	申請書情報等送受信	ア	申請書情報等要求送信	戸籍情報システム側で処理すべき申請等に係る申請書情報等の要求を戸籍情報システム連携機能に送信できること。
		イ	申請書情報等受信	アの結果として、処理すべき申請書情報等を、又は処理すべき申請書情報等がないときはその旨を、戸籍情報システム連携機能から受信できること。
(2)	審査結果情報送受信	ア	審査結果情報送信	(1)イの申請書情報等のうち、戸籍情報システム側において、当該申請等に係る審査が「審査済み」となったものについては、審査結果情報（戸籍情報システム側での行政処分の結果、発行した電子戸籍証明書、当該申請書情報等の補正に係る情報等をいう。以下同じ。）を戸籍情報システム連携機能に送信できること。
		イ	審査結果情報取得結果受信	アの結果として、戸籍情報システム連携機能での当該審査結果情報の取得結果（単に当該審査結果情報の受信が正常に処理されたか否かの別。以下同じ。）を受信できること。
(3)	受付帳情報送受信 [届出等]	ア	受付帳情報送信	戸籍情報システム側の受付ファイルのうち、当該月分の届書情報等及び書面の届書等の目録として管轄局に送付すべき受付ファイル、並びに既に送付済みのもので当該月に訂正が発生したものがあるときは当該受付ファイルについては、受付帳情報を戸籍情報システム連携機能に送信できること。
		イ	受付帳情報取得結果受信	アの結果として、戸籍情報システム連携機能での当該受付帳情報の取得結果を受信できること。

表 6-1 連携機能一覧 (2/2)

項番	機能項目	機能名称	機能説明
(4)	他市区町村送達確認 情報送受信 [届出等]	ア 他市区町村送達確認 情報要求送信	戸籍情報システム側の受付ファイルにおいて、送達確認の「未到着」を「到着済」に設定すべき届出等に係る送達確認情報の要求を、戸籍情報システム連携機能に送信できること。
		イ 他市区町村送達確認 情報受信	アの結果として、設定すべき送達確認情報を、又は設定すべき送達確認情報がないときはその旨を、戸籍情報システム連携機能から受信できること。

2 戸籍事務処理機能一覧

戸籍事務処理機能は、戸籍情報システム側で戸籍データベースにアクセスし、本システムに係る戸籍事務処理を行う部位である。

戸籍事務処理機能についての一覧を「表 6-2 戸籍事務処理機能一覧」に示す。

表 6-2 戸籍事務処理機能一覧 (1/4)

項番	機能項目	機能名称	機能説明
(1)	文字変換	ア 戸籍手続オンライン システム文字変換	戸籍情報システム連携機能に送信する情報について、市区町村の利用に係る文字コード（以下「市区町村文字コード」という。）を戸籍手続オンラインシステム文字コード（UTF-8）に変換できること。 戸籍統一文字で記録する文字（JIS 第1水準漢字，第2水準漢字及び補助漢字以外の漢字。以下同じ。）については、当該戸籍統一文字の番号を設定できること。

表 6-2 戸籍事務処理機能一覧 (2/4)

項番	機能項目	機能名称		機能説明
		イ	市区町村文字変換	戸籍情報システム連携機能から受信した情報について、戸籍手続オンラインシステム（UTF-8）文字コードを市区町村文字コードに変換できること。 戸籍統一文字で記録された文字については、設定された当該戸籍統一文字の番号を市区町村文字コードに変換できること。 なお、当該戸籍統一文字に対応する市区町村文字コードが存在しないときは、当該戸籍統一文字に対応する新たな市区町村文字コードを割り当て、戸籍情報システム側においても利用可能とすること。
(2)	交付請求処理 [交付請求]	ア	戸籍証明書発行	当該交付請求の交付種別（窓口交付、郵送交付又はオンライン交付の別。）により、電子戸籍証明書の作成又は書面による印刷の選択をし、当該交付請求に係る電子戸籍証明書又は戸籍証明書を発行できること。
		イ	電子戸籍証明書作成	オンライン交付のときは、当該交付請求に係る電子戸籍証明書に記録する戸籍情報（XML 要素）を作成できること。 戸籍証明書の画像イメージデータ（形式は、PDF、JPEG、PNG のいずれかによる。）を作成できること。 及び で作成したデータを併せて記録し、電子戸籍証明書を作成できること。 なお、記録形式は、「第5章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様」によること。

表 6-2 戸籍事務処理機能一覧 (3/4)

項番	機能項目	機能名称		機能説明
		ウ	電子戸籍証明書 電子署名付与	イの電子戸籍証明書に市区町村長の利用に係る組織認証基盤に基づく秘密鍵で電子署名を行い、当該電子署名に係る職責証明書を併せて記録できること。 なお、記録形式は、「第5章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様」によること。
(3)	届出等処理 [届出等]	ア	受付ファイル設定	戸籍情報システム側に格納されている当該届出等に係る受付ファイルに、戸籍法施行規則第21条第8号に規定する事項を記録できること。
		イ	送付情報登録	戸籍情報システム側での行政処分の結果として、他市区町村への届書情報等の送付が必要となるときは、当該届書情報等の送付指示を審査結果情報に登録できること。
(4)	職員補正		職員補正情報作成	職員により申請書情報等を補正した後に「受理」又は「交付」をもって処分決定したときは、当該補正内容及び補正事由の情報（申請書情報等のXML要素。）をもって、送信用職員補正情報を作成できること。
(5)	補正指示 [届出等]		補正指示情報登録	戸籍情報システム側に備える法令審査機能等の結果、届出人等による届書情報等の補正が必要となるときは、当該届書情報等の補正指示を審査結果情報に登録できること。
(6)	取下げ [届出等]		取下げ登録	対象となる届出等の処分決定がなされていないときは、対象となる届出等は「取下げ」をもって処分決定を行い、当該取下書については「受理」の処分決定ができること。 なお、対象となる届出等が処分決定済みのときは、当該取下書については「不受理」の処分決定となる。

表 6-2 戸籍事務処理機能一覧 (4/4)

項番	機能項目	機能名称		機能説明
(7)	受付帳情報 [届出等]		送信用受付帳情報作成	戸籍情報システム側の受付ファイルのうち、当該月分の届書情報等及び書面の届書等の目録として管轄局に送付すべき受付ファイル、並びに既に送付済みのもので当該月に訂正が発生したものがあるときは当該受付ファイルについては、受付帳情報を作成できること。
(8)	他市区町村送達確認 [届出等]		他市区町村送達確認 設定	当該届出等に係る送達確認情報から、戸籍情報システム側の受付ファイルの送達確認について、「未到着」を「到着済」に設定できること。

第5 戸籍情報システム連携機能群とオンライン連携機能群とのインタフェース仕様について

連携機能の詳細である戸籍情報システム連携機能群とオンライン連携機能群とのインタフェース仕様については、他の技術標準資料において示しているので、そちらを参照されたい。

ただし、市区町村のシステム環境等に応じて、他の仕様に基づいたシステムを構築する必要があるときに、市区町村は、当該技術標準資料を参考とすることのほかに、新たに必要となる仕様を策定し、当該仕様に基づいたシステムを構築しても差し支えない。この場合において、当該市区町村長は、当該市区町村のシステムと接続する必要のある他の市区町村等に対して適正な連携を行うシステムの構築を可能とするものであること、及び本書に規定するセキュリティ等の要件に準拠したものであることを明らかにした上で、新たに策定した仕様を添えて、管轄局を経由して当職まで照会すること。

第 7 章 業務要件仕様

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：3 頁：1／1
平成 2 3 年 3 月

項番	箇所	修 正 内 容	ページ	添付資料 NO
1	第 7 章 第 3 1	「表 7-2 5 死亡届単項目検査 (3/3)」の「届出人資格」について、項目検査仕様に「保佐人，成年後見人，補助人，任意後見人」を追加 「表 7-2 5 死亡届単項目検査 (3/3)」の「生年月日」について、項目検査仕様が『未来日であること』となっていたものを『未来日でないこと』に修正	7-80 ～ 7-83	
2	第 7 章 第 4 2	1. 証明書様式の内容を追記 (1) 受理証明書の修正 届出人に【戸籍の表示】を追記 (2) 不受理証明書の修正 届出人に【戸籍の表示】を追記	7-221 7-222	

戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書修正履歴

版数：5版 1／1

平成25年 3月

項番	章	章題	修正内容	頁	添付資料No.
1	第7章	業務要件仕様	「表 7-21 親権届単項目検査 (2/3)」の「親権管理権の種別」について、項目検査仕様に「親権停止」を追加、「親権喪失、管理権喪失」を削除	7-72	
2	第7章	業務要件仕様	「表 7-23 未成年者の後見届単項目検査 (3/4)」の「届出事件の種別」について、項目検査仕様の「更迭」を削除	7-77	
3	第7章	業務要件仕様	「表 7-24 未成年者の後見届関連項目検査」の項番 7、8 は届出事件の種別（更迭）に関する検査のため削除	7-79	
4	第7章	業務要件仕様	「表 7-33 推定相続人廃除届単項目検査 (2/3)」及び「表 7-33 推定相続人廃除届単項目検査 (3/3)」の「廃除の種別」について、「調停」を削除	7-95 7-96	
5	第7章	業務要件仕様	「表 7-72 不受理申出単項目検査 (2/2)」及び「表 7-73 不受理申出関連項目検査」、項目検査仕様の「不受理の取扱いをする期間」を削除	7-171 7-172	
6	第7章	業務要件仕様	以下の届書の様式に届出人 2 に未成年後見人を追加 「図 7-7 養子縁組届」 「図 7-8 養子離縁届」 「図 7-22 入籍届」 「図 7-24 国籍取得届」 「図 7-25 帰化届（単身者）」 「図 7-28 国籍選択届」 「図 7-29 外国国籍喪失届」 「図 7-33 外国人父母の氏への氏の変更届」 「図 7-34 名の変更届」 「図 7-35 転籍届」	7-183 7-184 7-198 7-200 7-201 7-204 7-205 7-209 7-210 7-211	

7	第7章	業務要件仕様	「図 7-15 親権（管理権）届」の「届出事件の種別」について、「親権停止取消」を追加、「親権喪失」「管理権喪失」を削除	7-191	
8	第7章	業務要件仕様	「図 7-16 未成年者の後見届」の「届出事件の種別・原因」について、「更迭」を削除	7-192	
9	第7章	業務要件仕様	（39）未成年後見人等の地位喪失届を追加	7-218-2	

戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書修正履歴

版数：6版 1／1

平成29年 3月

項番	章	章題	修正内容	頁	添付資料No.
1	第7章	業務要件仕様	平成28年6月1日民法第733条改正の対応 「表7-16 婚姻届関連項目検査」の項番15の 待婚期間を「死別もしくは離別年月日から六 箇月」から「死別もしくは離別年月日から起 算して百日」に変更	7-59	

第 1 本章の目的

本章では，届出等の受付に際して行う届書情報等の受付検査の検査要件を提示する。

第 2 共通業務要件

1 申請書情報等提出

申請書情報等の提出においては，本章の形式審査を行い，問題が無ければ申請書情報等をデータベースに登録し，オンライン受付番号を申請者端末へ通知する。

なお，受領のみであり別途補正指示が発生する可能性がある等の旨のメッセージを申請者端末に併せて送信すること。形式審査で問題が発生した場合は申請書情報等の受領しないこと。

2 届書管理情報欄

本システムで取り扱うこととなる届書等の右側上部にある届書管理情報欄については，以下のとおりとする。

届出	受付 平成 年 月 日 時 1			受理 平成 年 月 日 第 号 2			発送 平成 年 月 日 3		
	平成 年 月 日 4			送付 平成 年 月 日 第 号 5			長 電子署名		
	補正指示 6	補正受付 7	職員補正 8	書類調査 ☐	戸籍記載 ☐	記載調査 ☐	調査票 ☐	附 票 ☐	住民票 ☐

に な る 人 | 妻 に な る 人

9

図 7-1 届書管理情報

(1) 受付欄

「図 7-1 届書管理情報」の 欄には「第 5 章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様」に提示した届書情報等の共通部分の要素「届書管理情報」の子要素である「受付情報」の内容が表示される。当該部分にする電子署名は，属性「署名種別」の属性値が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の子要素「受付者」に記録される。

なお，電子署名がされているときは当該電子署名がされていることを識別することが可能な表示をすること。

(2) 処分決定欄

「図 7-1 届書管理情報」の 欄には「第5章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様」に提示した届書情報等の共通部分の要素「届書管理情報」の子要素である「受理情報」の内容が表示される。当該部分にする電子署名は、属性「署名種別」の属性値が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の子要素「処分決定者」に記録される。

なお、電子署名がされているときは当該電子署名がされていることを識別することが可能な表示をすること。

(3) 発送欄

「図 7-1 届書管理情報」の 欄には「第5章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様」に提示した届書情報等の共通部分の要素「届書管理情報」の子要素である「発送情報」の内容が表示される。当該部分にする電子署名は、属性「署名種別」の属性値が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の子要素「発送者」に記録される。

なお、電子署名がされているときは当該電子署名がされていることを識別することが可能な表示をすること。

(4) 送付欄

「図 7-1 届書管理情報」の 欄には「第5章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様」に提示した届書情報等の共通部分の要素「届書管理情報」の子要素である「送付情報」の内容が表示される。当該部分にする電子署名は、属性「署名種別」の属性値が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の子要素「送付者」に記録される。

なお、電子署名がされているときは当該電子署名がされていることを識別することが可能な表示をすること。

(5) 最終確認欄

「図 7-1 届書管理情報」の 欄には「第5章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様」に提示した届書情報等の共通部分の要素「届書管理情報」の子要素である「最終確認情報」の内容が表示される。図の例では、最終確認情報は「管轄局送付」であるが、届書等を保存するときは「届書等保存」、届書等を返戻するときは「返戻」が表示される。当該部分にする電子署名は、属性「署名種別」の属性値が“届書管理情報確認者”である要素「署名情報」の子要素「最終確認者」に記録される。

なお、電子署名がされているときは当該電子署名がされていることを識別することが可能な表示をすること。

(6) 補正指示欄

「図 7-1 届書管理情報」の 欄には補正指示の状態が表示される。該当部分にする電子署名は、「第5章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様」に提示した届書情報等の共通部分の要素「戸籍届書」の子要素で属性「署名種別」の属性値が“届書確認者”

である要素「署名情報」の子要素「補正指示者」に記録される。

なお、電子署名がされているときは当該電子署名がされていることを識別することが可能な表示をすること。

(7) 補正受付欄

「図 7-1 届書管理情報」の 欄には補正受付の状態が表示される。当該部分にする電子署名は、「第5章 電磁的記録である署名等の記録形式仕様」に提示した届書情報等の共通部分の要素「戸籍届書」の子要素で属性「署名種別」の属性値が“届書確認者”である要素「署名情報」の子要素「補正受付者」に記録される。

なお、電子署名がされているときは当該電子署名がされていることを識別することが可能な表示をすること。

(8) 職員補正欄

「図 7-1 届書管理情報」の 欄には職員補正の状態が表示される。当該部分にする電子署名は、「第5章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様」に提示した届書情報等の共通部分の要素「戸籍届書」の子要素で属性「署名種別」の属性値が“届書確認者”である要素「署名情報」の子要素「職員補正者」に記録される。

なお、電子署名がされているときは当該電子署名がされていることを識別することが可能な表示をすること。

(9) 届書処理欄

「図 7-1 届書管理情報」の 欄には準則第29条第3項に規定する届書等の処理に係る情報を表示する。当該情報は「第5章 電磁的記録である書面等の記録形式仕様」に提示した届書情報等の共通部分の要素「届書処理情報」に記録される。

なお、記録する情報は、平成16年4月1日付け民一第928号通達の第3の2で定めるところの市区町村長の定める取扱者を識別する記号・番号であるが、これらは、例えば当該取扱者の利用に係るユーザID、当該取扱者の氏名等の情報がこれにあたる。また、届書等の処理に係る情報の表示には、記録情報の表示であっても、又は処理したことを識別する表示であっても差し支えない

届書情報等を他市区町村に発送後、管轄局へ送付したときの表示例を「図 7-2 発送後局送付」に示す。

届出	受付 平成 16 年 3 月 20 日 12 時 55 分 20040320125514158010001 署	受理 平成 16 年 3 月 20 日 第 1234567890 号 署	発送 平成 16 年 3 月 20 日						
	管轄局送付 平成 16 年 4 月 20 日 署	送付 平成 年 月 日 第 号	XX市 長 署						
	補正指示	補正受付	職員補正	書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票
			☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐
に な る 人			妻 に な る 人						

図 7-2 発送後局送付

補正指示により補正された届書情報等を受け付けるときの表示例を「図 7-3 補正受付」に示す。

届出	受付 平成 16 年 3 月 20 日 12 時 55 分 20040320125514158010001 署	受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日								
	平成 年 月 日	送付 平成 年 月 日 第 号	長 署								
	補正指示	補正受付	職員補正	書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知	
			署	署		☐	☐	☐	☐	☐	☐
に な る 人			妻 に な る 人								

図 7-3 補正受付

3 補正情報

補正指示及び職員補正を行ったときに、届書情報等に補正した事項の履歴及び職員が補正した事項を認識することが可能な表示をすること。また、職員補正のときは、訂正内容の事由等又は付せん補正の入力及び表示も併せて行えること。

補正の印の表示例を「図 7-4 補正履歴表示」に示す。印が補正事項の履歴、●印が職員補正のあった事項を表示している。

本 籍	都道府県 市区町村 岡山県 井原市		都道府県 市区町村 滋賀県 八日市市	
	町 字 下出部町 2 6 番地 2		町 字 青葉町 2 5 番地 2	
	筆頭者の氏名 高橋 厚夫		筆頭者の氏名 坂田 年夫	
	国籍		国籍	
父 母 の 氏 名		姓 名	姓 名	姓 名
山崎 直子		山崎 直子	山崎 直子	山崎 直子

図 7-4 補正履歴表示

第3 形式審査

1 届出等

(1) 出生届

ア 単項目検査

出生届の単項目検査を「表 7-1 出生届単項目検査」に示す。

表 7-1 出生届単項目検査 (1/4)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
出生届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
生まれた子	-		
氏名	-		
よみかた氏		○	
よみかた名			
氏		○	
名			
父母との続き柄	2		(長男, 二男, ~九男, 長女, 二女, ~九女, 不詳)であること
出生子区分	4		(嫡出子, 非嫡出子)であること
出生日	-	○	暦日であること
推定等	2		未来日でないこと
年号	2		年は2桁又は4桁固定
年	4		月, 日は2桁固定
月	2		
日	2		
出生時刻	-		
推定等			
午前午後区分	2		(午前, 午後)であること
時	2	○	0~11の時間入力であること
分	2	○	00~59の時間入力であること
出生地	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-1 出生届単項目検査 (2/4)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様	
		住民登録をするところ	-			
		住所	-			
			都道府県			
			市区町村			
			町字			
			地番号			
			方書			
		世帯主	-			
		世帯主との続き柄			(世帯主, 妻, 夫, 妻 未届, 夫 未届, 長男, 二男, ~九男, 十男, ~十九男, 長女, 二女, ~九女, 十女, ~十九女, 子, 養子, 養女, 養父, 養母, 父, 母, 兄, 弟, 姉, 妹, 縁故者, 同居者 * 第二世代以上のときは, 上記値をの, で区切る)であること	
			氏名	-		
				氏名		
		外国居住地	-			
		国名				
		居住地				
	届書記録事項			-		
	生まれた子の父と母			-		
	父			-		
	氏名			-		
	氏名					未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
	生年月日			-		
年号			2			
年			4			
月			2			
日			2			
年齢			3			
戸籍の表示			-			
本籍			-			
都道府県						
市区町村						
町字						
地番号						

表 7-1 出生届単項目検査 (3/4)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様					
				筆頭者	-						
					氏名						
				国籍							
				母		-		氏名	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月，日は2桁固定
					氏名						
					生年月日	-	○		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月，日は2桁固定		
						年号		2			
						年		4			
						月		2			
						日		2			
					年齢	3	○				
					戸籍の表示	-					
					本籍	-	○				
						都道府県					
						市区町村					
						町字					
						地番号					
					筆頭者	-					
						氏名					
				国籍		○					
				同居を始めたとき	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月は2桁固定				
					年号			2			
					年			4			
					月			2			
				職業	-						
				生まれたときの世帯の仕事	3	○	(農業，自営，勤 ，勤 ，その他，無職) であること				
				父母の職業	-						
				国勢調査	-	○	年は2桁又は4桁固定				
					年号			2			
					年			2			
				父の職業							
				母の職業							

表 7-1 出生届単項目検査 (4/4)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		その他	-		
		その他事項			
		事項種別			
	届出人		-		
	届出人資格			○	(父, 母, 同居者, 医師, 助産師, その他の立会者, 公設所の長, 法定代理人)であること
	資格名称				
	住所			○	
	本籍			○	
	筆頭者		-		
	氏名				
	記名		-	○	
	氏				
	名				
	生年月日		-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
	年号		2		
	年		4		
	月		2		
	日		2		

イ 関連項目検査

出生届の関連項目検査を「表 7-2 出生届関連項目検査」に示す。

表 7-2 出生届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「生まれた子/父母との続き柄」の出生子区分,「生まれた子/父母との続き柄」いずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	
2	「生まれた子/住民登録をるところ/住所」に入力があるとき,「生まれた子/住民登録をるところ/世帯主」に入力があること。	
3	「生まれた子/外国居住地」に入力があるとき,「生まれた子/住民登録をるところ」は未入力であること。	
4	「生まれた子の父と母/父/氏名」,「生まれた子の父と母/父/生年月日」,「生まれた子の父と母/父/年齢」,「生まれた子の父と母/父/戸籍の表示」,「生まれた子の父と母/父/国籍」のいずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	
5	「生まれた子の父と母/父/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき,「生まれた子の父と母/父/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
6	「生まれた子の父と母/父/国籍」に入力があるとき,「生まれた子の父と母/父/戸籍の表示」は未入力であること。	
7	「生まれた子の父と母/母/氏名」,「生まれた子の父と母/母/生年月日」,「生まれた子の父と母/母/年齢」,「生まれた子の父と母/母/戸籍の表示」,「生まれた子の父と母/母/国籍」のいずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	
8	「生まれた子の父と母/母/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき,「生まれた子の父と母/母/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
9	「生まれた子の父と母/母/国籍」に入力があるとき,「生まれた子の父と母/母/戸籍の表示」は未入力であること。	
10	「届出人/本籍」が日本のとき,「届出人/筆頭者/氏名」に入力があること。	
11	「届出人/本籍」が外国のとき,「届出人/筆頭者/氏名」は未入力であること。	
12	「生まれた子/父母との続き柄」の出生子区分が「非嫡出子」のとき,「生まれた子の父と母/父」は未入力であること。	
13	「届書管理情報/届出情報/処理年月日」と「生まれた子の出生日」が14日以内であること。	
14	子の名に用いる文字が名に使用できる文字であること。	戸籍法第50条2項 施行規則第60条

(2) 認知届

ア 単項目検査

認知届の単項目検査を「表 7-3 認知届単項目検査」に示す。

表 7-3 認知届単項目検査 (1/4)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
認知届		-		
届出事項		-		
届出事件本人		-		
認知される子		-		
氏名		-		
よみかた氏				
よみかた名				
氏				
名				
父母との続き柄		2		(長男, 二男~十九男, 長女, 二女~十九女, 不詳)であること
生年月日		-		未来日でないこと
年号		2		年は2桁又は4桁固定
年		4		月, 日は2桁固定
月		2		
日		2		
住民登録をしているところ		-		
住所		-		
都道府県				
市区町村				
町字				
地番号				
方書				
世帯主		-		
氏名		-		
氏				
名				
戸籍の表示		-		
本籍		-		
都道府県				
市区町村				
町字				
地番号				

表 7-3 認知届単項目検査 (2/4)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				筆頭者	-	
				氏		
				名		
				国籍		
				認知する父	-	
				氏名	-	○
				よみかた氏		
				よみかた名		
				氏		
				名		
				生年月日	-	○
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				住民登録をしているところ	-	
				住所	-	○
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				方書		
				世帯主	-	
				氏名		
				氏		
				名		
				外国居住地	-	
				国名		
				居住地		
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	○
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	
				氏		
				名		
				国籍		○

表 7-3 認知届単項目検査 (3/4)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様	
		届書記録事項			
		認知の種別			
		認知の種別		○（任意認知，審判，判決，遺言認知）であること	
		審判確定日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月，日は2桁固定	
		年号	2		
		年	4		
		月	2		
		日	2		
		判決確定日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月，日は2桁固定	
		年号	2		
		年	4		
		月	2		
		日	2		
		遺言執行者就職日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月，日は2桁固定	
		年号	2		
		年	4		
		月	2		
		日	2		
		子の母		-	
		氏名	-		
		氏			
		名			
		生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月，日は2桁固定	
		年号	2		
		年	4		
		月	2		
		日	2		
		戸籍の表示		-	
		本籍	-		
		都道府県			
		市区町村			
		町字			
		地番号			
		筆頭者	-		
		氏			
		名			
		国籍			

表 7-3 認知届単項目検査 (4/4)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
		その他	その他事項	-		
			事項種別		○	(未成年の子を認知する, 成年の子を認知する, 死亡した子を認知する, 胎児を認知する) であること
		届出人		-		
		届出人資格			○	(父, その他) であること
		資格名称				
		住所			○	
		本籍			○	
		筆頭者		-		
		氏名				
		記名		-		
		氏名			○	
		生年月日		-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
		年号		2		
		年		4		
		月		2		
		日		2		

イ 関連項目検査

認知届の関連項目検査を「表 7-4 認知届関連項目検査 (1/2)」に示す。

表 7-4 認知届関連項目検査 (1/2)

項番	関連検査内容	備 考
1	「その他事項」の事項種別が「胎児を認知する」のとき、「認知される子/氏名」、「認知される子/性別」、「認知される子/生年月日」、「認知される子/住民登録をしているところ/住所」、「認知される子/住民登録をしているところ/世帯主」、「認知される子/外国居住地」、「認知される子/戸籍の表示/本籍」、「認知される子/戸籍の表示/筆頭者」、「認知される子/国籍」は未入力であること。	
2	「その他事項」の事項種別が「未成年の子を認知する」又は「成年の子を認知する」のとき、「認知される子/氏名」、「認知される子/性別」、「認知される子/生年月日」、「認知される子/住民登録をしているところ/住所」、「認知される子/戸籍の表示/本籍」又は「認知される子/国籍」に入力があること。	
3	「その他事項」の事項種別が「死亡した子を認知する」のとき、「認知される子/氏名」、「認知される子/性別」、「認知される子/生年月日」、「認知される子/戸籍の表示/本籍」又は「認知される子/国籍」に入力があること。	
4	「認知される子/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「認知される子/住民登録されているところ/世帯主」に入力があること。	
5	「認知される子/外国居住地」に入力があるとき、「認知される子/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
6	「認知される子/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「認知される子/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
7	「認知される子/国籍」に入力があるとき、「認知される子/戸籍の表示」は未入力であること。	
8	「認知する父/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「認知する父/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
9	「認知する父/外国居住地」に入力があるとき、「認知する父/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
10	「認知する父/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「認知する父/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
11	「認知する父/国籍」に入力があるとき、「認知する父/戸籍の表示」は未入力であること。	
12	「認知の種別」が「任意認知」のとき、「審判確定日」、「判決確定日」、「遺言執行者就職日」は未入力であること。	
13	「認知の種別」が「審判」のとき、「審判確定日」に入力があり、「判決確定日」、「遺言執行者就職日」は未入力であること。	

表 7-4 認知届関連項目検査 (1/2) (2/2)

項番	関連検査内容	備 考
14	「認知の種別」が”判決”のとき,「判決確定日」に入力があり,「審判確定日」,「遺言執行者就職日」は未入力であること。	
15	「遺言執行者就職日」に入力があるとき,すべての項目が入力されており,かつ「認知の種別」が”任意認知”であること。	
16	「子の母/氏名」,「子の母/生年月日」,「子の母/戸籍の表示」,「子の母/国籍」のいずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	
17	「子の母/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき,「子の母/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
18	「子の母/国籍」に入力があるとき,「子の母/戸籍の表示」は未入力であること。	

(3) 養子縁組届

ア 単項目検査

養子縁組届の単項目検査を「表 7-5 養子縁組届単項目検査」に示す。

表 7-5 養子縁組届単項目検査 (1/7)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
養子縁組届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
養子になる人	-		
養子	-		
氏名	-		
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-		未来日でないこと
年号	2		年は2桁又は4桁固定
年	4		月,日は2桁固定
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

表 7-5 養子縁組届単項目検査 (2/7)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様					
			戸籍の表示			-				
			本籍				-			
				都道府県						
				市区町村						
				町字						
				地番号						
			筆頭者				-			
				氏						
				名						
			国籍							
			父母の氏名			-				
			父				-			
				氏名				-		
					氏					
					名					
				母				-		
					氏名				-	
						氏				
						名				
			父母との続き柄			3		(長男, 二男, ~十九男, 不詳)であること		
			養女			-				
			氏名				-			
				よみかた氏						
				よみかた名						
				氏						
				名						
			生年月日				-		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定	
				年号			2			
				年			4			
				月			2			
				日			2			
			住民登録をしているところ			-				
			住所				-			
				都道府県						
				市区町村						
				町字						
				地番号						
				方書						

表 7-5 養子縁組届単項目検査 (3/7)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様		
			世帯主		-		
			氏名		-		
			外国居住地		-		
			国名				
			居住地				
			戸籍の表示		-		
			本籍		-		
			筆頭者		-		
			氏名				
			国籍				
			父母の氏名		-		
			父		-		
					氏名	-	
			母		-		
					氏名	-	
			父母との続き柄		3		(長女, 二女, ~十九女, 不詳) であること
			養親になる人		-		
			養父		-		
			氏名		-		
					よみかた氏		
					よみかた名		
					氏		
					名		
			生年月日		-		未来日でないこと
			年号		2		年は2桁又は4桁固定
			年		4		月, 日は2桁固定
			月		2		
			日		2		

表 7-5 養子縁組届単項目検査 (4/7)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				住民登録をしているところ	-	
				住所	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				方書		
				世帯主	-	
				氏名	-	
				氏		
				名		
				外国居住地	-	
				国名		
				居住地		
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	
				氏		
				名		
				国籍		
				養母	-	
				氏名	-	
				よみかた氏		
				よみかた名		
				氏		
				名		
				生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	

表 7-5 養子縁組届単項目検査 (5/7)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				住民登録をしているところ	-	
				住所	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				方書		
				世帯主	-	
				氏名	-	
				氏		
				名		
				外国居住地	-	
				国名		
				居住地		
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	
				氏		
				名		
				国籍		
				届書記録事項	-	
				入籍する戸籍または新しい本籍		
				入籍先		(養親の現在の戸籍に入る, 養親の新しい戸籍に入る, 養子夫婦で新しい戸籍をつくる, 養子の戸籍に変動がない) であること
				新本籍	-	
				本籍	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	
				氏		
				名		

表 7-5 養子縁組届単項目検査 (6/7)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	監護をすべき者の有無	-		
				(届出人以外に養子になる人の監護をすべき, 上記の者はいない) であること
				(父, 母, 養父, 養母) であること
		-		
		-		
	新しい本籍	-		
	届出人		-	
	届出人資格			(養子, 養女, 養父, 養母) であること
	記名	-		
	届出人		-	
	届出人資格			(親権者父, 親権者養父, 未成年後見人, 特別代理人, 親権者母, 親権者養母) であること
	住所			
	本籍			
	筆頭者		-	
	氏名			
	記名	-		
	生年月日		-	
	年号		2	
	年		4	
	月		2	
	日		2	
	証人		-	
	記名	-		

表 7-5 養子縁組届単項目検査 (7/7)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	生年月日	-	○	未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月,日は 2 桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	住所		○	
	本籍		○	

イ 関連項目検査

養子縁組届の関連項目検査を「表 7-6 養子縁組届関連項目検査」に示す。

表 7-6 養子縁組届関連項目検査 (1/3)

項番	関連検査内容	備 考
1	「養子になる人/養子/氏名」,「養子になる人/養子/生年月日」,「養子になる人/養子/住民登録をしているところ/住所」,「養子になる人/養子/戸籍の表示」,「養子になる人/養子/国籍」,「養子になる人/養子/父母の氏名」,「養子になる人/養子/父母との続き柄」のいずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	
2	「養子になる人/養女/氏名」,「養子になる人/養女/生年月日」,「養子になる人/養女/住民登録をしているところ/住所」,「養子になる人/養女/戸籍の表示」,「養子になる人/養女/国籍」,「養子になる人/養女/父母との続き柄」のいずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	
3	「養子になる人/養子/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき,「養子になる人/養子/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
4	「養子になる人/養子/外国居住地」に入力があるとき,「養子になる人/養子/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
5	「養子になる人/養子/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき,「養子になる人/養子/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
6	「養子になる人/養子/国籍」に入力があるとき,「養子になる人/養子/戸籍の表示」は未入力であること。	
7	「養子になる人/養女/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき,「養子になる人/養女/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
8	「養子になる人/養女/外国居住地」に入力があるとき,「養子になる人/養女/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
9	「養子になる人/養女/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき,「養子になる人/養女/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
10	「養子になる人/養女/国籍」に入力があるとき,「養子になる人/養女/戸籍の表示」は未入力であること。	
11	「入籍する戸籍または新しい本籍」の入籍先が「養親の新しい戸籍に入る」とき,「新しい本籍」に入力があること。	
12	「入籍する戸籍または新しい本籍」の入籍先が「養子夫婦で新しい戸籍を作る」のとき,「入籍する戸籍または新しい本籍/新本籍/本籍」,「入籍する戸籍または新しい本籍/新本籍/筆頭者」に入力があること。	
13	「入籍する戸籍または新しい本籍」の入籍先が「養親の現在の戸籍に入る」,「養子の戸籍に変動がない」のとき,「入籍する戸籍または新しい本籍/新本籍/本籍」,「入籍する戸籍または新しい本籍/新本籍/筆頭者」,「新しい本籍」は未入力であること。	
14	「入籍する戸籍または新しい本籍/新本籍/本籍」に入力があるとき,「新しい本籍」は未入力であること。	

表 7-6 養子縁組届関連項目検査 (2/3)

項番	関連検査内容	備 考
15	「新しい本籍」に入力があるとき、「入籍する戸籍または新しい本籍/新本籍/本籍」は未入力であること。	
16	「入籍する戸籍または新しい本籍」の入籍先が「養子夫婦で新しい戸籍を作る」のとき、「養子になる人/養子/氏名」、「養子になる人/養女/氏名」に入力があること。	
17	「届出人(養子又は養女)/記名」に入力があるとき、「監護をすべき者」、「届出人(15歳未満時)/届出人資格」は未入力であること。	
18	「届出人(養子及び養女)/記名」が未入力のとき、「届出人(15歳未満時)/届出人資格」に入力があること。	
19	「届出人(15歳未満時)」の届出人資格が未入力のとき、「届出人(15歳未満時)/住所」、「届出人(15歳未満時)/本籍」、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」、「届出人(15歳未満時)/記名」、「届出人(15歳未満時)/生年月日」が未入力であること。	
20	「届出人(15歳未満時)」の届出人資格、「届出人(15歳未満時)/住所」、「届出人(15歳未満時)/本籍」、「届出人(15歳未満時)/氏名」、「届出人(15歳未満時)/記名」、「届出人(15歳未満時)/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
21	「届出人(15歳未満時)/本籍」が日本のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
22	「届出人(15歳未満時)/本籍」が外国のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	
23	「養親になる人/養父/氏名」、「養親になる人/養父/生年月日」、「養親になる人/養父/住民登録をしているところ/住所」、「養親になる人/養父/戸籍の表示/本籍」、「養親になる人/養父/国籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
24	「養親になる人/養母/氏名」、「養親になる人/養母/生年月日」、「養親になる人/養母/住民登録をしているところ/住所」、「養親になる人/養母/戸籍の表示/本籍」、「養親になる人/養母/国籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
25	「養親になる人/養父/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養親になる人/養父/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
26	「養親になる人/養父/外国居住地」に入力があるとき、「養親になる人/養父/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
27	「養親になる人/養父/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「養親になる人/養父/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
28	「養親になる人/養父/国籍」に入力があるとき、「養親になる人/養父/戸籍の表示」は未入力であること。	

表 7-6 養子縁組届関連項目検査 (3/3)

項番	関連検査内容	備 考
29	「養親になる人/養母/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養親になる人/養母/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
30	「養親になる人/養母/外国居住地」に入力があるとき、「養親になる人/養母/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
31	「養親になる人/養母/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「養親になる人/養母/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
32	「養親になる人/養母/国籍」に入力があるとき、「養親になる人/養母/戸籍の表示」は未入力であること。	
33	「養親になる人/養父/氏名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」に入力があること。	
34	「養親になる人/養母/氏名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」に入力があること。	

(4) 養子離縁届

ア 単項目検査

養子離縁届の関連項目検査を「表 7-7 養子離縁届単項目検査」に示す。

表 7-7 養子離縁届単項目検査 (1/8)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
養子離縁届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
養子から外れる人	-		
養子	-		
氏名	-		
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-		未来日でないこと
年号	2		年は2桁又は4桁固定
年	4		月,日は2桁固定
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

表 7-7 養子離縁届単項目検査 (2/8)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様	
	筆頭者	-			
		氏			
		名			
	国籍				
	父母の氏名		-		
	父	-			
		氏名			-
					氏
	名				
	母	-			
		氏名			-
					氏
	名				
	父母との続き柄		3		(長男, 二男, ~十九男, 不詳) であること
	養女		-		
	氏名	-			
		よみかた氏			
		よみかた名			
		氏			
		名			
生年月日	-		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定		
	年号			2	
	年			4	
	月			2	
	日			2	
住民登録をしているところ		-			
住所	-				
	都道府県				
				市区町村	
				町字	
				地番号	
				方書	
世帯主		-			
氏名	-				
	氏				
				名	

表 7-7 養子離縁届単項目検査 (3/8)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				外国居住地	-	
				国名		
				居住地		
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	
				氏		
				名		
				国籍		
				父母の氏名	-	
				父	-	
				氏名	-	
				氏		
				名		
				母	-	
				氏名	-	
				氏		
				名		
				父母との続き柄	3	(長女, 二女, ~十九女, 不詳) であること
				養親	-	
				養父	-	
				氏名	-	
				よみかた氏		
				よみかた名		
				氏		
				名		
				生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	

表 7-7 養子離縁届単項目検査 (4/8)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				住民登録をしているところ	-	
				住所	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				方書		
				世帯主	-	
				氏名	-	
				氏		
				名		
				外国居住地	-	
				国名		
				居住地		
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	
				氏		
				名		
				国籍		
				養母	-	
				氏名	-	
				よみかた氏		
				よみかた名		
				氏		
				名		
				生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	

表 7-7 養子離縁届単項目検査 (5/8)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				住民登録をしているところ	-	
				住所	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				方書		
				世帯主	-	
				氏名	-	
				氏		
				名		
				外国居住地	-	
				国名		
				居住地		
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	
				氏		
				名		
				国籍		
				届書記録事項	-	
				離縁の種別	-	
				離縁の種別		○ (協議離縁, 調停, 審判, 和解, 請求の認諾, 判決, 死亡した者との離縁) であること
				調停	-	
				調停成立日	-	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	

表 7-7 養子離縁届単項目検査 (6/8)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	審判	-		
	審判確定日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	和解	-		
	和解成立日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	請求の認諾	-		
	請求の認諾年月日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	判決	-		
	判決確定日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	死亡した者との離縁	-		
	審判確定日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	離縁後の本籍	-		
	入籍先		○	(もとの戸籍にもどる, 新しい戸籍をつくる, 養子の戸籍に変動がない) であること

表 7-7 養子離縁届単項目検査 (7/8)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			戸籍の表示	-		
				-		
				-		
				-		
			届出人	-		
						(養子, 養女, 養父, 養母) であること
				-		
				-		
			届出人	-		
						(離縁後の親権者父, 離縁後の親権者養父, 未成年後見人, 特別代理人, 離縁後の親権者母, 離縁後の親権者養母) であること
				-		
				-		
				-		
				-		未来日でないこと
				2		年は2桁又は4桁固定
				4		月, 日は2桁固定
				2		
				2		
			証人	-		
				-		

表 7-7 養子離縁届単項目検査 (8/8)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	生年月日	-		未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月,日は 2 桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	住所			
	本籍			

イ 関連項目検査

養子縁組届の関連項目検査を「表 7-8 養子離縁届関連項目検査」に示す。

表 7-8 養子離縁届関連項目検査 (1/3)

項番	関連検査内容	備 考
1	「養子から外れる人/養子/氏名」、「養子から外れる人/養子/生年月日」、「養子から外れる人/養子/住民登録をしているところ/住所」、「養子から外れる人/養子/戸籍の表示/本籍」または「養子から外れる人/養子/国籍」、「養子から外れる人/養子/父母との続き柄」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
2	「養子から外れる人/養女/氏名」、「養子から外れる人/養女/生年月日」、「養子から外れる人/養女/住民登録をしているところ/住所」、「養子から外れる人/養女/戸籍の表示/本籍」または「養子から外れる人/養女/国籍」、「養子から外れる人/養女/父母との続き柄」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
3	「養子から外れる人/養子/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養子から外れる人/養子/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
4	「養子から外れる人/養子/外国居住地」に入力があるとき、「養子から外れる人/養子/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
5	「養子から外れる人/養子/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「養子から外れる人/養子/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
6	「養子から外れる人/養子/国籍」に入力があるとき、「養子から外れる人/養子/戸籍の表示」は未入力であること。	
7	「養子から外れる人/養女/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養子から外れる人/養女/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
8	「養子から外れる人/養女/外国居住地」に入力があるとき、「養子から外れる人/養女/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
9	「養子から外れる人/養女/戸籍の表示/本籍」に入力あるとき、「養子から外れる人/養女/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
10	「養子から外れる人/養女/国籍」に入力があるとき、「養子から外れる人/養女/戸籍の表示」は未入力であること。	
11	「離縁の種別」の離縁の種別が「協議離縁」のとき、「離縁の種別/調停/調停成立日」、「離縁の種別/審判/審判確定日」、「離縁の種別/和解/和解成立日」、「離縁の種別/請求の認諾/請求の認諾年月日」、「離縁の種別/判決/判決確定日」、「離縁の種別/死亡した者との離縁/審判確定日」が未入力であること。	
12	「離縁の種別」の離縁の種別が「調停」のとき、「離縁の種別/調停/調停成立日」に入力があること。	
13	「離縁の種別」の離縁の種別が「審判」のとき、「離縁の種別/審判/審判確定日」に入力があること。	
14	「離縁の種別」の離縁の種別が「和解」のとき、「離縁の種別/和解/和解成立日」に入力があること。	

表 7-8 養子離縁届関連項目検査 (2/3)

項番	関連検査内容	備考
15	「離縁の種別」の離縁の種別が”請求の認諾”のとき,「離縁の種別/請求の認諾/請求の認諾年月日」に入力があること。	
16	「離縁の種別」の離縁の種別が”判決”のとき,「離縁の種別/判決/判決確定日」に入力があること。	
17	「離縁の種別」の離縁の種別が”死亡した者との離縁”のとき,「離縁の種別/死亡した者との離縁/審判確定日」に入力があること。	
18	「離縁後の本籍/戸籍の表示/本籍」の入籍先が”もとの戸籍に戻る”, ”新しい戸籍をつくる”のとき,「離縁後の本籍/戸籍の表示/本籍」,「離縁後の本籍/戸籍の表示/筆頭者」が未入力であること。	
19	「離縁後の本籍/戸籍の表示/本籍」の入籍先が”戸籍に変動がない”のとき,「離縁後の本籍/戸籍の表示/本籍」,「離縁後の本籍/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
20	「届出人(養子及び養女)/記名」が未入力のとき,「届出人(15 歳未満時)/届出人資格」に入力があること。	
21	「届出人(養子)/記名」に入力があるとき,「養子から外れる人/養子/氏名」と同じであること。	
22	「届出人(養女)/記名」に入力があるとき,「養子から外れる人/養女/氏名」と同じであること。	
23	「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格が未入力のとき,「届出人(15 歳未満時)/住所」,「届出人(15 歳未満時)/本籍」,「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」,「届出人(15 歳未満時)/記名」,「届出人(15 歳未満時)/生年月日」が未入力であること。	
24	「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格,「届出人(15 歳未満時)/住所」,「届出人(15 歳未満時)/本籍」,「届出人(15 歳未満時)/氏名」,「届出人(15 歳未満時)/記名」,「届出人(15 歳未満時)/生年月日」のいずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	
25	「届出人(15 歳未満時)/本籍」が日本のとき,「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
26	「届出人(15 歳未満時)/本籍」が外国のとき,「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	
27	「養親/養父/氏名」,「養親/養父/生年月日」,「養親/養父/住民登録をしているところ/住所」,「養親/養父/戸籍の表示/本籍」または「養親/養父/国籍」のいずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	
28	「養親/養母/氏名」,「養親/養母/生年月日」,「養親/養母/住民登録をしているところ/住所」,「養親/養母/戸籍の表示/本籍」または「養親/養母/国籍」のいずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	
29	「養親/養父/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき,「養親/養父/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	

表 7-8 養子離縁届関連項目検査 (3/3)

項番	関連検査内容	備 考
30	「養親/養父/外国居住地」に入力があるとき、「養親/養父/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
31	「養親/養母/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養親/養母/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
32	「養親/養母/外国居住地」に入力があるとき、「養親/養母/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
33	「養親/養母/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「養親/養母/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
34	「養親/養母/国籍」に入力があるとき、「養親/養母/戸籍の表示」は未入力であること。	
35	「届出人(養父)/記名」に入力があるとき、「養親/養父/氏名」と同一であり、「署名情報/届出人/Signature」に入力があること。	
36	「届出人(養母)/記名」に入力があるとき、「養親/養母/氏名」と同一であり、「署名情報/届出人/Signature」に入力があること。	
37	「証人/記名」が未入力のとき、「署名情報/証人/Signature」、「証人/生年月日」、「証人/住所」、「証人/本籍」が未入力であること。	
38	「証人/記名」、「署名情報/証人/Signature」、「証人/生年月日」、「証人/住所」、「証人/本籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	

(5) 特別養子縁組届

ア 単項目検査

特別養子縁組届の関連項目検査を「表 7-9 特別養子縁組届単項目検査」に示す。

表 7-9 特別養子縁組届単項目検査 (1/5)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
特別養子縁組届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
養子になる人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-9 特別養子縁組届単項目検査 (2/5)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
	筆頭者		-		
		氏			
		名			
	国籍		-		
	父母の氏名				
	父		-		
		氏名	-		
		氏			
		名			
	母		-		
		氏名	-		
		氏			
		名			
	父母との続柄		3	○	(長男, 二男, ~十九男, 長女, 二女, ~十九女, 不詳) であること
	養親になる人		-		
	養父		-		
	氏名		-		
		よみかた氏			
		よみかた名			
		氏			
名					
生年月日		-		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定	
	年号	2			
	年	4			
	月	2			
	日	2			
住民登録をしているところ		-			
住所		-			
	都道府県				
	市区町村				
	町字				
	地番号				
	方書				
世帯主		-			
氏名		-			
	氏				
	名				

表 7-9 特別養子縁組届単項目検査 (3/5)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様		
			外国居住地				
			国名				
			居住地				
			戸籍の表示		-		
			本籍		-		
			都道府県				
			市区町村				
			町字				
			地番号				
			筆頭者		-		
			氏				
			名				
			国籍				
			養母		-		
			氏名		-		
			よみかた氏				
			よみかた名				
			氏				
			名				
			生年月日		-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定	
			年号	2			
			年	4			
			月	2			
日	2						
住民登録をしているところ		-					
住所		-					
都道府県							
市区町村							
町字							
地番号							
方書							
世帯主		-					
氏名		-					
氏							
名							

表 7-9 特別養子縁組届単項目検査 (4/5)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			外国居住地	-		
				国名		
				居住地		
			戸籍の表示	-		
			本籍	-		
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
			筆頭者	-		
				氏		
				名		
			国籍			
			届書記録事項	-		
			審判確定の年月日	-	○ 暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定	
			年号	2		
			年	4		
			月	2		
			日	2		
			養父母との続き柄	3	○ (長男, 二男, ~十九男, 長女, 二女, ~十九女, 不詳) であること	
			入籍する戸籍または新しい本籍	-		
			入籍先		○ (本籍と同一の場所に新戸籍をつくった後下記養親の現在戸籍に入る, 養子の戸籍に変動がない, 下記のとおり) であること	
			入籍する戸籍事項			
			養親の戸籍	-		
			本籍	-		
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
			筆頭者	-		
				氏		
				名		
			その他	-		
			その他事項			
			事項種別			

表 7-9 特別養子縁組届単項目検査 (5/5)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	届出人	-		
	届出人資格			(養父 , 養母) であること
	記名	-		
	氏名			

イ 関連項目検査

特別養子縁組届の関連項目検査を「表 7-10 特別養子縁組届関連項目検査」に示す。

表 7-10 特別養子縁組届関連項目検査 (1/2)

項番	関連検査内容	備 考
1	「養子になる人/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養子になる人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「養子になる人/外国居住地」に入力があるとき、「養子になる人/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
3	「養子になる人/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「養子になる人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
4	「養子になる人/国籍」に入力があるとき、「養子になる人/戸籍の表示」は未入力であること。	
5	「入籍する戸籍または新しい本籍」の入籍先が「本籍と同一の場所に新戸籍をつくった後下記養親の現在戸籍に入る」とき、「入籍する戸籍または新しい本籍/養親の戸籍/本籍」、「入籍する戸籍または新しい本籍/養親の戸籍/筆頭者」に入力があること。	
6	「入籍する戸籍または新しい本籍」の入籍先が「本籍と同一の場所に新戸籍をつくった後下記養親の現在戸籍に入る」でないとき、「養親になる人/養父/戸籍の表示//本籍」、「養親になる人/養父/戸籍の表示/筆頭者」又は「養親になる人/養母/戸籍の表示//本籍」、「養親になる人/養母/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
7	「入籍する戸籍または新しい本籍/養親の戸籍/本籍」、「養親になる人/養父/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、同一であること。	
8	「入籍する戸籍または新しい本籍/養親の戸籍/本籍」、「養親になる人/養母/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、同一であること。	
9	「養子になる人/戸籍の表示/筆頭者」、「養親になる人/養父/戸籍の表示/筆頭者」に入力があるとき、同一であること。	
10	「養子になる人/戸籍の表示/筆頭者」、「養親になる人/養母/戸籍の表示/筆頭者」に入力があるとき、同一であること。	
11	「養親になる人/養父/氏名」、「養親になる人/養父/生年月日」、「養親になる人/養父/住民登録をしているところ/住所」、「養親になる人/養父/戸籍の表示/本籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
12	「養親になる人/養母/氏名」、「養親になる人/養母/生年月日」、「養親になる人/養母/住民登録をしているところ/住所」、「養親になる人/養母/戸籍の表示/本籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
13	「養親になる人/養父/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養親になる人/養父/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	

表 7-10 特別養子縁組届関連項目検査 (2/2)

項番	関連検査内容	備 考
14	「養親になる人/養父/外国居住地」に入力があるとき、「養親になる人/養父/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
15	「養親になる人/養父/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「養親になる人/養父/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
16	「養親になる人/養父/国籍」に入力があるとき、「養親になる人/養父/戸籍の表示」は未入力であること。	
17	「養親になる人/養母/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養親になる人/養母/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
18	「養親になる人/養母/外国居住地」に入力があるとき、「養親になる人/養母/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
19	「養親になる人/養母/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「養親になる人/養母/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
20	「養親になる人/養母/国籍」に入力があるとき、「養親になる人/養母/戸籍の表示」は未入力であること。	
21	「養親になる人/養父/戸籍の表示/本籍」、「養親になる人/養母/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、同一であること。	
22	「養親になる人/養父/戸籍の表示/筆頭者」、「養親になる人/養母/戸籍の表示/筆頭者」に入力があるとき、同一であること。	
23	「養親になる人/養父/氏名」に入力があるとき、「届出人(養父)/記名」と同一であること。	
24	「養親になる人/養母/氏名」に入力があるとき、「届出人(養母)/記名」と同一であること。	
25	「届出人(養父)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」に入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
26	「届出人(養母)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」に入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
27	「養親になる人」は20歳以上であること。「養親になる人」の少なくとも一方が25歳以下でないこと。	

(6) 特別養子離縁届

ア 単項目検査

特別養子離縁届の関連項目検査を「表 7-1 1 特別養子離縁届単項目検査」に示す。

表 7-1 1 特別養子離縁届単項目検査 (1/5)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
特別養子離縁届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
養子	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-1 1 特別養子離縁届単項目検査 (2/5)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				筆頭者	-	
				氏名		
				国籍		
				養親	-	
				養父	-	
				氏名	-	
				生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
					2	
					4	
					2	
					2	
				住民登録をしているところ	-	
				住所	-	
				世帯主	-	
				外国居住地	-	
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	

表 7-1 1 特別養子離縁届単項目検査 (3/5)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		筆頭者	-		
		氏			
		名			
	国籍				
	養母		-		
	氏名	-			
		よみかた氏			
		よみかた名			
		氏			
		名			
	生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定		
		年号			2
		年			4
		月			2
		日			2
	住民登録をしているところ		-		
	住所	-			
		都道府県			
		市区町村			
		町字			
		地番号			
		方書			
		世帯主			-
	氏名	-			
		氏			
		名			
	外国居住地		-		
	国名				
	居住地				
	戸籍の表示		-		
本籍	-				
	都道府県				
	市区町村				
	町字				
	地番号				
	筆頭者			-	
氏					
名					
国籍					

表 7-1 1 特別養子離縁届単項目検査 (4/5)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	届書記録事項	-		
	審判確定の年月日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	縁組前の本籍	-		
	戸籍の表示	-		
	本籍	-		
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			
	筆頭者	-		
	氏			
	名			
	父母の氏名	-		
	父	-		
	氏名			
	氏			
	名			
	母	-		
	氏名	-		
	氏			
	名			
	父母との続き柄	3	○	(長男,二男,~十九男,長女,二女,~十九女,不詳,空欄)であること
	離縁後の本籍	-		
	入籍先		○	(もとの戸籍にもどる,新しい戸籍をつくる,養子の戸籍に変動がない)であること
	戸籍の表示	-		
	本籍	-		
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			
	筆頭者	-		
	氏			
	名			

表 7-1 1 特別養子離縁届単項目検査 (5/5)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		その他	-		
		その他事項			
		事項種別			
	届出人		-		
	届出人資格			○	(養子, 父, 母) であること
	住所				
	本籍				
	筆頭者		-		
	氏名				
	記名		-		
	氏				
	名				
	生年月日		-		未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月, 日は 2 桁固定
	年号		2		
	年		4		
	月		2		
	日		2		

イ 関連項目検査

特別養子縁組届の関連項目検査を「表 7-12 特別養子離縁届関連項目検査」に示す。

表 7-12 特別養子離縁届関連項目検査 (1/2)

項番	関連検査内容	備 考
1	「養子/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養子/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「養子/外国居住地」に入力があるとき、「養子/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
3	「養子/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「養子/戸籍の表示/筆頭者」、「縁組前の本籍/戸籍の表示/本籍」、「縁組前の本籍/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
4	「養子/国籍」に入力があるとき、「養子/戸籍の表示」、「縁組前の本籍/戸籍の表示」は未入力であること。	
5	「離縁後の本籍」の入籍先が“元の戸籍に戻る”、“新しい戸籍を作る”のとき、「離縁後の本籍/戸籍の表示/本籍」、「離縁後の本籍/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
6	「離縁後の本籍」の入籍先が“養子の戸籍に変動がない”のとき、「離縁後の本籍/戸籍の表示/本籍」、「離縁後の本籍/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
7	「養親/養父/氏名」、「養親/養父/生年月日」、「養親/養父/住民登録をしているところ/住所」、「養親/養父/戸籍の表示/本籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
8	「養親/養母/氏名」、「養親/養母/生年月日」、「養親/養母/住民登録をしているところ/住所」、「養親/養母/戸籍の表示/本籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
9	「養親/養父/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養親/養父/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
10	「養親/養父/外国居住地」に入力があるとき、「養親/養父/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
11	「養親/養父/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「養親/養父/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
12	「養親/養父/国籍」に入力があるとき、「養親/養父/戸籍の表示」は未入力であること。	
13	「養親/養母/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「養親/養母/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
14	「養親/養母/外国居住地」に入力があるとき、「養親/養母/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
15	「養親/養母/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「養親/養母/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	

表 7-12 特別養子離縁届関連項目検査 (2/2)

項番	関連検査内容	備 考
16	「養親/養母/国籍」に入力があるとき、「養親/養母/戸籍の表示」は未入力であること。	
17	「届出人」の届出人資格が“父”のとき、「養親/養父/氏名」と「届出人/記名」、「養親/養父/生年月日」と「届出人/生年月日」、「養親/養父/住民登録をしているところ/住所」と「届出人/住所」、「養親/養父/戸籍の表示/本籍」と「届出人/本籍」、「養親/養父/戸籍の表示/筆頭者」と「届出人/筆頭者」がそれぞれ同じであること。	
18	「届出人」の届出人資格が“母”のとき、「養親/養母/氏名」と「届出人/記名」、「養親/養母/生年月日」と「届出人/生年月日」、「養親/養母/住民登録をしているところ/住所」と「届出人/住所」、「養親/養母/戸籍の表示/本籍」と「届出人/本籍」、「養親/養母/戸籍の表示/筆頭者」と「届出人/筆頭者」がそれぞれ同じであること。	
19	「届出人」の届出人資格が“養子”のとき、「養子/氏名」と「届出人/記名」、「養子/生年月日」と「届出人/生年月日」、「養子/住民登録をしているところ/住所」と「届出人/住所」、「養子/戸籍の表示/本籍」と「届出人/本籍」、「養子/戸籍の表示/筆頭者」と「届出人/筆頭者」がそれぞれ同じであること。	

(7) 離縁の際に称していた氏を称する届

ア 単項目検査

離縁の際に称していた氏を称する届の関連項目検査を「表 7-13 離縁の際に称していた氏を称する届単項目検査」に示す。

表 7-13 離縁の際に称していた氏を称する届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
戸籍法 73 条の 2 の届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
離縁の際に称していた氏を称する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月, 日は 2 桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-13 離縁の際に称していた氏を称する届単項目検査 (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			筆頭者	-	○	
			氏			
			名			
			届書記録事項	-		
			氏	-		
			変更前	-		
			氏		○	
			変更後	-	○	
			よみかた氏			
			氏			
			縁組年月日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
			年号	2		
			年	4		
			月	2		
			日	2		
			離縁年月日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
			年号	2		
			年	4		
			月	2		
			日	2		
			離縁の際に称していた氏を称した後の本籍	-		
			戸籍の表示	-		
			本籍	-		
			都道府県			
			市区町村			
			町字			
			地番号			
			筆頭者	-		
			氏			
			名			
			その他	-		
			その他事項			
			事項種別			
			届出人	-		
			記名	-	○	
			氏			
			名			

イ 関連項目検査

離縁の際に称していた氏を称する届の関連項目検査を「表 7-14 離縁の際に称していた氏を称する届関連項目検査」に示す。

表 7-14 離縁の際に称していた氏を称する届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「離縁の際に称していた氏を称する人/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「離縁の際に称していた氏を称する人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「離縁の際に称していた氏を称する人/外国居住地」に入力があるとき、「離縁の際に称していた氏を称する人/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
3	「氏/変更後/氏」と「氏/変更前/氏」は同一であること。	
4	「縁組年月日」が「離縁年月日」以前であること。	
5	「縁組年月日」と「離縁年月日」の期間が7年以上であること。	
6	「届書管理情報/届出情報/処理年月日」と「離縁年月日」が3ヶ月以内であること。	
7	「離縁の際に称していた氏を称した後の本籍/戸籍の表示/本籍」、「離縁の際に称していた氏を称した後の本籍/筆頭者」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
8	「離縁の際に称していた氏を称する人/氏名」と「届出人/記名」は同一であること。	

(8) 婚姻届

ア 単項目検査

婚姻届の関連項目検査を「表 7-15 婚姻届単項目検査」に示す。

表 7-15 婚姻届単項目検査 (1/5)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
婚姻届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
夫になる人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	筆頭者	-		
	氏名			
	氏名			
	国籍			
	父母の氏名	-		
	父	-		
	氏名	-		
	氏名			
	氏名			
	母	-		
	氏名	-		
	氏名			
	氏名			
	父母との続柄	3	○	(長男, 二男, ~十九男, 不詳) であること
	妻になる人	-		
	氏名	-	○	
	よみかた氏			
	よみかた名			
	氏名			
	氏名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定	
年号	2			
年	4			
月	2			
日	2			
住民登録をしているところ	-			
住所	-			
都道府県				
市区町村				
町字				
地番号				
方書				
世帯主	-			
氏名	-			
氏名				
氏名				
外国居住地	-			
国名				
居住地				

表 7-15 婚姻届単項目検査 (3/5)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
			戸籍の表示	-	
			本籍	-	
			都道府県		
			市区町村		
			町字		
			地番号		
			筆頭者	-	
			氏		
			名		
			国籍		
			父母の氏名	-	
			父	-	
			氏名	-	
			氏		
			名		
			母	-	
			氏名	-	
			氏		
			名		
			父母との続き柄	3	○ (長女, 二女, ~十九女, 不詳) であること
			届書記録事項	-	
			婚姻後の夫婦の氏と新しい本籍	-	
			称する氏		○ (夫の氏, 妻の氏) であること
			新本籍	-	
			都道府県		
			市区町村		
			町字		
			地番号		
			同居を始めたとき	-	
			年	4	
			月	2	
			初婚再婚の別	-	
			夫	-	
			初婚再婚の別		○ (初婚, 再婚) であること
			再婚	-	
			死別離別の別		(死別, 離別) であること

表 7-15 婚姻届単項目検査 (4/5)

項目名					桁数	必須	項目検査仕様
				死別離別年月日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
					年号	2	
					年	4	
					月	2	
					日	2	
				妻	-		
				初婚再婚の別		○	(初婚,再婚)であること
				再婚	-		
				死別離別の別			(死別,離別)であること
				死別離別年月日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
					年号	2	
					年	4	
					月	2	
					日	2	
				職業	-		
				前世帯の仕事	-		
				夫	3	○	(農業,自営,勤,勤,その他,無職)であること
				妻	3	○	(農業,自営,勤,勤,その他,無職)であること
				夫妻の職業	-		
				国勢調査	-		
					年号	2	
					年	4	
				夫の職業			
				妻の職業			
				その他	-		
				その他事項			
				事項種別			
				届出人	-		
				届出人資格		○	(夫,妻)であること
				記名	-	○	
				氏			
				名			
				証人	-		
				記名	-	○	
				氏			
				名			

表 7-15 婚姻届単項目検査 (5/5)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	生年月日	-	○	未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	住所		○	
	本籍		○	

イ 関連項目検査

婚姻届の関連項目検査を「表 7-16 婚姻届関連項目検査」に示す。

表 7-16 婚姻届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「夫になる人/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「夫になる人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「夫になる人/外国居住地」に入力があるとき、「夫になる人/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
3	「夫になる人/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「夫になる人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
4	「夫になる人/国籍」に入力があるとき、「夫になる人/戸籍の表示」は未入力であること。	
5	「妻になる人/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「妻になる人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
6	「妻になる人/外国居住地」に入力があるとき、「妻になる人/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
7	「妻になる人/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「妻になる人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
8	「妻になる人/国籍」に入力があるとき、「妻になる人/戸籍の表示」は未入力であること。	
9	「初婚再婚の別/夫」の初婚再婚の別が”再婚(死別), 再婚(離別)”のとき、「初婚再婚の別/夫/再婚/死別離別年月日」に入力があること。	
10	「初婚再婚の別/妻」の初婚再婚の別が”再婚(死別), 再婚(離別)”のとき、「初婚再婚の別/妻/再婚/死別離別年月日」に入力があること。	
11	「夫になる人/氏名」の氏と「届出人(夫)/記名」は同一であること。	
12	「妻になる人/氏名」の氏と「届出人(妻)/記名」は同一であること。	
13	届出日に夫の年齢が十八歳に達していること。	
14	届出日に妻の年齢が十六歳に達していること。	
15	妻が再婚の場合、届出日に、死別もしくは離別年月日から起算して百日が経過していること。	

(9) 離婚届

ア 単項目検査

離婚届の関連項目検査を「表 7-17 離婚届単項目検査」に示す。

表 7-17 離婚届単項目検査 (1/6)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
離婚届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
夫	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-17 離婚届単項目検査 (2/6)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	筆頭者	-		
	氏名			
	氏名			
	国籍			
	父母の氏名	-		
	父	-		
	氏名	-		
	氏名			
	氏名			
	母	-		
	氏名	-		
	氏名			
	氏名			
	父母との続き柄	3	○	(長男, 二男, ~十九男, 不詳)であること
	妻	-	○	
	氏名	-		
	よみかた氏			
	よみかた名			
	氏名			
	生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	住民登録をしているところ	-		
	住所	-		
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			
	方書			
	世帯主	-		
	氏名	-		
	氏名			
	氏名			

表 7-17 離婚届単項目検査 (3/6)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	外国居住地	-		
	国名			
	居住地			
	戸籍の表示	-		
	本籍	-		
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			
	筆頭者	-		
	氏			
	名			
	国籍			
	父母の氏名	-		
	父	-		
	氏名	-		
	氏			
	名			
	母	-		
	氏名	-		
	氏			
	名			
	父母との続き柄	3	○	(長女, 二女, ~十九女, 不詳) であること
	届書記録事項	-		
	離婚の種別	-		
	離婚の種別		○	(協議離婚, 調停, 審判, 和解, 請求の認諾, 判決) であること
	調停	-		
	調停成立日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	審判	-		
	審判確定日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		

表 7-17 離婚届単項目検査 (4/6)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	和解	-		
	和解成立日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	請求の認諾	-		
	請求の認諾日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	判決	-		
	判決確定日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	-		
	入籍先		○	(もとの戸籍にもどる,新しい戸籍をつくる)であること
	婚姻前の氏にもどる者			(夫,妻)であること
	戸籍の表示	-		
	本籍	-		
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			
	筆頭者	-		
	氏			
	名			
	未成年の子の氏名	-		
	夫が親権を行う子	-		
	氏名	-		
	氏			
	名			

表 7-17 離婚届単項目検査 (5/6)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様	
		妻が親権を行う子	-			
		氏名	-			
			氏			
			名			
	同居の期間		-			
		同居を始めたとき	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月は2桁固定	
		年号	2			
		年	4			
		月	2			
		別居したとき	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月は2桁固定	
		年号	2			
		年	4			
		月	2			
	別居する前の住所		-			
	都道府県					
	市区町村					
	町字					
	地番号					
	方書					
	職業		-			
	前世帯の仕事		3	○	(農業, 自営, 勤, 勤, その他, 無職)であること	
	夫妻の職業		-			
		国勢調査	-			
			年号			2
			年			4
夫の職業						
妻の職業						
その他		-				
その他事項						
事項種別						
届出人		-				
届出人資格				(夫, 妻)であること		
	記名	-				
		氏				
		名				

表 7-17 離婚届単項目検査 (6/6)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	証人	-		
	記名	-	○	
	氏			
	名			
	生年月日	-	○	未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	住所		○	
	本籍		○	

イ 関連項目検査

離婚届の関連項目検査を「表 7-18 離婚届関連項目検査」に示す。

表 7-18 離婚届関連項目検査 (1/2)

項番	関連検査内容	備 考
1	「夫/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「夫/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「夫/外国居住地」に入力があるとき、「夫/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
3	「夫/国籍」に入力があるとき、「夫/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
4	「夫/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「夫/戸籍の表示」は未入力であること。	
5	「妻/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「妻/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
6	「妻/外国居住地」に入力があるとき、「妻/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
7	「妻/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「妻/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
8	「妻/国籍」に入力があるとき、「妻/戸籍の表示」は未入力であること。	
9	「夫/戸籍の表示/本籍」、「妻/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、同一であること。	
10	「夫/戸籍の表示/筆頭者」、「妻/戸籍の表示/筆頭者」に入力があるとき、同一であること。	
11	「婚姻前の氏にもどる者の本籍」の入籍先が“元の戸籍に戻る(夫)”、“新戸籍を編製する(夫)”、“元の戸籍に戻る(妻)”、“新戸籍を編製する(妻)”のとき、「婚姻前の氏にもどる者の本籍/戸籍の表示/本籍」、「婚姻前の氏にもどる者の本籍/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
12	「婚姻前の氏にもどる者の本籍」の入籍先が“変動なし”のとき、「婚姻前の氏にもどる者の本籍/戸籍の表示/本籍」、「婚姻前の氏にもどる者の本籍/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
13	「同居を始めたとき」が「別居したとき」以前であること。	
14	「届出人(夫)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があり、かつ「夫/氏名」と「届出人(夫)/記名」が同じであること。	
15	「届出人(妻)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があり、かつ「妻/氏名」と「届出人(妻)/記名」が同じであること。	
16	「離婚の種別」の離婚の種別が“協議”のとき、「証人/記名」に入力があること。	
17	「離婚の種別」の離婚の種別が“調停”、“審判”、“和解”、“請求の認諾”、“判決”のとき、「証人/記名」は未入力であること。	

表 7-18 離婚届関連項目検査 (2/2)

項番	関連検査内容	備 考
18	「証人/記名」が未入力するとき,「署名情報/証人/Signature」,「証人/生年月日」,「証人/住所」,「証人/本籍」が未入力であること。	
20	「証人/記名」,「署名情報/証人/Signature」,「証人/生年月日」,「証人/住所」,「証人/本籍」のいずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	

(10) 離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)

ア 単項目検査

離婚の際に称していた氏を称する届の関連項目検査を「表 7-19 離婚の際に称していた氏を称する届単項目検査」に示す。

表 7-19 離婚の際に称していた氏を称する届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
戸籍法77条の2の届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
離婚の際に称していた氏を称する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		戸籍の表示	-		
		本籍	-	○	
		都道府県			
		市区町村			
		町字			
		地番号			
		筆頭者	-	○	
		氏名			
		届書記録事項	-		
		氏	-		
		変更前	-		
		氏		○	
	変更後	-	○		
	よみかた氏				
	氏				
	離婚年月日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定	
	年号	2			
	年	4			
	月	2			
	日	2			
離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	-				
戸籍の表示	-				
本籍	-				
都道府県					
市区町村					
町字					
地番号					
筆頭者	-				
氏名					
氏名					
その他	-				
その他事項					
事項種別					
届出人	-				
記名	-	○			
氏名					
氏名					

イ 関連項目検査

離婚の際に称していた氏を称する届の関連項目検査を「表 7-20 離婚の際に称していた氏を称する届関連項目検査」に示す。

表 7-20 離婚の際に称していた氏を称する届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「離婚の際に称していた氏を称する人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「離婚の際に称していた氏を称する人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「離婚の際に称していた氏を称する人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「離婚の際に称していた氏を称する人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
4	「離婚の際に称していた氏を称する人/氏名/氏」と「氏/変更前/氏」は同一であること。	
5	「離婚の際に称していた氏を称した後の本籍/戸籍の表示/本籍」、「離婚の際に称していた氏を称した後の本籍/戸籍の表示/筆頭者」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
6	「離婚の際に称していた氏を称する人/氏名」と「届出人/記名」は同一であること。	
7	「届書管理情報/届出情報/処理年月日」と「離婚年月日」の期間が3か月以内であること。	

(11) 親権届

ア 単項目検査

親権届の単項目検査を「表 7-2 1 親権届単項目検査」に示す。

表 7-2 1 親権届単項目検査 (1/3)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
親権届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
未成年者	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ			
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
筆頭者	-		
氏			
名			

表 7-21 親権届単項目検査(2/3)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			親権者	国籍		
				氏名	—	
				氏	30	○
				名	30	
				生年月日	—	○
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				住民登録をしているところ	—	
				住所	—	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				方書		
				外国居住地	—	
				国名		
				居住地		
				戸籍の表示	—	
				本籍	—	○
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	—	
				氏		
				名		
				国籍		○
				届書記録事項	—	
				届出事件の種別	—	
				届出事件の種別		○
				親権管理権の種別		○

表 7-2 1 親権届単項目検査 (3/3)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
			調停成立日	-	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
			年号	2	
			年	4	
			月	2	
			日	2	
			許可の審判日	-	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
			年号	2	
			年	4	
			月	2	
			日	2	
			審判確定日	-	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
			年号	2	
			年	4	
			月	2	
			日	2	
			その他	-	
			その他事項		
			事項種別		
			届出人	-	
			届出人資格		○ (親権者父,親権者母,親権者養父,親権者養母,その他)であること
			資格名称		
			住所		○
			本籍	-	○
			都道府県		
			市区町村		
			町字		
			地番号		
			筆頭者	-	
			氏名		
			記名	-	○
			氏名		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
			生年月日	-	
			年号	2	
			年	4	
			月	2	
			日	2	

イ 関連項目検査

親権届の関連項目検査を「表 7-2 2 親権届関連項目検査」に示す。

表 7-2 2 親権届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「未成年者/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「未成年者/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
2	「未成年者/国籍」に入力があるとき、「未成年者/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
3	「親権者/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「親権者/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
4	「親権者/国籍」に入力があるとき、「親権者/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
5	「届出事件の種別」の届出事件の種別が「父母の協議」のとき、「届出事件の種別/調停成立日」「届出事件の種別/審判確定日」は未入力であること。	
6	「届出事件の種別」の届出事件の種別が「許可の審判～審判（確定）」のとき、「届出事件の種別/調停成立日」又は「届出事件の種別/許可の審判日」又は「届出事件の種別/審判確定日」に入力があること。	
7	「届出人/本籍」が日本のとき、「届出人/筆頭者」に入力があること。	
8	「届出人/本籍」が外国のとき、「届出人/筆頭者」は未入力であること。	
9	「届出人」の届出人資格(2 回目出現)、「届出人/住所(2 回目出現)」,「届出人/本籍(2 回目出現)」,「届出人/記名」,「署名情報/届出人/Singature」,「届出人/生年月日(2 回目出現)」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
10	「届出人/本籍(2 回目出現)」が日本のとき、「届出人/筆頭者(2 回目出現)」に入力があること。	
11	「届出人/本籍(2 回目出現)」が外国のとき、「届出人/筆頭者(2 回目出現)」は未入力であること。	
12	親権をうける者が成年に達していないこと。	

(12) 未成年者の後見届

ア 単項目検査

未成年の後見届の単項目検査を「表 7-23 未成年者の後見届単項目検査」に示す。

表 7-23 未成年者の後見届単項目検査 (1/4)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
未成年者の後見届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
後見を受ける人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	筆頭者	-		
	氏名			
	氏名			
	国籍			
	後見をする人	-		
	後見をする人の種別		○	(未成年後見人, 未成年後見監督人) であること
	氏名	-	○	
	よみかた氏			
	よみかた名			
	氏名			
	氏名			
	生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	住民登録をしているところ	-		
	住所	-		
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			
	方書			
外国居住地	-			
国名				
居住地				
戸籍の表示	-			
本籍	-			
都道府県				
市区町村				
町字				
地番号				
筆頭者	-			
氏名				
氏名				
国籍				

表 7-23 未成年者の後見届単項目検査 (3/4)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			届書記録事項	—		
				—		
						(開始(就職), 終了) であること
				—		
						(親権を行う人がいない, 親権を行う人に管理権がない, 未成年後見監督人が就職した) であること
				—		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
				—		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
				—		
						(未成年被後見人が成年に達した, 親権者が親権(管理権)を回復した, 未成年被後見人が親権に服することになった, 未成年後見監督人の任務が終了した) であること

表 7-2 3 未成年者の後見届単項目検査 (4/4)

項目名					桁数	必須	項目検査仕様
				終了日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定
				年号	2		
				年	4		
				月	2		
				日	2		
				その他	-		
				その他事項			
				事項種別			
				届出人	-		
				記名	-	○	
			氏				
			名				

イ 関連項目検査

未成年届の関連項目検査を「表 7-24 未成年者の後見届関連項目検査」に示す。

表 7-24 未成年者の後見届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「後見を受ける人/戸籍の表示/本籍」が日本のとき、「後見を受ける人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
2	「後見を受ける人/国籍」が外国のとき、「後見を受ける人/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
3	「後見をする人/戸籍の表示/本籍」が日本のとき、「後見をする人/戸籍の表示/本籍」に入力があること。	
4	「後見をする人/国籍」が外国のとき、「後見をする人/戸籍の表示/本籍」は未入力であること。	
5	「届出事件の種別原因/開始」の届出事件の原因、「届出事件の種別原因/開始/開始日」、「届出事件の種別原因/開始/就職日」が未入力であるとき、すべての項目が未入力であること。	
6	「届出事件の種別原因/開始」の届出事件の原因に入力があるとき、「届出事件の種別原因/開始/開始日」に入力があること。	
7	「届出事件の種別原因/終了」の届出事件の原因、「届出事件の種別原因/終了/終了日」が未入力であるとき、すべての項目が未入力であること。	
8	「届出事件の種別原因/終了」の届出事件の原因に入力があるとき、「届出事件の種別原因/終了/終了日」に入力があること。	
9	「後見をする人/氏名」と「届出人/記名」が同一であること。	
10	「後見を受ける人」は、未成年後見開始のとき、成年に達していないこと。	
11	「後見をする人」は、成年に達していること。	

(13) 死亡届

ア 単項目検査

死亡届の単項目検査を「表 7-25 死亡届単項目検査」に示す。

表 7-25 死亡届単項目検査 (1/3)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
死亡届	—		
届出事項	—		
届出事件本人	—		
死亡した人	—		
氏名	—	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
性別	2	○	(男, 女, 不詳)であること
生年月日	—	○	未来日でないこと
年号	2		年は2桁又は4桁固定
年	4		月, 日は2桁固定
月	2		
日	2		
出生時分	—		
推定等			
午前午後区分	2		(午前, 午後)であること
時	2		0~11 の時間入力であること
分	2		00~59 の時間入力であること
死亡日	—	○	年は2桁又は4桁固定
推定等			月, 日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
死亡時分			
推定等			
午前午後区分	2		(午前, 午後)であること
時	2		
分	2		

表 7-25 死亡届単項目検査 (2/3)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		死亡地	—	○	
		都道府県			
		市区町村			
		町字			
		地番号			
		住民登録をしているところ	—		
		住所	—		
		都道府県			
		市区町村			
		町字			
		地番号			
		方書			
		世帯主	—		
		氏名	—		
		氏			
		名			
		外国居住地	—		
		国名			
		居住地			
		戸籍の表示	—		
		本籍	—		
		都道府県			
		市区町村			
		町字			
		地番号			
		筆頭者	—		
		氏			
		名			
		国籍			
		届書記録事項	—		
		死亡した人の夫または妻	—		
		配偶者の有無	3	○	(いる, いない)であること
		配偶者の年齢	3		
		配偶者なしの種別	2		(未婚, 死別, 離別)であること
		職業	—		
		死亡したときの世帯の仕事	3	○	(農業, 自営, 勤Ⅰ, 勤Ⅱ, その他, 無職)であること

表 7-25 死亡届単項目検査 (3/3)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		死亡した人の職業産業	—		
		国勢調査	—		年は2桁又は4桁固定
		年号	2		
		年	4		
		職業			
		産業			
		その他	—		
		その他事項			
		事項種別			
		届出人	—		
		届出人資格		○	(同居の親族, 同居していない親族, 同居者, 家主, 地主, 家屋管理人, 土地管理人, 公設書の長, 後見人, 保佐人, 補助人, 任意後見人)であること
		住所	—	○	
		都道府県			
		市区町村			
		町字			
		地番号			
		方書			
		本籍		○	
		筆頭者	—	○	
		氏名			
		記名	—	○	
		氏			
		名			
		生年月日	—	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
		年号	2		
		年	4		
		月	2		
		日	2		

イ 関連項目検査

死亡届の関連項目検査を「表 7-26 死亡届関連項目検査」に示す。

表 7-26 死亡届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「死亡した人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「死亡した人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「死亡した人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「死亡した人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「死亡した人/戸籍の表示/本籍」が日本のとき、「死亡した人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
4	「死亡した人/国籍」が外国のとき、「死亡した人/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
5	「死亡した人の夫または妻」の配偶者の有無が” いない ” のとき、「死亡した人の夫または妻/配偶者の年齢」は未入力であること。	
6	「死亡した人の夫または妻」の配偶者の有無が” いる ” のとき、「死亡した人の夫または妻/配偶者の年齢」に入力があること。	
7	「届出人」の届出人資格,「届出人/住所」,「届出人/本籍」,「届出人/記名」,「署名情報/届出人/Signature」,「届出人/生年月日」のいずれかに入力があるとき,すべての項目に入力があること。	
8	「届出人/本籍」が日本のとき,「届出人/筆頭者」に入力があること。	
9	「届出人/本籍」が外国のとき,「届出人/筆頭者」は未入力であること。	

(14) 失踪届

ア 単項目検査

失踪届の関連項目検査を「表 7-27 失踪届単項目検査」に示す。

表 7-27 失踪届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
失踪届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
失踪した人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
最後の住所	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏名			
氏名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-27 失踪届単項目検査 (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				筆頭者	-	
				氏		
				名		
				届書記録事項	-	
				死亡とみなされる年月日	-	○ 暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				推定等		
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				審判確定の年月日	-	○ 暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				その他	-	
				その他事項		
				事項種別		
				届出人	-	
				届出人資格		○ (夫,妻,父,母,その他)であること
				資格名称		
				住所		○
				本籍		○
				筆頭者	-	
				氏名		
				記名	-	
				氏		○
				名		
				生年月日	-	○ 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	

イ 関連項目検査

失踪届の関連項目検査を「表 7-28 失踪届関連項目検査」に示す。

表 7-28 失踪届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「失踪した人/最後の住所/住所」に入力があるとき、「失踪した人/最後の住所/世帯主」に入力があること。	
2	「失踪した人/外国居住地」に入力があるとき、「失踪した人/最後の住所/世帯主」は未入力であること。	
3	「失踪した人/戸籍の表示/本籍」が日本のとき、「失踪した人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
4	「届出人」の届出人資格、「届出人/住所」、「届出人/本籍」、「届出人/記名」、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
5	「届出人」の届出人資格が“その他”のとき、「届出人/資格名称」に入力があること。	
6	「届出人」の届出人資格が“その他”以外のとき、「届出人/資格名称」は未入力であること。	
7	「届出人/本籍」が日本のとき、「届出人/筆頭者」に入力があること。	
8	「届出人/本籍」が外国のとき、「届出人/筆頭者」は未入力であること。	

(15) 復氏届

ア 単項目検査

復氏届の単項目検査を「表 7-29 復氏届単項目検査」に示す。

表 7-29 復氏届単項目検査 (1/3)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
復氏届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
復氏する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

表 7-29 復氏届単項目検査 (2/3)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	○
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	○
				氏		
				名		
				父母の氏名	-	
				父	-	
				氏名		
				氏		
				名		
				母	-	
				氏名	-	
				氏		
				名		
				父母との続き柄	3	○ (長男, 二男, ~十九男, 長女, 二女, ~十九女, 不詳)であること
				届書記録事項	-	
				復する氏	-	○
				よみかた氏		
				氏		
				復氏した後の本籍	-	
				入籍先		○ (もとの戸籍にもどる, 新しい戸籍をつくる)であること
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	○
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	○
				氏		
				名		

表 7-29 復氏届単項目検査 (3/3)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		死亡した配偶者	-		
		氏名	-	○	
		氏			
		名			
		死亡日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
		年号	2		
		年	4		
		月	2		
		日	2		
		その他	-		
		その他事項			
		事項種別			
		届出人	-		
		記名	-	○	
		氏			
		名			

イ 関連項目検査

復氏届の関連項目検査を「表 7-30 復氏届関連項目検査」に示す。

表 7-30 復氏届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「復氏する人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「復氏する人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「復氏する人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「復氏する人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「復氏する人/氏名」と「届出人/記名」は同一であること。	

(16) 姻族関係終了届

ア 単項目検査

姻族関係終了届の単項目検査を「表 7-3 1 姻族関係終了届単項目検査」に示す。

表 7-3 1 姻族関係終了届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
姻族関係終了届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
姻族関係を終了させる人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-3 1 姻族関係終了届単項目検査 (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				筆頭者	-	
				氏		
				名		
				届書記録事項	-	
				死亡した配偶者	-	
				氏名	-	○
				氏		
				名		
				死亡日	-	○ 暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	○
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	
				氏		
				名		
				その他	-	
				その他事項		
				事項種別		
				届出人	-	
				記名	-	○
				氏		
				名		

イ 関連項目検査

姻族関係終了届の関連項目検査を「表 7-3 2 姻族関係終了届関連項目検査」に示す。

表 7-3 2 姻族関係終了届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「姻族関係を終了させる人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「姻族関係を終了させる人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「姻族関係を終了させる人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「姻族関係を終了させる人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「姻族関係を終了させる人/戸籍の表示/本籍」が日本のとき、「姻族関係を終了させる人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
4	「死亡した配偶者/戸籍の表示/本籍」が日本のとき、「死亡した配偶者/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
5	「姻族関係を終了させる人/氏名」と「届出人/記名」は同一であること。	

(17) 推定相続人廃除届

ア 単項目検査

推定相続人廃除届の単項目検査を「表 7-33 推定相続人廃除届単項目検査」に示す。

表 7-33 推定相続人廃除届単項目検査 (1/3)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
推定相続人廃除届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
廃除された人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

項目名			桁数	必須	項目検査仕様	
		筆頭者	—			
		氏				
		名				
		国籍				
	廃除した人		—			
	廃除した人の種別			○	(父, 母, その他)であること	
	資格名称					
	氏名		—	○		
		氏				
		名				
	生年月日		—	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定	
		元号	2			
		年	4			
		月	2			
		日	2			
	住民登録をしているところ		—			
		住所		—		
			都道府県			
			市区町村			
			町字			
			地番号			
			方書			
	外国居住地		—			
		国名				
		居住地				
	戸籍の表示		—			
	本籍		—			
		都道府県				
		市区町村				
		町字				
		地番号				
	筆頭者		—			
氏						
名						
	国籍					
届書記録事項		—				
廃除の種類		—				
	廃除の種別		○	審判 であること		

表 7-33 推定相続人廃除届単項目検査 (3/3)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			審判	—		
			審判確定日	—	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
			年号	2		
			年	4		
			月	2		
			日	2		
			その他	—		
			その他事項			
			事項種類			
			届出人	—		
			届出人資格		○	(廃除した人、遺言執行者)であること
			住所		○	
			本籍		○	
			筆頭者	—		
			氏名			
			記名	—	○	
			氏			
			名			
			生年月日	—	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
			年号	2		
			年	4		
			月	2		
			日	2		

イ 関連項目検査

推定相続人廃除届の関連項目検査を「表 7-3 4 推定相続人廃除届関連項目検査」に示す。

表 7-3 4 推定相続人廃除届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「廃除された人/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「廃除された人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
2	「廃除された人/国籍」に入力があるとき、「廃除された人/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
3	「廃除した人」の廃除した人の種別が“父”又は“母”のとき、「廃除した人/資格名称」は未入力であること。	
4	「廃除した人」の廃除した人の種別が“その他”のとき、「廃除した人/資格名称」に入力があること。	
5	「廃除した人/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「廃除した人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
6	「廃除した人/国籍」に入力があるとき、「廃除した人/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
7	「届出人/本籍」が日本のとき、「届出人/筆頭者」に入力があること。	
8	「届出人/本籍」が外国のとき、「届出人/筆頭者」は未入力であること。	

(18) 入籍届

ア 単項目検査

入籍届の単項目検査を「表 7-35 入籍届単項目検査」に示す。

表 7-35 入籍届単項目検査 (1/3)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
入籍届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
入籍する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-3 5 入籍届单项目検査 (2/3)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			筆頭者	-	○	
			氏			
			名			
	届書記録事項			-		
	入籍の事由			-		
	入籍の事由				○	(氏を称する入籍，同籍する入籍，従前の氏を称する入籍)であること
	氏を称する入籍					(父，母，父母，養父，養母，養父母)であること
	同籍する入籍					(父，母，父母，養父，養母，養父母)であること
	従前の氏を称する入籍			-		
	従前の氏を改めた年月日			-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月，日は2桁固定
	年号			2		
	年			4		
	月			2		
	日			2		
	入籍する戸籍または新しい本籍			-		
	入籍先				○	(すでにある戸籍に入る，父又は母の新戸籍に入る，新しい戸籍をつくる)であること
	新本籍			-		
	本籍			-	○	
	都道府県					
	市区町村					
	町字					
	地番号					
	筆頭者			-	○	
	氏					
名						
父母の氏名			-			
父			-			
氏名			-			
氏名						
母			-			
氏名			-			
氏名						

表 7-35 入籍届単項目検査 (3/3)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		父母との続き柄	3	○	(長男, 二男, ~十九男, 長女, 二女, ~十九女, 不詳)であること
		その他	-		
		その他事項			
		事項種別			
	届出人		-		
	記名	氏	-		
		名			
	届出人		-		
	届出人資格				(親権者父, 親権者養父, 親権者母, 親権者養母, 未成年後見人, 配偶者)であること
	住所				
	本籍				
	筆頭者	氏名	-		
	記名	氏	-		
		名			
	生年月日	年	-		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
		年号	2		
		年	4		
		月	2		
		日	2		

イ 関連項目検査

入籍届の関連項目検査を「表 7-36 入籍届関連項目検査」に示す。

表 7-36 入籍届関連項目検査 (1/2)

項番	関連検査内容	備 考
1	「入籍する人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「入籍する人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「入籍する人/外国居住地」が外国のとき、「入籍する人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「入籍の事由/氏を称する入籍」、「入籍の事由/同籍する入籍」、「入籍の事由/従前の氏を称する入籍」のいずれかに入力があること。	
4	「入籍の事由」の入籍の事由が「氏を称する入籍」のとき、「入籍の事由/同籍する入籍」、「入籍の事由/従前の氏を称する入籍」は未入力であること。	
5	「入籍の事由」の入籍の事由が「同籍する入籍」のとき、「入籍の事由/氏を称する入籍」、「入籍の事由/従前の氏を称する入籍」は未入力であること。	
6	「入籍の事由」の入籍の事由が「従前の氏を称する入籍」のとき、「入籍の事由/氏を称する入籍」、「入籍の事由/同籍する入籍」は未入力であり、「入籍の事由/従前の氏を称する入籍/従前の氏を改めた年月日」に入力があること。	
7	「入籍の事由」の入籍の事由が「従前の氏を称する入籍」でないとき、「入籍の事由/従前の氏を称する入籍/従前の氏を改めた年月日」は未入力であること。	
8	「届出人(事件本人)」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」に入力があり、「届出人(15歳未満時)」は未入力であること。	
9	「届出人(事件本人)/記名/氏」に入力があるとき、「入籍する人/氏名/氏」と同一であること。	
10	「届出人(事件本人)/記名/名」に入力があるとき、「入籍する人/氏名/名」と同一であること。	
11	「届出人(事件本人)」が未入力のとき、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格に入力があること。	
12	「届出人(15歳未満時)」の届出人資格、「届出人(15歳未満時)/住所」、「届出人(15歳未満時)/本籍」、「届出人(15歳未満時)/記名」、「届出人(15歳未満時)/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
13	「届出人(15歳未満時)/本籍」が日本のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
14	「届出人(15歳未満時)/本籍」が外国のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	

表 7-36 入籍届関連項目検査 (2/2)

項番	関連検査内容	備 考
15	「入籍の事由」の入籍の事由が”氏を称する入籍”で、「入籍事由/氏を称する入籍」が”父”,”母”,”養父”,”養母”のとき、家裁の氏変許可謄本が添付されていること。	
16	「入籍する人」が 15 歳未満の場合、「届出人」に入力があること。	
17	「入籍の事由」が従前の氏を称する入籍の場合、「届書管理情報/届出情報/処理年月日」は「入籍する人」が成年に達してから 1 年以内であること。	

(19) 分籍届

ア 単項目検査

分籍届の単項目検査を「表 7-37 分籍届単項目検査」に示す。

表 7-37 分籍届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
分籍届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
分籍する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名			
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-37 分籍届単項目検査 (2/2)

項目名					桁数	必須	項目検査仕様			
				筆頭者	-	○				
				氏						
				名						
				届書記録事項				-		
				新しい本籍	-	○				
					都道府県					
					市区町村					
					町字					
					地番号					
				父母の氏名				-		
				父	-					
					氏名					
					氏					
				名						
				母	-					
					氏名					
					氏					
				名						
				父母との続き柄				3	○	(長男, 二男, ~十九男, 長女, 二女, ~十九女, 不詳)であること
				その他				-		
				その他事項						
					事項種別					
				届出入				-		
				記名	-	○				
					氏					
					名					

イ 関連項目検査

分籍届の関連項目検査を「表 7-38 分籍届関連項目検査」に示す。

表 7-38 分籍届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「分籍する人/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「分籍する人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「分籍する人/外国居住地」に入力があるとき、「分籍する人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「分籍する人/氏名/氏」と「届出人/記名/氏」が同一であること。	
4	「分籍する人/氏名/名」と「届出人/記名/名」が同一であること。	
5	「分籍する人」は成年に達していること。	
6	管外からの届出の場合、戸籍謄本が添付されていること。	

(20) 国籍取得届

ア 単項目検査

国籍取得届の単項目検査を「表 7-39 国籍取得届単項目検査」に示す。

表 7-39 国籍取得届単項目検査 (1/6)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
国籍取得届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
国籍取得する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
従前の氏名	-	○	
氏			
名			
住所	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
父母の氏名	-		
父	-		
氏名	-		
氏			
名			
母	-		
氏名	-		
氏			
名			
父母との続き柄	3	○	(長男,二男,~十九男,長女,二女,~十九女,不詳)であること

表 7-39 国籍取得届单项目检查 (2/6)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			父母の本籍	-		
			父	-		
			戸籍の表示	-		
			本籍	-		
			都道府県			
			市区町村			
			町字			
			地番号			
			筆頭者	-		
			氏			
			名			
			国籍			
			母	-		
			戸籍の表示	-		
			本籍	-		
			都道府県			
			市区町村			
			町字			
			地番号			
			筆頭者	-		
			氏			
			名			
			国籍			
届書記録事項						
国籍取得の年月日				-	○ 暦日であること 未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定	
年号						
年						
月						
日						
国籍取得の際の外国の国籍					○	
氏を同一とする時の父又は母の本籍				-		
戸籍の表示				-		
本籍				-		
都道府県						
市区町村						
町字						
地番号						

表 7-39 国籍取得届単項目検査 (3/6)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				筆頭者	-	
				氏名		
				氏名		
				配偶者	-	
				氏名	-	
				氏名		
				氏名		
				生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				戸籍の表示	-	
				本籍	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者	-	
				氏名		
				氏名		
				国籍		
				婚姻の年月日	-	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				養親	-	
				養父	-	
				氏名	-	
				氏名		
				氏名		
				生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	

表 7-39 国籍取得届単項目検査 (4/6)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	養母	-		
	氏名	-		
	氏名			
	生年月日	-		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	戸籍の表示	-		
	本籍	-		
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			
	筆頭者	-		
	氏名			
	国籍			
	養子縁組の年月日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	養親との続き柄	2		(養子,養女,不詳)であること
	国籍取得後の本籍	-		
	入籍先			(父母の戸籍に入る,氏を同一とする時の父又は母の戸籍に入った後下記の新しい戸籍を作る,下記のとおり)であること
	入籍する戸籍事項			
	新本籍	-		
	番号	1		(,)であること
	本籍	-		
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			

表 7-3 9 国籍取得届単項目検査 (5/6)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			筆頭者	-		
				氏名		
				氏名		
				住民となった年月日		○ 暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				住所を定めた年月日	-	○ 暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				世帯主世帯員の別	-	○ (世帯主, 世帯員)であること
				世帯主世帯員の別	-	
				世帯主	-	○ (世帯主, 妻, 夫, 妻 未届, 夫 未届, 長男, 二男, ~九男, 十男, ~十九男, 長女, 二女, ~九女, 十女, ~十九女, 子, 養子, 養女, 養父, 養母, 父, 母, 兄, 弟, 姉, 妹, 縁故者, 同居者, * 第二世代以上のときは, 上記値をの, で区切る) であること
				世帯主との続き柄	-	
				氏名	-	○
				氏名	-	
				氏名	-	
				氏名	-	
				その他	-	
				その他事項		
				事項種別		
				届出人	-	
				記名	-	
				氏名	-	
				氏名	-	
				届出人	-	
				届出人資格		(親権者父, 親権者養父, 親権者母, 親権者養母, 未成年後見人)であること
				記名	-	
				氏名	-	
				氏名	-	

表 7-39 国籍取得届単項目検査 (6/6)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	生年月日	-		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	住所			
	本籍			
	筆頭者	-		
	氏名			
	連署人	-		
	連署人種別	1		(夫,妻)であること
	住所			
	本籍			
	筆頭者	-		
	氏名			
	記名	-		
	氏			
	名			
	生年月日	-		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		

イ 関連項目検査

国籍取得届の関連項目検査を「表 7-40 国籍取得届関連項目検査」に示す。

表 7-40 国籍取得届関連項目検査 (1/2)

項番	関連検査内容	備 考
1	「国籍取得する人/父母の氏名/父/氏名」,「国籍取得する人/父母の本籍/父/戸籍の表示/本籍」,「国籍取得する人/父母の本籍/父/国籍」のいずれかに入力があるとき,すべての項目に入力があること。	
2	「国籍取得する人/父母の本籍/父/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき,「国籍取得する人/父母の本籍/父/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
3	「国籍取得する人/父母の本籍/父/国籍」が外国のとき,「国籍取得する人/父母の本籍/父/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
4	「国籍取得する人/父母の氏名/母/氏名」,「国籍取得する人/父母の本籍/母/戸籍の表示/本籍」,「国籍取得する人/父母の本籍/母/国籍」のいずれかに入力があるとき,すべての項目に入力があること。	
5	「国籍取得する人/父母の本籍/母/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき,「国籍取得する人/父母の本籍/母/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
6	「国籍取得する人/父母の本籍/母/国籍」に入力があるとき,「国籍取得する人/父母の本籍/母/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
7	「配偶者/氏名」,「配偶者/生年月日」,「配偶者/戸籍の表示/本籍」,「配偶者/国籍」,「配偶者/婚姻の年月日」のいずれかに入力があるとき,すべての項目が入力されていること。	
8	「配偶者/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき,「配偶者/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
9	「配偶者/国籍」が外国のとき,「配偶者/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
10	「養親/養父/氏名」,「養親/養父/生年月日」,「養親/養母/氏名」,「養親/養母/生年月日」,「養親/戸籍の表示/本籍」,「養親/国籍」のいずれかに入力があるとき,「養親/養父/氏名」,「養親/養父/生年月日」又は「養親/養母/氏名」,「養親/養母/生年月日」及び「養親/戸籍の表示/本籍」,「養親/国籍」のすべての項目が入力されていること。	
11	「養親/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき,「養親/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
12	「養親/国籍」が外国のとき,「養親/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	

表 7-40 国籍取得届関連項目検査 (2/2)

項番	関連検査内容	備 考
13	「養親/養父/氏名」又は「養親/養母/氏名」に入力があるとき、「養親/養子縁組の年月日」、「養親/養親との続き柄」に入力があること。	
14	「養親/養父/氏名」及び「養親/養母/氏名」が未入力するとき、「養親/養子縁組の年月日」、「養親/養親との続き柄」は未入力であること。	
15	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」に入力があり、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格は未入力であること。	
16	「届出人(事件本人)/記名/氏」に入力があるとき、「国籍取得する人/氏名/氏」と同一であること。	
17	「届出人(事件本人)/記名/名」に入力があるとき、「国籍取得する人/氏名/名」と同一であること。	
18	「届出人(事件本人)/記名」が未入力するとき、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格に入力があること。	
19	「届出人(15歳未満時)」の届出人資格、「届出人(15歳未満時)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人(15歳未満時)/生年月日」、「届出人(15歳未満時)/住所」、「届出人(15歳未満時)/本籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
20	「届出人(15歳未満時)/本籍」が日本のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
21	「届出人(15歳未満時)/本籍」が外国のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	
22	「配偶者/戸籍の表示/筆頭者」に入力があるとき、「連署人」の連署人種別に入力があること。	
23	「配偶者/戸籍の表示/筆頭者」が未入力するとき、「連署人」の連署人種別は未入力であること。	
24	「連署人」の連署人種別、「連署人/住所」、「連署人/本籍」、「連署人/筆頭者」、「連署人/記名」、「署名情報/連署人/Signature」、「連署人/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
25	国籍を取得する人が15歳未満のとき、「届出人(15歳未満時)」に入力があること。	

(21) 単身者帰化届

ア 単項目検査

単身者帰化届の単項目検査を「表 7-4 1 単身者帰化届単項目検査」に示す。

表 7-4 1 単身者帰化届単項目検査 (1/4)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
単身者帰化届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
帰化者	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
従前の氏名	-	○	
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住所	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
父母の氏名	-		
父	-		
氏名	-		
氏			
名			
母	-		
氏名	-		
氏			
名			
父母との続き柄	3	○	(長男,二男,~十九男,長女,二女,~十九女,不詳)であること

表 7-4 1 單身者歸化屆單項目檢查 (2/4)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様	
			父母の国籍	-			
			父		-		
				国籍			
				本籍	-		
				都道府県			
				市区町村			
				町字			
				地番号			
				母		-	
			国籍				
			本籍		-		
			都道府県				
			市区町村				
			町字				
			地番号				
	届書記録事項			-			
		帰化の際の国籍			○		
			告示の年月日			-	○ 暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
			年号	2			
			年	4			
			月	2			
日			2				
帰化後の本籍			-				
		入籍先			○	(新しい戸籍をつくる,父・母の戸籍に入る,養父・養母の戸籍に入る)であること	
		戸籍の表示			-		
		本籍		-	○		
			都道府県				
			市区町村				
			町字				
			地番号				
		筆頭者			-	○	
		氏					
	名						

表 7-4 1 単身者帰化届単項目検査 (3/4)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	住民となった年月日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	住所を定めた年月日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	世帯主世帯員の別	-		
	世帯主世帯員の別		○	(世帯主,世帯員)であること
	世帯主	-		
	世帯主との続き柄		○	(世帯主,妻,夫,妻 未届,夫 未届,長男,二男,~九男,十男,~十九男,長女,二女,~九女,十女,~十九女,子,養子,養女,養父,養母,父,母,兄弟,姉,妹,縁故者,同居者, *第二世代以上のときは,上記値をの,で区切る)であること
	氏名	-	○	
	氏			
	名			
	その他	-		
	その他事項			
	事項種別			
	届出人	-		
	記名	-		
	氏			
	名			
	届出人	-		
	届出人資格			(親権者父,親権者養父,親権者母,親権者養母,未成年後見人)であること
	住所			
	本籍			
	筆頭者	-		
	氏名			

表 7-4 1 単身者帰化届単項目検査 (4/4)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	記名	-		
	氏			
	名			
	生年月日	-		未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		

イ 関連項目検査

単身者帰化届の関連項目検査を「表 7-4 2 単身者帰化届関連項目検査」に示す。

表 7-4 2 単身者帰化届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「帰化者/父母の氏名/父/氏名」,「帰化者/父母の国籍/父/国籍」,「帰化者/父母の国籍/父/本籍」のいずれかに入力があるとき,すべての項目に入力があること。	
2	「帰化者/父母の氏名/母/氏名」,「帰化者/父母の国籍/母/国籍」,「帰化者/父母の国籍/母/本籍」のいずれかに入力があるとき,すべての項目に入力があること。	
3	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき,「署名情報/届出人/Signature」に入力があり,「届出人(15 歳未満時)」は未入力であること。	
4	「届出人(事件本人)/記名/氏」に入力があるとき,「帰化者/氏名/氏」と同一であること。	
5	「届出人(事件本人)/記名/名」に入力があるとき,「帰化者/氏名/名」と同一であること。	
6	「届出人(事件本人)/記名」が未入力のとき,「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格に入力があること。	
7	「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格,「届出人(15 歳未満時)/住所」,「届出人(15 歳未満時)/本籍」,「届出人(15 歳未満時)/記名」,「署名情報/届出人/Signature」,「届出人(15 歳未満時)/生年月日」のいずれかに入力があるとき,すべての項目に入力があること。	
8	「届出人(15 歳未満時)/本籍」が日本のとき,「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
9	「届出人(15 歳未満時)/本籍」が外国のとき,「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	
10	帰化する人が 15 歳未満のとき,「届出人(15 歳未満時)」に入力があること。	

(22) 夫婦者帰化届

ア 単項目検査

夫婦者帰化届の単項目検査を「表 7-4 3 夫婦者帰化届単項目検査」に示す。

表 7-4 3 夫婦者帰化届単項目検査 (1/6)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
夫婦者帰化届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
夫	-		
氏名	-		
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
従前の氏名	-		
氏			
名			
生年月日	-		未来日でないこと
年号	2		年は2桁又は4桁固定
年	4		月,日は2桁固定
月	2		
日	2		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
父母の氏名	-		
父	-		
氏名	-		
氏			
名			
母	-		
氏名	-		
氏			
名			
父母との続き柄	3		(長男,二男,~十九男,不詳)であること

表 7-4 3 夫婦者帰化届単項目検査 (2/6)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
	父母の国籍	父	父母の国籍	-		
			父	-		
		国籍 本籍	国籍			
			本籍	-		
			都道府県			
			市区町村			
			町字			
			地番号			
		母	母	-		
			国籍			
			本籍	-		
			都道府県			
			市区町村			
			町字			
			地番号			
	妻	妻		-		
		氏名	氏名	-		
			よみかた氏			
			よみかた名			
			氏			
			名			
		従前の氏名	従前の氏名	-		
			氏			
			名			
		生年月日	生年月日	-		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
			年号	2		
			年	4		
			月	2		
			日	2		
		住所	住所	-		
			都道府県			
			市区町村			
			町字			
			地番号			
			方書			

表 7-4 3 夫婦者帰化届単項目検査 (3/6)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				父母の氏名	-	
				父	-	
				氏名		
				氏		
				名		
				母	-	
				氏名		
				氏		
				名		
				父母との続き柄	3	(長女, 二女, ~十九女, 不詳)であること
				父母の国籍	-	
				父	-	
				国籍		
				本籍	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				母	-	
				国籍		
				本籍	-	
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				届書記録事項	-	
				帰化の際の国籍		
				告示の年月日	-	○ 暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				帰化後の夫婦の氏と新しい本籍	-	
				帰化後の夫婦の氏		○ 夫の氏, 妻の氏

表 7-4 3 夫婦者帰化届単項目検査 (4/6)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	新本籍	-		
	本籍	-	○	
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			
	筆頭者	-	○	
	氏			
	名			
	住民となった年月日	-		
	夫	-		
	年号	2		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	妻	-		
	年号	2		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	住所を定めた年月日	-		
	夫	-		
	年号	2		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	妻	-		
	年号	2		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	世帯主世帯員の別	-		
	夫	-		
	世帯主世帯員の別			(世帯主, 世帯員)であること

表 7-4 3 夫婦者帰化届単項目検査 (5/6)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				世帯主		-
				世帯主との続き柄		(世帯主, 妻, 夫, 妻 未届, 夫 未届, 長男, 二男, ~九男, 十男, ~十九男, 長女, 二女, ~九女, 十女, ~十九女, 子, 養子, 養女, 養父, 養母, 父, 母, 兄, 弟, 姉, 妹, 縁故者, 同居者, * 第二世代以上のときは, 上記値をの, で区切る) であること
				氏名		-
				氏		
				名		
				妻		-
				世帯主世帯員の別		(世帯主, 世帯員)であること
				世帯主		
				世帯主との続き柄		(世帯主, 妻, 夫, 妻 未届, 夫 未届, 長男, 二男, ~九男, 十男, ~十九男, 長女, 二女, ~九女, 十女, ~十九女, 子, 養子, 養女, 養父, 養母, 父, 母, 兄, 弟, 姉, 妹, 縁故者, 同居者, * 第二世代以上のときは, 上記値をの, で区切る) であること
				氏名		-
				氏		
				名		
				その他		-
				その他事項		
				事項種別		
				届出人		-
				届出人資格		(夫, 妻)であること
				記名		-
				氏		
				名		
				連署人		-
				連署人種別		(夫, 妻)であること
				住所		
				本籍		
				筆頭者		-
				氏名		
				記名		-
				氏		
				名		

表 7-4 3 夫婦者帰化届単項目検査 (6/6)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		生年月日	-		未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定
		年号	2		
		年	4		
		月	2		
		日	2		

イ 関連項目検査

夫婦者帰化届の関連項目検査を「表 7-44 夫婦者帰化届関連項目検査」に示す。

表 7-44 夫婦者帰化届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「夫/氏名」、「夫/従前の氏名」、「夫/生年月日」、「夫/住所」、「夫/父母との続き柄」、「帰化の際の国籍」、「住民となった年月日/夫」、「住所を定めた年月日/夫」、「世帯主世帯員の別/夫」の世帯主世帯員の別、「世帯主世帯員の別/夫/世帯主/氏名」、「世帯主世帯員の別/夫/世帯主」の世帯主との続き柄、「届出人(夫)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
2	「夫/父母の氏名/父/氏名」に入力があるとき、「夫/父母の国籍/父/国籍」又は「夫/父母の国籍/父/本籍」に入力があること。	
3	「夫/父母の氏名/父/氏名」が未入力の場合、「夫/父母の国籍/父/国籍」及び「夫/父母の国籍/父/本籍」は未入力であること。	
4	「夫/父母の氏名/母/氏名」に入力があるとき、「夫/父母の国籍/母/国籍」又は「夫/父母の国籍/母/本籍」に入力があること。	
5	「夫/父母の氏名/母/氏名」が未入力の場合、「夫/父母の国籍/母/国籍」及び「夫/父母の国籍/母/本籍」は未入力であること。	
6	「妻/氏名」、「妻/従前の氏名」、「妻/生年月日」、「妻/住所」、「妻/父母との続き柄」、「帰化の際の国籍」、「住民となった年月日/妻」、「住所を定めた年月日/妻」、「世帯主世帯員の別/妻」の世帯主世帯員の別、「世帯主世帯員の別/妻/世帯主/氏名」、「世帯主世帯員の別/妻/世帯主」の世帯主との続き柄、「届出人(妻)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
7	「妻/父母の氏名/父/氏名」に入力があるとき、「妻/父母の国籍/父/国籍」又は「妻/父母の国籍/父/本籍」に入力があること。	
8	「妻/父母の氏名/父/氏名」が未入力の場合、「妻/父母の国籍/父/国籍」及び「妻/父母の国籍/父/本籍」は未入力であること。	
9	「妻/父母の氏名/母/氏名」に入力があるとき、「妻/父母の国籍/母/国籍」又は「妻/父母の国籍/母/本籍」に入力があること。	
10	「妻/父母の氏名/母/氏名」が未入力の場合、「妻/父母の国籍/母/国籍」及び「妻/父母の国籍/母/本籍」は未入力であること。	
11	「夫/氏名」と「届出人(夫)/記名」は同一であること。	
12	「妻/氏名」と「届出人(妻)/記名」は同一であること。	
13	「夫/氏名」、「妻/氏名」の双方に入力があるとき、「連署人」の連署人種別は未入力であること。	
14	「夫/氏名」又は「妻/氏名」のいずれかに入力があるとき、「連署人」の連署人種別に入力があること。	
15	「連署人」の連署人種別、「連署人/住所」、「連署人/本籍」、「連署人/筆頭者」、「連署人/記名」、「署名情報/連署人/Signature」、「連署人/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	

(23) 国籍喪失届

ア 単項目検査

国籍喪失届の単項目検査を「表 7-4 5 国籍喪失届単項目検査」に示す。

表 7-4 5 国籍喪失届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
国籍喪失届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
国籍を喪失した人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ			
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-4 5 国籍喪失届単項目検査 (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様				
				筆頭者	-	○				
				氏						
				名						
				届書記録事項				-		
				喪失の年月日				-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				年号				2		
				年				4		
				月				2		
				日				2		
				喪失の原因					○	((志望により新たに何国の国籍を取得した),(何国の国籍をも有しているので離脱した),(何国の国籍を選択した),国籍選択の催告を受けて選択をしなかった,国籍喪失の宣告を受けた)であること
				その他				-		
				その他事項						
				事項種別						
				届出人				-		
				記名				-		
				氏						
				名						
				届出人				-		
				届出人資格						(夫,妻,父,母,その他)であること
				資格名称						
				住所						
				本籍						
				筆頭者				-		
				氏名						
				記名				-		
				氏						
				名						
				生年月日				-		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				年号				2		
				年				4		
				月				2		
				日				2		

イ 関連項目検査

国籍喪失届の関連項目検査を「表 7-4 6 国籍喪失届関連項目検査」に示す。

表 7-4 6 国籍喪失届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「国籍を喪失した人/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「国籍を喪失した人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「国籍を喪失した人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「国籍を喪失した人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」に入力があり、「国籍を喪失した人/氏名」と同一であること。	
4	「届出人(事件本人)/記名」が未入力のとき、「署名情報/届出人/Signature」は未入力であること。	
5	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「届出人(事件本人)」の届出人資格は未入力であること。	
6	「届出人(事件本人)/記名」が未入力のとき、「届出人(事件本人)」の届出人資格に入力があること。	
7	「届出人(事件本人)」の届出人資格、「届出人(事件本人)/住所」、「届出人(事件本人)/本籍」、「届出人(事件本人)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人(事件本人)/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
8	「届出人(事件本人)」の届出人資格が"その他"のとき、「届出人/資格名称」に入力があること。	
9	「届出人(事件本人)」の届出人資格が"その他"以外のとき、「届出人/資格名称」は未入力であること。	
10	「届出人(事件本人)/本籍」が日本のとき、「届出人(事件本人)/筆頭者」に入力があること。	
11	「届出人(事件本人)/本籍」が外国のとき、「届出人(事件本人)/筆頭者」は未入力であること。	
12	国籍を喪失する人が15歳未満のとき、「届出人(15歳未満時)」に入力があること。	

(24) 国籍選択届

ア 単項目検査

国籍選択届の単項目検査を「表 7-47 国籍選択届単項目検査」に示す。

表 7-47 国籍選択届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
国籍選択届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
国籍選択をする人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-4 7 国籍選択届単項目検査 (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			筆頭者	-	○	
			届書記録事項		-	
			現に有する外国の国籍		○	(日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します)であること
			国籍選択宣言			
			その他		-	
			その他事項			
			事項種別			
			届出人		-	
			記名	-		
			届出人		-	
			届出人資格			(親権者父，親権者母，親権者養父，親権者養母，未成年後見人)であること
			住所			
			本籍			
			筆頭者	-		
			記名	-		
			生年月日		-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月，日は2桁固定
			年号		2	
			年		4	
			月		2	
			日		2	

イ 関連項目検査

国籍選択届の関連項目検査を「表 7-48 国籍選択届関連項目検査」に示す。

表 7-48 国籍選択届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「国籍選択をする人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「国籍選択をする人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「国籍選択をする人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「国籍選択をする人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」に入力があり、「国籍選択をする人/氏名」と同一であること。	
4	「届出人(事件本人)/記名」が未入力のとき、「署名情報/届出人/Signature」は未入力であること。	
5	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格は未入力であること。	
6	「届出人(事件本人)/記名」が未入力のとき、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格に入力があること。	
7	「届出人(15歳未満時)」の届出人資格、「届出人(15歳未満時)/住所」、「届出人(15歳未満時)/本籍」、「届出人(15歳未満時)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人(15歳未満時)/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
8	「届出人(15歳未満時)/本籍」が日本のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
9	「届出人(15歳未満時)/本籍」が外国のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	
10	「国籍選択をする人」が15歳未満のとき、「届出人(15歳未満時)」に入力があること。	

(25) 外国国籍喪失届

ア 単項目検査

外国国籍喪失届の単項目検査を「表 7-49 外国国籍喪失届単項目検査」に示す。

表 7-49 外国国籍喪失届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
外国国籍喪失届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
外国国籍を喪失した人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名			
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

表 7-4 9 外国国籍喪失屆單項目檢查 (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様			
		戸籍の表示	本籍	-	○				
			都道府県						
			市区町村						
			町字						
			地番号						
			筆頭者	-			○		
		氏							
		名							
		届書記録事項	届書記録事項			-			
			外国国籍の喪失の年月日	外国国籍の喪失の年月日			-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				年号	2				
				年	4				
	月			2					
	日			2					
	外国国籍の喪失の原因		外国国籍の喪失の原因				○		
	その他		その他			-			
	その他事項	その他事項							
	事項種別	事項種別							
	届出人	届出人			-				
		記名	記名			-			
氏									
名									
届出人	届出人			-					
	届出人資格					(親権者父,親権者母,親権者養父,親権者養母,未成年後見人)であること			
	住所								
	本籍								
	筆頭者			-					
	氏名								
	記名			-					
	氏								
	名								
	生年月日			-		未来日でないこと			
	年号			2		年は2桁又は4桁固定			
	年			4		月,日は2桁固定			
	月			2					
	日			2					

イ 関連項目検査

外国国籍喪失届の関連項目検査を「表 7-50 外国国籍喪失届関連項目検査」に示す。

表 7-50 外国国籍喪失届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「外国国籍を喪失した人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「外国国籍を喪失した人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「外国国籍を喪失した人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「外国国籍を喪失した人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」に入力があり、「外国国籍を喪失した人/氏名」と同一であること。	
4	「届出人(事件本人)/記名」が未入力のとき、「署名情報/届出人/Signature」は未入力であること。	
5	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格は未入力であること。	
6	「届出人(事件本人)/記名」が未入力のとき、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格に入力があること。	
7	「届出人(15歳未満時)」の届出人資格、「届出人(15歳未満時)/住所」、「届出人(15歳未満時)/本籍」、「届出人(15歳未満時)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人(15歳未満時)/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
8	「届出人(15歳未満時)/本籍」が日本のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
9	「届出人(15歳未満時)/本籍」が外国のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	
10	「外国国籍を喪失した人」が15歳未満のとき、「届出人(15歳未満時)」に入力があること。	

(26) 氏の変更届(戸籍法107条1項の届)

ア 単項目検査

氏の変更届の単項目検査を「表 7-5 1 氏の変更届(戸籍法107条1項の届)単項目検査 (1/3)」に示す。

表 7-5 1 氏の変更届(戸籍法107条1項の届)単項目検査 (1/3)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
戸籍法107条1項の届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
氏を変更する人	-		
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
筆頭者	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
同じ戸籍にある人	-		
筆頭者	-		
よみかた名		○	
名		○	
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

表 7-5 1 氏の変更届（戸籍法 107 条 1 項の届）単項目検査 (1/3) (2/3)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				配偶者		
				よみかた名		
				名		
				住民登録をしているところ		
				住所		
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				方書		
				世帯主		
				氏名		
				氏		
				名		
				外国居住地		
				国名		
				居住地		
				同籍者		
				よみかた名		
				名		
				住民登録をしているところ		
				住所		
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				方書		
				世帯主		
				氏名		
				氏		
				名		
				外国居住地		
				国名		
				居住地		

表 7-5 1 氏の変更届（戸籍法 107 条 1 項の届）単項目検査 (1/3) (3/3)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	届書記録事項	-		
	氏	-		
	変更前	-	○	
	よみかた氏			
	氏			
	変更後	-	○	
	よみかた氏			
	氏			
	許可の審判	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	その他	-		
	その他事項			
	事項種別			
	届出人	-		
	届出人資格			(筆頭者，配偶者)であること
	記名	-		
	氏			
	名			
	生年月日	-		未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		

イ 関連項目検査

氏の変更届の関連項目検査を「表 7-5 2 氏の変更届（戸籍法 107 条 1 項の届）関連項目検査表 7-5 1 氏の変更届（戸籍法 107 条 1 項の届）単項目検査」に示す。

表 7-5 2 氏の変更届（戸籍法 107 条 1 項の届）関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/筆頭者/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/筆頭者/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/筆頭者/外国居住地」に入力があるとき、「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/筆頭者/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
3	「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/配偶者/名」、「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/配偶者/住民登録をしているところ/住所」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
4	「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/配偶者/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/配偶者/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
5	「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/配偶者/外国居住地」に入力があるとき、「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/配偶者/住民登録をしているところ」は未入力であること。	
6	「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/同籍者/名」、「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/同籍者/住民登録をしているところ/住所」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	構成員 2 ～ 5 まで同様。
7	「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/同籍者/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/同籍者/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	構成員 2 ～ 5 まで同様。
8	「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/同籍者/外国居住地」に入力があるとき、「氏を変更する人/同じ戸籍にある人/同籍者/住民登録をしているところ」は未入力であること。	構成員 2 ～ 5 まで同様。
9	「届出人(筆頭者)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人(筆頭者)/生年月日」に入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
10	「届出人(筆頭者)/記名」と「氏を変更する人/戸籍の表示/筆頭者」は同一であること。	
11	「届出人(配偶者)/記名」、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人(配偶者)/生年月日」に入力があるとき、すべての項目に入力があること。	

(27) 外国人との婚姻による氏の変更届(戸籍法 107 条 2 項の届)

ア 単項目検査

外国人との婚姻による氏の変更届の単項目検査を「表 7-5 3 外国人との婚姻による氏の変更届(戸籍法 107 条 2 項の届)単項目検査 (1/2)」に示す。

表 7-5 3 外国人との婚姻による氏の変更届(戸籍法 107 条 2 項の届)単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
戸籍法 107 条 2 項の届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
氏を変更する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月, 日は 2 桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ			
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

表 7-5 3 外国人との婚姻による氏の変更届(戸籍法 107 条 2 項の届)単項目検査 (1/2) (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			戸籍の表示	-		
				-	○	
				-	○	
				-		
				-		
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	
				-	○	

イ 関連項目検査

外国人との婚姻による氏の変更届の関連項目検査を「表 7-5 4 外国人との婚姻による氏の変更届（戸籍法 107 条 2 項の届）関連項目検査」に示す。

表 7-5 4 外国人との婚姻による氏の変更届（戸籍法 107 条 2 項の届）関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「氏を変更する人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「氏を変更する人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「氏を変更する人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「氏を変更する人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「氏を変更する人/氏名」と「届出人/記名」は同一であること。	
4	「届書管理情報/届出情報/処理年月日」と「婚姻年月日」の期間が 6 ヶ月以内であること。	

(28) 外国人との離婚による氏の変更届(戸籍法107条3項の届)

ア 単項目検査

外国人との離婚による氏の変更届の単項目検査を「表 7-55 外国人との離婚による氏の変更届(戸籍法107条3項の届)単項目検査 (1/2)」に示す。

表 7-55 外国人との離婚による氏の変更届(戸籍法107条3項の届)単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
戸籍法107条3項の届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
氏を変更する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

表 7-5 5 外国人との離婚による氏の変更届(戸籍法 107 条 3 項の届)単項目検査 (1/2) (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様	
		戸籍の表示		-			
			本籍		-	○	
				都道府県			
				市区町村			
				町字			
				地番号			
		筆頭者		-	○		
		氏					
		名					
		届書記録事項			-		
	氏			-	○		
			変更前				-
			氏				
			変更後				-
			よみかた氏				
	氏				○		
	婚姻を解消した配偶者			-			
	氏						
	名						
	婚姻解消の原因			○	(離婚,婚姻の取消し,配偶者の死亡)であること		
婚姻解消の年月日		-	○	(離婚,婚姻の取消し,配偶者の死亡)であること 暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定			
	年号				2		
	年				4		
	月				2		
	日				2		
氏を変更した後の本籍		-					
	都道府県						
	市区町村						
	町字						
	地番号						
その他		-					
	その他事項						
	事項種別						
届出人		-					
記名		-	○				
	氏						
	名						

イ 関連項目検査

外国人との離婚による氏の変更届の関連項目検査を「表 7-5 6 外国人との離婚による氏の変更届（戸籍法 107 条 3 項の届）選択項目検査」に示す。

表 7-5 6 外国人との離婚による氏の変更届（戸籍法 107 条 3 項の届）選択項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「氏を変更する人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「氏を変更する人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「氏を変更する人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「氏を変更する人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「氏を変更する人/氏名」と「届出人/記名」は同一であること。	
4	「届書管理情報/届出情報/処理年月日」と「婚姻解消の年月日」の期間が3ヶ月以内であること。	

(29) 外国人父母の氏への氏の変更届(戸籍法107条4項の届)

ア 単項目検査

外国人父母の氏への氏の変更届の単項目検査を「表 7-5 7 外国人父母の氏への氏の変更届(戸籍法107条4項の届)単項目検査 (1/3)」に示す。

表 7-5 7 外国人父母の氏への氏の変更届(戸籍法107条4項の届)単項目検査 (1/3)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
戸籍法107条4項の届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
氏を変更する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ			
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

表 7-5 7 外国人父母の氏への氏の変更届(戸籍法 107 条 4 項の届)単項目検査 (1/3) (2/3)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				戸籍の表示		
				本籍		
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				筆頭者		
				氏		
				名		
				届書記録事項		
				氏		
				変更前		
				氏		
				変更後		
				よみかた氏		
				氏		
				許可の審判		
				年号		
				年		
				月		
				日		
				外国人である父又は母の氏名		
				父母の別		
				氏名		
				氏		
名						
氏を変更した後の本籍						
都道府県						
市区町村						
町字						
地番号						
その他						
その他事項						
事項種別						

表 7-5 7 外国人父母の氏への氏の変更届(戸籍法 107 条 4 項の届)単項目検査 (1/3) (3/3)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	届出人	-		
	記名	-		
	氏			
	名			
	届出人	-		
	届出人資格			(親権者父, 親権者母, 親権者養父, 親権者養母, 未成年後見人)であること
	住所			
	本籍			
	筆頭者	-		
	氏名			
	記名	-		
	氏			
	名			
	生年月日	-		未来日でないこと
	年号	2		年は 2 桁又は 4 桁固定
	年	4		月, 日は 2 桁固定
	月	2		
	日	2		

イ 関連項目検査

外国人父母の氏への氏の変更届の関連項目検査を「表 7-5 8 外国人父母の氏への氏の変更届（戸籍法 107 条 4 項の届）関連項目検査」に示す。

表 7-5 8 外国人父母の氏への氏の変更届（戸籍法 107 条 4 項の届）関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「氏を変更する人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「氏を変更する人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「氏を変更する人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「氏を変更する人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「届出人署名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」に入力があり、「氏を変更する人/氏名」と同一であること。	
4	「届出人署名」が未入力のとき、「署名情報/届出人/Signature」は未入力であること。	
5	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格は未入力であること。	
6	「届出人(事件本人)/記名」が未入力のとき、「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格に入力があること。	
7	「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格、「届出人(15 歳未満時)/住所」,「届出人(15 歳未満時)/本籍」,「届出人(15 歳未満時)/記名」,「署名情報/届出人/Signature」,「届出人(15 歳未満時)/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
8	「届出人(15 歳未満時)/本籍」が日本のとき、「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
9	「届出人(15 歳未満時)/本籍」が外国のとき、「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	
10	「氏を変更する人」が 15 歳未満のとき、「届出人(15 歳未満時)」に入力があること。	

(30) 名の変更届

ア 単項目検査

名の変更届の単項目検査を「表 7-59 名の変更届単項目検査」に示す。

表 7-59 名の変更届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
名の変更届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
名を変更する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-59 名の変更届単項目検査 (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様						
			筆頭者	-	○							
			氏									
			名									
	届書記録事項			届書記録事項	-							
				名	-							
				変更前	-			○				
				名								
				変更後	-			○				
				よみかた名								
				名								
				許可の審判					許可の審判	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定
									年号	2		
									年	4		
									月	2		
									日	2		
	その他			その他	-							
				その他事項								
				事項種別								
	届出人			届出人	-							
				記名	-							
				氏								
				名								
	届出人			届出人	-							
				届出人資格				親権者父，親権者母，親権者養父，親権者養母，未成年後見人				
				住所								
				本籍								
筆頭者				-								
氏名												
記名				-								
氏												
名												
生年月日								生年月日	-		未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定	
								年号	2			
								年	4			
								月	2			
								日	2			

イ 関連項目検査

名の変更届の関連項目検査を「表 7-6 0 名の変更届関連項目検査」に示す。

表 7-6 0 名の変更届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「名を変更する人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「名を変更する人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「名を変更する人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「名を変更する人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」に入力があり、「名を変更する人/氏名」と同一であること。	
4	「届出人(事件本人)/記名」が未入力のとき、「署名情報/届出人/Signature」は未入力であること。	
5	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格は未入力であること。	
6	「届出人(事件本人)/記名」が未入力のとき、「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格に入力があること。	
7	「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格、「届出人(15 歳未満時)/住所」,「届出人(15 歳未満時)/本籍」,「届出人(15 歳未満時)/記名」,「署名情報/届出人/Signature」,「届出人(15 歳未満時)/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
8	「届出人(15 歳未満時)/本籍」が日本のとき、「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
9	「届出人(15 歳未満時)/本籍」が外国のとき、「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	
10	「名を変更する人」が 15 歳未満のとき、「届出人(15 歳未満時)」に入力があること。	

(31) 転籍届

ア 単項目検査

転籍届の単項目検査を「表 7-6 1 転籍届単項目検査」に示す。

表 7-6 1 転籍届単項目検査 (1/3)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
転籍届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
転籍する人	-		
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
筆頭者	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
同じ戸籍にある人	-		
筆頭者	-		
よみかた名		○	
名		○	
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

表 7-6 1 転籍届単項目検査 (2/3)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				配偶者		-
				よみかた名		
				名		
				住民登録をしているところ		-
				住所		-
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				方書		
				世帯主		-
				氏名		-
				氏		
				名		
				外国居住地		-
				国名		
				居住地		
				同籍者		-
				よみかた名		
				名		
				住民登録をしているところ		-
				住所		-
				都道府県		
				市区町村		
				町字		
				地番号		
				方書		
				世帯主		-
				氏名		-
				氏		
				名		
				外国居住地		-
				国名		
				居住地		

表 7-6 1 転籍届単項目検査 (3/3)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	届書記録事項	-		
	新しい本籍	-	○	
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			
	その他	-		
	その他事項			
	事項種別			
	届出人	-		
	届出人資格			(筆頭者, 配偶者) であること
	記名	-		
	氏名			
	生年月日	-		
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		
	届出人	-		
	届出人資格			(親権者父, 親権者母, 親権者養父, 親権者養母, 未成年後見人) であること
	住所			
	本籍			
	筆頭者	-		
	氏名			
	記名	-		
	氏名			
	生年月日	-		
	年号	2		未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月, 日は2桁固定
	年	4		
	月	2		
	日	2		

イ 関連項目検査

転籍届の関連項目検査を「表 7-6 2 転籍届関連項目検査」に示す。

表 7-6 2 転籍届関連項目検査 (1/2)

項番	関連検査内容	備 考
1	「転籍する人/同じ戸籍にある人/筆頭者/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「転籍する人/同じ戸籍にある人/筆頭者/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「転籍する人/同じ戸籍にある人/筆頭者/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「転籍する人/同じ戸籍にある人/筆頭者/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「転籍する人/同じ戸籍にある人/配偶者/よみかた名」、「転籍する人/同じ戸籍にある人/配偶者/名」、「転籍する人/同じ戸籍にある人/配偶者/住民登録をしているところ/住所」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	
4	「転籍する人/同じ戸籍にある人/配偶者/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「転籍する人/同じ戸籍にある人/配偶者/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
5	「転籍する人/同じ戸籍にある人/配偶者/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「転籍する人/同じ戸籍にある人/配偶者/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
6	「転籍する人/同じ戸籍にある人/同籍者/よみかた名」、「転籍する人/同じ戸籍にある人/同籍者/名」、「転籍する人/同じ戸籍にある人/同籍者/住民登録をしているところ/住所」、「転籍する人/同じ戸籍にある人/同籍者/外国居住地」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	構成員 2 ～ 3 まで同様。
7	「転籍する人/同じ戸籍にある人/同籍者/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「転籍する人/同じ戸籍にある人/同籍者/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	構成員 2 ～ 3 まで同様。
8	「転籍する人/同じ戸籍にある人/同籍者/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「転籍する人/同じ戸籍にある人/同籍者/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	構成員 2 ～ 3 まで同様。
9	「届出人(筆頭者)/記名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人(筆頭者)/生年月日」に入力があり、「転籍する人/戸籍の表示/筆頭者」と同一であること。	
10	「届出人(配偶者)/記名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人(配偶者)/生年月日」に入力があり、「転籍する人/戸籍の表示/配偶者」と同一であること。	
11	「届出人(筆頭者)/記名」又は「届出人(配偶者)/記名」に入力があるとき、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格は未入力であること。	
12	「届出人(筆頭者)/記名」、「届出人(配偶者)/記名」が未入力のとき、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格に入力があること。	

表 7-6 3 転籍届関連項目検査 (2/2)

項番	関連検査内容	備 考
13	「届出人(15 歳未満時)」の届出人資格,「届出人(15 歳未満時)/住所」,「届出人(15 歳未満時)/本籍」,「届出人(15 歳未満時)/記名」,「署名情報/届出人/Signature」,「届出人(15 歳未満時)/生年月日」のいずれかに入力があるとき,すべての項目に入力があること。	
14	「届出人(15 歳未満時)/本籍」が日本するとき,「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
15	「届出人(15 歳未満時)/本籍」が外国のとき,「届出人(15 歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	
16	筆頭者が 15 歳未満のとき,「届出人(15 歳未満時)」に入力があること。	
17	管外転籍のとき,戸籍謄本が添付されていること。	

(32) 就籍届

ア 単項目検査

就籍届の単項目検査を「表 7-6 4 就籍届単項目検査」に示す。

表 7-6 4 就籍届単項目検査 (1/3)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
就籍届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
就籍する人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-	○	
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
就籍するところ	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-6 4 就籍届単項目検査 (2/3)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
			筆頭者	-	○	
			氏名			
			氏名			
			届書記録事項	-		
			就籍許可の年月日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
			年号	2		
			年	4		
			月	2		
			日	2		
			父母の氏名	-		
			父	-		
			氏名			
			氏名			
			氏名			
			母	-		
			氏名	-		
			氏名			
			氏名			
			父母との続き柄	3	○	(長男,二男,~十九男,長女,二女,~十九女,不詳)であること
			その他	-		
			その他事項			
			事項種別			
			届出人	-		
			記名	-		
			氏名			
			氏名			
			届出人	-		
			届出人資格			(未成年後見人,親権代行者)であること
			住所			
			本籍			
			筆頭者	-		
			氏名			
			記名	-		
			氏名			
			氏名			

表 7-6 4 就籍届単項目検査 (3/3)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		生年月日	-		未来日でないこと 年は 2 桁又は 4 桁固定 月，日は 2 桁固定
		年号	2		
		年	4		
		月	2		
		日	2		

イ 関連項目検査

就籍届の関連項目検査を「表 7-6 5 就籍届関連項目検査」に示す。

表 7-6 5 就籍届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「届出人(事件本人)/記名」に入力があるとき、「署名情報/届出人/Signature」に入力があり、「就籍する人/氏名」と同一であること。	
2	「届出人(事件本人)/記名」が未入力するとき、「署名情報/届出人/Signature」は未入力であること。	
3	「届出人(15歳未満時)/記名」に入力があるとき、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格は未入力であること。	
4	「届出人(15歳未満時)/記名」が未入力するとき、「届出人(15歳未満時)」の届出人資格に入力があること。	
5	「届出人(15歳未満時)」の届出人資格、「届出人(15歳未満時)/住所」,「届出人(15歳未満時)/本籍」,「届出人(15歳未満時)/記名」,「署名情報/届出人/Signature」,「届出人(15歳未満時)/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
6	「届出人(15歳未満時)/本籍」が日本のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」に入力があること。	
7	「届出人(15歳未満時)/本籍」が外国のとき、「届出人(15歳未満時)/筆頭者」は未入力であること。	
8	「就籍する人」が15歳未満のとき、「届出人(15歳未満時)」に入力があること。	

(33) 戸籍訂正申請届

ア 単項目検査

戸籍訂正申請届の単項目検査を「表 7-6 6 戸籍訂正申請届単項目検査」に示す。

表 7-6 6 戸籍訂正申請届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
戸籍訂正申請	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
事件本人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			

表 7-6 6 戸籍訂正申請届単項目検査 (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様	
		戸籍の表示	本籍	-			
			都道府県 市区町村 町字 地番号				
				筆頭者	-		
				氏			
				名			
				届書記録事項		-	
			裁判の種類		○		
		裁判確定年月日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定		
		年号	2				
		年	4				
		月	2				
		日	2				
		訂正の趣旨		○			
		添付書面					
	申請人		-				
		本籍		○			
		筆頭者	-	○			
		氏名					
		住所		○			
		記名	-	○			
		氏名					
		生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定		
		年号	2				
		年	4				
		月	2				
		日	2				

イ 関連項目検査

戸籍訂正申請届の関連項目検査を「表 7-6 7 戸籍訂正申請届関連項目検査」に示す。

表 7-6 7 戸籍訂正申請届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「事件本人/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「事件本人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「事件本人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「事件本人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「事件本人/戸籍の表示/本籍」が日本のとき、「事件本人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
4	「事件本人/戸籍の表示/本籍」が外国のとき、「事件本人/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
5	「事件本人/氏名」、「事件本人/生年月日」、「事件本人/住民登録をしているところ/住所」、「事件本人/外国居住地」、「事件本人/戸籍の表示/本籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	2～4回目に出現した項目
6	「事件本人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「事件本人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	2～4回目に出現した項目
7	「事件本人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「事件本人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	2～4回目に出現した項目
8	「事件本人/戸籍の表示/本籍」が日本のとき、「事件本人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	2～4回目に出現した項目
9	「事件本人/戸籍の表示/本籍」が外国のとき、「事件本人/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	2～4回目に出現した項目
10	「事件本人/戸籍の表示/本籍」、「事件本人/住民登録をしているところ/住所」、「申請人/記名」、「署名情報/届出人/Signature」、「申請人/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	

(34) 追完届

ア 単項目検査

追完届の単項目検査を「表 7-68 追完届単項目検査」に示す。

表 7-68 追完届単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
追完届	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
事件本人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			

表 7-6 8 追完届単項目検査 (2/2)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様	
				筆頭者	-		
				氏			
				名			
				国籍			
				届書記録事項	-		
				追完を要する届出事件	-		
				種類		○	
				届出の年月日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
				年号	2		
				年	4		
				月	2		
				日	2		
				届出人	-	○	
				氏			
				名			
				追完の事由		○	
				追完する事項		○	
				添付書面			
				届出人	-		
				住所		○	
				本籍		○	
				筆頭者	-		
				氏名			
記名	-	○					
氏							
名							
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定				
年号	2						
年	4						
月	2						
日	2						

イ 関連項目検査

追完届の関連項目検査を「表 7-69 追完届関連項目検査」に示す。

表 7-69 追完届関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「事件本人/住民登録をしているところ/住所」に入力があるとき、「事件本人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	
2	「事件本人/外国居住地」に入力があるとき、「事件本人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	
3	「事件本人/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「事件本人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
4	「事件本人/国籍」に入力があるとき、「事件本人/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
5	「事件本人/氏名」、「事件本人/生年月日」、「事件本人/住民登録をしているところ/住所」、「事件本人/戸籍の表示/本籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	2 回目に出現した項目
6	「事件本人/住民登録をしているところ/住所」が日本のとき、「事件本人/住民登録をしているところ/世帯主」に入力があること。	2 回目に出現した項目
7	「事件本人/住民登録をしているところ/住所」が外国のとき、「事件本人/住民登録をしているところ/世帯主」は未入力であること。	2 回目に出現した項目
8	「事件本人/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「事件本人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	2 回目に出現した項目
9	「事件本人/国籍」に入力があるとき、「事件本人/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	2 回目に出現した項目
10	「届出人/本籍」が日本のとき、「届出人/筆頭者」に入力があること。	
11	「届出人/本籍」が外国のとき、「届出人/筆頭者」は未入力であること。	
12	「事件本人/住民登録をしているところ/住所」、「届出人/本籍」、「届出人/記名」、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人/生年月日」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	2 回目に出現した項目
13	「届出人/本籍」が日本のとき、「届出人/筆頭者」に入力がある。	2 回目に出現した項目
14	「届出人/本籍」が外国のとき、「届出人/筆頭者」は未入力であること。	2 回目に出現した項目

(35) 取下げ書

ア 単項目検査

取下げ書の単項目検査を「表 7-70 取下げ書単項目検査」に示す。

表 7-70 取下げ書単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
取下書	-		
届出事項	-		
届書記録事項	-		
種類		○	
届出年月日	-	○	暦日であること 未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
受付番号		○	
取下理由		○	
届出人	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
世帯主	-		
氏名	-		
氏			
名			

表 7-70 取下げ書単項目検査 (2/2)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	外国居住地	-		
	国名			
	居住地			
	戸籍の表示	-		
	本籍	-	○	
	都道府県			
	市区町村			
	町字			
	地番号			
	筆頭者	-		
	氏			
	名			
	国籍			
	提出者	-		
	住所		○	
	本籍		○	
	筆頭者	-		
	氏名			
	記名	-	○	
	氏			
	名			
	生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月，日は2桁固定
	年号	2		
	年	4		
	月	2		
	日	2		

イ 関連項目検査

取下げ書の関連項目検査を「表 7-7 1 取下げ書関連項目検査」に示す。

表 7-7 1 取下げ書関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「届出人/戸籍の表示/本籍」が日本のとき、「届出人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
2	「届出人/戸籍の表示/本籍」が外国のとき、「届出人/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
3	「届出人/氏名」、「署名情報/届出人/Signature」、「届出人/生年月日」、「届出人/住所登録をしているところ/住所」、「届出人/戸籍の表示/本籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	2～4回目に出現した項目
4	「届出人/戸籍の表示/本籍」が日本のとき、「届出人/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	2～4回目に出現した項目
5	「届出人/国籍」に入力があるとき、「届出人/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	2～4回目に出現した項目
6	「提出者/本籍」が日本のとき、「提出者/筆頭者」に入力があること。	2～4回目に出現した項目
7	「提出者/本籍」が外国のとき、「提出者/筆頭者」は未入力であること。	2～4回目に出現した項目

(36) 不受理申出

ア 単項目検査

不受理申出の単項目検査を「表 7-7 2 不受理申出単項目検査」に示す。

表 7-7 2 不受理申出単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
不受理申出	-		
届出事項	-		
届出事件本人	-		
届出の当事者	-		
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月,日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住民登録をしているところ	-		
住所	-		
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
外国居住地	-		
国名			
居住地			
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
筆頭者	-	○	
氏			
名			

表 7-7 2 不受理申出単項目検査 (2/2)

項目名			桁数	必須	項目検査仕様
		国籍			
		届書記録事項	—		
		不受理処分をする届出	—		
		届出事件の種類		○	(協議離婚届,婚姻,養子縁組届,養子縁組届,その他)であること
		届出理由		○	(届出の意志がなく,届書に署名押印したこともない,届書に署名押印したが,その後,届出の意思をなくした)であること
		その他事項			
		事項種別			
		連絡先	—		
		電話番号	—		
		電話番号種別			
		市外局番			
		市内局番			
		加入者番号			
		連絡方法の希望			
		申出人	—		
		記名		○	
		氏			
		名			

イ 関連項目検査

不受理申出の関連項目検査を「表 7-73 不受理申出関連項目検査」に示す。

表 7-73 不受理申出関連項目検査

項番	関連検査内容	備考
1	「届出の当事者/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「届出の当事者/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	
2	「届出の当事者/国籍」に入力があるとき、「届出の当事者/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	
3	「届出の当事者/氏名」、「届出の当事者/生年月日」、「届出の当事者/住民登録をしているところ/住所」又は「届出の当事者/外国居住地」、「届出の当事者/戸籍の表示/本籍」のいずれかに入力があるとき、すべての項目に入力があること。	2 回目に出現した項目
4	「届出の当事者/戸籍の表示/本籍」に入力があるとき、「届出の当事者/戸籍の表示/筆頭者」に入力があること。	2 回目に出現した項目
5	「届出の当事者/国籍」に入力があるとき、「届出の当事者/戸籍の表示/筆頭者」は未入力であること。	2 回目に出現した項目

2 交付請求

(1) 戸籍証明書交付請求書

ア 単項目検査

戸籍証明書交付請求書の単項目検査を「表 7-7 4 戸籍証明書交付請求書単項目検査」に示す。

表 7-7 4 戸籍証明書交付請求書単項目検査 (1/3)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
戸籍証明書交付請求	-		
請求者	-		
請求者資格		○	
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
年号	2		
年	4		
月	2		
日	2		
住所	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
請求事項	-		
証明書を請求する戸籍	-		
戸籍の種類			(戸籍, 除籍)であること
戸籍の表示	-		
本籍	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
筆頭者	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			

表 7-7 4 戸籍証明書交付請求書単項目検査 (2/3)

項目名				桁数	必須	項目検査仕様
				生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				必要とする証明書	-	
				全部事項証明	-	
				請求確認		(請求する, 請求しない)であること
				通数	2	(00～99)の数字であること
				区分		(電子, 窓口, 郵送)であること
				個人事項証明	-	
				請求確認		(請求する, 請求しない)であること
				戸籍に記録されている者	-	
				必要な人の名	-	
				よみかた名		
				名		
				生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				通数	2	(00～99)の数字であること
				区分		(電子, 窓口, 郵送)であること
				一部事項証明	-	
				請求確認		(請求する, 請求しない)であること
				戸籍に記録されている者	-	
				必要な人の名	-	
				よみかた名		
				名		
				生年月日	-	未来日でないこと 年は2桁又は4桁固定 月、日は2桁固定
				年号	2	
				年	4	
				月	2	
				日	2	
				戸籍事項		
				個人事項		
				身分事項		

表 7-7 4 戸籍証明書交付請求書単項目検査 (3/3)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	通数	2		(00～99)の数字であること
	区分			(電子，窓口，郵送)であること
	身分事項証明	-		
	請求確認			(請求する，請求しない)であること
	戸籍に記録されている者	-		
	必要な人の名	-		
	よみかた名			
	名			
	生年月日	-		未来日でないこと
	年号	2		年は2桁又は4桁固定
	年	4		月，日は2桁固定
	月	2		
	日	2		
	通数	2		(00～99)の数字であること
	区分			(電子，窓口，郵送)であること
	請求事由			
	手数料支払い区分			(電子決済，現金)であること
	最近提出した届出	-		
	提出日	-		暦日であること
	元号	2		未来日でないこと
	年	2		年は2桁固定
	月	2		月，日は2桁固定
	日	2		
	届出の種別			
	届出市区町村			

イ 関連項目検査

戸籍証明書交付請求書の関連項目検査を「表 7-7 5 戸籍証明書交付請求書関連項目検査」に示す。

表 7-7 5 戸籍証明書交付請求書関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「個人事項証明/戸籍に記録されている者/必要な人の名」又は「個人事項証明/戸籍に記録されている者/生年月日」に入力があるとき、「個人事項証明/通数」に入力があること。	
2	「一部事項証明/戸籍に記録されている者/必要な人の名」又は「一部事項証明/戸籍に記録されている者/生年月日」に入力があるとき、「一部事項証明/通数」に入力があること。	
3	「身分事項証明/戸籍に記録されている者/必要な人の名」又は「身分事項証明/戸籍に記録されている者/生年月日」に入力があるとき、「身分事項証明/通数」に入力があること。	
4	「全部事項証明/通数」に入力があるとき、「全部事項証明/区分」に入力があること。	
5	「全部事項証明/区分」に入力があるとき、「全部事項証明/通数」に入力があること。	
6	「個人事項証明/通数」に入力があるとき、「個人事項証明/区分」に入力があること。	
7	「個人事項証明/区分」に入力があるとき、「個人事項証明/通数」に入力があること。	
8	「一部事項証明/通数」に入力があるとき、「一部事項証明/区分」に入力があること。	
9	「一部事項証明/区分」に入力があるとき、「一部事項証明/通数」に入力があること。	
10	「身分事項証明/通数」に入力があるとき、「身分事項証明/区分」に入力があること。	
11	「身分事項証明/区分」に入力があるとき、「身分事項証明/通数」に入力があること。	
12	「個人事項証明/通数」に入力があるとき、「個人事項証明/戸籍に記録されている者/必要な人の名」及び「個人事項証明/戸籍に記録されている者/生年月日」に入力があること。	
13	「一部事項証明/通数」に入力があるとき、「一部事項証明/戸籍に記録されている者/必要な人の名」及び「一部事項証明/戸籍に記録されている者/生年月日」に入力があること。	
14	「身分事項証明/通数」に入力があるとき、「身分事項証明/戸籍に記録されている者/必要な人の名」及び「身分事項証明/戸籍に記録されている者/生年月日」に入力があること。	

(2) 受理(不受理)証明書交付請求書

ア 単項目検査

受理(不受理)証明書交付請求書の単項目検査を「表 7-7 6 受理(不受理)証明書交付請求書単項目検査」に示す。

表 7-7 6 受理(不受理)証明書交付請求書単項目検査 (1/2)

項目名	桁数	必須	項目検査仕様
受理証明書交付請求	-		
請求者	-		
請求者資格	2	○	(夫, 妻, 父, 母, 子, 養父, 養母, 養子)であること
氏名	-	○	
よみかた氏			
よみかた名			
氏			
名			
生年月日	-	○	未来日でないこと
年号	2		年は2桁又は4桁固定
年	4		月, 日は2桁固定
月	2		
日	2		
住所	-	○	
都道府県			
市区町村			
町字			
地番号			
方書			
請求事項			
必要とする証明書	-		
受理証明書種別			(受理証明, 不受理証明)であること
請求確認			(請求する, 請求しない)であること
氏名	-		
氏			
名			
生年月日	-		未来日でないこと
年号	2		年は2桁又は4桁固定
年	4		月, 日は2桁固定
月	2		
日	2		
届出事件			

表 7-7 6 受理（不受理）証明書交付請求書単項目検査 (2/2)

項目名		桁数	必須	項目検査仕様
	届出日	-		暦日であること 未来日でないこと 年は2桁固定 月，日は2桁固定
		2		
		2		
		2		
		2		
	オンライン受付番号			
	通数	2		(00～99)の数字であること
	区分			(電子，窓口，郵送)であること
	請求事由			

イ 関連項目検査

受理（不受理）証明書交付請求書の関連項目検査を「表 7-77 受理（不受理）証明書交付請求書関連項目検査」に示す。

表 7-77 受理（不受理）証明書交付請求書関連項目検査

項番	関連検査内容	備 考
1	「必要とする証明書/氏名」又は「必要とする証明書/生年月日」に入力があるとき、「必要とする証明書/通数」に入力があること。	
2	「必要とする証明書/通数」、「必要とする証明書/区分」のいずれかに入力があるとき、すべての項目が入力されていること。	
3	「必要とする証明書/通数」に入力があるとき、「必要とする証明書/氏名」及び「必要とする証明書/生年月日」に入力があること。	

第 4 様式

1 申請書等

本節では，以降に本システムで取り扱う申請書等の様式を示す。

(1) 出生届

出生届の様式を「図 7-5 出生届」に示す。

出生届		交付平成 年 月 日 時 分		受理平成 年 月 日		発送平成 年 月 日	
		第 号		第 号		第 号	
平成 年 月 日 届出		平成 年 月 日		送付平成 年 月 日		第 号	
長 殿		第 号		第 号		第 号	
生 ま れ た 子	(よみかた)						
	子の氏名	父 氏 名 母 氏 名					
	生まれたとき	平成 年 月 日 時 分					
	生まれたところ	都道府県 市区町村 町字 地番号					
住 所	住所	都道府県 市区町村 町字 地番号 方角					
	(住民登録をするところ)	管轄支所の氏名 管轄支所の読み名					
	(外国に居住するときはここに書いてください)	国名 居住地					
	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 氏 名 年 月 日 (満 歳)			母 氏 名 年 月 日 (満 歳)		
本 籍	本籍	都道府県 市区町村 町字 地番号			都道府県 市区町村 町字 地番号		
	(外国人のときはここに国籍を書いてください)	国籍			国籍		
	同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)					
	子が生まれたときの世帯とおもな仕事	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で営業している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常雇労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から9人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は除く) ☐ 4. 3にあってはまらない常雇労働者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は除く) ☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしていない世帯					
父 と 母	父母の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 母の職業					
	その他	☐ 日本国籍を留保する 記名 ☐ 1. 父 母 ☐ 2. 法定代理人 () ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長					
出 生 届 出 人	住所	住所					
	本籍	本籍					
	署名	署名					
	記名	記名					
事件簿番号							

图 7-5 出生属

(3) 養子縁組届

養子縁組届の様式を「図 7-7 養子縁組届」に示す。

養子縁組届 平成 年 月 日 届出 長 殿		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
		平成 年 月 日		送付 平成 年 月 日		第 号	
補正指示		補正受付	職員補正	書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票
住 民 票		通 知					
養 子 に な る 人							
(よみかた)		養子 氏 名		養父 氏 名		養母 氏 名	
生 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
住 所		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字	
住所(住民票を置いていない)と ここに書いてください		地番号 方番 世帯主の氏名		地番号 方番 世帯主の氏名		地番号 方番 世帯主の氏名	
本 籍		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字	
外国人のときはここに 国籍を書いてください		国籍		国籍		国籍	
父 母 の 氏 名		父 氏 名		続 氏 名		父 氏 名	
父 母 と の 続 氏 名		母 氏 名		続 氏 名		母 氏 名	
入 籍 す る 戸 籍		☐ 養親の現在の戸籍に入る		☐ 養子夫婦で新しい戸籍をつくる			
ま た 新 し い 本 籍		☐ 養親の新しい戸籍に入る		☐ 養子の戸籍に移動がない			
監 護 を す べ き 者		(養子になる人が十五歳未満のときに書いてください)					
有		☐ 届出人以外に養子になる人の監護をすべき ☐ 父 ☐ 母 ☐ 養父 ☐ 養母がいる					
記 名		署名		署名		署名	
届 出 人 (養子になる人が十五歳未満のときに書いてください)							
資 格		親権者(☐ 父 ☐ 養父)		親権者(☐ 母 ☐ 養母)		☐ 未成年後見人	
住 所		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字	
本 籍		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字	
記 名		署名		署名		署名	
生 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
(よみかた)		養父 氏 名		養母 氏 名		養子 氏 名	
生 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
住 所		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字	
住所(住民票を置いていない)と ここに書いてください		地番号 方番 世帯主の氏名		地番号 方番 世帯主の氏名		地番号 方番 世帯主の氏名	
本 籍		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字	
外国人のときはここに 国籍を書いてください		国籍		国籍		国籍	
そ の 他							
新しい本籍(養親になる人が戸籍の筆頭者およびその配偶者でないときは、ここに新しい本籍を書いてください)							
記 名		養父 署名		養母 署名		養子 署名	
証 人		署名		署名		署名	
生 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
住 所		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字	
本 籍		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字		都道府県 市区町村 町字	

図 7-7 養子縁組届

図 7-8 養子離縁届

(5) 特別養子縁組届

特別養子縁組届の様式を「図 7-9 特別養子縁組届」に示す。

特別養子縁組届		受付平成 年 月 日 時 分		受理平成 年 月 日		発送平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		第 第		第 第		第 第	
		平成 年 月 日					
長 殿		矯正施設	矯正機関	教養施設	養育施設	児童館	その他
(よみかた) 氏 名		養 子 に な る 人					
生 年 月 日		年 月 日					
住 所 (住居登録をしているところ) (外国に居住しているときはここに書いてください)		都道府県 市区町村 町字 地番号 方番 国名 居住地					
本 籍		都道府県 市区町村 町字 地番号 国籍					
父 母 の 氏 名 父母との続き柄		父 氏 名 母 氏 名				続 き 柄 ☐ 男 ☐ 女	
養 父 母 と の 続 き 柄		年 月 日					
入 籍 す る 戸 籍 ま た は 新 し い 本 籍		☐ 本籍と同一の場所に新戸籍をつかった後下記養親の現在戸籍に入る ☐ 養子の戸籍に変動がない ☐ 下記のとおり 養親の戸籍 都道府県 市区町村 町字 地番号 養親者の氏名					
(よみかた) 氏 名		養 親 に な る 人					
生 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
住 所 (住居登録をしているところ) (外国に居住しているときはここに書いてください)		都道府県 市区町村 町字 地番号 方番 国名 居住地		都道府県 市区町村 町字 地番号 方番 国名 居住地			
本 籍		都道府県 市区町村 町字 地番号 国籍		都道府県 市区町村 町字 地番号 国籍			
そ の 他							
届 出 人 名		養父		養母		電子署名	

圖 7-9 特別養子縁組届

(7) 離縁の際に称していた氏を称する届 (戸籍法 73 条の 2 の届)

離縁の際に称していた氏を称する届の様式を「図 7-11 離縁の際に称していた氏を称する届」に示す。

離縁の際に称していた氏を称する届 (戸籍法 73 条の 2 の届) 平成 年 月 日 届出		受付 平成 年 月 日 時 分 第 第 号		受理 平成 年 月 日 第 第 号		発送 平成 年 月 日 第 第 号	
長 殿		平成 年 月 日		送付 平成 年 月 日		第 第 号	
届出指し		届出受付	届出届正	届出届正	戸籍記載	記載記載	届 届 届 届 届 届 届 届
(よみかた) 離縁の際に 称していた氏を 称する人の氏名		(現在の氏名、離縁届とともに届け出るときは離縁前の氏名) 氏 名 年 月 日 生					
住 所 (住民登録をする ところ)		都道府県 市区町村 町字 地番号 方番 世帯主 の氏名					
(外館に居住してい るときはここに書 いてください)		国名 居住地					
本 籍		(離縁届とともに届け出るときは、離縁前の本籍) 都道府県 市区町村 町字 地番号 離縁届 の氏名					
(よみかた) 氏		変更前 (現在称している氏)			変更後 (離縁の際に称していた氏)		
縁 組 年 月 日		年 月 日					
離 縁 年 月 日		年 月 日					
離縁の際に 称していた氏を 称した後の本籍		(本籍欄の筆頭者が届出人と同一で関係者がいない場合には記載する必要はありません) 都道府県 市区町村 町字 地番号 離縁届 の氏名					
そ の 他							
届 出 人 名 (変更前の氏名)		第 第 号					

図 7-11 離縁の際に称していた氏を称する届

(8) 婚姻届

婚姻届の様式を「図 7-12 婚姻届」に示す。

婚姻届		受付平成 年 月 日 時 分		受理平成 年 月 日		発送平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		平成 年 月 日		送付平成 年 月 日		第 第 第	
長 殿		第 第 第		第 第 第		第 第 第	
氏 名		氏 名		氏 名		氏 名	
生 年 月 日		生 年 月 日		生 年 月 日		生 年 月 日	
住 所		住 所		住 所		住 所	
〔住民登録をして いるところ〕		〔住民登録をして いるところ〕		〔住民登録をして いるところ〕		〔住民登録をして いるところ〕	
〔外面に居住しているとき はここに書いてください〕		〔外面に居住しているとき はここに書いてください〕		〔外面に居住しているとき はここに書いてください〕		〔外面に居住しているとき はここに書いてください〕	
本 籍		本 籍		本 籍		本 籍	
〔外国人のときはここに 国籍を書いてください〕		〔外国人のときはここに 国籍を書いてください〕		〔外国人のときはここに 国籍を書いてください〕		〔外国人のときはここに 国籍を書いてください〕	
父 母 の 氏 名		父 母 の 氏 名		父 母 の 氏 名		父 母 の 氏 名	
父 母 と の 続 柄		父 母 と の 続 柄		父 母 と の 続 柄		父 母 と の 続 柄	
〔他の親父母はその他 欄に書いて下さい〕		〔他の親父母はその他 欄に書いて下さい〕		〔他の親父母はその他 欄に書いて下さい〕		〔他の親父母はその他 欄に書いて下さい〕	
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍		婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍		婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍		婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	
同居を始めた と き		同居を始めた と き		同居を始めた と き		同居を始めた と き	
初 婚 ・ 再 婚 の 別		初 婚 ・ 再 婚 の 別		初 婚 ・ 再 婚 の 別		初 婚 ・ 再 婚 の 別	
同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯と お も な 仕 事 と		同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯と お も な 仕 事 と		同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯と お も な 仕 事 と		同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯と お も な 仕 事 と	
夫 妻 の 職 業		夫 妻 の 職 業		夫 妻 の 職 業		夫 妻 の 職 業	
そ の 他		そ の 他		そ の 他		そ の 他	
届 出 人 名		届 出 人 名		届 出 人 名		届 出 人 名	
証 人		証 人		証 人		証 人	
記 名		記 名		記 名		記 名	
生 年 月 日		生 年 月 日		生 年 月 日		生 年 月 日	
住 所		住 所		住 所		住 所	
本 籍		本 籍		本 籍		本 籍	
事件簿番号		事件簿番号		事件簿番号		事件簿番号	

図 7-12 婚姻届

(9) 離婚届

離婚届の様式を「図 7-13 離婚届」に示す。

離婚届		受付 平成 年 月 日 時 分	受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
平成 年 月 日 届出		第 号	第 号	第 号
長 殿		第 号	第 号	第 号
氏 名		氏 名	氏 名	氏 名
生 年 月 日		生 年 月 日	生 年 月 日	生 年 月 日
住 所		住 所	住 所	住 所
本 籍		本 籍	本 籍	本 籍
父 母 の 氏 名		父 母 の 氏 名	父 母 の 氏 名	父 母 の 氏 名
父 母 と の 続 柄		父 母 と の 続 柄	父 母 と の 続 柄	父 母 と の 続 柄
離 婚 の 理 由		離 婚 の 理 由	離 婚 の 理 由	離 婚 の 理 由
婚 前 の 氏 名		婚 前 の 氏 名	婚 前 の 氏 名	婚 前 の 氏 名
も と る 者 の 本 籍		も と る 者 の 本 籍	も と る 者 の 本 籍	も と る 者 の 本 籍
未 成 年 の 子 の 氏 名		未 成 年 の 子 の 氏 名	未 成 年 の 子 の 氏 名	未 成 年 の 子 の 氏 名
同 居 の 期 間		同 居 の 期 間	同 居 の 期 間	同 居 の 期 間
別 居 す る 前 の 住 所		別 居 す る 前 の 住 所	別 居 す る 前 の 住 所	別 居 す る 前 の 住 所
別 居 す る 前 の 世 帯 の お も と		別 居 す る 前 の 世 帯 の お も と	別 居 す る 前 の 世 帯 の お も と	別 居 す る 前 の 世 帯 の お も と
夫 妻 の 職 業		夫 妻 の 職 業	夫 妻 の 職 業	夫 妻 の 職 業
そ の 他		そ の 他	そ の 他	そ の 他
届 出 人 名		届 出 人 名	届 出 人 名	届 出 人 名
証 人		証 人	証 人	証 人
記 名		記 名	記 名	記 名
生 年 月 日		生 年 月 日	生 年 月 日	生 年 月 日
住 所		住 所	住 所	住 所
本 籍		本 籍	本 籍	本 籍
事 件 簿 番 号		事 件 簿 番 号	事 件 簿 番 号	事 件 簿 番 号

図 7-13 離婚届

(10) 離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法 77 条の 2 の届)

離婚の際に称していた氏を称する届の様式を「図 7-14 離婚の際に称していた氏を称する届」に示す。

離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届) 平成 年 月 日 届出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> 受付 平成 年 月 日 時 分 第 号 </td> <td style="width: 25%;"> 受理 平成 年 月 日 第 号 </td> <td style="width: 50%;"> 発送 平成 年 月 日 第 号 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;"> 長 官 電子署名 </td> </tr> </table>		受付 平成 年 月 日 時 分 第 号	受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日 第 号	平成 年 月 日		長 官 電子署名
受付 平成 年 月 日 時 分 第 号	受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日 第 号					
平成 年 月 日		長 官 電子署名					
長 官							
(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) 氏 名 年 月 日 生						
住 所 (住所登録をする ところ) (外県に居住している ときはここに書いてください)	都道府県 市区町村 町字 地番号 万番 世帯主 の氏名 署名 居住地						
本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 都道府県 市区町村 町字 地番号 離婚届 の氏名						
(よみかた) 氏	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 実更前 (現在称している氏) </td> <td style="width: 50%;"> 実更後 (離婚の際に称していた氏) </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	実更前 (現在称している氏)	実更後 (離婚の際に称していた氏)				
実更前 (現在称している氏)	実更後 (離婚の際に称していた氏)						
離 婚 年 月 日	年 月 日						
離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	(本籍簿の筆頭者が届出人と同一で関係者がいない場合には記載する必要はありません) 都道府県 市区町村 町字 地番号 筆頭者 の氏名						
そ の 他							
届 出 人 名 (実更前の氏名)	電子署名						

図 7-14 離婚の際に称していた氏を称する届

(11) 親権（管理権）届

親権（管理権）届の様式を「図 7-15 親権（管理権）届」に示す。

親権（管理権）届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
		平成 年 月 日		第 号		第 号	
平成 年 月 日 届出		第 号		第 号		長 子 署名	
長 殿		補正指示	補正受付	職員補正	書類調査	戸籍記載	記載調査
(よみかた) 氏 名	未 成 年 者			親 権 者 (管 理 権 者)			
	氏 名			氏 名			
生 年 月 日	年 月 日			年 月 日			
住 所 (住民登録をしているところ)	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番			都道府県 市区町村 町字 地番号 方番			
(外国に居住しているときはここに書いてください)	国名 居住地			国名 居住地			
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号			都道府県 市区町村 町字 地番号			
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	国籍			国籍			
届 出 事 件 の 種 別	☐ 親権者指定 ☐ 親権喪失取消 ☐ 親権辞任 ☐ 管理権喪失取消 ☐ 管理権回復						
	☐ 親権者変更 ☐ 親権停止取消 ☐ 親権回復 ☐ 管理権辞任						
そ の 他	☐ 父母(養父母)の協議 ☐ 許可の審判 年 月 日						
	☐ 調停 年 月 日 成立 ☐ 審判 年 月 日 確定						
届 出 人							
資 格	親権者 (☐ 父 ☐ 母 ☐ 養父 ☐ 養母) ☐ その他 ()			親権者 (☐ 父 ☐ 母 ☐ 養父 ☐ 養母) (親権者指定の協議の相手方が書いてください)			
住 所							
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号			都道府県 市区町村 町字 地番号			
記 名	氏 名			氏 名			
生 年 月 日	年 月 日			年 月 日			

図 7-15 親権（管理権）届

(12) 未成年者の後見届

未成年者の後見届の様式を「図 7-16 未成年者の後見届」に示す。

未 成 年 者 の 届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日 第 号		発送 平成 年 月 日		
		平成 年 月 日		送付 平成 年 月 日 第 号				
平成 年 月 日 届出						長 電子署名		
長 殿		補正指示	補正受付	期満補正	書類調査	戸籍記載	記載調査	
(よみかた) 氏 名 生 年 月 日	後 見 を 受 け る 人			後 見 (後 見 監 督) を す る 人				
				☐ 未成年後见人 ☐ 未成年後見監督人				
	氏 名		氏 名		氏 名		氏 名	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
住 所 (住民登録をして いるところ)	都道府県 市区町村 町字 地番号 方書			都道府県 市区町村 町字 地番号 方書				
外園に居住しているとき はここに書いてください	国名 居住地			国名 居住地				
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号 筆頭者の氏名			都道府県 市区町村 町字 地番号 筆頭者の氏名				
外国人のときは国籍だけを書いてください	国籍			国籍				
届 出 事 件 の 種 別 ・ 原 因	開 始 (就職)	☐ 親権を行う人がいない ☐ 親権を行う人に管理権がない ☐ 未成年後見監督人が就職した			開始 年 月 日			
	終 了	☐ 未成年被後見人が成年に達した ☐ 親権者が親権(管理権)を回復した ☐ 未成年被後見人が親権に服することになった ☐ 未成年後見監督人の任務が終了した			終了 年 月 日			
そ の 他								
届 出 人 名	電子署名							

図 7-16 未成年者の後見届

(13) 死亡届

死亡届の様式を「図 7-17 死亡届」に示す。

死 亡 届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日 時 分		発送 平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		第 号		第 号		長 官 署 長	
長 官 署 長		第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号		第 号	
(よみかた)		氏 名					
氏 名		氏 名					
生 年 月 日		年 月 日 (生まれた日から30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください) ☐ 午前 ☐ 午後 時 分					
死亡したとき		平成 年 月 日 ☐ 午前 ☐ 午後 時 分					
死亡したところ		都道府県 市区町村 町字 地番号					
住 所		都道府県 市区町村 町字 地番号					
住所を設けているところ		住所を設けているところ					
外国に居住しているときはここに書いてください		外国に居住しているときはここに書いてください					
本 籍		都道府県 市区町村 町字 地番号					
本 籍		都道府県 市区町村 町字 地番号					
死亡した人の夫または妻		☐ いる (満 歳) ☐ いない (☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ 離別)					
死亡したときの世帯のおもな仕事と		☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・職工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常務勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常勤勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしていない世帯					
死亡した人の職業・産業		(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 職業 産業					
その他							
届 出 人		☐ 1. 同居の親族 ☐ 2. 同居していない親族 ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 家主 ☐ 5. 地主 ☐ 6. 家屋管理人 ☐ 7. 土地管理人 ☐ 8. 公設所の長					
住 所		都道府県 市区町村 町字 地番号					
本 籍		都道府県 市区町村 町字 地番号					
記 名		年 月 日 生					
事件簿番号							

図 7-17 死亡届

(1 4) 失踪届

失踪届の様式を「図 7-18 失踪届」に示す。

失 踪 届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出 長 殿		平成 年 月 日		送付 平成 年 月 日		長 電子 署名	
		第 号		第 号			
		矯正指示	矯正実行	処分決定	養育調査	戸籍記載	記載調査
		別 表	自 民 党	連 合	他		
(よみかた) 失踪した人の 氏 名	姓 名 年 月 日 生						
最後の住所	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番 世帯主 の氏名						
(外国に居住してい たときはここに書 いてください)	国名 居住地						
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号 世帯主 の氏名						
死亡とみなされ る 年 月 日	年 月 日						
審 判 確 定 の 年 月 日	年 月 日						
そ の 他							
届 出 人	 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 () 住所 本籍 筆頭者の氏名 記名 電子 署名 年 月 日 生 						

图 7-18 失踪属

(15) 復氏届

復氏届の様式を「図 7-19 復氏届」に示す。

復 氏 届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		第 号		第 号		長 官 印	
長 官		矯正指示	矯正実行	監査矯正	養育調査	戸籍記載	記載調査
(よみかた) 復氏する人の氏 名		氏 名 年 月 日 生					
住 所 (住民登録をしているところ)		都道府県 市区町村 町字 地番号 方番					
外国に居住しているときはここに書いてください		国名 居住地					
本 籍		都道府県 市区町村 町字 地番号					
(よみかた) 復氏する氏父母の氏名父母との続き柄		氏 名		父 氏 名 母 氏 名		続 き 柄 ☐ 男 ☐ 女	
復氏した後の本 籍		☐ もとの戸籍にもどる ☐ 新しい戸籍をつくる					
死亡した配偶者		氏 名 年 月 日 死 亡					
そ の 他							
届 出 人 名		電子 署名					

図 7-19 復氏届

(16) 姻族関係終了届

姻族関係終了届の様式を「図 7-20 姻族関係終了届」に示す。

姻族関係終了届		受付平成 年 月 日 時 分		受理平成 年 月 日		発送平成 年 月 日					
		平成 年 月 日		送付平成 年 月 日		長 官					
		第 号		第 号							
平成 年 月 日 届出		届出指示	届出受付	届出届正	届出届差	戸籍記載	記載届差				
長 官											
（よみかた）											
姻族関係を終了させる人の氏名		年 月 日 生									
住 所		都道府県 市区町村 町字 地番号 方番									
〔住所登録をしているところ〕		登録者の氏名									
〔外国に居住しているときはここに書いてください〕		国名 居住地									
本 籍		都道府県 市区町村 町字 地番号									
		登録者の氏名									
死 亡 し た 者		年 月 日 死 亡									
		本籍 都道府県 市区町村 町字 地番号									
		登録者の氏名									
そ の 他											
届 出 人 名		電子 署名									

図 7-20 姻族関係終了届

(17) 推定相続人廃除届

推定相続人廃除届の様式を「図 7-21 推定相続人廃除届」に示す。

推定相続人廃除届		受付平成 年 月 日 時 分		受理平成 年 月 日		発送平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		平成 年 月 日		送付平成 年 月 日		長 〔電子署名〕	
長 殿		届 号		届 号		届 号	
		届 号		届 号		届 号	
(よみかた) 氏 名	廃 除 さ れ た 人			廃 除 し た 人			
	氏 名			□ 父 □ 母 □ その他 () 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日			年 月 日			
住 所	都道府県 市区町村			都道府県 市区町村			
(住所登録をしているところ)	町字 地番号 方番			町字 地番号 方番			
(外国に居住しているときはここに書いてください)	国名 居住地			国名 居住地			
本 籍	都道府県 市区町村			都道府県 市区町村			
	町字 地番号			町字 地番号			
	登録者の氏名			登録者の氏名			
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	国籍			国籍			
廃 除 の 種 別	□ 審 判 年 月 日 確 定 □ 調 停 年 月 日 成 立						
そ の 他							
届 出 人	□ 廃除した人 □ 遺言執行者						
	住所						
	本籍 登録者の氏名						
	記名 〔電子署名〕 年 月 日 生						

図 7-21 推定相続人廃除届

(18) 入籍届

入籍届の様式を「図 7-22 入籍届」に示す。

入 籍 届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日							
平成 年 月 日 届出		第 号		第 号		第 号							
長 殿		第 号		第 号		第 号							
補正指示		補正受付		職員補正		書類調査		戸籍記載		記載調査		附 属 住 民 票 通 知	
(よみかた) 入籍する人の 氏 名	氏 名 年 月 日 生												
住 所 (住民登録をして いるところ)	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番												
(外国に居住してい るときはここに書 いてください)	国名 居住地												
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号												
入 籍 の 事 由	☐ 父 ☐ 養父 ☐ 父 ☐ 養父 ☐ 母 ☐ 養母 の氏を称する入籍 ☐ 母 ☐ 養母 と同籍する入籍 ☐ 父母 ☐ 養父母 ☐ 父母 ☐ 養父母 ☐ 従前の氏を称する入籍 (従前の氏を改めた年月日 年 月 日)												
入籍する戸籍 または 新しい本籍	☐ すでにある戸籍に入る ☐ 父又は母の新しい戸籍に入る ☐ 新しい戸籍をつくる 都道府県 市区町村 町字 地番号 届出者の氏名												
父 母 の 氏 名 父母との続き柄	父 氏 名 母 氏 名											続 き 柄 ☐ 男 ☐ 女	
そ の 他													
届 出 人 名	電子署名												
届 出 人 (入籍する人が十五歳未満のときの届出人または配偶者とともに届け出るときは配偶者が書いてください)													
資 格	親権者 (☐ 父 ☐ 養父) ☐ 未成年後見人 ☐ 配偶者 親権者 (☐ 母 ☐ 養母) ☐ 未成年後見人												
住 所													
本 籍	届出者の氏名 届出者の氏名												
記 名	電子署名 電子署名												
生 年 月 日	年 月 日 年 月 日												

図 7-22 入籍届

(19) 分籍届

分籍届の様式を「図 7-23 分籍届」に示す。

分 籍 届		受付 平成 年 月 日 時 分	受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
平成 年 月 日 届出		第 号	第 号	第 号
長 殿		補正指示	補正受付	転出届正
		養育請求	戸籍記載	記載請求
		姓	名	続 氏 名 続 姓
(よみかた)				
分籍する人の氏 名	氏 名 年 月 日 生			
住 所	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番			
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名			
(外面に居住しているときはここに書いてください)	国名 居住地			
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号			
	養育者の氏名			
新しい本籍	都道府県 市区町村 町字 地番号			
父 母 の 氏 名	父 氏 名		続 き 続	
父母との続き柄	母 氏 名		☐ 男	
			☐ 女	
そ の 他				
届 出 人 名	電子 署名			

図 7-23 分籍届

(20) 国籍取得届

国籍取得届の様式を「図 7-24 国籍取得届」に示す。

国籍取得届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		第 号		第 号		第 号	
長 殿		第 号		第 号		第 号	
補正指示		補正受付		職員補正		書類調査	
戸籍記載		記載調査		附 系		住 民 票 通 知	
(よみかた)	氏 名	氏 名 年 月 日 生					
生 年 月 日	(従前の氏名)	氏 名 年 月 日 生					
住 所	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番					
(住民登録をしているところ)	父 母 の 氏 名	(父) 氏 名 年 月 日 生 (母) 氏 名 年 月 日 生					
父 母 の 本 籍	父 都道府県 市区町村 町字 地番号 華語者の氏名	母 都道府県 市区町村 町字 地番号 華語者の氏名					
(外国人のときは 国籍だけを書いてください)	父 都道府県 市区町村 町字 地番号 華語者の氏名	母 都道府県 市区町村 町字 地番号 華語者の氏名					
国籍取得の年月日	年 月 日	国籍取得の際の外国の国籍 年 月 日 生					
氏を同一とする時の父又は母の本籍	都道府県 市区町村 町字 地番号 華語者の氏名	都道府県 市区町村 町字 地番号 華語者の氏名					
婚姻しているときは配偶者の氏名、本籍(外国人のときは国籍)	(配偶者) 氏 名 年 月 日 生	都道府県 市区町村 町字 地番号 華語者の氏名					
養子となっているときは養親の氏名、本籍(外国人のときは国籍)	(養父) 氏 名 年 月 日 生 (養母) 氏 名 年 月 日 生	都道府県 市区町村 町字 地番号 華語者の氏名					
国籍取得後の本籍	①の 都道府県 市区町村 町字 地番号 華語者の氏名	②の 都道府県 市区町村 町字 地番号 華語者の氏名					
住民となった年月日	年 月 日	年 月 日					
住所を定めた年月日	年 月 日	年 月 日					
世帯主・世帯員の別	世帯主 () 世帯員 ()	世帯主との続柄 ()					
その他							
届 出 人	届 出 人 (国籍を取得した人が十五歳未満のときに書いてください)						
父 格	親権者 (口父 口養父) 口未成年後見人 親権者 (口母 口養母) 口未成年後見人						
記 生 年 月 日	年 月 日 年 月 日						
住 所	住 所						
本 籍	本 籍						
連 署 人	連 署 人 (国籍を取得した人の配偶者が日本人のときに書いてください)						
住 所	住 所						
本 籍	本 籍						
記 名	記 名 年 月 日 生						

図 7-24 国籍取得届

(21) 帰化届 (単身者)

帰化届 (単身者) の様式を「図 7-25 帰化届 (単身者)」に示す。

帰化届 平成 年 月 日 届出 長 殿		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日					
		第 号		第 号		第 号					
		平成 年 月 日		送付 平成 年 月 日		第 号					
		補正指示	補正受付	職員補正	書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知	
(くよみかた)		氏 名 年 月 日 生									
氏 名		氏 名									
生 年 月 日		(従前の氏名) 氏 名									
住 所 (住民登録をして)		都道府県 市区町村 町字 地番号 方番									
父 母 (日本人のときは 本籍を書いてく ださい)		父 氏 名				父母との 続 き 柄		父の国籍 都道府県 市区町村 町字 地番号			
		母 氏 名				☐ 男 ☐ 女		母の国籍 都道府県 市区町村 町字 地番号			
帰化の際の 国 籍											
告 示 の 年 月 日		年 月 日									
帰 化 後 の 本 籍		☐ 新しい戸籍をつくる ☐ 父・母の戸籍に入る ☐ 養父・養母の戸籍に入る									
		都道府県 市区町村 町字 地番号									
住 民 と な っ た 年 月 日		年 月 日									
住 所 を 定 め た 年 月 日		年 月 日									
世 帯 主 ・ 世 帯 員 の 別		☐ 世帯主 ☐ 世帯員									
		世 帯 主 () 世 帯 主 と の 続 柄 ()									
そ の 他		帰化事項のほかに記載すべき身分事項は、別紙「帰化者の身分証明書」のとおりです									
届 出 人 名		署名									
		届 出 人 (帰化した人が十五歳未満のときに書いてください)									
資 格		親権者 (☐ 父 ☐ 養父) ☐ 未成年後見人 親権者 (☐ 母 ☐ 養母) ☐ 未成年後見人									
住 所											
本 籍											
		筆頭者の氏名									
記 名		署名									
生 年 月 日		年 月 日									

図 7-25 帰化届 (単身者)

(2 2) 帰化届 (有配偶者)

帰化届 (有配偶者) の様式を「図 7-26 帰化届 (有配偶者)」に示す。

帰 化 届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日				
		第 号		第 号		第 号				
平成 年 月 日 届出		平成 年 月 日		送付 平成 年 月 日		第 号				
長 殿		第 号		第 号		第 号				
		第 号		第 号		第 号				
(よみかた) 氏 名	夫		妻							
	氏 名		氏 名		氏 名		氏 名			
生 年 月 日	(送附の氏名) 氏 名		(送附の氏名) 氏 名		(送附の氏名) 氏 名		(送附の氏名) 氏 名			
住 所 (住居登録をして いるところ)	都道府県 市区町村 町字 地番等 方番		都道府県 市区町村 町字 地番等 方番		都道府県 市区町村 町字 地番等 方番		都道府県 市区町村 町字 地番等 方番			
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 柄	父 氏 名 続 柄 母 氏 名 続 柄		父 氏 名 続 柄 母 氏 名 続 柄		父 氏 名 続 柄 母 氏 名 続 柄		父 氏 名 続 柄 母 氏 名 続 柄			
父 母 の 国 籍 (日本人のときは国籍を 書いてください)	父 国籍 都道府県 市区町村 町字 地番等 母 国籍 都道府県 市区町村 町字 地番等		父 国籍 都道府県 市区町村 町字 地番等 母 国籍 都道府県 市区町村 町字 地番等		父 国籍 都道府県 市区町村 町字 地番等 母 国籍 都道府県 市区町村 町字 地番等		父 国籍 都道府県 市区町村 町字 地番等 母 国籍 都道府県 市区町村 町字 地番等			
帰 化 の 際 の 国										
告 示 の 年 月 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
帰 化 後 の 夫 婦 の 氏 と 新 し い 本 籍	☐ 夫の氏 ☐ 妻の氏 都道府県 市区町村 町字 地番等 氏 名		☐ 夫の氏 ☐ 妻の氏 都道府県 市区町村 町字 地番等 氏 名		☐ 夫の氏 ☐ 妻の氏 都道府県 市区町村 町字 地番等 氏 名		☐ 夫の氏 ☐ 妻の氏 都道府県 市区町村 町字 地番等 氏 名			
住 民 と な っ た 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
住 所 を 定 め た 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
世 帯 主 ・ 世 帯 員 の 別	☐ 世帯主 ☐ 世帯員 世帯主の氏名 () 世帯主との続柄 ()		☐ 世帯主 ☐ 世帯員 世帯主の氏名 () 世帯主との続柄 ()		☐ 世帯主 ☐ 世帯員 世帯主の氏名 () 世帯主との続柄 ()		☐ 世帯主 ☐ 世帯員 世帯主の氏名 () 世帯主との続柄 ()			
そ の 他	帰化事項のほか記載すべき身分事項は、別紙「帰化者の身分証明書」のとおりです									
届 出 人 名	夫 電子 届出		妻 電子 届出							
連 署 人 (帰化した人の配偶者が日本人のときに書いてください)										
☐ 夫 ☐ 妻										
住 所										
本 籍										
記 名			電子 届出		年 月 日 生					

図 7-26 帰化届 (有配偶者)

(23) 国籍喪失届

国籍喪失届の様式を「図 7-27 国籍喪失届」に示す。

国籍喪失届		受付平成 年 月 日 時 分	受理平成 年 月 日	発送平成 年 月 日							
平成 年 月 日 届出		第 号		長 電子署名							
長 殿		平成 年 月 日 届付平成 年 月 日 第 号									
		矯正指示	矯正交付	監査矯正	養育調査	戸籍記載	記載調査	別 紙	基 本 票	通 知	
（よめかた） 国籍を喪失する人の氏名	氏 名 年 月 日 生										
住 所 （住所登録をしているところ）	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番										
（外国に居住しているときはここに書いてください）	国籍 居住地										
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号										
	家族構成の氏名										
喪失の年月日	年 月 日										
喪失の原因	☐ 志望により新たに（ ）国の国籍を取得した ☐ （ ）国の国籍をも有しているため離脱した ☐ （ ）国の国籍を選択した ☐ 国籍選択の催告を受けて選択をしなかった ☐ 国籍喪失の宣告を受けた										
その他											
届 出 人 名	電子署名										
届 出 人 （国籍を喪失した人以外の人が届け出るときに書いてください）											
☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）											
住 所											
本 籍											
家族構成の氏名											
記 名 電子署名 年 月 日 生											

図 7-27 国籍喪失届

(24) 国籍選択届

国籍選択届の様式を「図 7-28 国籍選択届」に示す。

国籍選択届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		第 号		第 号		長 電子署名	
長 殿		平成 年 月 日		送付 平成 年 月 日		第 号	
補正指示		補正受付		職員補正		書類調査	
				戸籍記載		記載調査	
くよみかた） 国籍選択をする人の氏名		氏 名		年 月 日 生			
住 所 〔住民登録をしているところ〕		都道府県 市区町村 町字		地番号 方番			
〔外国に居住しているときはここに書いてください〕		世帯主の氏名		居住地			
本 籍		都道府県 市区町村 町字		地番号			
現に有する外国の国籍		申請者の氏名					
国籍選択宣言		日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します					
その他							
届 出 人 名		電子署名					
届 出 人		届 出 人		届 出 人		届 出 人	
資 格		親権者（ ☐ 父 ☐ 養父） ☐ 未成年後見人		親権者（ ☐ 母 ☐ 養母） ☐ 未成年後見人			
住 所							
本 籍		申請者の氏名		申請者の氏名			
記 名		電子署名		電子署名			
生 年 月 日		年 月 日		年 月 日			

図 7-28 国籍選択届

(25) 外国国籍喪失届

外国国籍喪失届の様式を「図 7-29 外国国籍喪失届」に示す。

外国国籍喪失届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日															
平成 年 月 日 届出		第 号		第 号		長 電子署名															
長 殿		補正指示		補正受付		職員補正		書類調査		戸籍記載		記載調査									
(よみかた) 外国国籍を喪失した人の氏名		氏 名		年 月 日 生																	
住 所 (住民登録をしているところ)		都道府県 市区町村 町字		地番号 方番																	
(外国に居住しているときはここに書いてください)		国名		居住地																	
本 籍		都道府県 市区町村 町字		地番号																	
外国国籍の喪失の年 月 日		年 月 日																			
外国国籍の喪失の原因																					
その他																					
届 出 人 名		電子署名																			
届 出 人 (外国国籍を喪失した人以外の人が届け出るときに書いてください)																					
資 格		親権者 (口父 口養父) 口未成年後見人										親権者 (口母 口養母) 口未成年後見人									
住 所																					
本 籍																					
記 名		電子署名																			
生 年 月 日		年 月 日										年 月 日									

図 7-29 外国国籍喪失届

(26) 氏の変更届(戸籍法107条1項の届)

氏の変更届の様式を「図 7-30 氏の変更届」に示す。

氏の変更届 (戸籍法107条1項の届)		受付平成 年 月 日 時 分	受理平成 年 月 日	発送平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		第 号	第 号	第 号	
長 殿		届出住所	届出市町村	届出市町村	
本 籍	市 町 村 番 地 番 号				
(よみかた) 氏	変更前 変更後				
許可の審判	年 月 日 確定				
同 じ 戸 籍 に あ る 人	(よみかた) 姓 氏 名	(住所一住所登録をしているところ)			(世帯主の氏名)
	配偶者	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号
	配偶者	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号
	配偶者	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号
	配偶者	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号
	配偶者	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号
	配偶者	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号
	配偶者	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号	市 町 村 番 地 番 号
そ の 他	次の人の父母欄の氏を更正してください				
届 出 人 名	届 出 人 名	届 出 人 名	届 出 人 名	届 出 人 名	
生 年 月 日	生 年 月 日	生 年 月 日	生 年 月 日	生 年 月 日	

記入の注意 届出者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

図 7-30 氏の変更届

(27) 外国人との婚姻による氏の変更届(戸籍法107条2項の届)

外国人との婚姻による氏の変更届の様式を「図 7-31 外国人との婚姻による氏の変更届」に示す。

外国人との婚姻による氏の変更届 (戸籍法107条2項の届)		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		届 出		届 出		長 [電子届出]	
長 殿		届 出		届 出		届 出	
(よみかた) 氏を変更する人の氏名	(変更前) 氏 名 年 月 日生						
住 所 〔住所登録をしているところ〕	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番						
〔外国に居住しているときはここに書いてください〕	国名 居住地						
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号 登録者の氏名						
(よみかた) 氏	変更前			変更後			
配偶者の氏名	氏 名						
婚姻年月日	年 月 日						
氏を変更した後の本籍	(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください) 都道府県 市区町村 町字 地番号						
その他	次の人の父母籍の氏を更正してください						
届 出 人 名 (変更前の氏名)	[電子届出]						
記入の注意	筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。						

図 7-31 外国人との婚姻による氏の変更届

(28) 外国人との離婚による氏の変更届(戸籍法107条3項の届)

外国人との離婚による氏の変更届の様式を「図 7-32 外国人との離婚による氏の変更届」に示す。

外国人との離婚による氏の変更届 (戸籍法107条3項の届)		交付平成 年 月 日 時 分		受理平成 年 月 日		発送平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		平成 年 月 日		交付平成 年 月 日		氏 姓	
長 殿		届出住所		届出住所		氏 姓	
(よみかた) 氏を変更する人の氏名		氏 姓		年 月 日 生			
住 所 (住民登録をしているところ)		都道府県 市区町村 町字		地番		方番	
(外国に居住しているときはここに書いてください)		国名		居住地			
本 籍		都道府県 市区町村 町字		地番		方番	
(よみかた) 氏		変更前		変更後			
婚姻を解消した配偶者		氏 姓		氏 姓			
婚姻解消の理由		☐ 離婚		☐ 婚姻の取消し		☐ 配偶者の死亡	
婚姻解消の年月日		年 月 日		年 月 日			
氏を変更した後の本籍		(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合は書いてください)		都道府県 市区町村 町字		地番	
その他		次の人の父母欄の氏を更正してください					
届出人名 (変更前の氏名)		氏 姓					

記入の注意 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要です。あらかじめ用意してください。

図 7-32 外国人との離婚による氏の変更届

(29) 外国人父母の氏への氏の変更届 (戸籍法 107 条 4 項の届)

外国人父母の氏への氏の変更届の様式を「図 7-33 外国人父母の氏への氏の変更届」に示す。

外国人父母の氏への 氏の変更届 (戸籍法107条4項の届) 平成 年 月 日 届出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">受付 平成 年 月 日 時 分</td> <td style="width: 25%;">受理 平成 年 月 日</td> <td style="width: 25%;">発送 平成 年 月 日</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td>送付 平成 年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> 長 電子署名		受付 平成 年 月 日 時 分	受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日		第 号				平成 年 月 日	送付 平成 年 月 日			第 号			
受付 平成 年 月 日 時 分	受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日															
第 号																	
平成 年 月 日	送付 平成 年 月 日																
第 号																	
長 殿																	
(よみかた) 氏を変更する人の氏名	(変更前) 氏 名 年 月 日 生																
住 所 (住民登録しているところ)	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番 世帯主の氏名																
(外国に居住しているときはここに書いてください)	国名 居住地																
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号 筆頭者の氏名																
(よみかた) 氏	変更前 変更後																
許可の審判	年 月 日 確定																
外国人である父又は母の氏名	氏 名 ☐ 父 ☐ 母																
氏を変更した後の本籍	都道府県 市区町村 町字 地番号																
その他の																	
届出人名 (変更前の氏名)	電子署名																
届 出 人 (氏を変更する人十五歳未満のときに書いてください)																	
資 格	親権者 (☐ 父 ☐ 養父) ☐ 未成年後見人 親権者 (☐ 母 ☐ 養母) ☐ 未成年後見人																
住 所	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番 都道府県 市区町村 町字 地番号 方番																
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号 都道府県 市区町村 町字 地番号 筆頭者の氏名																
記 名 生 年 月 日	電子署名 電子署名 年 月 日 年 月 日																
記 入 の 注 意	筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。																

図 7-33 外国人父母の氏への氏の変更届

(30) 名の変更届

名の変更の様式を「図 7-34 名の変更届」に示す。

名の変更届		受付 平成 年 月 日 時 分	受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
平成 年 月 日 届出		第 号	第 号	長 
長 殿		補正指示	補正受付	勘査補正
		書類調査	戸籍記載	記載調査
		附	系	住民票
		通	知	
(よみかた) 名を変更する人 の氏名	(変更前) 氏 名 年 月 日 生			
住 所 〔住民登録をして いるところ〕	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番			
〔外国に居住してい るときはここに書 いてください〕	国名 居住地			
本 籍	都道府県 市区町村 町字 地番号			
(よみかた) 名	変更前 変更後			
許可の審判	年 月 日			
そ の 他	次の人の父母欄の名を更正してください			
届 出 人 記 名 (変更前の氏名)				
届 出 人 (名を変更する人が十五歳未満のときに書いてください)				
資 格	親権者 (□父 □養父) □ 未成年後見人		親権者 (□ 母 □ 養母) □ 未成年後見人	
住 所				
本 籍	筆頭者 の氏名		筆頭者 の氏名	
記 名				
生 年 月 日	年 月 日		年 月 日	
記入の注意	筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。			

図 7-34 名の変更届

(31) 轉籍届

転籍届の様式を「図 7-35 転籍届」に示す。

転 籍 届			受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
			第 号		第 号			
平成 年 月 日 届出			平成 年 月 日		送付 平成 年 月 日		第 号	
			第 号				長 電子署名	
長 殿			補正指示	補正受付	職員補正	書類調査	戸籍記載	記載調査
			附	票	住民票	通知		
本 籍	都道府県	市区町村	町字		地番号			
	(よみかた)							
新 しい 本 籍	都道府県	市区町村	町字		地番号			
	(よみかた)							
同 じ 戸 籍 に あ る 人	(よみかた) 筆頭者 (名)	都道府県	市区町村	町字	地番号	方番	(世帯主の氏名)	
	(外国に居住しているとき はここに書いてください)	都道府県	市区町村	町字	地番号	方番		
		都道府県	市区町村	町字	地番号	方番		
		都道府県	市区町村	町字	地番号	方番		
		都道府県	市区町村	町字	地番号	方番		
		都道府県	市区町村	町字	地番号	方番		
		都道府県	市区町村	町字	地番号	方番		
		都道府県	市区町村	町字	地番号	方番		
そ の 他								
届 出 人 記 生 年 月 日	筆頭者		電子署名		配偶者		電子署名	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
届 出 人 (転籍する人が十五歳未満のときに書いてください)								
資 格	親権者 (☐ 父 ☐ 養父) ☐ 未成年後見人				親権者 (☐ 母 ☐ 養母) ☐ 未成年後見人			
住 所								
本 籍								
記 名 生 年 月 日	筆頭者 の氏名		電子署名		筆頭者 の氏名		電子署名	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	

図 7-35 転籍届

(3 2) 就籍届

就籍届の様式を「図 7-36 就籍届」に示す。

就 籍 届		受付 平成 年 月 日 時 分		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		第 号		第 号		第 号	
長 殿		第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号		第 号	
（よめかた） 就籍する人の氏名		年 月 日 生					
住 所 〔住民登録をしているところ〕		都道府県 市区町村 町字 地番号 方番					
〔外間に居住しているときはここに書いてください〕		国名 居住地					
就籍するところ （本 籍）		都道府県 市区町村 町字 地番号					
就 籍 許 可 の 年 月 日		年 月 日					
父 母 の 氏 名 父母との続き柄		父 氏 名				続 き 柄 ☐ 男 ☐ 女	
母 氏 名		母 氏 名					
そ の 他							
届 出 人 名		〔電子 署名〕					
届 出 人 （就籍する人が十五歳未満のときに書いてください）							
☐ 未成年後見人 ☐ 親権代行者							
住 所							
本 籍							
第 号 の氏名							
記 名		〔電子 署名〕 年 月 日 生					

図 7-36 就籍届

(3 3) 戸籍訂正申請

戸籍訂正申請の様式を「図 7-37 戸籍訂正申請」に示す。

戸籍訂正申請		受付平成 年 月 日 時 分		受理平成 年 月 日		発送平成 年 月 日		
		第 号		第 号		第 号		
平成 年 月 日 申請		平成 年 月 日		送付平成 年 月 日		第 号		
長 殿		補正指示	補正実行	監査補正	戸籍調査	戸籍記載	記載調査	
		姓	名	姓	名	姓	名	
事 件 本 人	事件 本人 1	氏 名	年 月 日					
		住 所 及 び 世帯主氏名	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番					
		本 籍 及 び 筆頭者氏名	都道府県 市区町村 町字 地番号					
		外国人のときは ここに国籍を記入 してください	国籍 居住地 町字 地番号					
	事件 本人 2	氏 名	年 月 日					
		住 所 及 び 世帯主氏名	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番					
		本 籍 及 び 筆頭者氏名	都道府県 市区町村 町字 地番号					
		外国人のときは ここに国籍を記入 してください	国籍 居住地 町字 地番号					
	事件 本人 3	氏 名	年 月 日					
		住 所 及 び 世帯主氏名	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番					
		本 籍 及 び 筆頭者氏名	都道府県 市区町村 町字 地番号					
		外国人のときは ここに国籍を記入 してください	国籍 居住地 町字 地番号					
	事件 本人 4	氏 名	年 月 日					
		住 所 及 び 世帯主氏名	都道府県 市区町村 町字 地番号 方番					
		本 籍 及 び 筆頭者氏名	都道府県 市区町村 町字 地番号					
		外国人のときは ここに国籍を記入 してください	国籍 居住地 町字 地番号					
裁判の種類		年 月 日						
訂正の趣旨								
添付書類								
申 請 人	本 籍							
	筆頭者氏名							
	住 所							
	記 名	電子署名						
	生 年 月 日	年 月 日						

図 7-37 戸籍訂正申請

(3 5) 取下書

取下書の様式を「図 7-39 取下書」に示す。

取 下 書	
平成 年 月 日 申請	
長 殿	
届 出 人 (1)	姓 名 (よ み か た) 氏 名
	生 年 月 日
	住 世 帯 主 氏 名
	所 在 地 (外国に居住しているときはここに書いてください)
	本 業 種 業 者 氏 名
	所 在 地 (外国人のときはここに国名を書いてください)
	姓 名 (よ み か た) 氏 名
	生 年 月 日
	住 世 帯 主 氏 名
	所 在 地 (外国に居住しているときはここに書いてください)
届 出 人 (2)	姓 名 (よ み か た) 氏 名
	生 年 月 日
	住 世 帯 主 氏 名
	所 在 地 (外国に居住しているときはここに書いてください)
	本 業 種 業 者 氏 名
	所 在 地 (外国人のときはここに国名を書いてください)
	姓 名 (よ み か た) 氏 名
	生 年 月 日
	住 世 帯 主 氏 名
	所 在 地 (外国に居住しているときはここに書いてください)
届 出 人 (3)	姓 名 (よ み か た) 氏 名
	生 年 月 日
	住 世 帯 主 氏 名
	所 在 地 (外国に居住しているときはここに書いてください)
	本 業 種 業 者 氏 名
	所 在 地 (外国人のときはここに国名を書いてください)
	姓 名 (よ み か た) 氏 名
	生 年 月 日
	住 世 帯 主 氏 名
	所 在 地 (外国に居住しているときはここに書いてください)
届 出 人 (4)	姓 名 (よ み か た) 氏 名
	生 年 月 日
	住 世 帯 主 氏 名
	所 在 地 (外国に居住しているときはここに書いてください)
	本 業 種 業 者 氏 名
	所 在 地 (外国人のときはここに国名を書いてください)
	姓 名 (よ み か た) 氏 名
	生 年 月 日
	住 世 帯 主 氏 名
	所 在 地 (外国に居住しているときはここに書いてください)
取 下 理 由	
提 出 者	姓 名 (よ み か た) 氏 名
	生 年 月 日

図 7-39 取下書

(3 6) 不受理申出

不受理申出の様式を「図 7-40 不受理申出」に示す。

不 受 理 申 出		受 付 平 成 年 月 日 時 分		受 付 平 成 年 月 日 時 分		受 付 平 成 年 月 日 時 分	
平成 年 月 日 申 出		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
長 殿		長 殿		長 殿		長 殿	
不 受 理 延 分 を す る 届 出	届出事件の種類	届					
	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日			年 月 日		
	住 所	新住所 市区町村			旧住所 市区町村		
	住所を移動している ところ	新住所 市区町村			旧住所 市区町村		
本 籍	本 籍	新住所 市区町村			旧住所 市区町村		
	本 籍	新住所 市区町村			旧住所 市区町村		
	本 籍	新住所 市区町村			旧住所 市区町村		
	本 籍	新住所 市区町村			旧住所 市区町村		
	本 籍	新住所 市区町村			旧住所 市区町村		
申 出 理 由	申 出 理 由	☐ 届出の意思がなく、届書に署名押印したこともない ☐ 届書に署名押印したが、その後、届出の意思をなくした					
	不 受 理 期 間	☐ 本申出書受付の日から6箇月間 ☐ 本申出書受付の日から 年 月 日まで (6箇月を超えないようにすること)					
そ の 他	そ の 他						

上記届出が不受理期間中に提出された場合には、これを受理しないようお願いします。

申 出 人 記 名	
連 絡 先 (連絡方法の希望)	電話 (希望)

図 7-40 不受理申出

(37) 戸籍証明書交付請求書

戸籍証明書交付請求書の様式を「図 7-41 戸籍証明書交付請求書」に示す。

戸籍証明書交付請求書										受付 平成 年 月 日 時 分		受付 平成 年 月 日	
あて先		長 殿											
請求年月日		平成 年 月 日											
請求者	請求者の資格												
	ふりがな												
	氏 名		(氏)							(名)		☐ 電子署名	
	生年月日		年 月 日										
請求する戸籍	住 所		都道府県		市区町村		町字		地番号		方番		
	戸籍の種類												
	本 籍		都道府県		市区町村		町字		地番号				
	ふりがな												
必要とする証明書	必要とする証明書にチェックを入れてください		☐ 全部事項証明 (戸籍謄本)		通 数	交付方法							
					通	☐ 電子 ☐ 窓口 ☐ 郵送							
			☐ 個人事項証明 (戸籍抄本)		通 数	交付方法	ふりがな			生年月日			
					通	☐ 電子 ☐ 窓口 ☐ 郵送	必要な人の名			年 月 日			
					通 数	交付方法	ふりがな			生年月日			
					通	☐ 電子 ☐ 窓口 ☐ 郵送	必要な人の名			年 月 日			
					通 数	交付方法	ふりがな			生年月日			
					通	☐ 電子 ☐ 窓口 ☐ 郵送	必要な人の名			年 月 日			
			☐ 一部事項証明 (記載事項証明)		通 数	交付方法	ふりがな			生年月日			
					通	☐ 電子 ☐ 窓口 ☐ 郵送	必要な人の名			年 月 日			
				通 数	交付方法	ふりがな			生年月日				
				通	☐ 電子 ☐ 窓口 ☐ 郵送	必要な人の名			年 月 日				
請求事由													
手数料支払い区分													
※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は、その年月日と種類、提出先を必ずご記入ください。 (平成 年 月 日に 届を 市区町村へ提出)													

図 7-41 戸籍証明書交付請求書

(3 8) 受理 (不受理) 証明書交付請求書

受理 (不受理) 証明書交付請求書の様子を「図 7-42 受理 (不受理) 証明書交付請求書」に示す。

受理 (不受理) 証明書交付請求書				受付 平成 年 月 日 時 分		受付 平成 年 月 日 時 分	
あ て 先		長 殿					
請求年月日		平成 年 月 日					
請 求 者	請求者の資格						
	ふりがな						
	氏 名		(氏)		(名)		
	生 年 月 日		年 月 日				
住 所	郵便番号		市区町村				
	町字		地番号		方番		
必要とする証明書	☐ 受理証明	通 数	交付方法	氏 名	生年月日		
	☐ 不受理証明 (必要な証明書のチェックボックスにチェックをいれてください)	通	☐ 電子 ☐ 窓口 ☐ 郵送	届出事件	年 月 日		
					届 出 日		
					年 月 日		
					オンライン受付番号		
請 求 事 由							

図 7-42 受理 (不受理) 証明書交付請求書

(39) 未成年後見人等の地位喪失届

未成年後見人等の地位喪失届の様式を「図 7-42-2 未成年後見人等の地位喪失届」に示す。

未成年後見人等の地位喪失届 平成 年 月 日 届出 長 殿		受付 平成 年 月 日 時 分 第 号		受理 平成 年 月 日 第 号		発送 平成 年 月 日		長 殿 電子署名			
		平成 年 月 日		送付 平成 年 月 日							
		補正指示		補正受付		職員補正				書類調査	
(よみかた) 氏 名 生 年 月 日 住 所 〔住民登録をしているところ〕 〔外国に居住しているとき はここに書いてください〕 本 籍 〔外国人のときは国籍だけ を書いてください〕 地 位 喪 失 の 原 因 地 位 喪 失 の 年 月 日 そ の 他 届 出 人	後 見 を 受 け る 人 氏 名 年 月 日 都道府県 市区町村 町字 地番号 方番 国名 居住地 都道府県 市区町村 町字 地番号 筆頭者の氏名 国籍				地 位 を 喪 失 を す る 人 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見監督人 氏 名 年 月 日 都道府県 市区町村 町字 地番号 方番 国名 居住地 都道府県 市区町村 町字 地番号 筆頭者の氏名 国籍						
	☐ 死亡 ☐ その他 ()										
	年 月 日										
	☐ 後任者 ☐ 他の未成年後見人 ☐ 未成年者 ☐ 未成年者の親族 ☐ 未成年後見監督人										
住 所 都道府県 市区町村 町字 地番号 方番											
本 籍 筆頭者の氏名											
記 名 電子 年 月 日 生											

図 7-42-2 未成年後見人等の地位喪失届

2 証明書

本システムで取り扱う証明書の様式について以下に示す。

(1) 全部事項証明書

全部事項証明書の様式については、規則第 73 条第 1 項に既定する書面の様式とする。

(2) 個人事項証明書

個人事項証明書の様式については、規則第 73 条第 2 項に既定する書面の様式とする。

(3) 一部事項証明書

一部事項証明書の様式については、規則第 73 条第 3 項に既定する書面の様式とする。

(4) 受理証明書

受理証明書の書式を「図 7-43 受理証明書」に示す。

		受 理 証 明 書	
届 出		出生	届出日 平成15年10月10日
届出人	父	【氏名】甲野 太郎 【戸籍の表示】東京都東西市南北五丁目5番地 甲野 太郎	
事件本人	出生子	【氏名】甲野 一郎 【生年月日】平成15年10月10日 【戸籍の表示】東京都東西市南北五丁目5番地 甲野 太郎	
届出の要旨		【父氏名】甲野 太郎 【母氏名】甲野 花子 【父母との続柄】長男 【生年月日】平成15年10月10日 【出生の場所】東京都東西市	
以下余白			

上記の届出は、平成15年10月10日受理したことを証明する。

平成15年10月10日

東京都東西市 東西 太郎

図 7-43 受理証明書

(5) 不受理証明書

不受理証明書の書式を「図 7-44 不受理証明書」に示す。

		不 受 理 証 明 書	
届 出		出生	届出日 平成15年10月10日
届出人	父	【氏名】甲野 太郎 【戸籍の表示】東京都東西市南北五丁目5番地 甲野 太郎	
事件本人	出生子	【氏名】甲野 一郎 【生年月日】平成15年10月10日 【戸籍の表示】東京都東西市南北五丁目5番地 甲野 太郎	
不受理の理由		(不受理の理由)	
		以下余白	

上記の届出は、平成15年10月10日受理しなかったことを証明する。

平成15年10月10日

東京都東西市 東西 太郎

図 7-44 不受理証明書

(6) 身分証明書

身分証明書の様式を「図 7-45 身分証明書」に示す。

身 分 証 明 書

本 籍

東京都東西市南北五丁目 5 番地

筆 頭 者

甲 野 太 郎

本人氏名

甲 野 太 郎

生年月日

昭 和 40 年 10 月 10 日

一、禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。

一、後見の登記の通知を受けていない。

一、破産宣告の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。

平成 15 年 10 月 10 日

東京都東西市長 東 西 太 郎

図 7-45 身分証明書

(7) 不在籍証明書

不在籍証明書の様式を「図 7-46 不在籍証明書」に示す。

不 在 籍 証 明 書	
本 籍	東京都東西市南北五丁目 5 番地
氏 名	甲 野 太 郎
上記の者は、現在届書地に戸籍・除籍のないことを証明する。	
平成 15 年 10 月 10 日	
東京都東西市長 東 西 太 郎	

図 7-46 不在籍証明書

(8) 死体埋火葬許可交付申請書

死体埋火葬許可交付申請書の様式を「図 7-47 死体埋火葬許可交付申請書」に示す。

第 1号 死 体 埋 火 葬 許 可 交 付 申 請 書			
死亡者の本籍	東京都東西市南北五丁目5番地		
死亡者の住所	東京都東西市南北五丁目5番5号 東西マンション100号		
死亡者の氏名	甲 野 太 郎		
性別及び出生年月日	男	昭和40年10月10日	
死 因	「 一部感染症 」 「その他」		
死亡年月日時	平成15年10月10日午前10時		
死亡の場所	東京都東西市南北五丁目5番5号		
埋火葬の場所	東西火葬場		
申請者の住所氏名及び死亡者との続柄	住所	東京都東西市南北五丁目5番5号 東西マンション100号	
	氏名	甲 野 花 子	死亡者との続柄 親族
平成15年10月20日			
東京都東西市長 東西 太 郎 様			

図 7-47 死体埋火葬許可交付申請書

3 添付書面等

本システムで取り扱う添付書面等の様式について示す。

(1) 同意書

同意書の様式を「図 7-48 同意書」に示す。

同 意 書						年	月	日	
同意者	住所	都道府県	市区町村	町字	地番号	方番			
	本籍						筆頭者の氏名		
	記名	電子署名					年	月	日生
内容									
事件	住所	都道府県	市区町村	町字	地番号	方番			
	本籍						筆頭者の氏名		
	記名						年	月	日生
本人	住所	都道府県	市区町村	町字	地番号	方番			
	本籍						筆頭者の氏名		
	記名						年	月	日生
人	住所	都道府県	市区町村	町字	地番号	方番			
	本籍						筆頭者の氏名		
	記名						年	月	日生

図 7-48 同意書

(2) 承諾書

承諾書の様式を「図 7-49 承諾書」に示す。

承 諾 書						年	月	日	
承 諾 者	住 所	都道府県	市区町村	町字	地番号	方番			
	本 籍						筆頭者 の氏名		
	記 名						電子 署名	年	月
内 容									
事 件	住 所	都道府県	市区町村	町字	地番号	方番			
	本 籍						筆頭者 の氏名		
	記 名						年	月	日 生
本 人	住 所	都道府県	市区町村	町字	地番号	方番			
	本 籍						筆頭者 の氏名		
	記 名						年	月	日 生
本 人	住 所	都道府県	市区町村	町字	地番号	方番			
	本 籍						筆頭者 の氏名		
	記 名						年	月	日 生

図 7-49 承諾書

第 8 章 システム構築・運用ガイドライン

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：3 頁：1／1
平成 2 3 年 3 月

項番	箇所	修 正 内 容	ページ	添付資料 NO
1	第 8 章 第 4	5 システム稼動監視 (4) 緊急時の対応 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂情報を更新。	8-18	

第1 本章の目的

本章では、本システムを運用するに当たっての市区町村の責任範囲を示し、それを踏まえた上で、各市区町村において本システムを構築する際に基準とすべきシステム構築ガイドラインを提示する。また、本システムを運用するに当たって遵守又は留意すべき点についてもシステム運用ガイドラインとして併せて提示する。

第2 本システムの運営責任範囲

1 運用形態

本システムを運用するに当たって、市区町村長はその運用形態を定めなければならない。運用形態は、以下に示すものから市区町村の実情に応じて選択することとなる。

(1) 単独利用型システムでの運用

単独の市区町村が、当該市区町村役場に本システムを設置し、運用する形態となる。この場合においては、システム上及び戸籍事務上の管理責任は当該市区町村長にある。

(2) 共同利用型システムでの運用

複数の市区町村が、複数市区町村の利用に係る施設（データセンター等）に共同利用を前提として本システムを設置し、運用することは差し支えない。ただし、本システムに各市区町村長に対してする申請書情報等が到達した時点から、戸籍事務上の管理責任は各市区町村長にあることとなる。

なお、戸籍法第8条及び規則第7条において戸籍簿及び除籍簿を備える又は保存すべき施設を定めているところ、市区町村の運用する戸籍情報システムの持ち出しは行えない。

2 運営主体

本システムを運用するに当たって、市区町村長はその運営主体を定めなければならない。単独利用型及び共同利用型の運用形態における運営主体としては、単独市区町村が運営主体となる場合と、地方自治法等の定める事務の共同処理方式に基づく場合等により、以下に示すものが考えられる。

(1) 単独自治体型

市区町村長が単独で運営主体を形成する。

(2) 共同化法人型

共同化を進めたい複数の市区町村で法人（例えば、地方自治法の定めるところによる一部事務組合、広域連合等をいう）を設立し、運営主体を形成する。

なお，市区町村長が（１）及び（２）以外の運営主体を定める場合は，管轄局を経由して当省まで照会すること。

3 運用組織

市区町村長は，本システムの円滑な運用を図るために，作業等に必要なスキル及び経験を有した要員を確保した運用組織体制の整備に留意すること。

運用組織の基準を共同利用型システムの運用形態で一部事務組合を運営主体としたものを例に，以下「図 8-1 共同利用型システムの運用組織」に示す。

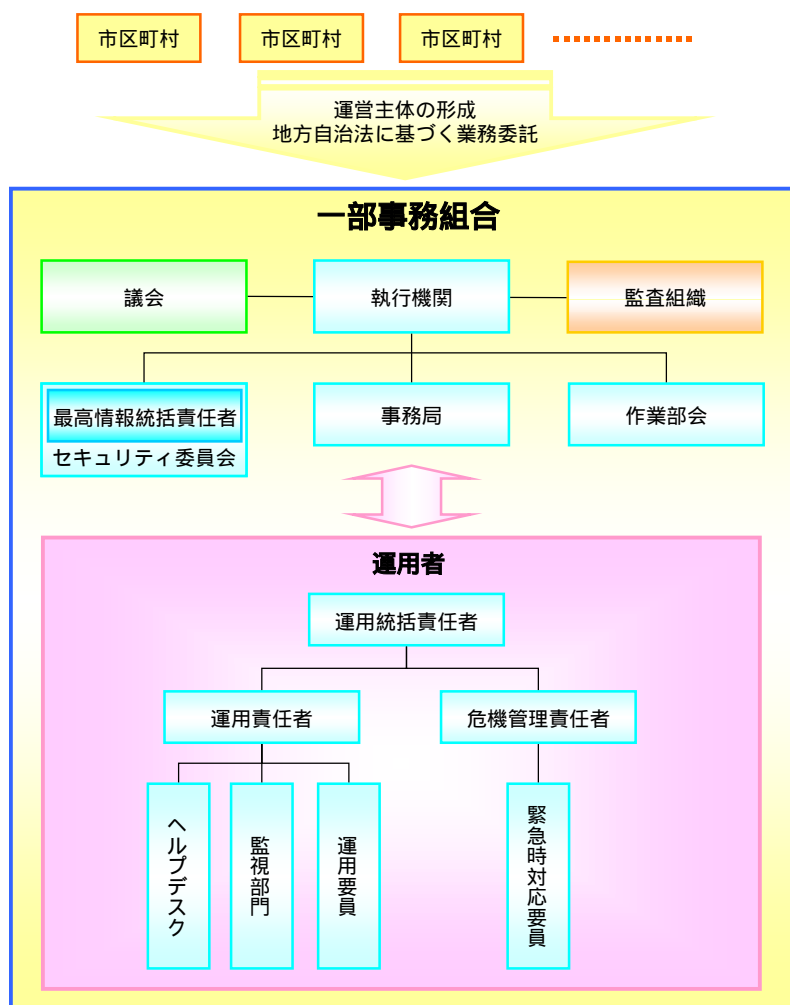


図 8-1 共同利用型システムの運用組織

（１）一部事務組合

一部事務組合は，既に設置済み又は本システムの準備計画時より設置され，本システムの運用時には運営主体となる。

以下に構成の例とその役割を示す。

ア 執行機関

一部事務組合の各部門による決定事項や方針を執行する。

イ 議会

参加市区町村の首長等で構成する一部事務組合の運営等に係る最高意志決定機関。

ウ 最高情報統括責任者（Chief Information Officer）

情報資産の管理運営を統括する最高責任者。

エ セキュリティ委員会

情報セキュリティ全般についての方針を協議し決定する。リスク分析，リスク管理，インシデント（コンピュータセキュリティに関連した事件，出来事，人為的事象であって，意図的及び偶発的なもの若しくはその疑いがある場合を含む。）にかかわる情報の収集，セキュリティ教育等を含む情報セキュリティ管理を企画・計画し，それらを実施する。

オ 事務局

一部事務組合の各部門による決定事項や方針を運用者へ連絡し，当該運用者からの運用状況の報告を受ける窓口。

カ 監査組織

セキュリティポリシーに基づき，セキュリティ監査を定期的に行う組織。

なお，セキュリティ監査は，外部監査機関に委託しても差し支えない。

キ 作業部会

議会の方針等に基づき，提供サービスの追加又は機能拡張等を検討する部会。

（２）運用者

運用者の役割と責任については，参加市区町村との委託内容による。

以下に構成の例とその役割を示す。

ア 運用統括責任者

通常業務の運用，システム改善時の運用及び緊急時対応時の運用に関する総括的な管理責任者。

イ 運用責任者

本システムの運用・保守部門の管理責任者。セキュリティ委員会で決定された方針に基づき，運用業務における指示及び実施管理を行う。

ウ ヘルプデスク

参加市区町村の窓口担当者からの問い合わせ及び住民・企業等の利用者からの問い合わせに対する回答や，障害報告等の受付連絡窓口業務を行う。ヘルプデスク設置の際には，連絡経路や取扱い業務時間を定めること。

エ 監視部門

システム及びネットワークを常時監視し，本システムが正常に動作していることを

確認する。異常動作又は異常事態を発見した際は、速やかに運用責任者に通報しなければならない。

オ 運用要員

本システムの運用・保守部門の実務者。本システムが円滑に運用されるように、運用業務を遂行する。

カ 危機管理責任者

緊急事態の発生時に、セキュリティ委員会で承認された緊急時対応計画に基づき対応処理を指揮実行する。

キ 緊急時対応要員

緊急事態の発生時に迅速に対応できる緊急対応要員。

第3 システム構築ガイドライン

1 システム構成

本システムは、各市区町村役場又は市区町村の利用に係る施設（データセンター等）に設置すること。

本システムを設置する施設には、既に他申請等システムが構築されていることも想定されるが、市区町村長は、本システムをそれらとは別の構成部位として構築、設置し、戸籍情報の独立性及び安全性等を十分に確保しなければならない。

以上を踏まえた上でのシステム構成を「図 8-2 システム構成」に示す。

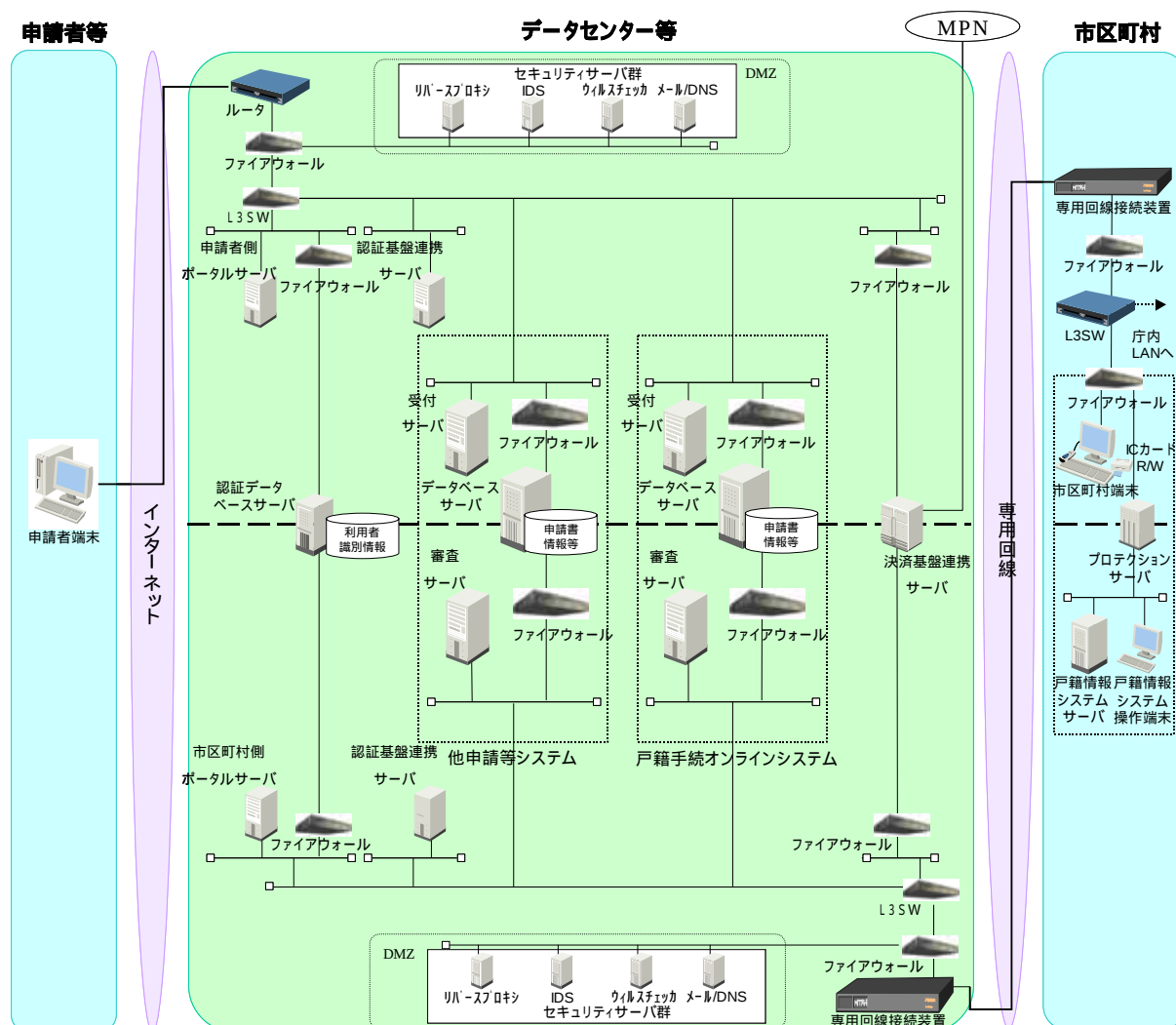


図 8-2 システム構成

「図 8-2 システム構成」に示すとおり，共同利用型で本システムを構築する場合に必要なとなる機器を以下に示す。

(1) データセンター等内

ア ポータルサーバ

申請者等及び市区町村職員にとって本システムへの入り口となるポータルサイトの機能を具備するサーバ。

イ 認証データベースサーバ

申請者等及び市区町村職員の識別情報等を格納するサーバ。

ウ 受付サーバ

申請者等からの申請等の受付，問い合わせ等の機能を具備するサーバ。

エ 審査サーバ

市区町村職員による審査機能を具備するサーバ。

オ データベースサーバ

受付サーバで受け付けた情報，審査サーバからの審査結果情報及び電子戸籍証明書等を格納し，受付サーバと審査サーバ間でのデータの中継を行うサーバ。

カ セキュリティサーバ群

申請者側及び市区町村側の DMZ (DeMilitarized Zone : 非武装地帯) に外部からの不正侵入を廃除し，内部システムのセキュリティを確保するため，以下のハードウェアを設置する。

(ア) リバースプロキシサーバ

(イ) ドメインネームサーバ (DNS (Domain Name Server)) / メールサーバ

(ウ) ウィルスチェッカ

(エ) 不正侵入探知システム (IDS (Intrusion Detection System))

キ 認証基盤連携サーバ

各種認証基盤と連携し，申請者等及び市区町村長の電子署名検証等を行う機能を具備するサーバ。

ク 決済基盤連携サーバ

決済基盤に対して納付情報の登録及び収納状況の取得等を行う機能を具備するサーバ。

(2) 市区町村役場内

ア プロテクションサーバ

審査サーバと戸籍情報システムとの間での情報交換機能，及び本システムと戸籍情報システム側とのセキュリティ境界を具備するサーバ。

イ 市区町村端末

市区町村職員が本システムの操作を行うオンライン端末。

なお、当該端末を戸籍情報システム操作端末として共用してはならない。

2 システム構成要件

本システムの構築に当たってのシステム構成要件は、以下のとおり。

(1) データセンター等内

ア ポータルサーバ

申請者側及び市区町村側ポータルサーバをそれぞれ設置すること。また、システムダウン等を考慮し、ポータルサーバの設置に当たっては冗長化すること。

なお、他申請等システムにおいても、住民側ポータルサーバ及び市区町村ポータルサーバを運用する場合は、ポータルサーバを共有で設置しても差し支えない。

イ 認証データベースサーバ

本システムにログインする申請者等及び市区町村職員に係る識別情報等を管理する認証データベースを設置すること。設置に当たってはセキュリティを考慮し、ファイアウォールを適切に配置すること。

なお、他申請等システムにおいても、認証データベースサーバを運用する場合は、当該サーバを共有で設置しても差し支えない。

ウ 受付サーバ

申請者側に受付サーバを設置すること。

なお、受付サーバの設置に当たっては、他申請等システムの受付サーバとは別に設置すること。

エ 審査サーバ

市区町村側に審査サーバを設置すること。

なお、審査サーバの設置に当たっては、他申請等システムの審査サーバとは別に設置すること。

オ データベースサーバ

申請書情報等及び電子戸籍証明書等を格納するデータベースサーバを設置すること。データの格納領域については市区町村ごとに独立したアクセス権を確保すること。

また、設置に当たってはセキュリティを考慮し、ファイアウォールを適切に配置し、ディスクアレイ装置等によってデータベースに格納されたデータの信頼性を向上させること。

なお、データベースサーバの設置に当たっては、他申請等システムのデータベースサーバとは別に設置すること。

カ 認証基盤連携サーバ

申請者側及び市区町村側に認証基盤連携サーバを設置すること。

なお、他申請等システムにおいても、認証基盤連携サーバを運用する場合は、当該サーバを共有で設置しても差し支えない。

キ 決済基盤連携サーバ

ファイアウォールを適切に設置した上で決済基盤連携サーバを設置すること。

なお、他申請等システムにおいても、決済基盤連携サーバを運用する場合は、当該サーバを共有で設置しても差し支えない。

ク セキュリティサーバ群

セキュリティサーバ群として、必要に応じて次のサーバを申請者側及び市区町村側に設置すること。

(ア) リバースプロキシサーバ

(イ) ドメインネームサーバ/メールサーバ

(ウ) ウィルスチェッカ

(エ) 不正侵入探知システム

申請者側のリバースプロキシサーバ及びウィルスチェックサーバについては二重化することを推奨する。

なお、他申請等システムにおいても、セキュリティサーバ群を運用する場合は、当該サーバ群を共有で設置しても差し支えない。

(2) 市区町村役場内

ア プロテクションサーバ

プロテクションサーバは、戸籍情報システムと専用ネットワークで接続し、プロテクションサーバ及び当該専用ネットワークによって戸籍情報システムを外部侵入から保護できるよう設置すること。

イ 市区町村端末

本システム専用のオンライン操作端末を市区町村内に設置すること。当該端末によって戸籍情報システムの設置されているネットワークにアクセスしないこと。

ウ ファイアウォール

ファイアウォールを適切に設置し、市区町村内にて戸籍情報システムの独立性を確保すること。

3 ハードウェア要件

各ハードウェアの要件は、以下のとおり。

(1) データセンター等内

ア ポータルサーバ

ポータルサーバに求められるハードウェア要件を次の「表 8-1 ハードウェア要件 (ポータルサーバ(住民・職員))」に示す。

表 8-1 ハードウェア要件 (ポータルサーバ(住民・職員))

項番	項目	要件
1	OS	Windows 若しくは UNIX 相当とする。
2	CPU	汎用受付システム要件相当とする。
3	メモリ	汎用受付システム要件相当とする。
4	HDD	汎用受付システム要件相当とする。
5	バックアップ	内蔵 DAT 等のバックアップ装置を備えること。
6	外部インターフェース	汎用受付システム要件相当とする。

*UNIX 相当には、Linux OS も含まれる。(以下、本項において同じ。)

イ 認証データベースサーバ

認証データベースに求められるハードウェア要件を次の「表 8-2 ハードウェア要件 (認証データベース)」に示す。

表 8-2 ハードウェア要件 (認証データベース)

項番	項目	要件
1	OS	Windows 若しくは UNIX 相当とする。
2	CPU	汎用受付システム要件相当とする。
3	メモリ	汎用受付システム要件相当とする。
4	HDD	汎用受付システム要件相当とする。
5	バックアップ	内蔵 DAT 等のバックアップ装置を備えること。
6	外部インターフェース	汎用受付システム要件相当とする。

ウ 受付サーバ

受付サーバに求められるハードウェア要件を以下、「表 8-3 ハードウェア要件(受付サーバ)」に示す。

表 8-3 ハードウェア要件（受付サーバ）

項番	項目	要件
1	OS	Windows 若しくは UNIX 相当とする。
2	CPU	汎用受付システム要件相当とする。
3	メモリ	汎用受付システム要件相当とする。
4	HDD	汎用受付システム要件相当とする。
5	バックアップ	内蔵 DAT 等のバックアップ装置を備えること。
6	外部インターフェース	汎用受付システム要件相当とする。

エ 審査サーバ

審査サーバに求められるハードウェア要件を以下「表 8-4 ハードウェア要件（審査サーバ）」に示す。

表 8-4 ハードウェア要件（審査サーバ）

項番	項目	要件
1	OS	Windows 若しくは UNIX 相当とする。
2	CPU	汎用受付システム要件相当とする。
3	メモリ	汎用受付システム要件相当とする。
4	HDD	汎用受付システム要件相当とする。
5	バックアップ	内蔵 DAT 等のバックアップ装置を備えること。
6	PCI スロット	PCI カードを装着する PCI スロットを 1 スロット備えること。
7	外部インターフェース	汎用受付システム要件相当とする。

オ データベースサーバ

データベースサーバに求められるハードウェア要件を以下「表 8-5 ハードウェア要件（データベースサーバ）」に示す。

表 8-5 ハードウェア要件（データベースサーバ）（1/2）

項番	項目	要件
1	OS	Windows 若しくは UNIX 相当とする。
2	CPU	汎用受付システム要件相当とする。
3	メモリ	汎用受付システム要件相当とする。
4	HDD	汎用受付システム要件相当とする。

表 8-6 ハードウェア要件（データベースサーバ）（2/2）

項番	項目	要件
5	バックアップ	内蔵 DAT 等のバックアップ装置を備えること。
6	外部インターフェース	汎用受付システム要件相当とする。

カ メール／DNS サーバ

メール／DNS サーバに求められるハードウェア要件を以下「表 8-7 ハードウェア要件（メール／DNS）」に示す。

表 8-7 ハードウェア要件（メール／DNS）

項番	項目	要件
1	OS	Windows 若しくは UNIX 相当とする。
2	CPU	汎用受付システム要件相当とする。
3	メモリ	汎用受付システム要件相当とする。
4	HDD	汎用受付システム要件相当とする。
5	バックアップ	内蔵 DAT 等のバックアップ装置を備えること。
6	外部インターフェース	汎用受付システム要件相当とする。

キ ウィルスチェックサーバ

ウィルスチェックサーバに求められるハードウェア要件を以下「表 8-8 ハードウェア要件（ウィルスチェックサーバ）」に示す。

表 8-8 ハードウェア要件（ウィルスチェックサーバ）

項番	項目	要件
1	OS	Windows 若しくは UNIX 相当とする。
2	CPU	汎用受付システム要件相当とする。
3	メモリ	汎用受付システム要件相当とする。
4	HDD	汎用受付システム要件相当とする。
5	バックアップ	内蔵 DAT 等のバックアップ装置を備えること。
6	外部インターフェース	汎用受付システム要件相当とする。

ク 認証基盤連携サーバ

認証基盤連携サーバに求められるハードウェア要件を以下「表 8-9 ハードウェア要件（認証基盤連携サーバ）」に示す。

表 8-9 ハードウェア要件（認証基盤連携サーバ）

項番	項目	要件
1	OS	Windows 若しくは UNIX 相当とする。
2	CPU	汎用受付システム要件相当とする。
3	メモリ	汎用受付システム要件相当とする。
4	HDD	汎用受付システム要件相当とする。
5	バックアップ	内蔵 DAT 等のバックアップ装置を備えること。
6	外部インターフェース	汎用受付システム要件相当とする。

ケ 決済基盤連携サーバ

決済基盤連携サーバに求められるハードウェア要件を以下「表 8-10 ハードウェア要件（決済基盤連携サーバ）」に示す。

表 8-10 ハードウェア要件（決済基盤連携サーバ）

項番	項目	要件
1	OS	Windows 若しくは UNIX 相当とする。
2	CPU	汎用受付システム要件相当とする。
3	メモリ	汎用受付システム要件相当とする。
4	HDD	汎用受付システム要件相当とする。
5	バックアップ	内蔵 DAT 等のバックアップ装置を備えること。
6	外部インターフェース	汎用受付システム要件相当とする。

(2) 市区町村役場内

ア 市区町村端末

市区町村端末に求められるハードウェア要件を以下「表 8-11 ハードウェア要件（市区町村端末）」に示す。

表 8-11 ハードウェア要件（市区町村端末） (1/2)

項番	項目	要件
1	OS	Windows とする。
2	CPU	処理量を考慮すること。
3	メモリ	処理量を考慮すること。
4	HDD	処理量を考慮すること。
5	IC カードリーダーライター	地方公共団体組織認証基盤に係る IC カードの利用ができること。

表 8-1 2 ハードウェア要件（市区町村端末）（2/2）

項番	項目	要件
6	USB	ネットワーク間のセキュリティを確保する戸籍情報暗号化等の利用のための USB インターフェースを備えること。
7	記録装置	読取り専用の記録媒体（JIS TRX0025：2000 の 120 ミリメートル追記形コンパクトディスク（CD-R）システム）に ISO9660：1988（JIS X0606：1998）の形式で記録できる装置を備えること。
8	外部インターフェース	市区町村のネットワーク環境に応じて選択する。

イ プロテクションサーバ

プロテクションサーバに求められるハードウェア要件を以下、「表 8-1 3 ハードウェア要件」に示す。

表 8-1 3 ハードウェア要件（プロテクションサーバ）

項番	項目	要件
1	OS	Windows 若しくは UNIX 相当とする。
2	CPU	処理量を考慮すること。
3	メモリ	処理量を考慮すること。
4	HDD	処理量を考慮すること。
5	PCI スロット	PCI カードを装着する PCI スロットを 1 スロット備えること。
6	外部インターフェース	戸籍情報システム及び審査サーバとのインターフェースを備えること。

第4 システム運用ガイドライン

1 システム運用上の留意点

本システムの運用上、留意すべき事項を以下に示す。

- (1) データセンター等を利用した本システムの運用に参加する市区町村は、データセンター等と専用回線によって接続された本システム専用の市区町村端末によって事務処理を行うこと。
- (2) データセンター等との通信を行うプロテクションサーバの起動及び終了は、市区町村の戸籍事務取扱者の操作によって行われるものとし、データセンター等側の運用者からの操作は行わないこと。ただし、当該事務取扱者の操作をコンピュータによる自動処理をもって代えることができる。
- (3) データセンター等のデータベースサーバに格納される申請書情報等及び電子戸籍証明書等は市区町村ごとに独立したアクセス権が確保されていること。
- (4) 各市区町村の事務処理取扱者が相互に他市区町村の申請書情報等及び電子戸籍証明書にアクセスできないこと。
- (5) 他事務処理の取扱者が申請書情報等及び電子戸籍証明書等にアクセスできないこと。
- (6) データセンター等の運用員がデータベースサーバに格納された申請書情報等及び電子戸籍証明書等にアクセスできないこと。
- (7) 本システム利用時に市区町村端末で使用する戸籍情報暗号化等に係るセキュリティ装置については、本システム利用時以外は市区町村端末とは別に、盗難や紛失が無いように管理すること。

2 利用者へのサポート

本システムの運用に当たっては、

- 手順の内容や必要書類
- 申請等を行うためのシステム操作

等について、申請等を行う申請者等に対してサポートする必要性から、コールセンターを設置し、手順内容やシステムの操作について対応することに努めること。

ただし、次のような手順の詳細に関する具体的な内容は、申請・届出先の市区町村職員が対応すること。

- 手順の詳細内容及び方法に関する説明等
- 手順の完了予定、催促への対応等の状況に関する説明等

(1) 申請者向けサポート

市区町村の設備を除けば、本システムの運用は24時間運用が基本である。システム運用時間と各担当別のサポート体制について、以下「表 8-1 4 本システムのサポート体制（申請者向け）」に示す。

表 8-1 4 本システムのサポート体制（申請者向け）

システム運用	コールセンター	職員対応のサポート
通常運用 (平日 8:30 ~ 17:00) *1	○	○
時間外運用 (平日 8:30 ~ 17:00 以外) *2	*3	*3

*1：平日とは、土日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日。

*2：計画停止、臨時停止などのシステムメンテナンスのための停止は含まれていない。

*3：市区町村は、サポート時間を選択可能。

【運用管理】

- ：システム運用管理者が常駐し、異常発生時に適切な対処／復旧が可能な体制。
- ：システム運用管理者は非常駐であり、システム監視を自動監視する体制。
- ・異常発生時は、運用管理者に連絡し、システムへの対処／復旧を行う。

【コールセンター】

- ：コールセンターの運用時間内
- ・システムの操作方法などで不明な場合は、コールセンターへの電話質問が可能
- ：コールセンターの運用時間外
- ・市区町村の選択により利用することが可能

【職員サポート】

- ：職員質問窓口の運用時間内
- ・手続に関する不明点などを電話質問が可能
- ：職員質問窓口の運用時間外
- ・市区町村の選択により利用することが可能

(2) 職員向けサポート

市区町村の職員向けのサポートについても基本はコールセンターにて対応するが、システム機能の詳細に関する質問については、システムの運用管理部門へ電話を転送し、運用管理部門により対応する。職員向けのシステム運用時間と各担当別のサポート体制は、以下「表 8-1 5 本システムのサポート体制（職員向け）」に示す。

表 8-15 本システムのサポート体制（職員向け）

システム運用	コールセンター
通常運用 （平日 8:30～17:00）*1	○
時間外運用 （平日 8:30～17:00 以外）	

*1：平日は「標準勤務日」と定義する。

3 システム標準時間

本システムの日時は、日本標準時を採用すること。

4 システム停止

システムを維持及び保守するためのシステムの停止は、これを認める。次のような場合に、システムの停止が必要となる。

（1）計画停止

データバックアップ等のシステム保守作業のため、月1回程度の頻度で夜間のシステム停止を行う。計画停止の日程は年間計画にて規定する。

例：毎週日曜日 20:00～8:00 等

（2）臨時停止

計画停止時以外にシステム保守作業が必要となった場合（OS などの緊急版のアップデート等）は、利用者に対して事前通知を行うことにより、夜間（20:00～8:00）の停止を可能とする。

基本的に事前通知は、システム停止の1週間前とする。ただし、緊急性を要する場合については、別途協議により、臨時停止が必要か否かを慎重に判断したうえで対応するが、臨時停止においても、利用者の利便性を念頭におき、停止時間は夜間を原則とする。

5 システム稼動監視

安定したシステム運用を維持するために、常にシステムの状態を監視し、障害等の発生を未然に防ぐ等の対策を行うこと。

（1）サーバの稼動監視

ログ等の動作状況監視による診断を行うこと。

サーバの障害を未然に防止するために、サーバのリソース監視を実施すること。

障害発生時及びあらかじめ設定したリソース値を超えた場合は、運用管理者へ決められた通知手段にて通知すること。

また、適宜サーバの性能監視を実施すること。

(2) セキュリティ監視

ア ファイアウォールによる不正アクセスの遮断

ファイアウォールを設置し、すべての通過パケットをチェック後に、必要最低限のサービスだけが通過できるようにすること。

イ ウィルス対策

ウィルス対策として、ワクチン（ウィルスの検出及び駆除を行うソフトウェア）を使用し、感染予防や感染してしまった場合の手段とすること。また、ウィルスは刻々と形態が変化していくため、ワクチンのパターンファイルを、速やかに、最新のものに更新すること。

(3) 報告・連絡及び緊急時の対応

運用者は本システムが円滑に稼働するように運用及び保守を行う。一部事務組合と運用者は運用及び保守の状況を報告する手段及び時期を定める。運用者はこれに従って運用及び保守の状況を運営主体及び委託元市区町村に報告する。以下に定期的な報告フローのイメージを示す。

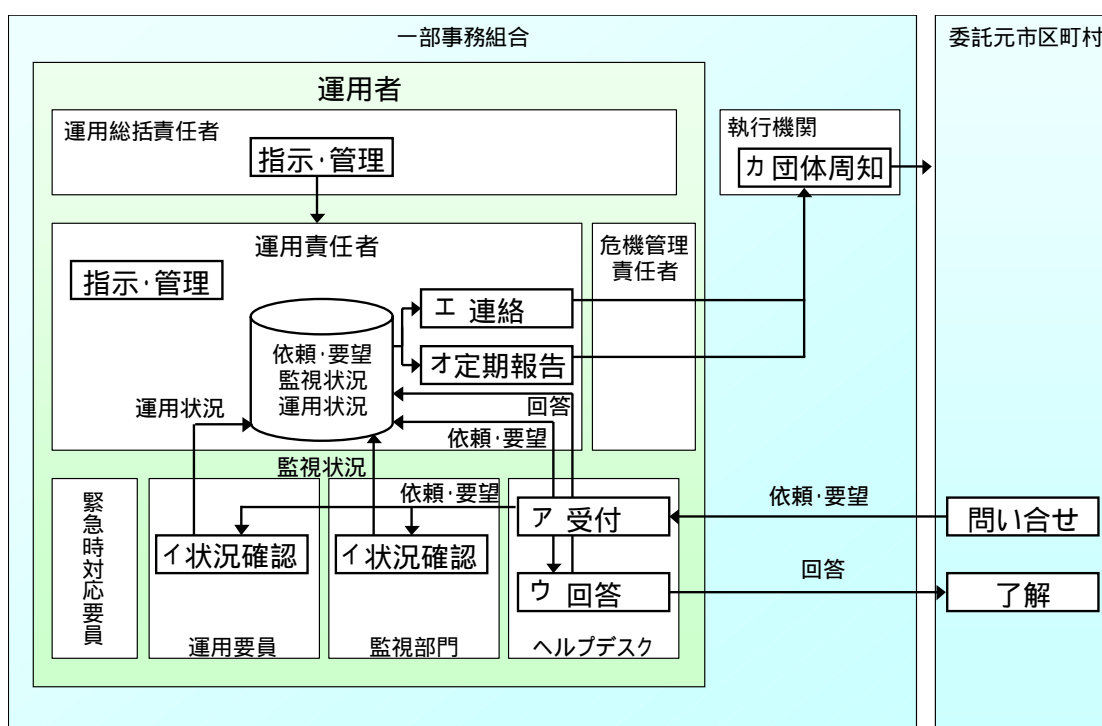


図 8-3 報告・連絡フローイメージ

ア 受付

委託元市区町村から依頼，要望及び障害等の問い合わせを受け付ける。これを記録するとともに，関係部門に連絡する。

イ 状況確認

監視状況及び運用状況を確認し連絡する。

ウ 回答

関連する情報を基に回答を行う。

エ 連絡

問い合わせ及び障害等への対応状況及び経過を運用総括責任者に報告する。

オ 定期連絡

監視及び運用の状況を取りまとめ運用総括責任者に報告の上，市区町村に定期的に報告する。

カ 団体周知

委託元市区町村に連絡及び定期報告の内容を連絡する。

(4) 緊急時の対応

本システム運営協議会（仮称）及び運用者は各々の組織内での確実に連絡の取れる手段及び連絡経路を定める。また，一部事務組合は国又は都道府県，司法機関（警察）等関連機関並びに委託元市区町村等の連絡範囲を明確にし連絡手段を定める。地方公共団体は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年3月30日策定，平成22年11月9日一部改訂 総務省）」を参照し，関連する個人又は法人等に対する連絡手段を定める。一部事務組合及び運営者はこの緊急連絡体制に従って緊急事態の連絡を行う。運用者は迅速に収集した情報を連絡し，最高情報統括責任者の指示に従い緊急対策を行う。

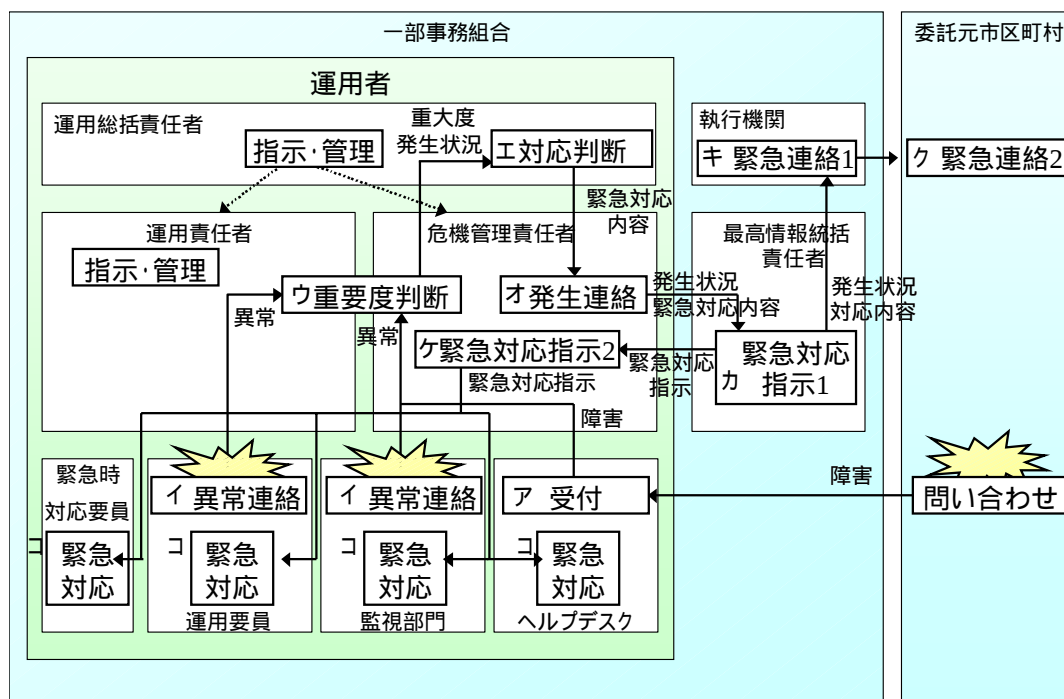


図 8-4 緊急時対応フロー

ア 受付

委託元市区町村から障害の連絡を受け付けた場合は、運用者の関係部署に連絡する。

イ 異常連絡

システムやネットワークの異常又は運用上の異常を発見した場合は、運用者の関係部門に連絡する。

ウ 重大度判断

障害及び異常の内容を確認し、影響範囲と緊急性により重大度を判断して運用総括責任者に報告する。

エ 対応判断

障害及び異常の内容並びに重大度により緊急対応内容とその実施の判断を行う。

オ 発生連絡

最高情報統括責任者に障害及び異常の発生と緊急対応内容を連絡する。

カ 緊急対応指示 1

障害及び異常の状態を把握し、運用者に対して緊急対応を指示する。

キ 緊急連絡 1

国又は都道府県、司法機関（警察）等関連機関及び委託元市区町村に障害及び異常の発生を連絡する。

ク 緊急連絡 2

関連する個人又は法人に障害及び異常の発生を連絡する。

ケ 緊急対応指示 2

市区町村長（場合によっては最高情報統括責任者）の指示に従い緊急対応を指示する。

コ 緊急対応

緊急対応を行う。以降すみやかに原因調査及び復旧作業を行う。

6 システム稼働管理

（１）ハードウェアの維持管理

ハードウェアは、プリンタのトナー等の消耗品、定期的に点検が必要なメモリボード、記録磁気ディスク等も含まれている。したがって、各機器、設備の清掃及び点検を行い、機器故障等の理由により必要があれば、システム運用に差し支えない時に、部品交換等を実施する必要がある。

（２）ソフトウェアの維持管理

ア OS モジュール修正

OS を常に最新の状態に保つために、最新の修正モジュールがリリースされた時点で、適合性をチェックして、適合可能と判断された場合に OS のアップデート（最新修正モジュールの適用）を行う必要がある。適合不可と判断された場合は、システム運用に問題ないことを確認する。問題があれば、対策（代替手段）を立て、実施する必要がある。

イ データベースのモジュール修正

ミドルウェア（データベースソフト）開発業者より、最新の修正モジュールがリリースされた時点で、適合性をチェックして、アプリケーションのアップデート（最新修正モジュールの適用）を行う必要がある。

ウ アプリケーションのバージョンアップ

アプリケーション開発請負業者より最新パッチ（修正モジュール）がリリースされた時点で、適合性をチェックして、ミドルウェアのアップデート（最新パッチの適用）を行う必要がある。

エ 不要ログの削除

OS、ミドルウェア、アプリケーションから出力された不要なログ情報をサーバの記憶ディスクの圧迫を防止するために、定期的（1～2年に1回程度）に削除する必要がある。

オ サーバ資源管理

性能監視によりシステムの異常が発見された場合に、不要ジョブの切断、記憶ディスクのゴミデータ消去等を実施し、システムの安定稼働を維持する必要がある。

性能監視の結果に問題があれば、サーバの移行、メモリ増設、ディスク増設等も実施する必要がある。

7 システムの障害対策

(1) ハードウェアの障害対策

本システムは、運用中にシステム停止が発生すると、国民の身分関係、行政の執行に影響を及ぼす重要なシステムであるため、常にシステムの安定稼動を維持する必要がある。ハードウェアの故障に対する対策の推奨案を以下に例示する。

ア 無停電電源装置（UPS）

停電による供給電源の遮断や、瞬間的な電圧降下等によるハードウェア障害を防止するために、各サーバ機器、ネットワーク機器等に、無停電電源装置を設置すること。

イ ディスクアレイ装置

ハードディスク障害の対策として、データを保存している各サーバに、RAID 構成を採用すること。当該ディスク構成においては、ディスク障害が発生したとしても、サーバを停止することなくハードディスクの交換を可能とすること。

ウ 機器構成の二重化

システムの各機器の故障によるシステム停止を防止するために、サーバ等のシステムに重要な機器は、二重化構成とすること。

エ ネットワークの二重化

ネットワークを構成しているケーブルの断線、ルータの故障によるシステム停止を防止するために、ネットワーク機器を二重化構成とすること。

(2) ソフトウェアの障害対策

システムの処理内容のログを保存すること。

(3) バックアップ

ハードウェア障害等によりシステム情報やデータの消失や破損が発生した場合に備えて、バックアップ運用計画及びバックアップ媒体（例：光磁気ディスク、DAT テープ等）の交換及び保管を実施すること。バックアップ媒体の交換及び保管は、世代管理等の確実な運用管理を行うこと。また、バックアップ媒体の保管場所は、基本的に施錠（盗難防止）、耐震性、防水性、消火設備等の条件が整った場所とすること。

システムバックアップは、システムの初期導入時及び変更時（バージョンアップ等）には、OS を含むフルバックアップを実施すること。

データバックアップは、障害時等の復旧効率と保管データの最新性の両面を考慮して、最適な方法により行い、データの保全に努めること。

第5 業務運用ガイドライン

本システムにおける業務運用上、留意すべき事項を以下に示す。

1 オンラインにおける事務処理

国民等が申請等をオンラインでする際は、その即時性が期待されるところ、オンラインの受付については定期的に確認することが望ましい。

2 処理の停滞

補正指示等に対する申請者等からの応答がないときの該当申請書情報等の取扱いについて、業務運用規定を定めておくことが望ましい。以下に留意点を示す。

- (1) 申請者等から応答がなく手続が進行しない場合における該当申請書情報等の取扱いについて規定しておくこと。また、追完、補正が必要な場合は、管轄局に照会すること。
- (2) 当該規定内容について、当該申請等を行う申請者等による補正が発生する場合がある旨、又は不受理になることがある旨を申請者端末に表示する等の手段をもって申請者に通知すること。

3 電子証明書の有効期限

申請等の後、補正等が発生することを念頭におき、本システムの運用を開始するに当たっては、電子証明書の有効期限について業務運用規定を定めることが望ましい。以下に留意点を示す。

- (1) 届出人等が添付する電子証明書の有効期限
 - ア 申請書情報等に電子署名を付与するときは、その有効期限が十分に確保されていることを確認すること。
 - イ 有効期限が近づいているものに関しては、必ず申請書情報等の送信後にその申請等状況を確認する旨を申請者等に通知すること。また、有効期限経過後は、当該電子証明書では補正等を行えない旨を通知すること。
 - ウ 有効期限が経過したものについては、申請者識別情報の更新処理を促す旨の通知をすること。
- (2) 市区町村長が添付する電子証明書の有効期限
 - ア 社会的な使用状況を踏まえ、十分な有効期限を確保すること。

第9章 セキュリティポリシー策定 ガイドライン

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：3 頁：1／1
平成 2 3 年 3 月

項番	箇所	修 正 内 容	ページ	添付資料 NO
1	第 9 章 第 1 第 2	1. 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定内容を追記 ・平成 18 年 9 月 29 日全部改定，平成 22 年 11 月 9 日一部改定を追記	9-1	
2	第 9 章 第 4	1. 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定内容を追記 ・平成 18 年 9 月 29 日全部改定，平成 22 年 11 月 9 日一部改定を追記	9-3	
	第 9 章 第 4 1	2. 策定手順の概要を追加 ・⑦ポリシーの実施手順の周知 を追加	9-4	
3	第 9 章 第 5	1. 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定内容を追記 ・平成 18 年 9 月 29 日全部改定，平成 22 年 11 月 9 日一部改定を追記	9-19	

第1 本章の目的

本章では、本システムの情報セキュリティにおけるポリシーの策定方針及び対策基準を例示することで、市区町村において情報セキュリティにおけるポリシーを策定する際の基準とすべきガイドラインを提示する。

ポリシーの策定にあたっては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年3月30日策定、平成15年3月18日一部改定、平成18年9月29日全部改定、平成22年11月9日一部改定 総務省）」を基本とすることとし、本章においては、本システムの導入時のポリシー策定にあたり特に検討すべき内容についてガイドラインとして提示する。

第2 情報セキュリティポリシーの策定

本システムの運用にあたり、市区町村長は総務省が策定した「地方公共団体における情報セキュリティに関するガイドライン（平成13年3月30日策定、平成15年3月18日一部改定、平成18年9月29日全部改定、平成22年11月9日一部改定 総務省）」に準拠した情報セキュリティポリシー（以下、「ポリシー」と示す）を策定しなければならない。

なお、このポリシーは以下のものから成り立つものである。

- ・ 当該市区町村役場の戸籍に係わる情報資産をいかなる脅威からどのようにして守っていくかという基本的な考え方（「基本方針」という。）
- ・ それを実現するため必要となる具体的な判断基準（「対策基準」という。）

第3 ポリシー策定における留意点

1 ポリシーの位置付け

（1）市区町村の既存ポリシーとの関係本システム導入に伴うポリシー策定時には、既に当該市区町村役場内の情報資産に関してポリシーが策定されていることも想定される。そのため、既にポリシーが策定されている場合においては、次の点に留意して既存のポリシーに対して変更を実施する。

ア 本システムの追加資産を保護するための、既存のポリシーの見直し

既存の戸籍情報システムに加えて、新規に構築される機器やネットワークなどを対象として、市区町村長はそれらの情報資産を保護するためのポリシーを策定しなければならない。このとき、既に市区町村でポリシーが導入・運用されている場合には、運用されているポリシーの見直し方法に従って内容を見直す。

イ データセンター等内の資産を保護するための、既存ポリシーの見直し

本システムの利用にあたっては、市区町村役場内の機器からデータセンター等内の機器へのアクセスが可能になることからデータセンター等内の情報資産の保護についても市区町村におけるポリシーとして策定しなければならない。

(2) データセンター等のポリシーとの関係

本システム導入に伴うデータセンター等におけるポリシー策定にあたっては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーガイドライン」等によって定められている方法により、運営組織を定義し、データセンター等内における情報資源に対するポリシーを策定しなければならない。また、その際、次の点に留意してポリシーの策定を行うのが望ましい。

ア 外部接続先（申請者，参加市区町村，MPN，認証基盤など）とのインタフェースを明確にすること。

イ 外部接続先への要求や外部接続先の遵守事項を明確にすること。

また、既にデータセンター等において、ポリシーを策定・運用している場合においては、本システムの運用と照らし合わせて、必要に応じたポリシーの見直しをしなければならない。

以下、「図 9-1 策定するポリシーの位置付け」に本システムの情報セキュリティにおけるポリシーの位置付けを示す。ただし、「図 9-1 策定するポリシーの位置付け」には、実施手順が含まれたものになっているが、本ガイドラインでは実施手順については規定しない。

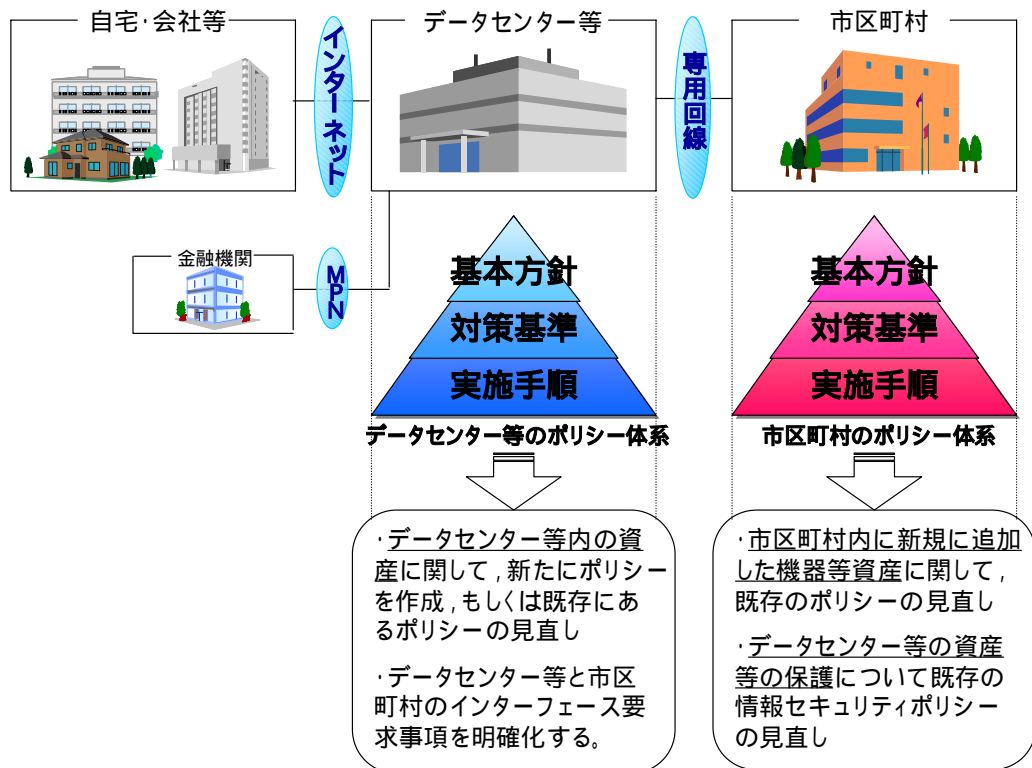


図 9-1 策定するポリシーの位置付け

2 既存の条例等との関係

ポリシーの策定にあたっては、独自に制定しているセキュリティに関する条例や内規などに準拠したものでなければならない。そのため、ポリシーの策定にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 国や都道府県から指導されている指示または指導事項
 - (2) 個人情報保護条例などや市区町村独自のセキュリティに係わる条例、内規など
- また、これらの留意点については、各市区町村からデータの授受を行うデータセンター等においてもポリシー策定に反映されなければならない。そのため、市区町村が定めた個人情報保護条例に準拠することを「対策基準」にて明確化すること。

3 戸籍情報の保護

本システムでは、従来、市区町村役場内の閉じられた LAN 内でやりとりされていた戸籍情報がインターネット上を流れ、電子的に情報のやりとりがされることになる。そのため、ポリシーの策定にあたっては、特に戸籍情報のセキュリティに留意する必要がある。

なお、検討にあたっての戸籍情報等へのセキュリティの脅威などについては、「第10章 セキュリティガイドライン」及び「付録3 脅威に対する対策一覧」を参照のこと。

4 対象範囲

本ガイドラインにて対象とするポリシーの対象範囲は、データセンター等内のハードウェア、ソフトウェア、記録媒体等の情報システム等及びすべての情報資産のうち、情報システムに電磁的に記録される情報資産並びにこれらの情報に接することができる人物とする。

なお、検討にあたっての機器構成や範囲等については「第8章 システム構築及び運用ガイドライン」及び「第10章 セキュリティガイドライン」を参照のこと。

第4 策定手順

本節では、本システムのデータセンター等におけるポリシー策定の手引として、ポリシーを策定する手続及びポリシーに定める事項を示す。

(「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(平成13年3月30日策定, 平成15年3月18日一部改定, 平成18年9月29日全部改定, 平成22年11月9日一部改定 総務省)」)より引用)

1 策定手順の概要

ポリシーは、策定のための①組織・体制を確立し、その組織・体制の下で②基本方針の策定、③リスク分析及び④対策基準の策定を行い、⑤市区町村長の関与の下、正式に定めること。また、基本方針に従い、対策基準に定められた事項を実施する手順を定めた⑥実施手順を策定し、⑦ポリシー・実施手順の周知を行うというプロセスになる。

以下、「図9-2 ポリシー策定概要」にポリシー策定手続の概要を示す。

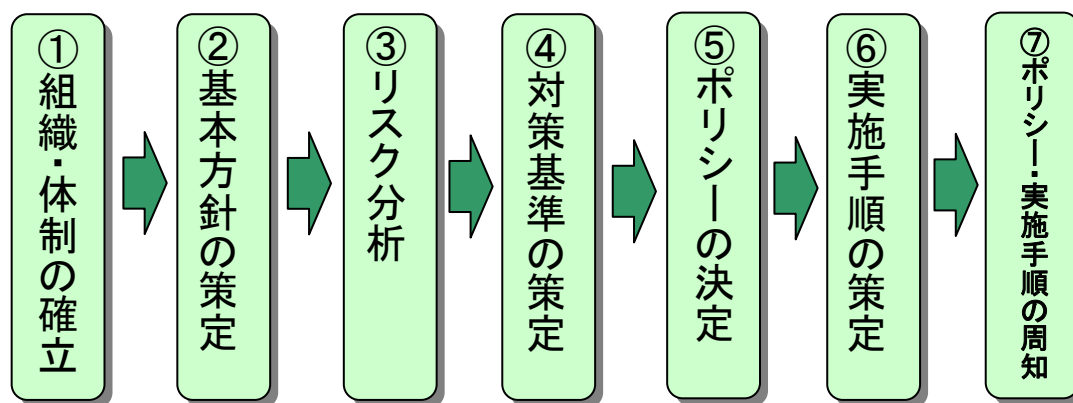


図9-2 ポリシー策定概要

(1) 組織・体制の確立

データセンター等のポリシー策定には、組織の幹部の関与を明確化するとともにその責任の所在を明確にするため関係各部署の幹部、情報セキュリティに関する専門的知識を有する者及び必要に応じて各市区町村の関係者などで構成する組織(以下、「運営委員会」とする。)を設け、情報を統括する長として最高情報統括責任者(以下、「CIO」という。)、情報セキュリティの責任者として最高情報セキュリティ責任者、ネットワーク管理者、統括情報セキュリティ担当者、情報セキュリティ担当者及び本システム管理者を定める。

このため、ポリシーには運営委員会の目的、権限、名称、業務、構成員等を定める。ポリシーでは参加地方公共団体の様々な情報資産に係わる問題を取扱うことから、全ての関係部課等の意向が反映するような構成や手続にしなければならない。

なお、ポリシーの策定については、データセンター等及び必要に応じて参加地方公共団体職員からの意見を聴取し疑問点に対しの確に説明できるようにする等、策定段階からポリシーが職員に理解されるような環境を醸成することが重要である。運営委員会による承認を受け、ポリシー策定作業の一部をポリシー策定作業班に行わせることができる。合理的理由がある場合、この策定作業班に外部の者を含めることができる。ただし、運営委員会の構成員となった外部の専門家及びポリシー策定作業に関与した外部の者

は当該案件に関し職員と同じ守秘義務を課す必要がある。また，CIO，ネットワーク管理者，統括情報セキュリティ担当者，情報セキュリティ担当者及び本システム管理者を任命した後，情報セキュリティ対策を推進するために情報セキュリティ委員会を別途設けることを検討する。

以下，「図 9-3 情報セキュリティ委員会体制例」に情報セキュリティ委員会の体制例を示す。

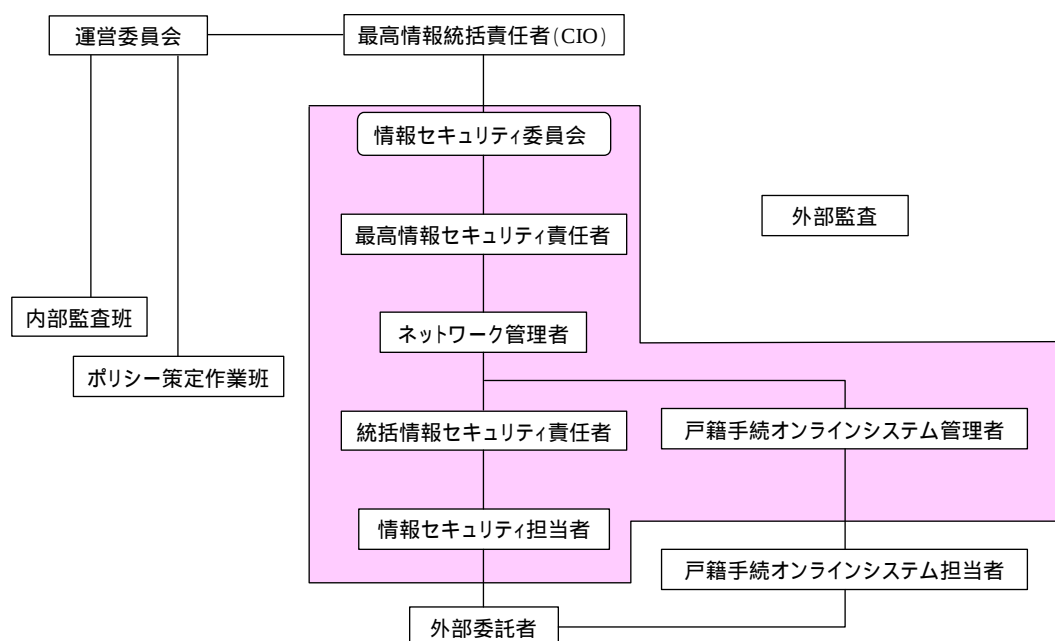


図 9-3 情報セキュリティ委員会体制例

(2) 基本方針の策定

本システムに求められる情報セキュリティの確保のため，基本方針を定める。

この基本方針には，情報セキュリティ対策の目的，対象範囲など，本システム運営における情報セキュリティに対する基本的な考え方を示す。また，ポリシーを理解するために必要な用語について，その定義を定める。

なお，基本方針は，情報セキュリティに関する基本的な方向性を決定づけるものであることから，頻繁に更新される性質のものではないことに留意する必要がある。

(3) リスク分析

ア 概要

リスク分析とは，保護すべき情報資産を明らかにし，それらに対するリスクを評価することである。様々なリスク分析方法が考えられるが，ここでは具体的な方法の一つを示すこととする。

具体的な手順は次のとおりである。

(ア) 戸籍手続オンラインシステム運営協議会(仮称)に参加する各地方公共団体が保有する情報資産を調査し、重要性の分類を行い、この結果に基づき、要求されるセキュリティの水準を定める。

(イ) 情報資産を取り巻く脅威を調査し、その発生頻度及び発生した際の被害の大きさからリスクの大きさを求める。

なお、一般的に両者の積をリスクの大きさとしている。

(ウ) リスクの大きさがセキュリティ要求水準を下回るよう対策基準を策定し、適切なリスク管理を行う。

なお、情報資産に変更があったとき、又は情報資産に対するリスクに変化が生じたときには、関係する情報資産についてリスク分析を再度行い、その結果ポリシーの見直しが必要となった場合にはその見直しを行う。また、定期的なポリシーの評価・見直しの際にも、リスク分析から再検討することが必要である。また、リスク分析の際に発見された情報資産の脆弱性で、早急に対応する必要のあるものについては、速やかに措置を講ずることが重要である。

リスク分析を行った結果の資料は、ポリシー策定の基礎資料として保管する必要があるが、当該資料には情報資産の脆弱性の分析が記されているため、厳重な管理が必要である。以下、「図 9-4 リスク分析のフロー」に示す。

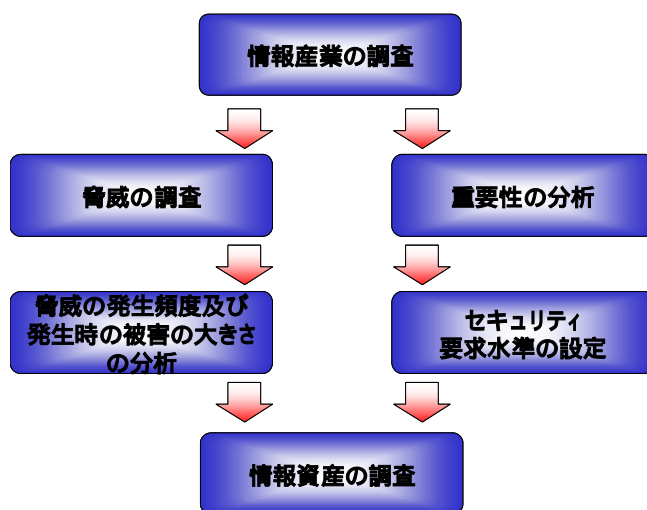


図 9-4 リスク分析のフロー

イ 情報資産の調査

保護すべき情報資産を明らかにするにあたって、情報がどこにあり、誰が管理し、どのような状況で扱われているかについて調査する。

具体的な調査項目としては、次のものがある。このほか、リスク分析の結果等を検討した資料を作成する。

ウ 重要性による分類

調査した情報資産に対し、機密性、完全性、可用性の3つの側面から重要性を検討し、情報資産を分類する。

この分類は、情報資産をどのように扱い、保護するかを決めるための判断基準となり、これに基づき要求されるセキュリティ水準が定められる。

(重要性の3つの側面)

- (ア) 機密性・・・情報資産の機密に基づく重要性
- (イ) 完全性・・・情報資産の完全性・正確性に関する重要性
- (ウ) 可用性・・・情報資産の利用可能性・継続性に関する重要性

エ リスク評価

調査したすべての情報資産についてリスク評価を実施する。

- (ア) 取り巻く物理的、技術的、人的環境における脅威について調べる。
- (イ) 各情報資産が直面するそれぞれの脅威に対するリスクの大きさについて、脅威の発生頻度及び発生時の被害の大きさから評価する。

なお、発生頻度及び被害の大きさを直接検討することに代えて、簡易的に発生頻度を情報資産の脆弱性に、被害の大きさを情報資産の重要性とする方法もある。

各情報資産について、全ての脅威に対してリスクの大きさを調査する必要がある。

オ リスクに対する対策

リスク評価により定められた、情報資産の脅威ごとのリスクの大きさと、要求されるセキュリティ水準とを比較することにより、情報セキュリティ対策の方針が定められる。

対策基準の検討において、算定されたリスクの大きさを基準として、発生頻度及び被害の大きさを低減させ、セキュリティ要求水準を満足させる対策基準を定める。また、脅威の発生頻度又は被害の大きさを低減させる対策には、脅威を防止するものだけでなく、実際に被害が発生した場合に、如何に情報を守るか、如何に改ざんされないか、如何に継続して使用できるようにするか（あるいは障害が起きても如何に早急に復旧できるか）、といった観点を考慮に入れながら、対策を講じることが重要である。

具体的には、情報資産の重要性を勘案して定められたセキュリティ要求水準を達成する対策を講じることとなるが、セキュリティ要求水準が高いほど、発生頻度及び被害の大きさ（リスクの大きさ）は小さくならなければならない。

例えば、リスクの大きさをセキュリティ要求水準まで低減させる方法は、次の3つに分類できる。

- (ア) 「アクセス権限の付与を必要最低限の者に限る」等被害の大きさを小さくすることによってリスクの大きさを低減させる方法。
- (イ) 「コンソールからのみログインを許可する」等発生頻度を小さくすることによってリスクの大きさを低減させる方法。

(ウ)「本システムの改ざんなどを検知する」等被害の大きさと発生頻度のいずれも小さくすることによってリスクの大きさを低減させる方法。

具体的に定める対策は、情報資産及びその脅威の内容に応じて、利用者の利便性を考慮した効果的かつ効率的なものとする必要がある。

(4) 対策基準の策定

リスク分析の結果によって得られた各情報資産に対する個々の対策について、体系化した上で対策基準を定める。

以下、「表 9-1 対策基準」に、市区町村が本システムの対策基準へ盛り込むべき項目を示す。これは ISMS 適合性評価制度における対策基準から本システムに関する対策基準に関して重要度をつけて示したものであり、上記リスク分析の参考とすべきものである。表中「」は最重要な項目、「○」は重要な項目である。

なお、表中にある外部委託とは、市区町村が一部事務組合等に業務委託することをいう。

表 9-1 対策基準 (1/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
3	情報セキュリティ基本方針		
3-1	情報セキュリティ基本方針	管理目的:情報セキュリティのための経営陣の指針及び指示を規定するため。	
3-1-1	情報セキュリティ基本方針文書	基本方針文書は、経営陣により承認され、適当な手段で、全従業員に公表し、通知すること。	
3-1-2	見直し及び評価	基本方針は、依然として適切であることを確実にするために、定期的に、また影響を及ぼす変化があった場合に、見直すこと。	
4	組織のセキュリティ		
4-1	情報セキュリティ基盤	管理目的:組織内の情報セキュリティを管理するため。	
4-1-1	情報セキュリティ運営委員会	セキュリティを主導するための明瞭な方向付け及び経営陣による目に見える形での支持を確実にするために、運営委員会を設置すること。 運営委員会は、適切な責任分担及び十分な資源配分により、セキュリティを促進すること。	
4-1-2	情報セキュリティの調整	大きな組織では、組織内の情報セキュリティの管理策の実施を調整するために、組織の関連部門からの管理者の代表を集めた委員会を利用すること。	
4-1-3	情報セキュリティ責任の割当て	個々の資産の保護に対する責任及び特定のセキュリティ手続の実施に対する責任を、明確に定めること。	

表 9-1 対策基準 (2/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
4-1-4	情報処理設備の認可 手続	新しい情報処理設備に対する経営陣による認可手続を確 立すること。	
4-1-5	専門家による情報セ キュリティの助言	専門家による情報セキュリティの助言を内部又は外部の 助言者から求め、組織全体を調整すること。	
4-1-6	組織間の協力	行政機関、規制機関、情報サービス提供者及び通信事業者 等との適切な関係を維持すること。	
4-1-7	情報セキュリティの 他者によるレビュー	情報セキュリティ基本方針の実施を、他者がレビューする こと。	
4-2	第三者アクセスのセ キュリティ	管理目的: 第三者によってアクセスされる組織の情報処理 設備及び情報資産のセキュリティを維持するため。	
4-2-1	第三者のアクセスか ら生じるリスクの識 別	組織の情報処理施設への第三者のアクセスに関連づけて リスクアセスメントを実施し、適切なセキュリティ管理策 を実施すること。	
4-2-2	第三者との契約書に 記載するセキュリ ティ要求事項	組織の情報処理施設への第三者アクセスにかかわる取決 めは、必要なセキュリティ要求事項すべてを含んだ正式な 契約に基づくこと。	
4-3	外部委託	管理目的: 情報処理の責任を別の組織に外部委託した場合 における情報セキュリティを維持するため。	
4-3-1	外部委託契約におけ るセキュリティ要求 事項	情報システム、ネットワーク及び/又はデスクトップ環境 についての、マネジメント及び統制の全部又は一部を外部 委託する組織のセキュリティ要求事項は、当事者間で合意 される契約書に記述すること。	
5	資産の分類及び管理		
5-1	資産に対する責任	管理目的: 組織の資産の適切な保護を維持するため。	
5-1-1	資産目録	情報システムそれぞれに関連づけてすべての重要な資産 について目録を作成し、維持すること。	
5-2	情報の分類	管理目的: 情報資産の適切なレベルでの保護を確実にする ため。	
5-2-1	分類の指針	情報の分類及び関連する保護管理策では、情報を共有又は 制限する業務上の必要、及びこのような必要から起こる業 務上の影響を考慮に入れておくこと。	
5-2-2	情報のラベル付け及 び取扱い	組織が採用した分類体系に従って情報のラベル付け及び 取扱いをするための、一連の手順を定めること。	
6	人的セキュリティ		
6-1	職務定義および採用 におけるセキュリ ティ	管理目的: 人による誤り、盗難、不正行為、又は設備の誤 用のリスクを軽減するため。	
6-1-1	セキュリティを職責 に含めること	セキュリティの役割及び責任は、組織の情報セキュリティ 基本方針で定められたとおりに、職務定義書のなかに文書 化すること。	○

表 9-1 対策基準 (3/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
6-1-2	要員審査及びその個別方針	常勤職員, 契約職員及び臨時職員を採用するときは, 提出された応募資料の内容を検査すること。	
6-15	機密保持契約	従業員は, 入社時の雇用条件の一部として, 機密保持の契約書に署名すること。	○
6-1-4	雇用条件	雇用条件には, 情報セキュリティに対する従業員の責任について記述してあること。	
6-2	利用者の訓練	管理目的: 情報セキュリティの脅威及び懸念に対する利用者の認識を確実なものとし, 通常の仕事のなかで利用者が組織のセキュリティ基本方針を維持していくことを確実にするため。	
6-2-1	情報セキュリティの教育及び訓練	組織の基本方針及び手順について, 組織のすべての従業員及び関係するならば外部利用者を適切に教育すること, 並びに定期的に更新教育を行うこと。	○
6-3	セキュリティ事件・事故及び誤動作への対処	管理目的: セキュリティ事件・事故及び誤動作による損害を最小限に抑えること, 並びにそのような事件・事故を監視してそれらから学習するため。	
6-3-1	セキュリティ事件・事故の報告	セキュリティ事件・事故は, 適切な連絡経路を通して, できるだけ速やかに報告すること。	
6-3-2	セキュリティの弱点の報告	システム若しくはサービスのセキュリティの弱点, 又はそれらへの脅威に気づいた場合若しくは疑いをもった場合は, 注意を払い, かつ報告するよう要求すること。	
6-3-3	ソフトウェアの誤動作の報告	ソフトウェアの誤動作を報告する手順を確立すること。	
6-3-4	事件・事故からの学習	事件・事故及び誤動作の種類, 規模並びに費用の定量化及び監視を可能とする仕組みを備えていること。	○
6-3-5	懲戒手続	従業員による組織のセキュリティ基本方針及び手順への違反は, 正式な懲戒手続によって処理すること。	
7	物理的及び環境的セキュリティ		
7-1	セキュリティが保たれた領域	管理目的: 業務施設及び業務情報に対する認可されていない物理的なアクセス, 損傷及び妨害を防止するため。	
7-1-1	物理的セキュリティ境界	組織は, 情報処理設備を含む領域を保護するために, 幾つかのセキュリティ境界を利用すること。	
7-1-2	物理的入退管理策	認可された者だけにアクセスを許すことを確実にするために, 適切な入退管理策によってセキュリティの保たれた領域を保護すること。	
7-15	オフィス, 部屋及び施設のセキュリティ	特別なセキュリティ要求事項のあるオフィス, 部屋及び施設を保護するために, セキュリティの保たれた領域を設定すること。	

表 9-1 対策基準 (4/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
7-1-4	セキュリティが保たれた領域での作業	セキュリティが保たれた領域のセキュリティを強化するために、その領域での作業のための管理策及び指針を追加すること。	
7-1-5	受け渡し場所の隔離	品物を受け渡しする場所について管理し、可能ならば、認可されていないアクセスを回避するために、情報処理設備から隔離すること。	
7-2	装置のセキュリティ	管理目的:資産の損失、損傷又は劣化、及び業務活動に対する妨害を防止するため。	
7-2-1	装置の設置及び保護	装置は、環境上の脅威及び危険からのリスク並びに認可されていないアクセスの可能性を軽減するように設置し又は保護すること。	
7-2-2	電源	装置は、停電、その他の電源異常から保護すること。	○
7-2-3	ケーブル配線のセキュリティ	データ伝送又は情報サービスに使用する電源ケーブル及び通信ケーブルの配線は、傍受又は損傷から保護すること。	○
7-2-4	装置の保守	装置についての継続的な可用性及び完全性を可能とするために、装置を正しく保守すること。	
7-2-5	事業敷地外における装置のセキュリティ	組織の敷地外で情報処理のために装置を使用するいかなる場合も、管理者による認可を要求すること。	
7-2-6	装置の安全な処分又は再使用	装置を処分又は再使用する前に、情報を装置から消去すること。	○
7-3	その他の管理策	管理目的:情報及び情報処理設備の損傷又は盗難を防止するため。	
7-3-1	クリアデスク及びクリアスクリーンの個別方針	組織は、情報への認可されていないアクセス、情報の消失及び損傷のリスクを軽減するための、クリアデスク及びクリアスクリーンの方針を持つこと。	
7-3-2	資産の移動	組織に属する装置、情報又はソフトウェアは、管理者による認可なしで移動できないこと。	
8	通信及び運用の管理		
8-1	運用手順及び責任	管理目的:情報処理設備の正確、かつ、セキュリティを保った運用を確実にするため。	
8-1-1	操作手順書	セキュリティ個別方針によって明確化した操作手順は、文書化して維持すること。	○
8-1-2	運用変更管理	情報処理設備及びシステムの変更について管理すること。	○
8-15	事件・事故管理手順	セキュリティ事件・事故に対して迅速、効果的、かつ、整然とした対処を確実にを行うために、および監査証跡及び記録といった事件・事故に関連するデータを収集するために、事件・事故管理の責任及び手順を確立すること。	○
8-1-4	職務の分離	情報若しくはサービスの無許可の変更又は誤用の可能性を小さくするために、職務及び責任領域を分離すること。	

表 9-1 対策基準 (5/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
8-1-5	開発施設と運用施設との分離	開発施設及び試験施設は、運用施設から分離すること。ソフトウェアの開発から運用の段階への移行についての規則は、明確に定め、文書化すること。	○
8-1-6	外部委託による施設管理	外部委託による施設管理サービスを利用する前に、そのリスクを識別し、適切な管理策を請負業者の同意を得て契約に組み入れること。	
8-2	システムの計画作成及び受入れ	管理目的:システム故障のリスクを最小限に抑えるため。	
8-2-1	容量・能力の計画作成	十分な処理能力及び記憶容量の利用を可能にするために、容量・能力の需要を監視し、将来必要とされる容量・能力を予測すること。	○
8-2-2	システムの受入れ	新しい情報システム、改訂版及び更新版の受入れ基準を確立し、その受入れ前に適切な試験を実施すること。	○
8-3	悪意のあるソフトウェアからの保護	管理目的:ソフトウェア及び情報の完全性を、悪意のあるソフトウェアによる被害から保護するため。	
8-3-1	悪意のあるソフトウェアに対する管理策	悪意のあるソフトウェアから保護するための検出及び防止の管理策、並びに利用者に適切に認知させるための手順を導入すること。	
8-4	システムの維持管理	管理目的:情報処理及び通信サービスの完全性及び可用性を維持するため。	
8-4-1	情報のバックアップ	極めて重要な業務情報及びソフトウェアのバックアップを定期的を取得し、かつ検査すること。	
8-4-2	運用の記録	運用担当者は、自分の作業の記録を継続すること。運用担当者の記録は、定期的に独立した検査を受けること。	○
8-4-3	障害記録	障害について、報告を行い、是正処置をとること。	○
8-5	ネットワークの管理	管理目的:ネットワークにおける情報の保護、及びネットワークを支える基盤の保護を確実にするため。	
8-5-1	ネットワーク管理策	ネットワークにおけるセキュリティを実現し、かつ、維持するために、一連の管理策を実施すること。	○
8-6	媒体の取扱い及びセキュリティ	管理目的:財産に対する損害及び事業活動に対する妨害を回避するため。	
8-6-1	コンピュータの取外し可能な付属媒体の管理	コンピュータの取外し可能な付属媒体(例えば、テープ、ディスク、カセット)及び印刷された文書を管理すること。	○
8-6-2	媒体の処分	媒体が不要となった場合は、安全、かつ、確実に処分すること。	○
8-6-3	情報の取扱手順	認可されていない露呈又は誤用から情報を保護するために、情報の取扱い及び保管についての手順を確立すること。	

表 9-1 対策基準 (6/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
8-6-4	システムに関する文書のセキュリティ	認可されていないアクセスからシステムに関する文書を保護すること。	○
8-7	情報及びソフトウェアの交換	管理目的:組織間で交換される情報の紛失, 改ざん又は誤用を防止するため。	
8-7-1	情報及びソフトウェアの交換契約	組織間の情報及びソフトウェアの交換(電子的又は人手によるもの)については, ある場合には正式な契約として, 合意を取り交わすこと。	
8-7-2	配送中の媒体のセキュリティ	配送されるコンピュータ媒体を, 認可されていないアクセス, 誤用又は破損から保護すること。	
8-7-3	電子商取引のセキュリティ	電子商取引を, 不正行為, 契約紛争, 及び情報の露呈又は改ざんから保護すること。	
8-7-4	電子メールのセキュリティ	電子メールの使用に関する個別方針を作成し, 電子メールがもたらすセキュリティ上のリスクを軽減するための管理策を実施すること。	
8-7-5	電子オフィスシステムのセキュリティ	オフィスシステムに関連する業務上及びセキュリティ上のリスクを管理するために, 個別方針及び手引を作成し, 導入すること。	
8-7-6	公開されているシステム	情報を公開する前に正式な認可の手続がとられ, また, 情報の改ざんを防止するために公開した情報の完全性を保護すること。	
8-7-7	情報交換のその他の方式	音声・映像の通信設備及びファクシミリを使用して行われる情報交換を保護するために, 個別方針, 手順及び管理策をもつこと。	
9	アクセス制御		
9-1	アクセス制御に関する業務上の要求事項	管理目的:情報へのアクセスを制御するため。	
9-1-1	アクセス制御方針	アクセス制御についての業務上の要求事項を定義して文書化し, アクセスをアクセス制御方針で定義されたものに限定すること。	○
9-2	利用者のアクセス管理	管理目的:情報システムへのアクセス権が, 適切に認可され, 割り当てられ 維持されていることを確実にするため。	
9-2-1	利用者登録	複数の利用者を持つすべての情報システム及びサービスについて, それらへのアクセスを許可するための, 正規の利用者登録及び登録削除の手順があること。	
9-2-2	特権管理	特権の割当て及び使用は, 制限し, 管理すること。	
9-2-3	利用者のパスワードの管理	パスワードの割当ては, 正規の管理手続によって統制すること。	
9-2-4	利用者アクセス権の見直し	経営陣は, 利用者のアクセス権を見直す正規の手続を, 定期的実施すること。	

表 9-1 対策基準 (7/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
9-3	利用者の責任	管理目的:認可されていない利用者のアクセスを防止するため。	
9-3-1	パスワードの使用	パスワードの選択及び使用に際して、正しいセキュリティ慣行に従うことを、利用者に要求すること。	
9-3-2	利用者領域にある無人運転の装置	無人運転の装置に適切な保護対策を備えていることを確実にするように、利用者に要求すること。	○
9-4	ネットワークのアクセス制御	管理目的:ネットワークを介したサービスの保護のため。	
9-4-1	ネットワークサービスの使用についての個別方針	利用者には、使用することが特別に認可されたサービスへの直接のアクセスだけを提供すること。	○
9-4-2	指定された接続経路	利用者端末からコンピュータサービスまでの経路は、管理すること。	○
9-4-3	外部から接続する利用者の認証	遠隔地からの利用者のアクセスには、認証を行うこと。	○
9-4-4	ノードの認証	遠隔コンピュータシステムへの接続には、認証されること。	○
9-4-5	遠隔診断用ポートの保護	診断ポートへのアクセスは、セキュリティを保つように制御すること。	○
9-4-6	ネットワークの領域分割	情報サービス、利用者及び情報システムのグループを分割するための管理策を、ネットワーク内に導入すること。	○
9-4-7	ネットワークの接続制御	共用ネットワークにおける利用者の接続の可能性は、アクセス制御方針に従って制限すること。	○
9-4-8	ネットワーク経路を指定した制御	共用ネットワークは、コンピュータの接続及び情報の流れが業務用ソフトウェアのアクセス制御方針に違反しないことを確実にするために、経路指定の制御策を組み込むこと。	○
9-4-9	ネットワークサービスのセキュリティ	ネットワークサービスを使用する組織は、使用するすべてのサービスのセキュリティの特質について、明確な説明を受けること。	○
9-5	オペレーティングシステムのアクセス制御	管理目的:認可されていないコンピュータアクセスを防止するため。	
9-5-1	自動の端末識別	特定の場所及び携帯装置への接続を認証するために、自動の端末識別を考慮すること。	
9-5-2	端末のログオン手順	情報サービスへのアクセスは、安全なログオン手順を使用すること。	○
9-5-3	利用者の識別及び認証	すべての利用者は、その活動が誰の責任によるものかを後で追跡できるように、各個人の利用ごとに一意な識別子(利用者 ID)を保有すること。利用者が主張する ID を確認するための適切な認証技術を選択すること。	○

表 9-1 対策基準 (8/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
9-5-4	パスワード管理システム	パスワード管理システムは、質のよいパスワードであることを確実にするための、有効な対話的機能を提供すること。	○
9-5-5	システムユーティリティの使用	システムユーティリティプログラムの使用を制限し、厳しく管理すること。	○
9-5-6	利用者を保護するための脅迫に対する警報	脅迫の標的となり得る利用者のために、脅迫に対する警報を備えること。	
9-5-7	端末のタイムアウト機能	リスクの高い場所(例えば、組織のセキュリティ管理外にある公共又は外部領域)にあるか、又はリスクの高いシステムで用いられている端末が活動停止状態にある場合、認可されていない者によるアクセスを防止するために、一定の活動停止時間の経過後、その端末を遮断されること。	
9-5-8	接続時間の制限	リスクの高い業務用ソフトウェアに対しては、追加のセキュリティを提供するために、接続時間に制限を設けること。	○
9-6	業務用ソフトウェアのアクセス制御	管理目的:情報システムが保有する情報への認可されていないアクセスを防止するため。	
9-6-1	情報へのアクセス制限	情報及び業務用システム機能へのアクセスは、アクセス制御方針に従い、制限されること。	
9-6-2	取扱いに慎重を要するシステムの隔離	取扱いに慎重を要するシステムは、専用の(隔離された)コンピュータ環境にあること。	
9-7	システムアクセス及びシステム使用状況の監視	管理目的:認可されていない活動を検出するため。	
9-7-1	事象の記録	例外事項、その他のセキュリティに関連した事象を記録した監査記録を作成して、将来の調査及びアクセス制御の監視を補うために、合意された期間保存すること。	○
9-7-2	システム使用状況の監視	情報処理設備の使用状況を監視する手順を確立し、監視の結果を、定期的に見直すこと。	○
9-7-3	コンピュータ内の時計の同期	正確な記録のために、コンピュータ内の時計を同期させておくこと。	○
9-8	移動型計算処理及び遠隔作業	管理目的:移動型計算処理(Mobile Computing)及び遠隔作業(Teleworking)の設備を用いるときの情報セキュリティを確実にするため。	
9-8-1	移動型計算処理	移動型計算処理の設備(ノート型コンピュータ、パームトップコンピュータ、ラップトップコンピュータ及び携帯電話等)を用いた作業、特に保護されていない環境における作業のリスクから保護するために、正式な個別方針を持ち、適切な管理策を採用すること。	

表 9-1 対策基準 (9/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
9-8-2	遠隔作業	遠隔作業を認可し及び管理するための個別方針、手順及び標準類を策定すること。	
10	システムの開発及び保守		
10-1	システムのセキュリティ要求事項	管理目的:情報システムへのセキュリティの組み込みを確実にするため。	
10-1-1	セキュリティ要求事項の分析及び明示	新しいシステム又は既存のシステムの改善に関する業務上の要求事項では、管理策についての要求事項を明記すること。	
10-2	業務用システムのセキュリティ	管理目的:業務用システムにおける利用者データの消失、変更又は誤用を防止するため。	
10-2-1	入力データの妥当性確認	業務用システムに入力されるデータは、正確で適切であることを確実にするために、その妥当性を確認すること。	
10-2-2	内部処理の管理	処理したデータの改ざんを検出するために、システムに妥当性の検査を組み込むこと。	
10-2-3	メッセージ認証	重要性の高いメッセージ内容の完全性を確保するセキュリティ要件が存在する場合は、メッセージ認証を使用すること。	○
10-2-4	出力データの妥当性確認	業務用システムからの出力データについては、保存された情報の処理がシステム環境に対して正しく、適切に行われていることを確実にするために、妥当性確認をすること。	
10-3	暗号による管理策	管理目的:情報の機密性、真正性又は完全性を保護するため。	
10-3-1	暗号による管理策の使用に関する個別方針	情報を保護するための暗号による管理策の使用について、個別方針を定めること。	
10-3-2	暗号化	取り扱いに慎重を要する又は重要な情報の機密性を保護するために、暗号化を用いること。	
10-3-3	デジタル署名	電子的な情報(電子文書等)の真正性及び完全性を保護するために、デジタル署名を用いること。	
10-3-4	否認防止サービス	事象又は動作が起こったか、起こらなかったかについての紛争の解決には、否認防止サービスを用いること。	
10-3-5	かぎ管理	一連の合意された標準類、手順及び方法に基づくかぎ管理システムを、暗号技術の利用を支援するために用いること。	
10-4	システムファイルのセキュリティ	管理目的:IT プロジェクト及びその支援活動をセキュリティが保たれた方法で実施されることを確実にするため。	
10-4-1	運用ソフトウェアの管理	運用システムでのソフトウェアの実行を管理する手順を持つこと。	○
10-4-2	システム試験データの保護	試験データを保護され、管理されること。	○

表 9-1 対策基準 (10/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
10-4-3	プログラムソースライブラリへのアクセス制御	プログラムソースライブラリへのアクセス全体にわたって、厳しい管理を維持すること。	○
10-5	開発及び支援過程におけるセキュリティ	管理目的:業務用システム及び情報のセキュリティを維持するため。	
10-5-1	変更管理手順	正式な変更管理手順によって、情報システムの変更の実施を厳しく管理すること。	○
10-5-2	オペレーティングシステムの変更の技術的レビュー	オペレーティングシステムを変更した場合は、業務用システムをレビューし、試験すること。	○
10-5-3	パッケージソフトウェアの変更に対する制限	パッケージソフトウェアの変更は極力行わないようにし、絶対に必要な変更は厳しく管理すること。	○
10-5-4	隠れチャンネル及びトロイの木馬	隠れチャンネル(Covert channels)及びトロイの木馬(Trojan code)の危険性から保護するために、ソフトウェアの購入、使用及び修正を管理し、検査すること。	○
10-5-5	外部委託によるソフトウェア開発	外部委託によるソフトウェア開発をセキュリティの保たれたものとするための管理策を適用すること。	
11	事業継続管理		
11-1	事業継続管理の種々の面	管理目的:事業活動の中断に対処するとともに、重大な障害又は災害の影響から重要な業務手続を保護するため。	危機管理計画として
11-1-1	事業継続管理手続	組織全体を通じて事業継続のための活動を展開し、かつ、維持するための管理された手続を整っていること。	○
11-1-2	事業継続及び影響分析	事業継続に対する全般的取組みのために、適切にリスクアセスメントに基づいた戦略計画を立てること。	○
11-15	継続計画の作成及び実施	事業運営を、重要な業務手続の中断又は障害の後、適切な時間内で維持又は復旧させるための計画を立てること。	○
11-1-4	事業継続計画作成のための枠組み	すべての計画が整合したものになることを確実にするため、また、試験及び保守の優先順位を明確にするために、一つの事業継続計画の枠組みを維持すること。	○
11-1-5	事業継続計画の試験、維持及び再評価	事業継続計画が最新の情報を取り入れた有効なものであることを確実にするために定期的に試験をし、定期的な見直しによって維持すること。	○
12	適合性		
12-1	法的要求事項への適合	管理目的:刑法及び民法、その他の法令等、規制又は契約上の義務、並びにセキュリティ上の要求事項に対する違反を避けるため。	
12-1-1	適用法令の識別	各情報システムについて、すべての関連する法令等、規制及び契約上の要求事項を、明確に定め、文書化すること。	

表 9-1 対策基準 (11/11)

ISMS Ver.2.0			本システム における 重要度
項番	項目	詳細項目内容	
12-1-2	知的所有権(IPR)	知的所有権がある物件及びソフトウェア製品を使用する場合は、法的制限事項に適合するように、適切な手続を実行すること。	
12-15	組織の記録の保護	組織の重要な記録は、消失、破壊及び改ざんから保護されること。	
12-1-4	データの保護及び個人情報保護	関連する法令等に従って個人情報を保護するために、管理策を適用すること。	
12-1-5	情報処理施設の誤用の防止	情報処理施設の使用には管理者の認可を要するものとし、そのような施設の誤用を防ぐための管理策を用いること。	○
12-1-6	暗号による管理策の規制	暗号による管理策にアクセス又はその使用を統制することを目的とした、国による協定、法律、規制、又はその他の手段に、適合することを可能にするために、管理策を用いること。	○
12-1-7	証拠の収集	人又は組織に対する措置が、民事であれ刑事であれ、法律にかかわるものである場合、提示する証拠は、関連法令又は事件の審理が行われる特定の法廷の規則に定められた証拠に関する規定に適合させること。また、容認される証拠を作成するために、公表されている標準類又は実践規範にも適合すること。	○
12-2	セキュリティ基本方針及び技術適合のレビュー	管理目的:組織のセキュリティ基本方針及び標準類へのシステムの適合を確実にするため。	
12-2-1	セキュリティ基本方針との適合	管理者は、自分の責任範囲におけるすべてのセキュリティ手続が正しく実行されることを確実にすること。組織内のすべての範囲について、セキュリティ基本方針及び標準類に適合することを確実にするために、定期的に見直すこと。	
12-2-2	技術適合の検査	情報システムは、セキュリティ実行標準と適合していることを定期的に検査すること。	
12-3	システム監査の考慮事項	管理目的:システム監査手続の有効性を最大限にすること、及びシステム監査手続への/からの干渉を最小限にするため。	
12-3-1	システム監査管理策	運用システムの監査は慎重に計画し、業務手続の中断のリスクを最小限に抑えるように慎重に計画を立て、合意すること。	
12-3-2	システム監査ツールの保護	システム監査ツールは、誤用又は悪用を防止するために保護されること。	

第5 導入方法

（「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年3月30日策定，平成15年3月18日一部改定，平成18年9月29日全部改定，平成22年11月9日一部改定 総務省）」）より引用）

1 導入作業の概要

CIO は，ポリシーの運用開始までにポリシーを職員等関係者に周知徹底し，確実に実施するための措置を行うこと。

2 実施手順の作成

実施手順は，ポリシーに記述された内容をネットワーク及び本システムや業務においてどのような手順で実行していくかについて定める。この実施手順は，ポリシーを遵守しなければならない職員等関係者について各々の扱う情報資産，実施する業務等に応じて情報セキュリティを確保するためにどのようにしなければならないかを示すいわゆるマニュアルに該当するものである。したがって，地方公共団体の実情を考慮し，かつ，業務を実施する環境に応じて，必要のある場合には情報資産又は業務ごとに個別に定める必要がある。また，既存の規程等で対応できる事項については，適用される規程を定めることが必要である。

このような実施手順の規程として定められるものの例としては，平成11年度に開催した「地方公共団体のためのコンピュータセキュリティ対策基準のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において提言された「地方公共団体のためのコンピュータセキュリティ対策基準対策実施手順編」に掲げる<基本的な方針として定める文書群の例>のうち基本方針を除く諸規程が挙げられる。

なお，検討委員会では，地方公共団体における個々の行政情報システムにおけるセキュリティ対策の設計・導入を行う場合や，改善策を検討する場合の一つの目安として，対策項目を列挙した「対策リスト編」についても，あわせて提言しているところである。

3 ポリシーへの準拠

CIO は，ポリシーの運用開始に先立ち実態及び実施手順のポリシーへの準拠状況の検証を統括情報セキュリティ担当者及び情報セキュリティ担当者を実施させる。CIO は，準拠状況を収集・検討し，適切な助言，措置等を統括情報セキュリティ担当者及び情報セキュリティ担当者に行った上で運用を開始する。

ネットワーク管理者及び本システム管理者は，自分の責任範囲におけるすべての情報資産について導入された，物理的セキュリティ対策，人的セキュリティ対策，技術

的セキュリティ対策, 緊急時対応計画及び実施手順がポリシーに準拠しているかどうかを検証する。

4 配布及び説明会

情報セキュリティ委員会は、ポリシーを職員等関係者に周知するための、ポリシーの配布や説明会を行う。また、実施手順については統括情報セキュリティ担当者が各課部局において行う。なお、実施手順については、外部に漏洩しないよう厳重に取り扱うことを職員等関係者等に対して徹底する。

第6 評価・見直し方法の説明

ポリシー及び情報セキュリティ対策の評価、本システムの変更、新たな脅威等を踏まえ、定期的に対策基準の評価・見直しを適切に行うことが重要である。ポリシーを常に実態に即したものとし、情報セキュリティ水準を高く保つためにも、この評価・見直しについては情報化推進委員会の下で行う必要がある。

第 10 章 セキュリティガイドライン

第1 本章の目的

本章では、セキュリティに関して、システム構成等の基本条件を規定する。本章で挙げた基本条件に基づいて、機器の実装やポリシーの策定を行う必要がある。

第2 汎用受付システムから導出される基本条件

本システムは、データセンター等内に他申請システムとは別の構成部位として構築され、「図 10-1 システム構成例」「表 10-1 機器説明」に例示されるように、データセンター等に対して、住民側のインターネットと、市区町村役場側の専用回線によって構成される。

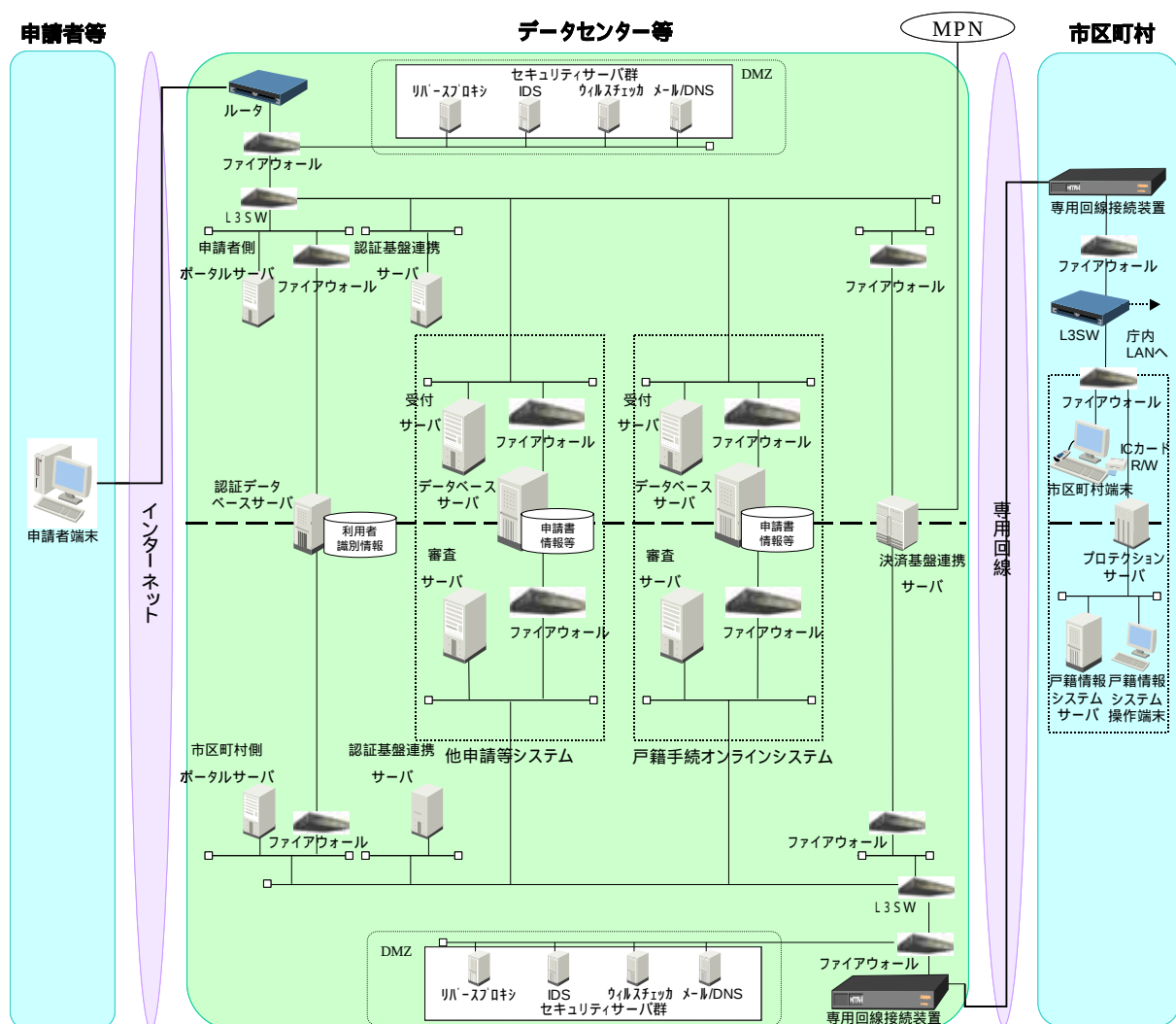


図 10-1 システム構成例

表 10-1 機器説明 (1/2)

項番	機器名称	説明
1	申請者端末	申請者が戸籍に関する申請等をオンラインで行うための端末
2	IC カード	IC カード内には秘密鍵及び電子証明書があり,申請者や市区町村職員等のシステム利用者が本システムにログインするとき及び申請書等に署名を付与するときに利用する
3	住民ポータルサーバ	申請者等にとって本システムへ入り口となるポータルサイトの機能を具備する
4	認証基盤連携サーバ	各種認証基盤と連携し,申請者等及び市区町村長の電子署名検証等を行う機能を具備する
5	受付サーバ	申請者等からの申請等の受付,問い合わせ等の機能を具備する
6	職員ポータルサーバ	市区町村職員にとって本システムへ入り口となるポータルサイトの機能を具備する
7	審査サーバ	市区町村職員による審査機能を具備する
8	データベースサーバ	受付サーバで受け付けた情報,審査サーバからの審査結果情報及び電子戸籍証明書等を格納し,受付サーバと審査サーバ間でのデータの中継を行う
9	決済基盤連携サーバ	決済基盤に対して納付情報の登録及び収納状況の取得等を行う機能を具備する
10	メール/DNS サーバ	IP アドレスとホスト名をマッピングする。また,申請書情報等の到達や補正指示等のメールのやりとりを仲介する
11	リバースプロキシ + SSL	受付側サーバの代理として,そのサーバへの要求を中継するプロキシサーバ。また申請者端末,市区町村端末及びプロテクションサーバと SSL 通信を行う
12	ウィルスチェッカ	データセンター等に送られたデータにウィルス等が含まれていないかをチェックする
13	IDS	LAN 上に流れるパケットを監視し,不正アクセス等を検知する

表 10-1 機器説明 (2/2)

項番	機器名称	説明
14	プロテクションサーバ	審査サーバと戸籍情報システムとの間での情報交換機能及び本システムと戸籍情報システムのセキュリティ境界を具備する
15	市区町村端末	市区町村職員が本システムの操作を行うオンライン端末
16	戸籍情報システムサーバ	既存の戸籍情報システム
17	戸籍情報システム端末	既存の戸籍情報システムを操作する端末

本システムをデータセンター等内に構築するとき、汎用受付システムによって定められた次の構築の基本条件をみたさなければならない。

(1) 専用回線の独立性確保

専用回線は地方公共団体を相互に接続する行政専用の閉じたネットワークとする。そのため、インターネットとは完全に切り離されなければならないため、調達するシステムが専用回線に対して自ネットワークを中継した IP リーチャビリティが発生しないように、データセンター等内の機器を構成すること。

また、専用回線接続設備は、インターネットから切り離された位置に接続しなければならない。具体的なネットワーク構成において、以下の点を考慮すること。

ア 専用回線との通信がインターネットからアクセス可能なセグメント上を経由しないこと。

イ 専用回線のドメイン情報やルーティング情報がインターネット上に漏えいしないこと。

(「汎用受付システム構築の参考資料(調達編・共同方式の場合)(第1.1版)」より引用)

(2) 汎用受付システムと同等のセキュリティの基本条件を備える

ファイアウォールを設置して構成した DMZ(De-Militarized Zone：非武装地帯)内に、以下の条件を満たす公開サーバ群及びセキュリティ関連サーバ群を設置すること。

ア 申請等の情報を送受信する際には SSL や TLS 等を利用し、通信経路の暗号化を行うこと。

イ インターネット向けサーバには地方公共団体の組織認証基盤(以下、「LGPKI」という。)のサーバ証明書をインストールすること。

ウ ファイアウォールの設定により外部からの不正なアクセスを排除し、内部システムの安全を確保すること。

- エ ウイルスチェック機能を設け、本システムを経由する全てのデータが破壊、改ざん及び漏えいされないようにするとともに外部へのデータ送付時もウイルスチェックを行い、チェックで該当したデータは外部へ出る前に削除し、その旨を送信者へ自動的に通知すること。
- オ 外部及び内部からの不正なアクセスを検知し、迅速な発見と対策行動をとれるようにすること。
- カ ネットワーク構成等の外部からの攻撃目標となりえる情報が漏えいしないよう対策をとること。
- キ リレーメール等については、第三者から不正利用されないようにリレー制限すること。

(3) システムが安定稼働するために以下の監視を行うこと。

- ア ネットワーク機器及びサーバ装置の稼働確認を行うこと。
- イ ネットワーク機器の負荷状態(トラフィック)の監視を行うこと。
- ウ サーバ装置の負荷状態(CPU 使用率、メモリ使用率等)の監視を行うこと。
- エ システムの稼働状態の確認を行うこと。

(「汎用受付システム構築の参考資料(調達編・共同方式の場合)(第1.1版)」より引用)

第3 本システム特有の脅威から導出される基本条件

本システムでは、従来、各市区町村役場内でやりとりされていた戸籍情報が、インターネット上を流れ、電子的にやりとりされることとなる。それに起因して特有の脅威が存在するため、それに対する対策を基本条件として実施する必要がある。脅威と対策を、「表 10-2 戸籍情報のセキュリティを侵害する脅威に対する対策」に示す。

表 10-2 戸籍情報のセキュリティを侵害する脅威に対する対策 (1/2)

項番	脅威	保護対象資源	対策
1	傍受	インターネット上を流れる戸籍情報	申請者端末～データセンター等間のネットワークをSSL通信とする
2		専用回線上を流れる戸籍情報	市区町村役場～データセンター等間のネットワークはSSL通信とする。また、審査サーバ～プロテクションサーバ間、及び審査サーバ～市区町村端末間は、戸籍情報暗号化等の措置により通信データを暗号化する。

表 10-2 戸籍情報のセキュリティを侵害する脅威に対する対策 (2/2)

項番	脅威	保護対象資源	対策
3		市区町村役場内 LAN を流れる戸籍情報	プロテクションサーバ～戸籍情報システム間は、市区町村の環境に応じて、以下の対策を選択的に行う。 ・暗号化が必要な場合は暗号化する。 ・暗号化しない場合は、ラック等の施錠管理によりネットワークを保護する。
4		データセンター等内 LAN を流れる戸籍情報	データセンター等の環境に応じて、以下の対策を選択的に行う。 ・暗号化が必要な場合は暗号化する。 ・暗号化しない場合は、ラック等の施錠管理によりネットワークを保護する。
5	改ざん	ネットワーク上 (インターネット，専用回線，市区町村内の LAN，データセンター等内 LAN) を流れる戸籍情報	IC カード内の電子証明書等を使った電子署名による改ざん検知
6	なりすまし 否認	・申請書情報等 ・審査結果情報等	IC カード内の電子証明書等を使った電子署名による本人の証明
7	不正アクセス	・データセンター等内のデータベースサーバ ・各市区町村の戸籍情報システムの戸籍情報	・データセンター等内のファイアウォール，サーバ等でアクセス制御を行う。 ・各市区町村内のプロテクションサーバによりアクセス制御を行う。

前述までの対策は、基本条件として満たす必要がある。

当該対策によって、戸籍情報は電子署名付与やデータ暗号化など、様々な形態でネットワーク上を流れる。また、戸籍情報システムで扱う戸籍データは平文であったが、本システムで扱うデータはXMLである。以下に「図 10-1 システム構成例」をもとにした、業務ごとの戸籍情報の形態を例示する。

1 申請・届出・交付

申請・届出・交付を実施する際、戸籍情報（申請書情報等、添付書面等、電子戸籍証明書等、戸籍データ）に施される対策を次の「図 10-2 申請・届出・交付時の戸籍情報の状態」及び「表 10-3 戸籍情報の状態」に示す。



図 10-2 申請・届出・交付時の戸籍情報の状態

表 10-3 戸籍情報の状態

項番	場所	説明	該当戸籍情報
1	申請者端末 ～ データセンター等内申請者側リバースプロキシ + SSL サーバ間	電子署名が付与された XML 形式の戸籍情報は、SSL 通信路（自宅会社内 LAN・インターネット・共同センタ内 LAN）を流れる。	・ 交付請求書情報 ・ 届出情報 ・ 添付書面等 ・ 電子戸籍証明書
2	データセンター等内申請者側リバースプロキシ + SSL サーバ ～ 職員側リバースプロキシ + SSL サーバ間	電子署名が付与された XML 形式の戸籍情報は、リバースプロキシ + SSL サーバにて SSL 通信が解かれ、データセンター等内 LAN 上を流れる。	・ 交付請求書情報 ・ 届出情報 ・ 添付書面等 ・ 電子戸籍証明書
3	データベースサーバ	電子署名が付与された XML 形式の戸籍情報がデータベースサーバに格納される。	・ 交付請求書情報 ・ 届出情報 ・ 添付書面等 ・ 電子戸籍証明書
4	データセンター等内職員側リバースプロキシ + SSL サーバ ～ 市区町村役場内の市区町村端末及びプロテクションサーバ間	電子署名が付与された XML 形式の戸籍情報は SSL 通信路を流れる。 ただし、審査サーバ～市区町村端末間、及び審査サーバ～プロテクションサーバ間は戸籍情報暗号化等の措置によって暗号化された戸籍情報が流れる。	・ 交付請求書情報 ・ 届出情報 ・ 添付書面等 ・ 電子戸籍証明書
5	プロテクションサーバ ～ 戸籍情報システム間	電子署名が付与された XML 形式の戸籍情報が流れる。	・ 交付請求書情報 ・ 届出情報 ・ 添付書面等 ・ 電子戸籍証明書 ・ 戸籍情報
6	戸籍情報システム	戸籍データが格納される。	・ 戸籍情報

第4 脅威と対策

本システムにおいて、「図 10-1 システム構成例」をもとに、脅威及びその対策を検討した。

1 脅威の主体

本システムにおける脅威の主体となる登場人物を「申請者」、「システム利用者」、「システム運用管理者」、「出入りする者」及び「第三者」と分類する。

また、「システム運用管理者」及び「出入りする者」については各データセンター等内及び各市区町村役場内に存在する。以下の「表 10-4 登場人物」と「図 10-3 システム構成及び登場人物」に登場人物を示す。

表 10-4 登場人物

項番	場所	登場人物	説明
1	自宅 ・会社等	申請者	・ 個人／法人等本システムで申請等を行う者
2	市区町村 役場	システム利用者	・ 職員のうち戸籍事務に関するシステム利用権限を持つ者
3		システム運用管理者	・ 市区町村でシステムの運用を行うオペレータ，システム管理者等
4		出入りする者	・ 職員のうち戸籍事務に関するシステム利用権を持たない者 ・ 市区町村役場内に出入りする業者（清掃業者，警備業者など）
5	データセ ンター等	システム運用管理者	・ データセンター等でシステムの運用を行うオペレータ，システム管理者等
6		出入りする者	・ 戸籍事務に関するシステム利用権を持たない者 ・ データセンター等内に出入りする業者（清掃業者，警備業者など）
7	-	第三者	・ 上記以外の者

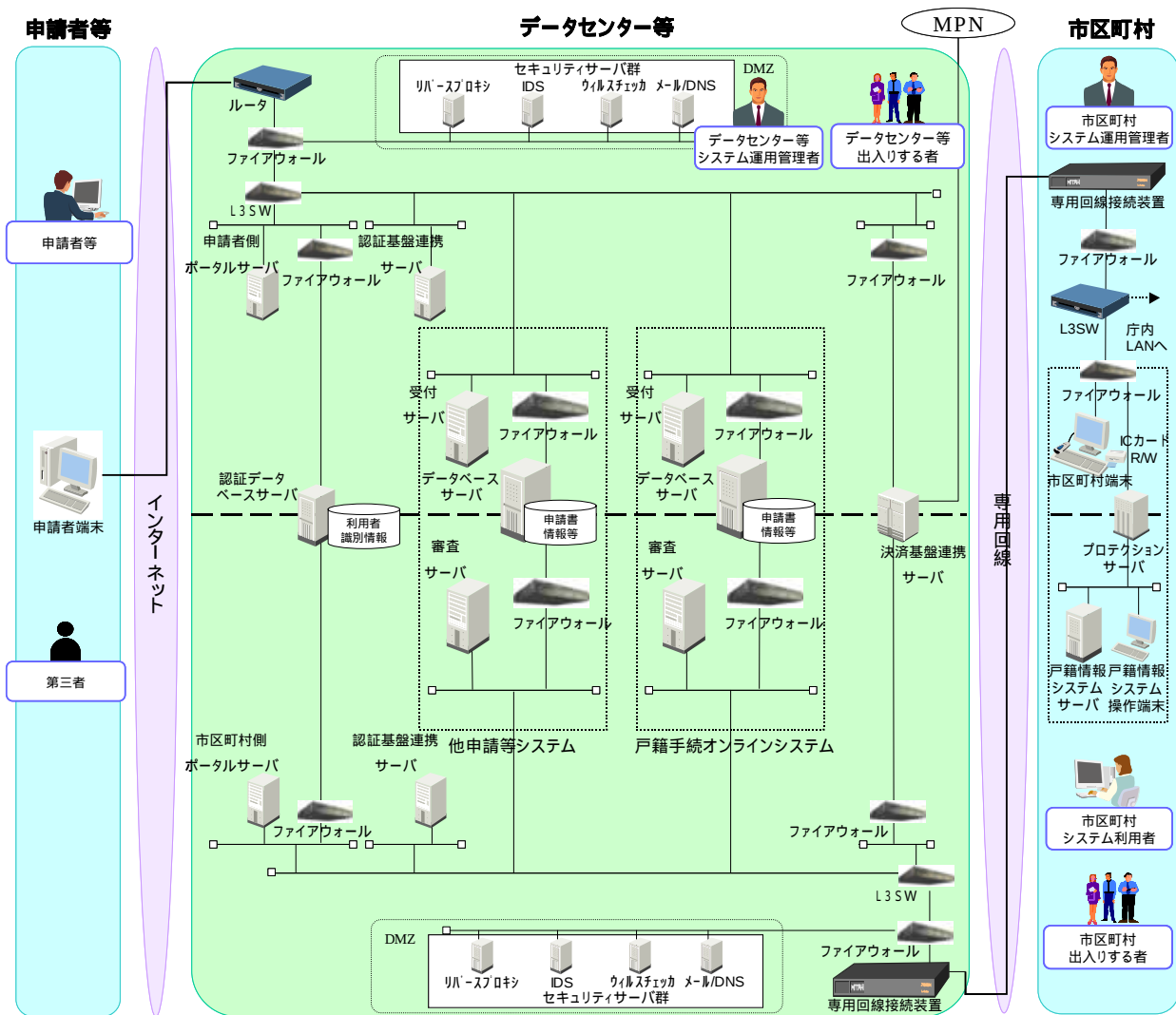


図 10-3 システム構成及び登場人物

2 保護対象資源

考慮する保護対象資産は、「戸籍情報（申請書等情報・電子戸籍証明書等）」、「秘密鍵等」、「公開情報」、「管理データ」、「ソフトウェア」、「監査対象ログ」、「バックアップデータ」、「ハードウェア」、「バックアップ媒体」及び「印刷物」である。本資料においてはこれらの保護対象資産を脅威から守るための対策を検討する。次の「表 10-5 保護対象資源」に保護対象資産の詳細を示す。

表 10-5 保護対象資源

項番	保護対象資源	説明	場所
1	戸籍情報	本システムが扱う申請書情報等や電子戸籍証明書など	データセンター等（データベースサーバ）、市区町村役場（戸籍情報システム内）、ネットワーク上
2	秘密鍵等	電子署名及び戸籍情報暗号化等の措置等で使用される一対の鍵の組のうち、一般に公開されない鍵等	申請者等及び市区町村職員保持の IC カード、申請者端末、市区町村端末、審査サーバ、リバースプロキシ + SSL、プロテクションサーバ、戸籍情報暗号化等に係るセキュリティ装置
3	公開情報	Web コンテンツ	データセンター等
4	管理データ	本システムの動作に必要なアカウント情報や動作条件に関する情報	データセンター等 市区町村
5	ソフトウェア	本システムを構成するソフトウェア及びその支配下の情報	データセンター等 市区町村
6	監査対象のログ	アクセスログなど、システムの動作状態記録の情報	データセンター等 市区町村
7	バックアップデータ	バックアップした情報	データセンター等 市区町村
8	ハードウェア	物理的なハードウェアそのもの	データセンター等 市区町村
9	バックアップ媒体	バックアップした情報が格納された媒体	データセンター等 市区町村
10	印刷物	本システムで印刷した印刷物	市区町村

3 脅威、対策の検討

上記の脅威の主体となる登場人物に着目し、脅威と脅威に対する技術的対策及び運用面での対策及び自然災害や故障に関する脅威と脅威に対する対策及び運用面での対策を「付録 3 脅威に対する対策一覧」に示す。